

# 教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ

平成19年11月7日

中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会

# 教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ

## 【目次】

<b>これまでの経緯</b>	3
<b>1. 教育の目的とこれまでの学習指導要領改訂</b>	6
<b>2. 現行学習指導要領の理念</b>	8
<b>3. 子どもたちの現状と課題</b>	11
<b>4. 課題の背景・原因</b>	16
(1) 社会全体や家庭・地域の変化	16
(2) 学習指導要領の理念を実現するための具体的な手立て	17
(3) 教師が子どもたちと向き合う時間の確保や効果的・効率的な指導のための条件整備	19
<b>5. 学習指導要領改訂の基本的な考え方</b>	21
(1) 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂	21
(2) 「生きる力」という理念の共有	22
(3) 基礎的・基本的な知識・技能の習得	23
(4) 思考力・判断力・表現力等の育成	24
(5) 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保	26
(6) 学習意欲の向上や学習習慣の確立	27
(7) 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実	28
<b>6. 教育課程の基本的な枠組み</b>	30
(1) 小・中学校の教育課程の枠組み	30
小・中学校の授業時数の現状と国際比較	
小学校の授業時数	
中学校の授業時数	
(2) 高等学校の教育課程の枠組み	40
高等学校教育の共通性と多様性	
年間の授業週数、週当たりの授業時数等	
必修教科・科目の在り方	
(3) 学校週5日制の下での土曜日の活用	46
(4) 発達の段階に応じた学校段階間の円滑な接続	47
(5) 教育課程編成・実施に関する各学校の責任と現場主義の重視	50

<b>7 . 教育内容に関する主な改善事項</b>	5 2
( 1 ) 言語活動の充実	5 3
( 2 ) 理数教育の充実	5 5
( 3 ) 伝統や文化に関する教育の充実	5 6
( 4 ) 道徳教育の充実	5 7
( 5 ) 体験活動の充実	6 0
( 6 ) 小学校段階における外国語活動(仮称)	6 2
( 7 ) 社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項	6 4
(情報教育)	
(環境教育)	
(ものづくり)	
(キャリア教育)	
(食育)	
(安全教育)	
(心身の成長発達についての正しい理解)	
<b>8 . 各教科・科目等の内容</b>	7 0
( 1 ) 幼稚園	7 0
( 2 ) 小学校、中学校及び高等学校	7 3
国語	
社会、地理歴史、公民	
算数、数学	
理科	
生活	
音楽、芸術(音楽)	
図画工作、美術、芸術(美術、工芸)	
芸術(書道)	
家庭、技術・家庭	
体育、保健体育	
外国語	
情報	
専門教育に関する各教科・科目	
道徳教育	
特別活動	
総合的な学習の時間	
( 3 ) 特別支援教育	1 3 2
特別支援学校	
幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育	
<b>9 . 教師が子どもたちと向き合う時間の確保などの教育条件の整備等</b>	1 3 8
( 1 ) 教職員定数の改善	1 3 8
( 2 ) 教師が子どもたちと向き合う時間の確保のための諸方策	1 3 8
( 3 ) 効果的・効率的な指導のための諸方策	1 4 0
( 4 ) 教育行政の在り方の改善	1 4 3
<b>1 0 . 家庭や地域との連携・協力の推進と企業や大学等に求めるもの</b>	1 4 5
( 1 ) 家庭や地域との連携・協力の推進	1 4 5
( 2 ) 企業や大学等に求めるもの	1 4 6

## これまでの経緯

中央教育審議会においては、平成15年5月に文部科学大臣から「今後の初等中等教育改革の推進方策について」包括的な諮問が行われたことを受け、学習指導要領の実施状況を不断に検証している。この間、同年10月には、「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」答申を行い、文部科学省において学習指導要領の一部改正を行った（同年12月）。

### （第3期中央教育審議会における検討）

平成17年2月には、文部科学大臣から、21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などと併せて、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう、第3期中央教育審議会（任期：平成17年2月～平成19年1月）に対して要請<sup>\*1</sup>があった。

第3期の中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会においては、要請の際示された検討の観点を踏まえて、平成17年4月27日の第1回以降部会を39回開催したほか、小・中・高等学校の部会を11回、各教科等ごとの専門部会を合計89回開催した。

この間、同年10月26日の本審議会の「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」などを踏まえ、平成18年2月13日には、「審議経過報告」<sup>\*2</sup>を取りまとめた。

審議経過報告の取りまとめの後、同年3月には、外国語専門部会から、小学校における英語教育についての審議の状況に関して報告を受けた。

---

\*1 その際、「人間力」向上のための教育内容の改善充実、学習内容の定着を目指す学習指導要領の枠組みの改善、学ぶ意欲を高め、理解を深める授業の実現など指導上の留意点、地域や学校の特色を生かす教育の推進、といった観点から幅広く検討するよう求められた。

\*2 「審議経過報告」は、学習指導要領改訂の基本的な考え方として、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむという現行学習指導要領のねらいは今後とも重要であり、その実現のための具体的手立てを講じる必要があると指摘した。

また、基礎的・基本的な知識・技能の育成（いわゆる習得型の教育）と自ら学び自ら考える力の育成（いわゆる探究型の教育）とは、対立的あるいは二者択一的にとらえるべきものではなく、この両方を総合的に育成することが必要であり、そのための手立てとして、言葉と体験などの学習や生活の基盤づくりを重視することが必要であるとした。

さらに、国語力や理数教育等の充実が必要であり、授業時数の見直しを総授業時数の在り方と併せて検討する必要があるとした。学校週5日制については、これを維持しつつ、家庭や地域社会との連携を促進する方向で、土曜日や長期休業日の活用方を検討することが必要と提言した。

加えて、学校教育の質の保証のためのシステムの構築の観点からは、教育課程においても、学習指導要領における到達目標の明確化、情報提供その他の基盤整備の充実、教育課程編成・実施に関する現場主義の重視、全国的な学力調査の実施など教育成果の適切な評価、評価を踏まえた教育活動の改善など、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルの確立の視点に立って検討を進めることが必要であるとした。

また、同年4月以降は、審議経過報告で示した改善の方向性をより具体的に検討するために、小・中・高等学校の各部会を設置し、それぞれの学校段階の改善について審議を行うとともに、専門部会において各教科等ごとに検討し、その結果を踏まえ、更に教育課程部会において教育課程全体を見渡した総括的な立場から審議を深めた。

第3期の中央教育審議会は平成19年1月末で委員の任期末を迎えたため、同月26日に教育課程部会はそれまでの議論と今後の検討課題を整理し、「第3期教育課程部会の審議の状況について」をまとめた。

これらの検討は、平成18年12月に公布された改正教育基本法<sup>\*1</sup>や同法についての国会審議を踏まえて行われた。

また、有識者等からのヒアリング<sup>\*2</sup>を実施し、審議の参考にするとともに、文部科学省が平成17年3月から4月にかけて実施した「義務教育に関する意識調査」、スクールミーティング<sup>\*3</sup>における教職員や保護者の意見、平成18年2月の審議経過報告等についての意見募集に寄せられた意見<sup>\*4</sup>、国際的な学力調査、教育課程実施状況調査の結果など子どもたちの学力の現状その他の各種資料に基づき、検討を進めてきた。

#### (第4期中央教育審議会における検討)

平成19年2月から審議を開始した第4期中央教育審議会は、同年2月6日に文部科学大臣からの審議要請を受け、教育基本法の改正を踏まえて、緊急に必要とされる教育制度の改正について集中的に審議を行い、同年3月10日に「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について(答申)」をまとめた。

同年6月に、「学校教育法等の一部を改正する法律」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」、「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律」の三法が国会で成立・公布され、その中で、学校教育法においては、各

---

\*1 改正教育基本法は、自然や環境とのかかわりの重視、公共の精神や道徳心、自律心の涵養、伝統や文化の尊重、国際社会の一員としての意識の涵養といった新しい理念を教育の目標として規定(第2条)するとともに、生涯学習の理念(第3条)、義務教育の目的(第5条)、家庭教育(第10条)、幼児期の教育(第11条)、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力(第13条)、教育行政(第16条)、教育振興基本計画(第17条)など、学習指導要領改訂の方向性にかかわる規定が盛り込まれている。

\*2

- ・ 義務教育に関する意識調査の結果について... 苅谷剛彦氏(東京大学大学院教育学研究科教授)
- ・ 食育について... 服部幸應氏(学校法人服部学園服部栄養専門学校理事長・校長)
- ・ キャリア教育について... 玄田有史氏(東京大学社会科学研究所助教授)
- ・ 金融・経済教育について... 高橋伸子氏(生活経済ジャーナリスト)
- ・ 全国連合小学校長会(寺崎千秋会長、池田芳和調査研究部長)
- ・ 全日本中学校長会(高橋秀美総務部長、谷合明雄生徒指導部長)
- ・ 全国高等学校長協会(甲田充彦会長)

\*3 国民の期待に応える確かな教育改革を推進するため、文部科学大臣、同副大臣、同大臣政務官等が、全国47都道府県を網羅する形で小学校、中学校、盲・聾・養護学校等に訪問し、教育現場における実際の取組を見たり、教職員、子どもたち、保護者などの意見を直接聴いたりする取組。平成17年1月から7月までの間に380校において実施された。

\*4 「審議経過報告」の意見募集では、405件の意見が寄せられ、例えば、「考える力」の育成にはまず知識・技能の習得が必要」、「現行学習指導要領は「自ら学び自ら考える力の育成を図る」ための方法論が示されていない」、「義務教育段階では様々な子どもたちと触れ合うことが、成長にとって不可欠」といった意見があった。

学校段階の目的・目標規定が改められるとともに、新たに義務教育の目標等が定められた。

第4期の教育課程部会は、第3期の教育課程部会の審議を引き継ぎ、改正教育基本法や学校教育法の一部改正及びその国会審議等を踏まえ、小・中・高等学校の教育課程の枠組み、道徳教育や体験活動の充実といった教科等を横断した事項や各教科等の教育内容についての具体的な改善について、教育課程部会を15回、小・中・高等学校部会を5回、各教科等ごとの専門部会を36回開催し、審議を重ねてきた。その結果、第3期及び第4期を通じ、学習指導要領改訂について教育課程部会を54回、小・中・高等学校部会を16回、各教科等ごとの専門部会を125回にわたって審議を行ったことになる。

教育課程部会では、今回、これまでの審議を「審議のまとめ」として取りまとめ、公表することにした。なお、これまでの審議内容の詳細については、文部科学省のホームページで公開されている議事録・議事要旨及び配付資料を参照していただきたい。この「審議のまとめ」に対して、教育関係者、地方自治体関係者、保護者の皆様をはじめ広く国民の皆様の忌憚のない御意見をお寄せいただけることを期待している。

## 1. 教育の目的とこれまでの学習指導要領改訂

教育基本法第1条は、教育の目的を「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と規定している。すなわち、教育の目的は、一人一人の人格の完成であり、国家・社会の形成者の育成である。このことはいかに時代が変化してもいささかも変わりはなく、普遍的なものである。

各学校において編成される教育課程の基準である学習指導要領は、この目的の実現を図るため、社会や子どもたちの変化を踏まえ、概ね10年に一度改訂されてきた。

昭和22年に試案として示された学習指導要領は、昭和33年から文部省告示として公示された。その昭和33年改訂は、全教科を通じて経験主義<sup>\*1</sup>や単元学習<sup>\*2</sup>に偏りすぎていたそれまでの戦後の新教育の潮流を改め、各教科のもつ系統性を重視し、基礎学力の充実を図った。昭和43年改訂は、めざましい国民生活の向上、文化の発展、社会情勢の進展等を踏まえ、教育内容の一層の向上を図った。教育内容も授業時数も量的にピークを迎えたのはこの時期である。

これに対して、学校教育が知識の伝達に偏る傾向があるとの指摘がなされ、昭和52年の改訂では、各教科の基礎的・基本的事項を確実に身に付けられるように教育内容を精選するなど真の意味における知育を充実し、知・徳・体の調和のとれた発達を図った。

昭和59年から62年にかけて内閣に設置された臨時教育審議会は、教育が我が国社会の発展の原動力となってきたことを踏まえつつ、その一層の改善の観点から、「個性重視の原則」、「生涯学習体系への移行」、「変化への対応」の三つの視点で改革方策を提言した。

平成元年に行われた学習指導要領の改訂は、この臨時教育審議会答申の趣旨を踏まえ、各教科において思考力、判断力、表現力等の育成や自ら学ぶ意欲や主体的な学習の仕方を身に付けさせることを重視した。

現行の学習指導要領は平成10年から11年にかけて改訂され、学校週5日制の完全実施と併せて小・中学校は平成14年度から、高等学校は15年度から実施された。現行学習指導要領は、平成元年の学習指導要領改訂の趣旨を更に発展させ、変化の激しい次の時代を担う子どもたちに必要な力は「生きる力」とした上で、その「生きる力」をはぐくむために、教育内容の厳選と授業時数の削減、総合的な学習の時間の創設、中学校における選択教科の授業時数の増加などを行った。

\*1 既存の知識や概念を暗記等により、上から権威的に子どもに注入しようとする教条主義の教育に対して、子ども自身の感覚・直感を重視し、経験を通して子どもの発達を図ろうとする教育上の立場。

\*2 教育内容を一つのまとまり(単元)として構成する学習指導の方法。ここでは、特に、実生活に起こる問題を解決する経験のまとまりを内容とする経験的な単元学習を意味しており、科学・学問の基礎を子どもの発達過程に即して体系的に教えようとする立場からは、系統学習を困難にすると批判されている。

また、前述のとおり、平成15年には学習指導要領の一部改正が行われた。この改正により、学習指導要領は、すべての子どもたちに対して指導すべき内容を示したもの(学習指導要領の「基準性」)であり、各学校は、子どもたちの実態に応じ、学習指導要領が示していない内容を加えて指導することができることが明確になった。

このように、我が国の学習指導要領は、社会の変化や子どもたちの現状を踏まえ、それぞれの時代において、一人一人の人格の完成と国家・社会の形成者の育成という教育の目的の実現を図るべく、改善が図られてきた。

このため、今回の改善に当たっても、まず、社会の変化や子どもたちの現状を見据え、いかに教育の普遍的な目的の実現を図るかとの観点から検討を行った。



## 2. 現行学習指導要領の理念

(現行学習指導要領の理念の重要性)

現行学習指導要領は、平成8年7月の中央教育審議会答申(「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」)を踏まえ、変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」であるとの理念に立脚している。

この点について今回改めて検討を行ったが、平成8年の答申以降、1990年代半ばから現在にかけて顕著になった、「知識基盤社会」の時代などと言われる社会の構造的な変化の中で、「生きる力」をはぐくむという理念がますます重要になっていると考えられる。

(「知識基盤社会」の時代と「生きる力」)

すなわち、平成17年の中央教育審議会答申(「我が国の高等教育の将来像」)が指摘するとおり、21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」(knowledge-based society)の時代であると言われている。

「知識基盤社会」の特質としては、例えば、知識には国境がなく、グローバル化が一層進む、知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる、知識の進展は旧来のパラダイムの転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が一層重要になる、性別や年齢を問わず参画することが促進される、などを挙げることができる。

このような知識基盤社会化やグローバル化は、アイデアなどの知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させるとともに、異なる文化・文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。

「競争」の観点からは、事前規制社会から事後チェック社会への転換が行われており、金融の自由化、労働法制の弾力化など社会経済の各分野での規制緩和や司法制度改革などの制度改革が進んでいる。このような社会において、自己責任を果たし、他者と切磋琢磨しつつ一定の役割を果たすためには、基礎的・基本的な知識・技能の習得やそれらを活用して課題を見だし、解決するための思考力・判断力・表現力等が必要である。しかも、知識・技能は、陳腐化しないよう常に更新する必要がある。生涯にわたって学ぶことが求められており、学校教育はそのための重要な基盤である。

他方、同時に、「共存・協力」も必要である。国や社会の間を情報や人材が行き交い、

相互に密接・複雑に関連する中で、世界や我が国社会が持続可能な発展を遂げるためには、環境問題や少子・高齢化といった課題に協力しながら積極的に対応することが求められる。このような社会では、自己との対話を重ねつつ、他者や社会、自然や環境と共に生きる、積極的な「開かれた個」であることが求められる。

また、グローバル化の中で、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共存していくためには、自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることが重要になっている。

もちろん、知識基盤社会化やグローバル化の時代だからこそ、身近な地域社会の課題の解決にその一員として主体的に参画し、地域社会の発展に貢献しようとする意識や態度をはぐくむこともますます必要となっている。

このように個人は他者や社会などのかかわりの中で生きるものであるが、一人一人の個人には興味や関心、持ち味に違いがある。さらに、変化の激しい社会の中では、困難に直面することも少なくないことや高齢化社会での長い生涯を見通した時、他者や社会の中で切磋琢磨しつつも、他方で、読書などを通して自己と対話しながら、自分自身を深めることも大切である。

これまで述べてきたとおり、社会の構造的な変化の中で大人自身が変化に対応する能力を求められている。そのことを前提に、次代を担う子どもたちに必要な力を一言で示すとすれば、まさに平成8年(1996年)の中央教育審議会答申で提唱された「生きる力」にほかならない。

このような認識は、国際的にも共有されている。経済協力開発機構(OECD)は、1997年から2003年にかけて、多くの国々の認知科学や評価の専門家、教育関係者などの協力を得て、「知識基盤社会」の時代を担う子どもたちに必要な能力を、「主要能力(キーコンピテンシー)」<sup>\*1</sup>として定義付け、国際的に比較する調査を開始している。このような動きを受け、各国においては、学校の教育課程の国際的な通用性がこれまで以上に強く意識されるようになってきているが、「生きる力」は、その内容のみならず、社会において子どもたちに必要となる力をまず明確にし、そこから教育の在り方を改善するという考え方において、この主要能力(キーコンピテンシー)という考え方を先取りしていたと言ってもよい。

また、内閣府人間力戦略研究会の「人間力戦略研究会報告書」(平成15年4月)をもとにした「人間力」<sup>\*2</sup>という考え方なども同様である。

---

\*1 主要能力(キーコンピテンシー)は、OECDが2000年から開始したPISA調査の概念的な枠組みとして定義付けられた。PISA調査で測っているのは「単なる知識や技能だけではなく、技能や態度を含む様々な心理的・社会的なリソースを活用して、特定の文脈の中で複雑な課題に対応することができる力」であり、具体的には、社会・文化的、技術的ツールを相互作用的に活用する力、多様な社会グループにおける人間関係形成能力、自立的に行動する能力、という三つのカテゴリーで構成されている。

\*2 市川伸一東京大学教授を座長に内閣府が設置した人間力戦略会議の報告書は、人間力を「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」と定義した上で、知的能力的要素、社会・対人関係力的要素、自己制御的要素を総合的にバランス良く高めることが人間力を高めることであるとした。また、人間力は、それを発揮する活動に着目すれば、「職業生活面」、「市民生活面」、「文化生活面」に分類されると指摘している。

(改正教育基本法等と「生きる力」)

平成18年12月に約60年ぶりに改正された教育基本法において新たに教育の目標等が規定された。同法第2条<sup>\*1</sup>は、知・徳・体の調和のとれた発達(第1号)を基本としつつ、個人の自立(第2号)、他者や社会との関係(第3号)、自然や環境との関係(第4号)、日本の伝統や文化を基盤として国際社会を生きる日本人(第5号)、という観点から具体的な教育の目標を定めた。

また、平成19年6月に公布された学校教育法の一部改正により、教育基本法の改正を踏まえて、義務教育の目標が具体的に示されるとともに、小・中・高等学校等においては、「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」と定められた(第30条第2項、第49条、第62条等)。

これらの規定は、その定義が常に議論されてきた学力の重要な要素は、  
基礎的・基本的な知識・技能の習得  
知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等  
学習意欲  
であることを明確に示すものである。

このように、改正教育基本法及び学校教育法の一部改正によって明確に示された教育の基本理念は、現行学習指導要領が重視している「生きる力」の育成にほかならない。

---

\*1 教育基本法

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

### 3. 子どもたちの現状と課題

これまで述べてきたように、「知識基盤社会」の時代を担う子どもたちに求められているのは、「生きる力」である。OECDが、各国の15歳の子どもたちを対象にPISA調査を実施するのも、次代を担う子どもたちの主要能力(キーコンピテンシー)が、一人一人の子どもの自己実現の基盤となるだけではなく、社会全体の発展の原動力になっているとの認識があるからである。

現行学習指導要領は、学校教育において、この「生きる力」をはぐくむことを目標としている。

現在の子どもたちについては、例えば、平成17年の内閣府の世論調査では、ボランティア活動に参加した経験及び今後の参加希望について肯定的に回答した割合は、ともに15～19歳の年齢層で最も高く、その割合は平成5年に実施された同じ調査よりも高まっている<sup>\*1</sup>ように積極的な側面も見られる。「義務教育に関する意識調査」でも、小・中学校に通う子どもの保護者の70%が学校に対して満足している<sup>\*2</sup>。これらの数字の背後には、全国の教師の不断の努力があることを忘れてはならない。

\*1 平成17年5月の内閣府「生涯学習に関する世論調査」では、ボランティアに参加したことがあるとの回答の割合は、15～19歳の年齢層では55.3%で、20歳以上の44.2%を上回っている。また、ボランティア活動に参加してみたいと回答した割合も、それぞれ72.7%と59.6%となっている。平成5年の同じ調査では、15～19歳の年齢層について、参加経験は38.3%、参加希望は66.7%であった。

\*2 「とても満足している」の5.5%、「まあ満足している」の64.5%の合計。

他方で、個別の課題について、肯定・賛成(「とてもそう思う(賛成)」、「まあそう思う(まあ賛成)」の計)が60%を超える意見としては、

- ・「総合的な学習の時間は、教師の力量や熱意に差があり指導にばらつきが出る」(肯定65.3%)
- ・「年間の授業時間を増やす」(賛成67.0%)
- ・「放課後や土曜日、夏休みなどに補習授業を行う」(同61.4%)
- ・「小学校から英語活動を必修にする」(同66.8%)
- ・「将来の職業や生き方についての指導を行う」(同62.7%)
- ・「地域での体験活動やボランティア活動を行う」(同63.7%)
- ・「複数担任制や少人数による指導を行う」(同80.9%) などがあった。

また、文部科学省が実施したスクールミーティングでも、学習内容や授業時数の減少、基礎学力の低下や過度の塾通いが気になるといった意見があった。その一方で、子どもが外で遊ばなくなり発達に応じた遊びや体験がない、コミュニケーションが取れなくなったといった子どもの変化を指摘する声も多く、子ども同士の「群れ遊び」などの交流、あいさつ運動、マナーアップ運動が有効との意見があった。

その後の調査結果(内閣府「低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書」(平成19年2月))でも、小・中学校の保護者の73.3%が学校教育に満足と答え、不満は25.6%であった。なお、同調査では、小学生の95.9%、中学生の94.4%が学校生活を楽しいと回答している。

他方で、様々な調査などの結果から、子どもたちの現状には、次のような課題がある。

### (子どもたちの学力と学習状況)

子どもの学力の現状については、国立教育政策研究所が教育課程実施状況調査<sup>\*1</sup>を行い、把握・分析を行ってきた。小・中学校について、最近では、平成5～7年度、平成13年度、平成15年度と実施されており、平成15年度実施の調査の結果においては、平成13年度実施の調査との同一問題の正答率の経年変化において、「有意に上回る」問題数が全体の約43%になるなど、基礎的・基本的な知識・技能の習得を中心に一定の成果が認められる。これは、基礎的・基本的事項を徹底して指導するといった各学校の努力<sup>\*2</sup>の結果であると言えよう。他方、国語の記述式の問題の正答率が低下するなどの課題が見られた。

高等学校についても、平成17年度実施の調査では、平成14～15年度実施の調査と比較して、例えば、英語の「聞くこと」に関する問題の正答率が上昇する一方で、国語の古典については低下するなどの結果となっている。

他方、平成15年(2003年)に実施された国際的な学力調査(OECDのPIISA調査<sup>\*3</sup>及び国際教育到達度評価学会(IEA)のTIMSS調査<sup>\*4</sup>)の結果からは、我が国の子どもたちの学力は、全体としては国際的に上位にあるものの、

\*1 小・中・高等学校の各学習指導要領の目的・内容に照らした教育内容全般にわたる全国的な定着状況の把握を通じて、学習指導要領や指導の改善のための基礎的なデータを得ることを目的として、小学校5、6年生、中学校1～3年生、高等学校3年生を対象に、国立教育政策研究所が実施する調査。

\*2 平成12年12月の「教育改革国民会議報告-教育を変える17の提案-」を受け、文部科学省は平成13年1月に「21世紀教育新生プラン」を策定し、わかる授業で基礎学力の向上を図るなど7つの重点戦略を示した。平成14年1月には、『確かな学力の向上のための2002アピール「学びのすすめ」』を出し、確かな学力を確立するための各学校の積極的な取組を促した。さらに、平成15年には学習指導要領を一部改正し、学習指導要領の基準性を明確にするとともに、平成15年度から学力向上アクションプランを実施した。

これらを受けて、平成17年度には、小・中学校ともに9割以上の公立学校で標準授業時数を上回って授業を行うとともに、小学校で8割、中学校で7割を超える公立学校で習熟度別指導を実施している。

\*3 Programme for International Student Assessmentの略。生徒の学習到達度調査と訳される。OECD(経済協力開発機構)が実施。高等学校1年生を対象に、知識や技能等を実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを評価する調査。(参加国:41か国/地域、調査項目:下記のとおり(平成15年調査))

(調査項目)

- ・読解力:自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する能力
- ・数学的リテラシー:数学が世界で果たす役割を見付け、理解し、現在及び将来の個人の生活、職業生活、友人や家族や親族との社会生活、建設的で関心をもった思慮深い市民としての生活において確実な数学的根拠に基づき判断を行い、数学に携わる能力
- ・科学的リテラシー:自然界及び人間の活動によって起こる自然界の変化について理解し、意志決定するために、科学的知識を活用し、課題を明確にし、証拠に基づく結論を導き出す能力
- ・問題解決能力:問題の状況が、現実のものであり、解決の道筋がすぐには明らかではなく、1つのリテラシー領域内に限定されない場合に、問題に対処し解決する力

\*4 Trends in International Mathematics and Science Studyの略。国際数学・理科教育動向調査と訳される。IEA(国際教育到達度評価学会)が実施。小学校4年生、中学校2年生を対象に、学校のカリキュラムで学んだ知識や技能等がどの程度習得されているかを評価する調査。(参加国:小学校は25か国/地域、中学校は46か国/地域、調査項目:算数・数学、理科(平成15年調査))

- ・ 読解力や記述式問題に課題があること、
  - ・ PISA調査の読解力の習熟度レベル別の生徒の割合において、前回調査（2000年）と比較して、成績中位層が減り、低位層が増加しているなど成績分布の分散が拡大していること、
- などの低下傾向が見られた。

平成19年4月24日に全国学力・学習状況調査が実施され、小学校第6学年の児童及び中学校第3学年の生徒を対象に、国語、算数・数学について、知識・技能の定着とこれらを活用する力の両面にわたる調査<sup>\*1</sup>が行われた。また、併せて生活習慣や学習習慣等に関する調査が行われた。同調査については、多角的に分析し、その分析を教育の改善に生かすことが何よりも重要である。

現段階においてまとめられた調査結果からは、教育課程実施状況調査や国際的な学力調査と同様に、基礎的・基本的な知識・技能については、相当数の子どもたちが概ね身に付けていると考えられるが、例えば、中学校の数学で、方程式における移項の意味の理解、円柱と円錐の体積の関係の理解などにおいて個別に課題が見られる。

他方、知識・技能を活用する問題については、例えば、国語では、

- ・ 説明文で述べられている事柄の理由を要約すること、資料から必要な事柄を取り出して与えられた条件に即して書き換えること（小学校）
  - ・ 複数の資料から得た情報を比較して、伝えるべき事柄を明確に書くこと（中学校）
- といった点に課題が見られた。また、算数・数学においては、
- ・ 地図で指定された場所について、必要な情報を取り出してその面積を求め、比較し、その理由を説明すること（小学校）
  - ・ 仮定と結論の意味を理解して、正しい証明に改善すること（中学校）
- などに課題があることが明らかになった。

なお、知識・技能を活用する力が身に付いている子どもは基礎的・基本的な知識・技能も定着している傾向にあるが、知識・技能が定着しているからといって、それらを活用する力が身に付いているとは限らないという結果が出ている。

このように、各種調査の結果からは、基礎的・基本的な知識・技能の習得については、個別には課題のある事項もあるものの、全体としては一定の成果が認められる。しかし、思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式の問題に課題がある。これらの力は現行学習指導要領が重視し、子どもたちが社会において必要とされる力であることから、大きな課題であると言わざるを得ない。

また、PISA調査の読解力の成績分布の分散が拡大している要因の一つとしては、

---

\*1 全国学力・学習状況調査の出題内容は、主として「知識」に関する問題（身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能などを中心とした出題）、主として「活用」に関する問題（知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力などにかかわる内容を中心とした出題）となっている。

我が国の子どもたちは、国際的な比較において、読解力や記述式の問題の無答率が高いことが挙げられる。これは、学力の重要な要素である学習意欲やねばり強く課題に取り組む態度自体に個人差が広がっているなどの課題があることを示している。

この点については、平成15年度から17年度にかけて実施された上記の教育課程実施状況調査及び平成19年度に実施された全国学力・学習状況調査では、教科が好きかどうか、家でどのくらい勉強するかなど学習意欲や学習習慣・生活習慣について、一定の改善が見られた。しかし、国際的な学力調査の結果による国際的な比較においては、我が国の子どもたちは数学や理科を好きと答える割合が低いとともに、一日の過ごし方として学校外で宿題をする時間はTIMSS調査参加国中最低、逆にテレビやビデオを見る時間は最長、家の手伝いをする時間は参加国平均の半分程度となっている。また、教育課程実施状況調査でも、我が国の高校生は、若干改善されたとは言え、約4割が平日学校の授業時間以外に全く、またはほとんど勉強をしていない。

前述のとおり、全国学力・学習状況調査では子どもたちの学習意欲や学習習慣・生活習慣の状況についても併せて調査を行い、これらと正答率との相関関係について分析している。その結果、家で学校の宿題をする、家の人と学校での出来事について話をする、朝食を毎日食べる、学校に行く前に持ち物を確認する、学校のきまり・規則を守っている、と回答した子どもの方が正答率が高い傾向が見られた。このように、基本的な学習習慣や生活習慣の確立と正答率には一定の相関関係があることがうかがえる。

また、読書が好き、人の気持ちが分かる人間になりたいと考えている子どもの方が、正答率が高い傾向にあった。

## (子どもの心と体の状況)

いわゆる小1プロブレムや学級崩壊などに見られるような自制心や規範意識の希薄化、生活習慣の確立が不十分であること<sup>\*1</sup>や問題行動等<sup>\*2</sup>、いじめによる子どもの自殺、体力の低下など、子どもたちの心と体の状況にも課題は少なくない。

また、自分に自信がある子どもが国際的に見て少ない<sup>\*3</sup>。学習や将来の生活に対して無気力であったり、不安を感じている子どもが増加するとともに<sup>\*4</sup>、友達や仲間のことで悩む子どもが増えるなど<sup>\*5</sup>人間関係の形成が困難かつ不得手になっているとの指摘もある。

子どもの心身の発達については、社会環境や生活様式の変化が、様々な影響を与えている。体力・運動能力調査の結果など、子どもたちの体力水準が全体として低下していることがうかがえると同時に、積極的に運動する子どもとそうでない子どもに分散が拡大しているとの指摘がある。

このように、子どもたちをめぐる環境の変化などを背景に、学習意欲と同様に、生活習慣の確立や自分への自信、体力などについても、個人差が広がっているなどの課題がある。

---

\*1 生活習慣については、「義務教育に関する意識調査」では、

- ・ 平日の24時以降に就寝する割合は小学校第6学年で約1割、中学校第2学年で約5割、同第3学年で約6割、
- ・ 毎日朝食を食べている子どもは学年が上がるにつれて低下し、小学校第4学年で約9割であるのに対し、中学校第1学年で約8割、同第3学年で約7割に低下、
- ・ 休日にテレビやビデオ・DVDを3時間以上視聴する子どもは小学生で約4割、中学生で約5割、となっている。

また、「児童生徒の食生活等実態調査(平成17年度 日本スポーツ振興センター)」によると、小学校5年生の児童の約4%、中学校2年生の生徒の約5%が朝食をほとんど食べない、また、児童、生徒の合計で、約13%の者が朝食を食べない日がある、となっている。

「学校保健統計調査」では、

- ・ 肥満傾向の子ども(性別・年齢別に身長別平均体重を求め、その平均体重の120%以上の体重の者)がすべての学年において増加しており、小学校6年生の児童では、昭和57年に7.1%であったものが、平成17年には10.2%とほぼ1.5倍となっている。
- ・ 他方、痩身傾向の子ども(性別・年齢別に身長別平均体重を求め、その平均体重の80%以下の体重の者)もすべての学年において増加しており、小学校6年生の児童では、昭和57年に1.4%であったものが、平成17年には3.5%となっている。

\*2 子どもの問題行動等の現状については、平成18年度は、小・中学校ともに不登校児童生徒数が増加した。特に、中学校の不登校生徒数の割合は2.86%と過去最高となった。平成17年度においては、暴力行為の発生件数が全体的には減少しているものの、小学校の暴力行為などが増加した。

\*3 日本青少年研究所が行った「高校生の学習意識と日常生活調査報告書 日本・アメリカ・中国の3ヶ国の比較」(2005年3月)では、自分の生活についての自己評価として、「物事に積極的に取り組むほうだ」、「私はリーダーシップをとるのが好きだ」、「自分の欲望をコントロールするほうだ」、「よく勉強をするほうだ」など肯定的な回答をした割合が、我が国の高校生は3か国の中で最も低い。

また、内閣府の「低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書」(平成19年2月)は、平成11年9月の同じ調査との比較で、「自分に自信がある」と答えた小学生は56.4%から47.4%に、中学生は41.1%から29.0%に低下している。

\*4 内閣府の「低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書」(平成19年2月)では、勉強や進学について悩みや心配事があると答えた中学生が、平成7年11月の同じ調査の46.7%から61.2%に増加している。

\*5 内閣府の「低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書」(平成19年2月)では、友達や仲間のことで悩みや心配事があると答えた中学生が、平成7年11月の同じ調査の8.1%から20.0%に増加している。



## 4 . 課題の背景・原因

以上のような我が国の子どもたちの現状を見た場合、評価すべき点も少なくない一方で、「生きる力」で重視している、思考力・判断力・表現力等、学習意欲、学習習慣・生活習慣、自分への自信や自らの将来についての関心、体力などに課題がある。

子どもたちは、学校だけではなく家庭や地域社会における教育によってはぐくまれるほか、社会の変化や風潮からも大きな影響を受ける。これらの作用は相互に関連し合っていることから、因果関係を明確にすることは極めて困難であるが、その背景・原因として、家庭や地域、社会全体の問題と学校教育の問題に分けて検討した。また、学校教育における問題については、

- ・ 学習指導要領の理念を実現するための具体的な手立て
- ・ 教師が子どもたちと向き合う時間の確保や効果的・効率的な指導のための条件整備の二つがあると考えられる。

### ( 1 ) 社会全体や家庭・地域の変化

教育基本法第 10 条に規定するとおり、教育の第一義的な責任は家庭にある。

特に、基本的なしつけとともに、睡眠時間の確保、食生活の改善、家族の触れ合いの時間の確保といった生活習慣の確立<sup>\*1</sup> は、「生きる力」の基盤である。小・中学校教育課程実施状況調査や全国学力・学習状況調査においても、基本的な生活習慣が身に付いているとかがえる子どもは、調査問題の得点が高い傾向にある。

また、これまでは家庭や地域において自然に確保されてきた、大人とのかかわりや異年齢の子どもたちとの遊びやスポーツなどを通じた切磋琢磨、自然の中での体験活動などの重要さは言うまでもない。

しかしながら、豊かな時代を迎えるとともに、核家族化や都市化の進行といった社会やライフスタイルの変容を背景に、家庭や地域の教育力が低下していると指摘されている。実際に、生活習慣の確立が不十分、親や教師以外の地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流の場や自然体験の減少<sup>\*2</sup> などが生じている。また、内閣府の調査でも、保護者自身が、子育てや教育の問題点として、第一に「家庭でのしつけや教育が不十分であ

\*1 生活習慣の確立に当たっては、企業等で安全意識付与の活動として行われている「4S活動」(整理、整頓、清潔、清掃)などを参考にすることが考えられる。

\*2 国立オリンピック記念青少年総合センターの「平成17年度青少年の自然体験活動等に関する実態報告」(小学校4・6年、中学校2年を対象)は、平成10年と17年の比較において、「チョウやトンボ、バッタなどの昆虫をつかまえたこと」(19% 35%)、「太陽が昇るところや沈むところを見たこと」(34% 43%)、「キャンプをしたこと」(38% 53%)などについて、ほとんどないと答えた子どもの割合が増加している。

ること」を挙げている<sup>\*1</sup>。

3. のとおり、子どもたちの学習意欲の向上や生活習慣の確立、自分への自信、体力などについて個人差が広がっているとの指摘の背景には、家庭をはじめ子どもたちを取り巻く環境の在り方が影響を及ぼしていると考えられる。

さらに、非正規雇用者が増加するといった雇用環境の変化の一方で、18歳人口の減少に伴う「大学全入時代」が到来する中で、子どもたちが将来に不安を感じたり、学校での学習に自分の将来との関係で意義を見いだせず、学習意欲が低下し、学習習慣が確立しないといった状況が見られる。このような変化についての認識は保護者の意識調査にも現れている<sup>\*2</sup>。このことも、自らの知識・技能を活用して、未知の問題や課題についてねばり強く考え、表現しようという姿勢が子どもたちに乏しいとの国際学力調査の結果の一因にもなっている。

また、将来の備えよりも今を楽しむ社会風潮<sup>\*3</sup>もこれらの状況を助長している。

## (2) 学習指導要領の理念を実現するための具体的な手立て

次に、学習指導要領の理念を実現するための具体的な手立てが必ずしも十分ではなかったことについては、次の5点の課題があったと考えられる。

第一に、これからの子どもたちに「生きる力」がなぜ必要か、「生きる力」とは何か、ということについて、文部科学省と学校関係者や保護者、社会との間に十分な共通理解がなされなかったことである。

教育については、「ゆとり」か「詰め込み」かといった二項対立で議論がなされやすい。しかし、変化の激しい時代を担う子どもたちには、この二項対立を乗り越え、あえて、基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれらを活用する思考力・判断力・表現力等をいわば車の両輪として相互に関連させながら伸ばしていくことが求められている。このことは「知識基盤社会」の時代にあってもますます重要になっているが、このような理解が現段階においても十分に共有されているとは言いがたい。

---

\*1 内閣府の「低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書」(平成19年2月)では、小・中学生の保護者に子育てや教育の問題点を複数回答で選択を求めたところ、「家庭でのしつけや教育が不十分であること」(59.9%)、「地域社会で子どもが安全に生活できなくなっていること」(58.3%)、「テレビやインターネットなどのメディアなどから子どもたちが悪い影響を受けること」(50.0%)が上位を占めた。

\*2 内閣府の「低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書」(平成19年2月)では、小・中学生の保護者に子育てや教育の問題点を複数回答で選択を求めたところ、「受験競争が厳しいこと」は平成12年9月調査の55.9%から22.1%へ、「子どもたちの生活が勉強に偏りがち」が、同じく34.8%から18.1%へ、「学校で教えることが多すぎる」は22%から6.1%へと大きく減少している。

\*3 内閣府の「国民生活に関する世論調査」では、昭和61年の調査で、「毎日の生活を充実させて楽しむ」と回答した割合が「貯蓄・投資など将来に備える」を上回ったが、年々その差が拡大する傾向にあり、平成18年10月の調査では、「毎日の生活を充実させて楽しむ」が57.2%、「貯蓄・投資など将来に備える」が29.3%となっている。

第二に、学校における指導について、平成15年の中央教育審議会答申（「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」）<sup>\*1</sup>の問題提起にあるとおり、子どもの自主性を尊重する余り、教師が指導を躊躇する状況があったのではないかと指摘されていることである。第一とも関連するが、「自ら学び自ら考える力を育成する」という学校教育にとっての大きな理念は、日々の授業において、教師が子どもたちに教えることを抑制するよう求めるものではなく、教えて考えさせる指導<sup>\*2</sup>を徹底し、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図ることが重要なこととは言うまでもない。

第三に、現行学習指導要領は、各教科等で得た知識や技能等が学習や生活において生かされ総合的に働くように、体験的な学習や問題解決的な学習を重視する総合的な学習の時間を創設したが、学校教育全体で思考力・判断力・表現力等を育成するための各教科と総合的な学習の時間との適切な役割分担と連携が必ずしも十分に図れていないことである。

すなわち、本来、教科では、基礎的・基本的な知識・技能を習得しつつ、観察・実験をし、その結果をもとにレポートを作成する、文章や資料を読んだ上で、知識や経験に照らして自分の考えをまとめて論述するといったそれぞれの教科の知識・技能を活用する学習活動を行い、それを総合的な学習の時間における教科等を横断した課題解決的な学習や探究活動<sup>\*3</sup>へと発展させることが意図された。これらの学習活動は相互に関連し合っており、截然と分類されるものではないが、知識・技能を活用する学習活動やこれらの成果を踏まえた探究活動を通して、思考力・判断力・表現力等がはぐくまれる。

しかし、各教科においては、授業時数が削減される中で、知識・技能を活用する学習活動については指導や成績評価が難しい<sup>\*4</sup>こともあって、これらの学習活動の意義が理解されず、十分に行われているとは言いがたい。そのため、各教科での知識・技能の習得と総合的な学習の時間での課題解決的な学習や探究活動との間に段階的なつながりが乏しくなり、学校の教育活動全体を通じて、我が国の子どもたちの思考力・判断力・表現力等が十分に育成されていないことの原因となっている。

---

\*1 同答申は、現行学習指導要領について、学校によっては、

- ・ 各教科等の指導において、指導に必要な時間が確保されていない事例、
- ・ 総合的な学習の時間で身に付けさせたい資質や能力等が不明確なままで実施している事例、
- ・ 子どもの主体性や興味・関心を重視する余り、教師が子どもに対して必要かつ適切な指導を実施せず、教育的な効果が十分上がっていない事例

など、そのねらいを十分に踏まえた指導がなされていない取組も見受けられると指摘した。平成15年12月には、これに基づき、学習指導要領の基準性の明確化などを柱とする学習指導要領の一部改正が行われた。

\*2 教えて考えさせる指導を行うに当たっては、教具・教材の工夫や子どもの理解度の把握などを通して、「教えること」と「考えさせること」の両者を関連付けることが重要である。

\*3 探究活動を行うことは、子どもの知的好奇心を刺激し、学ぶ意欲を高めたり、知識・技能を体験的に理解させたりする上で重要なことであり、自ら学び自ら考える力を高めるため、積極的に推進する必要がある。こうした活動を通して、各教科等それぞれで身に付けられた知識や技能などが相互に関連付けられ、総合的に働くようになることが期待される。

\*4 知識・技能の活用や探究などの学習活動によってははぐくまれる思考力・判断力・表現力等はこれまで測定が困難な「見えない学力」と言われてきた。しかし、近時、OECDのPIISA調査や本年度から文部科学省において実施した全国学力・学習状況調査の「活用」問題など、これらの力の測定方法が開発され普及し始めている。

第四は、第三から導かれる課題であるが、子どもたちの思考力・判断力・表現力等をはぐくむため、教科において、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、観察・実験やレポートの作成、論述といった知識・技能を活用する学習活動を行うためには、現在の小・中学校の必修教科の授業時数は十分ではないということである。

現行学習指導要領においては、学校週5日制の完全実施に伴って総授業時数が小・中学校の各学年を通じ70単位時間（週2コマ相当）減少した。さらに、総合的な学習の時間の創設や中学校において選択教科を重視した結果、ほとんどの必修教科の授業時数は減少した。

しかし、第三で示したとおり、今後、教科において、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、それらを活用する学習活動を充実させることにより思考力・判断力・表現力等の確かな学力をはぐくむ必要があり、そのための授業時数の確保が求められる。

最後に、第五として、学校教育における子どもたちの豊かな心や健やかな体の育成について、社会の大きな変化の中で家庭や地域の教育力が低下したことを踏まえた対応が十分ではなかったということである。

豊かな心や健やかな体の育成に当たっては、学校、家庭及び地域の役割分担と連携が重要である。特に、家庭教育の果たすべき役割は大きく、そのことは、社会がどのように変化してもいささかも変わりがない。しかし、家庭や地域の教育力が低下し、生活習慣の確立が不十分、親や教師以外の地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流の場や自然体験の減少などが生じる中で、学校教育は、道徳教育や体育に関する指導を充実させるとともに、体験活動については学校教育の中でそのきっかけづくりを行い、家庭や地域との新たな連携へとつなげていく必要がある。

### （3） 教師が子どもたちと向き合う時間の確保や効果的・効率的な指導のための条件整備

学習指導要領の理念は、それぞれの教室での日々の教師の指導の中で実現するものであり、教師が子どもたちとどれだけ向き合い、どのような教科書・教材を用い、ICT<sup>\*1</sup>環境等を活用していかに効果的・効率的に指導できるかといったことが極めて重要である。

特に、「生きる力」の重要な要素である基礎的・基本的な知識・技能の定着と思考力・判断力・表現力等の育成の双方を図っていくに当たっては、個々の子どもたちの理解や習熟度等に応じたきめの細かい指導が必要となってくる。

また、自分に自信がもてず、将来や人間関係に不安を抱えている子どもたちに、学級

---

\*1 Information and Communication Technology の略。情報コミュニケーション技術、情報通信技術と訳される。IT (Information Technology : 情報技術)と同義。教育場面においては、電子教材を活用した授業の実践やコンピュータによる情報管理などが考えられる。

指導や体験活動、放課後の個別指導などを通じ、他者や社会と向き合うことのできる確かな手応えを感じさせるためには、これまで以上にそのための時間が確保できるよう条件整備を行う必要がある。

我が国における「授業研究」などの授業の質を高めようとする教師同士の取組などは、諸外国でも関心もたれている。このほか、生徒指導や部活動など授業以外での子どもたちへの指導も行われている。文部科学省が行った教員勤務実態調査の結果によれば、小・中学校の教諭の残業時間が1月当たり平均約34時間となるなど、昭和41年の勤務状況調査と比べ、残業時間が増加している。

しかしながら、同調査では、教諭の職務内容を分析した結果、子どもたちの指導に直接かかわる業務以外の、学校経営、会議・打合せ、事務・報告書作成等の学校の運営にかかわる業務や行政・関係団体等の外部対応といった業務に多くの時間が割かれている実態が明らかになった<sup>\*1</sup>。授業研究といった教師の工夫と相まって教育の質の向上を図っていくためには、何よりも、まず、教師が一人一人の子どもたちと向き合い、指導を行うための時間を確保することが重要である。

そのためには、教職員配置、設備、教科書・教材、ICT環境の整備も含めた学校の施設など教育条件の整備、地域全体で学校を支援する体制の構築や学校や教師を支える教育行財政の在り方について幅広く検討する必要がある。

---

\*1 学期中の平成18年7月、9月、10月、11月、12月の教諭の勤務日・1日当たりの勤務時間を分析したところ、例えば、7月は、子どもの指導に直接的にかかわる業務に6時間27分かけているのに対し、それ以外の業務に4時間29分要している。

また、同時に行った「教員・保護者意識調査結果」では、教師は、「授業」を忙しいと感じていることは少ないが、「成績処理」、「授業準備」、「事務・報告書作成」などのデスクワーク的な業務に忙しさを感じている。

## 5 . 学習指導要領改訂の基本的な考え方

教育基本法の改正等やこれまで述べてきた現在の子どもたちの課題を踏まえ、学習指導要領の理念を実現するための具体的な手立てを確立するという観点に立った学習指導要領改訂の基本的な考え方は次のとおりである。

### ( 1 ) 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂

前述のとおり、平成 18 年 12 月に教育基本法が約 60 年ぶりに改正され、21 世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指すという観点から、これからの教育の新しい理念が定められた。また、平成 19 年 6 月の学校教育法の一部改正では、教育基本法改正を受けて新たに義務教育の目標が規定されるとともに、各学校段階の目的・目標規定が改正された。

学習指導要領は、学校教育法に規定する各学校段階の目的・目標規定に従って、文部科学大臣が定めることとなっている（学校教育法第 33 条、第 48 条、第 52 条等）。このため、今回の学習指導要領改訂は、これらの法改正を十分踏まえる必要がある。

そこで、まず、各教科等の具体的な教育内容の改善については、教育基本法第 2 条（教育の目標）や学校教育法第 21 条（義務教育の目標）などの規定を踏まえて検討を行った。

具体的には、教育基本法第 2 条に規定された教育の目標において、今後の教育において重視すべき理念として、従来から規定されていた個人の価値の尊重、正義と責任などに加え、新たに、公共の精神、生命や自然を尊重する態度、伝統や文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなどが規定された。このような観点から、今回の改訂においては、7 . で示すとおり、伝統や文化に関する教育や道徳教育、体験活動の充実、環境教育などを重視し、道徳のほか、社会や理科、音楽や美術、特別活動といった教科等の具体的な教育内容を改善する必要がある。

次に、改正教育基本法や学校教育法の一部改正は、「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視するとともに、学力の重要な要素は、基礎的・基本的な知識・技能の習得、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、学習意欲、であることを示した。そこで示された教育の基本理念は、現行学習指導要領が重視している「生きる力」の育成にほかならない。

このため、今回の学習指導要領改訂では、改正教育基本法等で示された教育の基本理念を踏まえるとともに、現在の子どもたちの課題への対応の視点から、

「生きる力」という理念の共有

基礎的・基本的な知識・技能の習得

思考力・判断力・表現力等の育成

確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保

学習意欲の向上や学習習慣の確立

豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

がポイントであり、その中でも、特に、 を基盤とした 、 及び が重要と考えた。

## (2) 「生きる力」という理念の共有

どんな組織でも構成するメンバーで理念や目標が共有されていなければ、それを実現・達成することはできない。4.(2)の第一にあるとおり、何よりも大人自身が「知識基盤社会」の時代の中にあって変化への対応を日々求められていることを前提に、子どもたちの「生きる力」をはぐくむことの必要性や「生きる力」の内容を教育関係者や保護者、社会の間で共有することは、今回の学習指導要領改訂に際してまず行わなければならないことである。

「生きる力」という目標を関係者で共有するに当たっては、特に、次の3点を重視したい。

第一は、変化が激しく、新しい未知の課題に試行錯誤しながらも対応することが求められる複雑で難しい時代を担う子どもたちにとって、将来の職業や生活を見通して、社会において自立的に生きるために必要とされる力が「生きる力」であるということである。これからの学校は、進学や就職について子どもたちの希望を成就させるだけではその責任を果たしたことにはならない。

第二は、このような変化の激しい社会で自立的に生きる上で重要な能力であるものの、我が国の子どもたちにとって課題となっている思考力・判断力・表現力等をはぐくむためには、各教科において、基礎的・基本的な知識・技能をしっかりと習得させるとともに観察・実験やレポートの作成、論述といった知識・技能を活用する学習活動を行う必要があることである。

したがって、特に、教科担任制の中・高等学校の教師には、レポートの作成・推敲や論述といった学習活動を行うのはすべてが国語科の役割だと考えるのではなく、必要に応じ国語科の教師と連携して、これらの学習活動を自らが担当する教科において行うことを求めたい。このような活動を行うことは、学校の教育活動全体で子どもたちの思考力・判断力・表現力等をはぐくむとともに、その教科の知識・技能の確実な定着にも結び付くものである。

第三は、自分に自信がもてず、自らの将来や人間関係に不安を抱えているといった子どもたちの現状を踏まえると、コミュニケーションや感性・情緒、知的活動の基盤であ

る国語をはじめとした言語の能力の重視や体験活動の充実を図ることにより、子どもたちに、他者、社会、自然・環境とのかかわりの中で、これらと共に生きる自分への自信をもたせる必要があることである<sup>\*1</sup>。

学習指導要領の具体的な規定や学習指導要領改訂の趣旨や内容についての教育関係者等への説明に当たっては、このような「生きる力」という理念の共有を最も重視する必要がある。

また、教育関係者だけではなく、保護者をはじめ広く国民に学校教育の目指している方向性への理解を求めることも極めて重要であり、積極的な情報発信が必要である。

### (3) 基礎的・基本的な知識・技能の習得

4.(2)の第二にあるとおり、「自ら学び自ら考える力の育成」といった「生きる力」の理念は、基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視した上で、思考力・判断力・表現力等をはぐくむことを目標としている。

学習指導要領における各教科の知識・技能については、前回の改訂において、これを厳選し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、思考力・判断力・表現力等の育成を図ったところである。

このような基本的な考え方は引き続き重要であるが、今回の改訂においては、改正教育基本法（第5条第2項）が義務教育の目的の一つとして「社会において自立的に生きる基礎を培うことを規定したことや理数教育を中心に教育課程の国際的な通用性が一層問われている状況を踏まえ、系統性に留意しながら、主として、

社会の変化や科学技術の進展等に伴い、社会的な自立等の観点から子どもたちに指導することが必要な知識・技能、

確実な習得を図る上で、学校や学年間等であえて反復（スパイラル）することが効果的な知識・技能、  
等に限って、内容事項として加えることが適当である。

このことを前提に、基礎的・基本的な知識・技能の一層の習得・理解を図る具体的な方策として、次の二点について検討を行った。

第一に、発達や学年の段階に応じた指導の重視である。個人差等はあるものの、一般

<sup>\*1</sup> 教育課程部会では、このような観点から、「生きる力」をはぐくむに当たって重要な要素として次の内容を整理した。ここに挙げた内容項目は、網羅的なものではなく、また、今後とも議論を重ねる必要がある暫定的なものである。

- ・ 自己に関すること（例）自己理解（自尊・自己肯定）・自己責任（自律・自制）健康増進、意思決定、将来設計
- ・ 自己と他者との関係（例）協調性・責任感、感性・表現、人間関係形成
- ・ 自己と自然などとの関係（例）生命尊重、自然・環境理解
- ・ 個人と社会との関係（例）責任・権利・勤労、社会・文化理解、言語・情報活用、知識・技術活用、課題発見・解決



的に、小学校低学年から中学年までは、体験的な理解や具体物を活用した思考や理解、反復学習などの繰り返し学習といった工夫による「読み・書き・計算」の能力の育成を重視し、中学年から高学年にかけて以降は、体験と理論の往復による概念や方法の獲得や討論・観察・実験による思考や理解を重視するといった指導上の工夫が有効であると考える。

このような観点から、「読み・書き・計算」などの基礎的・基本的な知識・技能の面については、小学校の低・中学年を中心に、発達の段階に応じて徹底して習得させ、学習の基盤を構築していくことが大切である。

また、形式知のみでなく、いわゆる暗黙知<sup>\*1</sup>も重視すべきである。このため、家庭とも連携しつつ、体験的な活動や音読、暗記・暗唱、反復学習などを通じて、基礎的・基本的な知識・技能を体験的、身体的に理解することも重要である。

第二に、義務教育段階において、基礎的・基本的な知識・技能の一層の習得を促す一つの方策として、「重点指導事項例」の提示が考えられることである。すなわち、文部科学省が、学習指導要領が示す内容事項の中で、社会的な自立の観点から重要であったり、子どもたちがつまずきやすいといった観点から、各学校において、重点的な指導や繰り返し学習といった指導の工夫や充実に努めることが求められる事項の例を「重点指導事項例」として整理し、提示することが考えられる。

「重点指導事項例」で提示する基礎的・基本的な知識・技能については、

- ・ 社会において自立的に生きる基盤として実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能<sup>\*2</sup>
- ・ 義務教育及びそれ以降の様々な専門分野の学習を深め、高度化していく上で共通の基盤として習得しておくことが望ましい知識・技能<sup>\*3</sup>

といった類型が考えられ、更に具体的な検討を深めることが必要である。

#### (4) 思考力・判断力・表現力等の育成

3. で示した子どもたちの学力に関する各種の調査の結果は、いずれも知識・技能の活用など思考力・判断力・表現力等に課題があることを示している。今回の改訂においては、各学校で子どもたちの思考力・判断力・表現力等を確実にはぐくむために、まず、各教科の指導の中で、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、観察・実験やレポートの作成、論述といったそれぞれの教科の知識・技能を活用する学習活動を充実させることを重視する必要がある。各教科におけるこのような取組があってこそ総合的な学習の時間における教科等を横断した課題解決的な学習や探究的な活動も充実するし、各

---

\*1 「形式知」とは、知識のうち、言葉や文章、数式、図表など明確な形で表出することが可能な客観的・理性的な知識のこと。これに対し、「暗黙知」とは、勘や直感、経験に基づく知恵などを指す。

\*2 例えば、「整数、小数、分数の意味が分かり四則計算ができること」、「ヒトや動物のつくりについて知ること」などが考えられる。

\*3 例えば、「三平方の定理について理解すること」、「物質は粒子からできていることについて理解すること」などが考えられる。

教科の知識・技能の確実な定着にも結び付く。このように、各教科での習得や活用と総合的な学習の時間を中心とした探究は、決して一つの方向で進むだけではなく、例えば、知識・技能の活用や探究がその習得を促進するなど、相互に関連し合って力を伸ばしていくものである。

現在の各教科の内容<sup>\*1</sup>、PISA調査の読解力や数学的リテラシー、科学的リテラシーの評価の枠組み<sup>\*2</sup>などを参考にしつつ、言語に関する専門家などの知見も得て検討した結果、知識・技能の活用など思考力・判断力・表現力等をはぐくむための学習活動について、次のような分類を試みた。

### 体験から感じ取ったことを表現する

- (例) ・ 日常生活や体験的な学習活動の中で感じ取ったことを言葉や歌、絵、身体などを用いて表現する

### 事実を正確に理解し伝達する

- (例) ・ 身近な動植物の観察や地域の公共施設等の見学の結果を記述・報告する

### 概念・法則・意図などを解釈し、説明したり活用したりする

- (例) ・ 需要、供給などの概念で価格の変動をとらえて生産活動や消費活動に生かす  
・ 衣食住や健康・安全に関する知識を活用して自分の生活を管理する

### 情報を分析・評価し、論述する

- (例) ・ 学習や生活上の課題について、事柄を比較する、分類する、関連付けるなど考えるための技法を活用し、課題を整理する  
・ 文章や資料を読んだ上で、自分の知識や経験に照らし合わせて、自分なりの考えをまとめて、A4・1枚(1000字程度)といった所与の条件の中で表現する  
・ 自然現象や社会的現象に関する様々な情報や意見をグラフや図表などから読み取ったり、これらを用いて分かりやすく表現したりする  
・ 自国や他国の歴史・文化・社会などについて調べ、分析したことを論述する

### 課題について、構想を立て実践し、評価・改善する

- (例) ・ 理科の調査研究において、仮説を立てて、観察・実験を行い、その結果を整理し、考察し、まとめ、表現したり改善したりする  
・ 芸術表現やものづくり等において、構想を練り、創作活動を行い、その結果を評価し、工夫・改善する

### 互いの考えを伝え合い、自らの考えや集団の考えを発展させる

- (例) ・ 予想や仮説の検証方法を考察する場面で、予想や仮説と検証方法を討論しながら考えを深め合う  
・ 将来の予測に関する問題などにおいて、問答やディベートの形式を用いて議論を深め、より高次の解決策に至る経験をさせる

これらの能力の基盤となるものは、数式などを含む広い意味での言語であり、その中心となるのは国語である。しかし、だからといってすべてが国語科の役割というものではない。それぞれに例示した具体の学習活動から分かるとおり、理科の観察・実験レポ

\*1 現行学習指導要領の小学校の理科は、第3学年は「比較」、第4学年は「関係付け」、第5学年は「条件制御」、第6学年は「多面的な追究」などそれぞれの学年ではぐくむべき科学的な見方や考え方を明確にしている。

\*2 PISA調査では、それぞれの領域で、思考のプロセスを、  
・ 読解力は、「情報の取り出し」、「テキストの解釈」、「熟考・評価」  
・ 科学的リテラシーは、「科学現象の描写、説明、予測」、「科学的調査の理解」、「科学的証拠と結論の解釈」  
・ 数学的リテラシーは、「再現クラスター」、「関連付けクラスター」、「熟考クラスター」に分けて測定している。

ートや社会科の社会見学レポートの作成や推敲、発表・討論などすべての教科で取り組まれるべきものであり、そのことによって子どもたちの言語に関する能力は高められ、思考力・判断力・表現力等の育成が効果的に図られる。

このため、学習指導要領上、各教科の教育内容として、これらの記録、要約、説明、論述といった学習活動に取り組む必要があることを明示すべきと考える。

その際、生命やエネルギー、民主主義や法の支配といった各教科の基本的な概念などの理解は、これらの概念等に関する個々の知識を体系化することを可能とし、知識・技能を活用する活動にとって重要な意味をもつものであり、教育内容として重視すべきものとして、適切に位置付けていくことが必要である。

思考力・判断力・表現力等の基盤となる言語の能力の育成に当たっても、発達の段階に応じた指導が重要である。幼児期から小・中・高等学校へと発達の段階が上がるにつれて、具体と抽象、感覚と論理、事実と意見、基礎と応用、習得と活用と探究など、認識や実践ができるものが変化してくる。

このため、小学校の低・中学年の国語科において、音読や漢字の読み書き、暗唱などにより基本的な国語の力を定着させるとともに、古典の暗唱などにより、言葉の美しさやリズムを体感させた上で、小・中・高等学校を通じ、国語科のみならず各教科等において、記録、要約、説明、論述といった言語活動を発達の段階に応じて行うことが重要である<sup>\*1</sup>。

なお、(3)で示した「重点指導事項例」には、基礎的・基本的な知識・技能の習得に関する例示とともに、知識・技能のように具体的には示すことはできないと考えられるが、思考力・判断力・表現力等にかかわるものについても例示し、各学校において、これらの力の育成にしっかりと取り組むようにすることが必要である。

## (5) 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保

4.(2)の第四にあるとおり、現行学習指導要領は、自ら学び自ら考える力の育成の観点から、総合的な学習の時間の創設や中学校における選択教科の授業時数を充実し、必修教科の授業時数を削減した。

しかし、子どもたちの思考力・判断力・表現力等をはぐくむため、教科において、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、観察・実験やレポートの作成、論述といっ

---

\*1 例えば、理科では、

- ・ 小学校中学年では、植物の観察などにおいて、問題意識や見通しをもちながら視点を明確にして、差異点や共通点をとらえ記録・表現する、
- ・ 小学校高学年では、ものの溶け方などにおいて、条件や規則性に着目して事象を説明する、
- ・ 中学校から高等学校の段階では、観察・実験の結果や状況により資料等を加え考察し、科学的な概念を理解し、実証性・再現性・客観性などの視点から評価、論述したり、討論する、  
といった発達の段階に応じた言語活動が考えられる。

た知識・技能を活用する学習活動を行うためには、現在の小・中学校の必修教科の授業時数は十分ではない。

このため、各教科において、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、それぞれの教科の知識・技能を活用する学習活動を充実することができるよう、特定の必修教科の授業時数を確保することが必要である。授業時数の確保に当たっては、これらの学習活動を各教科で行うことを前提に、教科等を横断した課題解決的な学習や探究活動を行うという総合的な学習の時間と各教科との円滑な接続を図る観点から、総合的な学習の時間や中学校の選択教科の授業時数の在り方を見直す必要がある。また、学校の実態等を踏まえた年間授業時数の増加を検討する必要がある。

## (6) 学習意欲の向上や学習習慣の確立

3. のとおり、PISA調査の結果からは、学力の重要な要素である学習意欲やねばり強く課題に取り組む態度自体に個人差が広がっているといった課題が認められる。

また、全国学力・学習状況調査においては、子どもたちの正答率の分布が二極化しているような状況は見られなかったが、一方で、特に中学校の数学を中心に、一部に都道府県や学校による平均正答率の差が見られた。

学習意欲や学習習慣に課題がある背景には、雇用環境の変化や社会の風潮等による将来への不安、様々な家庭環境などがあり、これらは学校教育のみで解決できるものではない。しかし、学校においては、次の(7)の自分に対する自信の欠如も学習意欲が高まらないことの一因でもあることにも留意しつつ、子どもたちに対して、次の四つの観点を踏まえた対応が必要である。

第一は、家庭学習も含めた学習習慣の確立に当たっては、特に小学校の低・中学年の時期が重要である。

第二は、「重点指導事項例」なども参考に、補充的な学習といったきめ細かい個に応じた指導などを行うことにより、子どもたちがつまずきやすい内容をはじめ基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る必要がある。分かる喜びは学習意欲につながる。このため、前述のとおり、学習指導要領においても知識・技能の確実な習得を図る上で、学校や学年間等であえて反復(スパイラル)することが効果的なものについては、内容事項に追加することが適当である。

第三は、観察・実験やレポートの作成、論述など体験的な学習、知識・技能を活用する学習や勤労観・職業観を育てるためのキャリア教育<sup>\*1</sup>などを通じ、学ぶ意義を認識す

\*1 「キャリア教育の推進に関する総合的な調査研究協力者会議報告書」(平成16年1月28日)では、キャリア教育を「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」と定義し、端的には「児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育」としている。また、平成11年12月に公表された中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」では、「望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育」としている。

ることが必要である。また、職業資格、語学や漢字、歴史などについての各種検定への取組など具体的な目標設定の工夫も重要である。

第四は、全国学力・学習状況調査等を通じた教育成果の様々な評価により、設置者等において、学習意欲や学習習慣に大きな課題を抱えている学校を把握し、これらの学校に対する支援に努める必要がある。

各学校や設置者は、以上の4点を踏まえ、改善計画を策定し、学習意欲や学習習慣などを含めた学力に課題を抱えている子どもたちへのきめの細かい指導の充実を図ることが求められる。また、都道府県単位で、子どもたちの学力面での課題についての対応策を講じたり、これらの取組を国が支援することも重要である。

## (7) 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

4.(2)の第五にあるとおり、学校教育における子どもたちの豊かな心や健やかな体の育成について、家庭や地域の教育力の低下を踏まえた対応が十分ではなかった。この問題についての重要な観点は、以下の三つである。

第一は、自分に自信がもてず、将来や人間関係に不安を感じているといった子どもたちの現状を踏まえると、子どもたちに、他者、社会、自然・環境とのかかわりの中で、これらと共に生きる自分への自信をもたせる必要がある。

そのためにも、国語をはじめとする言語の能力が重要である。特に、国語は、コミュニケーションや感性・情緒の基盤である。自分や他者の感情や思いを表現したり、受け止めたりする語彙や表現力が乏しいことが、他者とのコミュニケーションがとれなかったり、他者との関係において容易にいわれるキレてしまう一因になっており、これらについての指導の充実が必要である。

また、親や教師以外の地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流、自然の中での集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動などの体験活動は、他者、社会、自然・環境との直接的なかかわりという点で極めて重要である<sup>\*1</sup>。体験活動の実施については、家庭や地域の果たす役割が大きく、学校ですべてを提供することはできないが、家庭や地域の教育力の低下を踏まえ、きっかけづくりとしての体験活動を充実する必要がある。体験活動は活動しただけで終わりでは意味がない。体験したことを、自己と対話しながら、文章で表現し、伝え合う中で他者と体験を共有し広い認識につながることを重視する必要がある。

自分に自信をもたせることは、決して自分への過信や自分勝手に許容するものではな

<sup>\*1</sup> 平成18年2月の教育課程部会の「審議経過報告」は、体験の意義について、「体験は、体を育て、心を育てる源である。子どもには、生活の根本にある食を見直し、その意義を知るための食育から始まり、自然や社会に接し、生きること、働くことの尊さを実感する機会をもたせることが重要である。生活や学習の良い習慣をつくり、気力や体力を養い、知的好奇心を育てること、社会の第一線で活躍する人々の技や生き方に触れたり、自分なりの目標に挑戦したりする体験を重ねることは、子どもの成長にとって貴重な経験となることが指摘されている。」とした。

い。現実から逃避したり、今の自分さえよければ良いといった「閉じた個」ではなく、自己と対話を重ね自分自身を深めつつ、他者、社会、自然・環境とのかかわりの中で生きるという自制を伴った「開かれた個」が重要である。他者、社会、自然・環境と共に生きているという実感や達成感が自信の源となる。

第二は、第一とも関連するが、道徳教育の充実・改善である。

子どもたちに、基本的な生活習慣を確立させるとともに、社会生活を送る上で人間としてもつべき最低限の規範意識を、発達の段階に応じた指導や体験を通して、確実に身に付けさせることが重要である。その際、人間としての尊厳、自他の生命の尊重や倫理観などの道徳性を養い、それを基盤として、民主主義社会における法やルールの意義やそれらを遵守することの意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てることが大切である。

このような観点から、道徳教育の充実・改善が必要である。

第三は、体力の向上など健やかな心身の育成についての指導の充実である。

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きくかかわっており、「生きる力」の重要な要素である。子どもたちの体力の低下は、将来的に国民全体の体力低下につながり、社会全体の活力や文化を支える力が失われることにもなりかねない。

子どもたちの心身の調和的発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、望ましい食習慣など健康的な生活習慣を形成することが必要である。

そのため、幼いころから体を動かし、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成することが重要である。また、心身の健康の保持増進のため、心身の成長発達についての正しい知識を習得し、実践的な判断力や行動を選択する力を養うとともに、食育の充実が必要である。さらに、子どもの生活の安全・安心に対する懸念が広まっていることから、安全教育の充実も必要である。

## 6. 教育課程の基本的な枠組み

以上の学習指導要領改訂の基本的な考え方を踏まえ、小・中・高等学校の教育課程の基本的な枠組みについては、次のように改善する必要がある。

なお、幼稚園については、教育内容の改善は行うものの、教育課程の基本的な枠組みについては変更は行わない。また、幼稚園、小・中・高等学校に準じた教育を行う特別支援学校、中学校教育と高等学校教育を接続し、6年間の計画的・継続的な教育課程及び学習環境の下で一貫した教育を行う中等教育学校は、それぞれ小・中・高等学校の教育課程の基本的な枠組みの変更を踏まえることが必要である。

### (1) 小・中学校の教育課程の枠組み

#### 小・中学校の授業時数の現状と国際比較

(年間授業週数及び授業の1単位時間)

現在、我が国の小・中学校は、概ね年間200日(40週相当)にわたって授業が行われている<sup>\*1</sup>。200日という年間の授業日数は、学校週5日制という世界的趨勢の中で、国際比較においても標準的な水準である。

このように小・中学校においては、200日(40週相当)にわたって授業が展開されているが、学校教育法施行規則が規定する標準授業時数<sup>\*2</sup>は、小・中学校におけるすべての学校教育活動に要する時間を定めているものではない。

すなわち、学校教育活動は、すべての子どもたちを対象とした「教育課程内の学校教育活動」と希望する子どもたちが主体的に参加して行われる「教育課程外の学校教育活動」とに分かれる。前者は、さらに、

- ( ) 教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動(学級活動のみ)
- ( ) 学級活動以外の特別活動(クラブ活動(小学校)、児童会・生徒会活動、入学式・卒業式、遠足、集団宿泊活動、運動会、文化祭、ボランティア活動等)やそのための準備、生徒指導

に分類される。

それに加え、後者として、

- ( ) 教育課程外の学校教育活動(長期休業期間中の任意参加の補充教室や水泳スクール、中学校における部活動等)

がある。

\*1 教育委員会や学校によっても異なるが、年間365日のうち、概ね、長期休業日が70日程度、祝日が12日程度、土曜日・日曜日が83日程度それぞれあるため、授業日は年間200日程度となる。

\*2 学校教育法施行規則に規定する「標準授業時数」については、災害等の事情により結果として標準授業時数を下回ることはあり得るものの、各学校において年度当初の計画段階から標準授業時数を下回って教育課程を編成することは通常考えられない。他方、標準授業時数を上回することは、子どもの負担過重にならない限度において可能である。

この中で、国として、すべての小・中学校に共通するものとして標準授業時数を規定しているのは、( )の教育活動に係る授業時数のみであり、( )及び( )は学校(及び設置者)の裁量に委ねられている。

4.(2)の第五で述べたとおり、豊かな心や健やかな体の育成については、学校、家庭及び地域の役割分担と連携が重要である。特に、生活習慣の確立や日常的な運動の実践などについては家庭教育の果たすべき役割が大きい。

しかし、家庭や地域の教育力の低下の中で、各学校は、( )～( )の活動を相互に関連させながら、豊かな心や健やかな体の育成に学校教育全体として効果的に取り組むことが求められている。

例えば、健やかな体の育成については、( )の教科としての体育(保健体育)において基礎的な身体能力などをはぐくむとともに、( )の運動会、遠足や( )の運動部活動などが行われている。これらの学校教育活動は相互に関連し合いながら、子どもたちが家庭や地域において、また生涯にわたって運動に親しむ能力や態度を育成している。この点については、豊かな心の育成についても同様である。

現在の学校教育法施行規則及び学習指導要領は、( )の教育活動について、年間35週以上(小学校第1学年は34週以上<sup>\*1</sup>)にわたって行われることを前提に、標準授業時数を計算している。例えば、小学校第6学年の年間の標準総授業時数は、週27コマを35週以上にわたって行うことから、945単位時間と規定されている。

学校教育法施行規則において年間の標準総授業時数が明示されている( )の学校教育活動については、標準総授業時数の在り方の検討の中で年間授業週数について見直すことも考えられる。しかし、年間授業時数が明示されていない前述の( )のような集団宿泊活動やボランティア活動といった学校教育活動の教育的な効果を踏まえれば、これらの活動を実施するための学校等の裁量の時間を確保する必要があることから、( )の学校教育活動について学習指導要領上の年間授業週数(35週以上)を増やすことは適当ではない。

また、授業の1単位時間については、学校教育法施行規則の標準授業時数に関する規定において、「この表(標準授業時数表)の授業時数の1単位時間は、45分(中学校は50分)とする」と定めた上で、学習指導要領上は、「各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して定めるものとする」とされている。このように、授業時数の計算上は45分(50分)とするが、各学校においては、年間

<sup>\*1</sup> 小学校の入学当初一週間程度は、学校、学級生活への円滑な適応に関する指導のための期間となっている。このため、第1学年は、他の学年とは異なり教科等の授業など( )の教育活動を行うのは年間34週以上とされている。



総授業時数を確保しつつ、各教科等や学習活動の内容の特質に応じて授業の1単位時間の区切り方を変えるなど、創意工夫を生かして弾力的な時間割を編成できる現在の枠組みについてもこれを維持することが適当である。

#### (小・中学校の授業時数の現状)

文部科学省の調査<sup>\*1</sup>によれば、9割程度の公立小・中学校において、前述の( )の各教科等の授業が標準授業時数を上回って行われている。そのうち、標準授業時数を年間35単位時間(週1コマ相当)程度以上上回っているのは、公立小学校(第5学年)で63.1%、公立中学校(第2学年)で53.9%、同様に年間70単位時間(週2コマ相当)程度以上上回っているのはそれぞれ16.1%、10.4%となっている。

これらの多くは、標準授業時数が想定している一週間の授業時間数に授業時間を上乘せしたり、長期休業期間を短縮したりして授業時数を確保しているのではなく、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により年間の授業時数が標準授業時数を下回ることにならないように留意しつつ、年間200日(40週相当)の中で、36週以上にわたって( )の各教科等の教育活動を行った結果、年間の総授業時数が標準総授業時数を上回ったものである。

このように、多くの学校においては、年間200日(40週相当)にわたって教育課程を編成し、集団宿泊活動といった( )の教育活動のための時間を確保しつつ、( )の各教科等の教育活動について標準授業時数を上回る授業を実施している。さらに、部活動などの( )の活動については放課後や土・日曜日等を活用して行われているのが現状である。

#### (授業時間の国際比較)

2.のとおり、学校の教育課程の国際通用性がこれまで以上に意識される中で、授業時間を国際的に比較する視点が提起されている。これについては、OECDのPIISA調査などでは、国際的に授業時間が少ないフィンランドの子どもたちが高い水準の読解力等を有するといった結果が出ている。学力の水準には様々な要因が関連していると考えられるが、その中で授業時間と学力の水準との間の因果関係は必ずしも明らかではないことを踏まえる必要がある。また、学校の授業時間に関する国際比較については、平成14年度に文部科学省が委託した研究の結果があるが、これについても、

- ・ 我が国の学校教育は、前述の( )の教科等の教育だけではなく、知・徳・体の調和のとれた発達のため様々な体験活動等を( )の特別活動として学校が提供してい

\*1 公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査(平成18年度)(文部科学省が実施)における平成17年度の実績。

なお、同調査では、集団宿泊活動といった( )の教育活動の実施状況も調べており、小学校第5学年では、年間76~90単位時間行っている学校が27.4%、91~105単位時間行っている学校は23.6%に及ぶ。

るといった点に大きな特徴があり、教科の時間のみでは比較し難いこと、

- ・ 他国のデータについても我が国と単純に比較できない要素があること<sup>\*1</sup>

などが指摘されている。

今回の学習指導要領改訂に当たっては、基礎的・基本的な知識・技能の定着とともに、思考力・判断力・表現力等をはぐくむため、教科において、観察・実験、レポートの作成や論述などの知識・技能を活用する学習活動を充実すべく小・中学校の特定の必修教科の授業時数を増加することとしている。このため、教科で指導する内容事項の増加は、社会の変化や科学技術の進展の中で、社会的自立の観点から必要な知識・技能やあえて反復することが効果的な知識・技能等に限ることとし、知識・技能の確実な定着やそれらを活用する学習活動の時間を確保することとしている。このように、重要なのは何のために授業時数を増加し、増加した授業時数を活用してどのような教育を行うかである。

このため、特定の必修教科において知識・技能を活用する学習活動を充実するという観点から、これらの教科の系統性を踏まえながら、各国の学校の教育課程においてどのような教育が行われているかも参考に検討を行った<sup>\*2</sup>。

## 小学校の授業時数

小学校の授業時数については、5.の学習指導要領改訂の基本的な考え方や7.で示す教育内容に関する学校段階や教科等を通じた主な改善事項などを踏まえ、次のように改善することが必要である（以下の検討の結果を踏まえた授業時数の改善案が参考資料1である）。

### （各教科の授業時数）

---

\*1 平成14年度文部科学省委託研究「学校の授業時間に関する国際比較調査」は、各国の教育制度において定められている授業時数（我が国であれば学校教育法施行規則で定めた標準授業時数のうち各教科、道徳及び総合的な学習の時間に関する授業時数を合計したもの）の国際比較をしている。そのうち、例えば、我が国の小学校相当の各学年（第1学年から第6学年）の授業時数の合計では、上位5か国は、イタリア（5780時間）、インド（5760時間）、フランス（5094時間）、カナダ（ケベック州）（5076時間）、アメリカ（ワシントンDC）（4968時間）となっている。

しかし、

- ・ イタリアは、第4学年（小学校第4学年相当）の子どもが一日に395分（45分授業で換算すると8.7コマ）学習することとなっている（第8学年（中学校第2学年相当）は320分）が、イタリアの学校の実態と乖離しているとの指摘がある。
- ・ インドは、同調査でも指摘されているとおり、地域によっては2部制の学校があるため、子どもたちが規定の授業時間のすべてを受けているとは考えにくい。
- ・ カナダ（ケベック州）は、同調査でも指摘されているとおり、基準として示されている授業時間に休憩、移動、食事の時間などが含まれている。
- ・ アメリカ（ワシントンDC）は、ガイドラインであって実態と乖離しているほか、授業時数が上限と下限で定められている教科の一部を上限の時数で計算していたり、選択教科となっている複数の教科の時数をすべて算入したりしている。

といったように、単純には比較できない側面が指摘されている。

\*2 教育課程部会に審議状況が報告された「言語育成協力者会議」（文部科学省に設置された有識者会合）の審議の過程では、例えば、ドイツにおける言語に関する教育などが紹介の上検討が行われた。

小学校においては、発達段階に応じて、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、観察・実験やレポートの作成といった知識・技能を活用する学習活動を充実させる観点から、国語、社会、算数及び理科の授業時数を増加する必要がある。

また、子どもたちの体力が低下する中で、運動の楽しさや基本となる体の動きを重視した体育の授業時数の増加も必要である。

なお、のとおり、学習指導要領上、教科等の教育活動は年間35週以上にわたって行われることと規定されている。このため、各教科の年間の標準授業時数を定めるに当たっては、子どもの学習や生活のリズムの形成や学校の教育課程編成上の利便の観点から、週単位で固定した時間割で教育課程を編成し学習するほうがより効果的・効率的であることを踏まえ、可能な限り35の倍数にすることが望ましい。これは中学校においても同様である。

具体的な教育内容の改善については、教科ごとに8.で示すとおりであり、特に、低学年では、学力の基礎を培う国語と算数、体づくりのもととなる体育を増加する。具体的には、第1学年では、国語を年間306単位時間（週9コマ相当）、算数を年間136単位時間（週4コマ相当）、体育を年間102単位時間（週3コマ相当）とし、第2学年では、国語を年間315単位時間（週9コマ相当）、算数を年間175単位時間（週5コマ相当）、体育を年間105単位時間（週3コマ相当）とする。

中学年では、国語、算数、体育に加え様々な観察・実験を行うための理科及び社会を増加する。具体的には、第3学年では、国語を年間245単位時間（週7コマ相当）、算数を年間175単位時間（週5コマ相当）、理科を年間90単位時間（週2.6コマ相当）、体育を年間105単位時間（週3コマ相当）とし、第4学年では、国語を年間245単位時間（週7コマ相当）、社会を年間90単位時間（週2.6コマ相当）、算数を年間175単位時間（週5コマ相当）、理科を年間105単位時間（週3コマ相当）、体育を年間105単位時間（週3コマ相当）とする。

高学年では、社会、算数、理科について確実な知識・技能の習得とともに、それらを活用する学習活動の充実を図ることを重視する。第5学年では、社会を年間100単位時間（週2.9コマ相当）、算数を年間175単位時間（週5コマ相当）、理科を年間105単位時間（週3コマ相当）とし、第6学年では、社会を年間105単位時間（週3コマ相当）、算数を年間175単位時間（週5コマ相当）、理科を年間105単位時間（週3コマ相当）とする。

その結果、これらの教科全体を通じ、6学年合わせて概ね年間350単位時間<sup>\*1</sup>増加することとなる。

このように、これらの教科の授業時数の増加は、主として、子どもたちがつまずきやすい内容について確実な習得を図るための学年間での反復学習などの繰り返し学習、観察・実験やレポートの作成、論述などの知識・技能を活用する学習活動を充実させることを目的としている。5.(6)のとおり、小学校段階では、特に低・中学年における

\*1 これは、国語、社会、算数、理科及び体育の現在の標準授業時数の合計（3481単位時間）の約1割に相当する。

学習習慣や生活習慣の確立に向けた指導と相まって、これらの学習活動が子どもたちに分かる喜びや学ぶ意義を実感させ、学習意欲を高めることにより、学校への不適応を減らし、子どもたちの自立を促すことが重要である。

今回の改訂においては、上記の考え方を踏まえ、国語、社会、算数、理科及び体育の各教科の授業時数を増加することとし、他方、生活、音楽、図画工作及び家庭の各教科は現在の授業時数を前提にその内容の充実を図ることとしている。子どもたちの豊かな情操をはぐくむとともに、将来の家庭生活に必要な知識・技能の定着を図るこれらの教科の重要性は言うまでもなく、これまで以上に、各学校において充実した教育が行われることが求められる。この点は中学校においても同様である。

#### (小学校段階の外国語活動(仮称))

また、7.(6)のとおり、小学校段階にふさわしい国際理解やコミュニケーションなどの活動を通じて、コミュニケーションへの積極的な態度を育成するとともに、言葉への自覚を促し、幅広い言語に関する能力や国際感覚の基盤を培うことを目的とする外国語活動(仮称)については、現在、各学校における取組に相当ばらつきがあるため、教育の機会均等の確保や中学校との円滑な接続等の観点から、国として各学校において共通に指導する内容を示すことが必要である。その場合、目標や内容を各学校で定める総合的な学習の時間とは趣旨・性格が異なることから、総合的な学習の時間とは別に高学年において一定の授業時数(年間35単位時間、週1コマ相当)を確保することが適当である。

#### (総合的な学習の時間)

総合的な学習の時間については、体験的な学習活動、教科等を横断した課題解決的な学習や探究活動に取り組むことは今後とも重要であるため、一定の授業時数を確保する必要がある。しかしながら、これまで総合的な学習の時間で行われることが期待されていた教科の知識・技能を活用する学習活動を各教科の中でも充実することや高学年において外国語活動(仮称)を設けることなどから、総合的な学習の時間の授業時数については、各学年において35単位時間(週1コマ相当)程度縮減し、第3学年から第6学年を通じて年間70単位時間(週2コマ相当)とすることが適当である。

#### (年間の総授業時数)

小学校の年間の標準総授業時数については、学校教育法施行規則により、児童の発達の段階等を踏まえ、第1学年は782単位時間(週23コマ相当)、第2学年は840単位時間(週24コマ相当)、第3学年は910単位時間(週26コマ相当)、第4学年から第6学年までは945単位時間(週27コマ相当)となっている。

上記の各教科等の授業時数を合計すると、各学年ごとの年間の標準総授業時数は、第

1 学年は 8 5 0 単位時間（週 2 5 コマ相当）、第 2 学年は 9 1 0 単位時間（週 2 6 コマ相当）、第 3 学年は 9 4 5 単位時間（週 2 7 コマ相当）、第 4 学年から第 6 学年までは 9 8 0 単位時間（週 2 8 コマ相当）となる。

年間の総授業時数をこのように増加すると、小学校第 4 学年から第 6 学年にかけては現在の週 2 7 コマから 1 コマ増加し、週 2 8 コマを年間 3 5 週以上にわたって行うこととなる。これについては、学校では、一週間の中で、

- ・ 各教科等の授業以外にも、特別活動として児童会活動やクラブ活動が行われているほか、個別の児童に対する補充指導や生徒指導といった取組もなされている、
- ・ 9 .にあるとおり学校が組織力を高め、教育課題に組織的に対応するに当たっては、校長や副校長、教頭、主幹教諭、教師との間の情報交換や意思疎通のための時間の確保なども必要である、

ことなどから、学習指導要領上の標準授業時数を増加する場合、週 2 8 コマが限度と考えられる。

なお、各教科で知識・技能の定着やこれらを活用する学習活動を行うために授業時数を増加するに当たっては、これらの学習活動は個々の子どもに応じたきめの細かい指導が必要であることや、4 .( 3 )で示した教師の勤務実態を踏まえ、教職員定数の改善をはじめ指導体制の整備を進める必要がある。

その上で、増加した年間の標準授業時数をどのように確保するかについては、これまでどおり、特定の方法を学習指導要領等において示すのではなく、各学校や設置者の裁量により、それぞれの学校や児童の実態等を踏まえ、多様な取組<sup>\*1</sup>により対応できるようにすることが適当である。

## 中学校の授業時数

次に、中学校の授業時数については、以下のとおり改善することが必要である（以下の検討の結果を踏まえた授業時数の改善案が参考資料 2 である）。

（必修教科と選択教科等とのバランス）

現行の中学校学習指導要領では、総合的な学習の時間の創設とともに、生徒の選択能力の育成や個性の伸長を目指し、選択教科の授業時数を増加した一方で、必修教科の教

\*1 例えば、週当たりの授業時数の増加、教科教育の一環として朝の 1 0 分間等に行われる読書活動やドリル学習の活用、1 単位時間を変更したモジュール学習の活用、長期休業日の短縮、学期区分の変更などの取組が考えられる。

なお、モジュールとは、時間等の「単位」を意味しており、モジュール学習とは、1 0 分、1 5 分などの時間を単位として取り組む学習形態である。例えば、一部の教科について 2 0 分単位で授業を行ったり、4 5 分 + 1 5 分の 6 0 分で授業を行ったりするなどの取組が行われている。

育内容・授業時数については削減した。

しかし、実施後の子どもたちの学力や学習状況を見たとき、4.(2)のとおり、国語、社会、数学、理科及び外国語といった必修教科について、基礎的・基本的な知識・技能を定着させ、総合的な学習の時間と相まって思考力・判断力・表現力等を育成するというねらいが十分に達成できていない。

さらに、選択教科に加え、総合的な学習の時間が導入され、教育課程が複雑化しすぎているという指摘もある。

また、現在の選択教科の授業時数のうち全体の6割以上が国語、社会、数学、理科、外国語に充てられており<sup>\*1</sup>、その中でも補充的な学習に取り組まれている割合が高いことも踏まえる必要がある。

こうした観点から、選択教科の授業時数を縮減し、必修教科の教育内容や授業時数を増加することで、教育課程の共通性を高める必要がある。なお、選択教科については、第2・3学年において総合的な学習の時間の一部を充て得るとすることについて引き続き検討する必要がある。

#### (各教科等の授業時数)

国語については、小学校段階における国語に関する基礎的な知識・技能の定着を前提に、小学校と中学校の学習の円滑な接続を図るために、特に第1・2学年における指導を充実する必要がある。既に現在、授業時数の上では、第1学年は年間140単位時間(週4コマ相当)と重視しているが、これに加え、第2学年も年間140単位時間(週4コマ相当)に授業時数を増加するとともに、5.(4)のとおり、各教科等において発達の段階を踏まえつつ、各教科等の特質に応じた様々な言語活動に取り組むことで国語に関する能力の育成を図ることが必要である。

社会については、近現代を中心とした歴史に関する学習、法に関する学習や宗教などについての指導の充実のため、第3学年において年間140単位時間(週4コマ相当)に授業時数を増加する必要がある。

数学については、中学校第1学年でつまずき、嫌いになってしまう生徒が多いため、小学校と中学校の学習の円滑な接続を図る観点から、第1学年において時間をかけて指導することができるように年間140単位時間(週4コマ相当)に授業時数を増加する。また、中学校と高等学校の学習の円滑な接続を図る観点から、義務教育の最終学年となる第3学年においても年間140単位時間(週4コマ相当)とする必要がある。

理科については、学年が進むにつれて学習が深化していくため、観察・実験の時間を十分確保し理科の面白さに触れさせるため、第2・3学年において年間140単位時間

<sup>\*1</sup> 「公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査」では、平成18年度における中学校の選択教科は、平均すると3学年合計で225単位時間実施されているが、そのうち国語、社会、数学、理科、外国語に充てられているのは64%、144単位時間。

(週4コマ相当)に授業時数を増加する必要がある。

外国語については、文法指導や習得すべき語彙数の充実等を図るとともに、中学校修了段階で簡単な外国語でのコミュニケーションができるように、中学校3年間を通して、教育内容を充実し、年間140単位時間(週4コマ相当)に授業時数を増加することが必要である。

また、子どもたちの体力が低下する中で、中学校段階は生徒の体の発達も著しい時期であるため、保健体育については、中学校3年間を通して、年間105単位時間(週3コマ相当)に授業時数を増加する必要がある。

具体的な教育内容の改善については、教科ごとに8.で示すとおりであり、基礎的な知識・技能の定着を図るとともに、観察・実験やレポートの作成、論述といった知識・技能を活用するための学習活動を充実させる観点から、上記を踏まえ、これらの教科全体を通じ、3学年合わせて概ね年間400単位時間増加することが必要である。なお、現在の選択教科のうちこれらの教科に充てられている授業時数を考慮した場合は、3学年合わせて概ね年間230単位時間<sup>\*1</sup>増加することとなる。

こうした授業時数の増加は、小学校と同様に、主として子どもたちがつまずきやすい内容等について確実な習得を図るための学年間での反復学習などの繰り返し学習や、観察・実験やレポートの作成、論述などの知識・技能を活用する学習活動を充実させることを目的としている。特に、中学校では、5.(6)のとおり、勤労観・職業観を育てるためのキャリア教育の実施や語学、漢字などについての各種検定への取組など具体的な目標設定の工夫も重要である。これらの学習活動が子どもたちに分かる喜びや学ぶ意義を実感させ、学習意欲を高めることにより、学校への不適応を減らし、子どもたちの自立を促すことが重要である。

#### (総合的な学習の時間)

総合的な学習の時間については、小学校と同様に、引き続き一定の授業時数を確保することが適当であるが、特に中学校では、教職員の中に知識・技能の確実な定着のために教科の授業時数の充実を求める声が強い<sup>\*2</sup>。また、これまで総合的な学習の時間でも行われることが期待されていた教科の知識・技能を活用する学習活動は各教科の中で充実することなどから、総合的な学習の時間の授業時数については各学年において縮減し、第1学年においては、年間50単位時間(週1.4コマ相当)、第2・3学年においては、年間70単位時間(週2コマ相当)とすることが適当である。

\*1 国語、社会、数学、理科、外国語及び保健体育の現在の必修教科の標準授業時数(1880単位時間)と選択教科のうちこれらの教科に充てられている授業時数(170単位時間)の合計(2050単位時間)の約1割程度に相当する。

\*2 「義務教育に関する意識調査」(平成17年3~4月実施)においては、総合的な学習の時間について、「教科の時間が減っており、基礎的・基本的な内容の学習がおろそかになる」との考えに対して、そう思う(「とてもそう思う」「まあそう思う」の合計)と回答した割合は、小学校担任では、65.6%であるのに対して、中学校担任では81.0%であった。

なお、現行の中学校学習指導要領が目指した、生徒の選択能力の育成や個性の伸長、自ら学び自ら考える力を培うことなどは引き続き重要であるが、10.(1)のとおり、これらをはぐくむための学習活動のすべてを学校教育が担うのではなく、地域の教育力との連携・協力を重視してこそ高い教育効果を期待することができる。

あわせて、地域の自治体や企業、大学などの高等教育機関、NPOなどが、様々な体験活動や芸術・文化・スポーツ活動、教科の補充・発展的学習の機会などを提供し、生徒の選択能力の育成や個性の伸長を図ることも考えられ、将来的にはそのための仕組みの構築などについて検討する必要がある。

#### (年間の総授業時数)

中学校の年間の標準総授業時数については、学校教育法施行規則により、現在、第1学年から第3学年まで980単位時間(週28コマ相当)となっている。今回の改訂では、上記の検討を踏まえ、各教科等の授業時数を合計すると、各学年の年間の標準総授業時数は、第1学年から第3学年まで1015単位時間(週29コマ相当)となる。

年間の総授業時数をこのように増加すると、中学校の各学年において現在の週28コマから1コマ増加し、週29コマを年35週以上にわたって行うこととなる。これについては、各中学校においては、一週間の中で、個別の生徒に対する補充指導や生徒指導、校長等や教師との間の情報交換や意思疎通のための時間の確保なども必要であることなどから、学習指導要領上の標準授業時数を増加する場合、中学校では週29コマが限度と考えられる。

なお、各教科で知識・技能の定着やこれらを活用する学習活動を行うために、授業時数を増加するに当たっては、小学校と同様、教職員定数の改善をはじめ指導体制の整備を進める必要がある。

その上で、増加した年間の標準授業時数をどのように確保するかについては、小学校と同様に、各学校や設置者の裁量により、それぞれの学校や生徒の実態等を踏まえ、多様な取組を行うことが考えられる<sup>\*1</sup>。

また、生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について、学校教育活動の一環としてこれまで中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記述することが必要である。

---

\*1 なお、教科担任制である中学校においては、朝の10分間等に行われる読書活動やドリル学習を教科教育の一環として行う上でどのような配慮が必要かについては今後検討を要する。



## (2) 高等学校の教育課程の枠組み

### 高等学校教育の共通性と多様性

高等学校は、平成18年度において中学校卒業者の97.7%が進学するなど、義務教育ではないものの国民的な教育機関となっている。このため、高等学校で学ぶ生徒は、高等教育を受ける基礎として必要な教育を求める者、就職等に必要な専門教育を希望する者、義務教育段階での学習内容の確実な定着を必要とする者など、様々である。このような生徒の多様な興味・関心や進路等に応じることができるよう、高等学校においては、単位制を前提に、普通科、専門学科及び総合学科<sup>\*1</sup>の各学科や全日制・定時制・通信制の各課程が設けられており、多様な内容を様々な方法で学ぶことができる仕組みとなっている。

また、高等学校学習指導要領は、「単位」の計算方法、年間の標準授業週数、全日制の課程における週当たりの授業時数、卒業までに修得させる単位数、各教科・科目の標準単位数等の教育課程の基本的な枠組みについて規定しているものの、教育課程上高い共通性を担保している小・中学校とは異なり、すべての生徒に共通に学ばせる教育内容については、必要最小限の必履修教科・科目<sup>\*2</sup>を定めるにとどめている。

平成11年に改訂された学習指導要領やそれ以降の制度改正においては、ますます多様化が進む生徒の興味・関心、能力・適性、進路等に対応するため、

- ・ 卒業に必要な総単位数の削減とともに、必履修教科・科目の単位数を削減し、選択教科・科目を拡大<sup>\*3</sup>、
- ・ 他の高等学校や専修学校における学習成果やボランティア活動、各種資格取得、大学での単位取得などの単位認定の推進<sup>\*4</sup>、

といった教育課程の一層の弾力化が図られてきたところである。

このように共通性と多様性のバランスの中で多様化への対応を重視してきた高等学校教育については、平成18年10月に約1割程度の高等学校で必履修教科・科目の一部

\*1 現在、高等学校における各教科・科目の構成は、普通教育に関する教科として、国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭及び情報の10教科、専門教育に関する教科として、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術及び英語の13教科が設けられ、さらにこれらの教科に属する各科目によって構成されている。

普通科においては普通教育に関する教科・科目を中心として、専門学科においてはそれに加えて専門教育に関する教科・科目により教育課程が編成されることとなっている。総合学科においては、普通教育と専門教育を選択履修を旨として総合的に施すため、多様な教科・科目を設けて教育課程が編成されることとなっている。

\*2 現在、すべての生徒に履修させる必履修教科・科目は、10教科から最低31単位となっている。なお、専門学科では、それ以外に専門教科・科目から25単位以上履修させることとなっている。

\*3 平成11年の高等学校学習指導要領改訂により、それまで、普通科では最低38単位、専門学科では35単位であった必履修教科・科目に係る単位数が、31単位に削減された。

\*4 このような自校以外での学習成果の単位認定は、他の高等学校や専修学校における学習成果（平成5年）、ボランティア活動、各種資格取得、大学での単位修得（平成10年）、認定できる単位数の上限を20単位から36単位に拡大（平成17年）と順次対象等が拡大している。

が未履修であることが判明し、社会的にも大きな関心を集めた。その要因としては、学習指導要領の規定についての理解が不足していたこと、教育委員会や各学校における教育課程の管理が不十分であったことに加え、当該高等学校において大学入試への対応を優先させてしまったことなどが考えられる。一方、約9割の高等学校の生徒は必履修教科・科目を学習指導要領に基づいて履修していたという事実をも踏まえれば、今回のような必履修教科・科目の未履修の問題と高等学校の必履修教科・科目の在り方とを直接的に結び付けて検討を行うのは適当ではないと考える。

今回、高等学校教育を見直すに当たっては、5.の学習指導要領改訂の基本的な考え方や7.で示す教育内容に関する学校段階や教科等を通じた主な改善事項とともに、学校教育法の一部改正において改められた高等学校の目的・目標規定<sup>\*1</sup>を踏まえ、国民としての素養である基礎・基本を義務教育でしっかりと身に付けることを前提として、高等学校においては、それを発展させ、学問研究や技術の習得に結び付けていくことが重要であるとの観点から、次の3点を特に重視した。

第一は、小・中学校と同様に、各教科・科目において、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、知識・技能を活用する学習活動を重視することである。

第二は、各教科・科目において、義務教育と高等学校との間の系統性を重視した円滑な接続を図ることである。

第三は、豊かな心や健やかな体の育成のため、道徳教育の充実や健やかな心身の育成についての指導の充実を図ることである。

また、設置者や学校が、それぞれの高等学校の生徒の状況を十分に把握し、生徒の将来の職業や生活を見通して、社会において自立的に生きるために必要な力を確実にほぐくむことが可能となるよう、学習指導要領の規定については、共通性を維持しつつも、一定の弾力性を確保する方向で検討する必要がある。

さらに、高等学校教育については、進学、就職等の進路を問わず、生徒の学習意欲を高め、学力水準を確保することが大きな課題であり、学習指導要領にとどまらず、必要とされる方策について、引き続き検討することが必要である。

なお、高等学校教育の多様化の現状を踏まえると、同じ義務教育後の教育機関である高等学校と専修学校や高等専門学校との相違、中高一貫教育との関係なども視野に、各学科における高度な普通教育と専門教育の在り方といった高等学校教育の根幹にかかわ

---

\*1 学校教育法

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

る事柄についても、今後更に中長期的な検討を加えていく必要があると思われる。

## 年間の授業週数、週当たりの授業時数等

高等学校においても、小・中学校について(1)で示したとおり、( )教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動(ホームルーム)( )ホームルーム以外の特別活動(体育祭、奉仕体験活動等)( )希望する生徒が参加する部活動等の活動など様々な学校教育活動が行われており、相互に関連し合いながら生徒をはぐくんでいる。

このため、学習指導要領上、全日制の課程における授業は「年間35週行うことを標準」とするとの規定は( )の学校教育活動のための時間を確保するために維持することが適当である。また、中学校と同様に、生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について、学校教育活動の一環としてこれまで高等学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記述することが必要である。

次に、授業時数については、高等学校学習指導要領では、小・中学校とは異なり、教科あるいは学年ごとの標準授業時数を示しておらず、全日制の週当たりの授業時数について、「30単位時間を標準」と規定している。前述のとおり、小・中学校においても標準授業時数を上回ることが子どもの過重負担にならない限度において可能であることも踏まえ、各教科・科目において基礎的・基本的な知識・技能の定着や知識・技能を活用する学習活動を行う上で必要な授業時数を確保するため、引き続き30単位時間を標準とした上で、各高等学校の工夫により、30単位時間を超えて授業を行うことが可能であることを明確にする必要がある。

また、現在、学校教育法施行規則により、生徒に卒業までに修得させる単位数は、74単位以上とされている。多くの定時制課程や通信制課程において、卒業までに修得させる単位数を74単位としている現状を踏まえ、国として定める卒業までに修得させる単位数は、引き続き74単位以上とすることが適当である。

## 必履修教科・科目の在り方

### (必履修教科・科目の必要性)

これまで述べてきたとおり、学習指導要領に定める高等学校の必履修教科・科目は、「高等学校とは何か」ということを学習内容の面から国が示したものであり、その在り方については、これまでの審議で、

- ・ 現在の選択必修修<sup>\*1</sup>の考え方を維持すべき
- ・ 高等学校教育としての共通の内容を充実すべき
- ・ 必修修科目の科目指定や単位数についての学校の裁量を拡大すべき

といった議論があった。

また、一部の高等学校で必修修教科・科目の未履修が判明したことを踏まえ、大学入試の実態等に合わせて必修修教科・科目を見直すことは本末転倒であることから、高校生にとって最低限必要な知識・技能と教養とは何かという観点から検討した。

その結果、「高度な普通教育」及び「専門教育」を施す高等学校においては、普通教育として、すべての生徒に対し、日常生活を営む上で共通に必要とされる知識・技能を施し、それを活用する能力を伸ばし、調和のとれた人間の育成を目指す必要があることから、引き続き、必修修教科・科目を設定することが適当であると考えた。

#### (必修修教科)

現在の必修修とすべき教科の範囲は、いずれも高校生にとって必要最低限な知識・技能と教養を身に付けさせるために必要なものであると考えられることから、現行の教科を基本とすることが適当である。また、単位数の設定については、各教科・科目の必要最低限な知識・技能と教養の幅の確保という必修修教科の設定の必要性を踏まえ、標準となる単位数を設定する必要がある。

#### (必修修科目)

必修修科目の在り方については、高校生に必要最低限な知識・技能と教養の幅を確保するという必修修科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅の拡大（多様性）とのバランスを図る必要がある。このため、

- ( ) 現行の必修修科目の単位数を原則として増加させないこととしながらも、
  - ( ) 実際の高等学校の教育課程編成における履修単位数を踏まえ、教科としての共通性を高める必要がある場合、又は生徒の選択肢の拡大につながる場合については、各学校の一定の裁量を確保した上で、単位数を増加させる、
- ことが考えられる。

#### (各教科ごとの改善の方向性)

高等学校の必修修教科・科目については、上記を踏まえ、各教科ごとに以下のとおり改善することが必要である。(以下の検討の結果及び8.を踏まえた高等学校の教科・

\*1 選択必修修とは、生徒の実態の多様化に応じて教育課程を柔軟に編成することを可能とするため、必修修科目を同一教科の複数の科目の中から選択することができるとする仕組みである。

科目の改善案が参考資料 3 である )。

学習の基盤であり、広い意味での言語を活用する能力とも言うべき力を高める国語、数学、外国語については、現在選択必修となつているが、義務教育の成果を踏まえ、共通必修科目を置く必要がある。

ただし、高等学校入学段階から生徒の実態が多様化しているため、それぞれの高等学校の生徒の資質や能力に応じ、指導事項の重点化、単位数の増減が可能であることをより明確化することが必要である。あわせて、生徒の実態に応じて、共通必修科目を履修させる前に、より基礎的な内容の科目を履修させるといった教育課程上の工夫を促す必要がある。

なお、これらの教科の具体的な改善については 8 . で述べるが、

- ・ 国語は、言語を活用して論理的に思考し表現する能力や我が国の言語文化を継承・発展させる能力の育成を重視した改善が必要、
  - ・ 数学は、実社会や実生活の様々な場面で活用されていることを理解させることや論理的な思考力・表現力を養うことを重視した改善が必要、
  - ・ 外国語については、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の各技能を総合的に育成することをねらいとし、それに適した内容となるよう改善が必要、
- と考えられる。

次に、地理歴史、公民、理科といった知識・技能の定着やそれらを活用する学習活動を重視する教科については、現行どおり、選択必修とすることが適当である。

その際、

- ・ 現在、世界史から 1 科目、日本史、地理から 1 科目の計 2 科目が選択必修科目となっている地理歴史については、小・中学校において、日本史や日本及び世界の地理の学習が行われているという現状を踏まえると、高等学校における現行の必修科目の定めには一定の合理性があり、現実的な選択肢である。ただし、「世界史」の内容について、日本史や地理との関連を一層重視するなどの観点から見直す必要がある。

なお、地理歴史に関する総合的な科目の設置については、具体的な教育内容の在り方等について今後更に検討する必要があると考える。

- ・ 現在、「現代社会」又は「倫理」及び「政治・経済」から選択する必要がある公民については、高校生にとって必要な人間としての在り方生き方に関する内容を充実するため、倫理領域の内容を充実する必要がある。
- ・ 現在、理科は、2 科目選択して履修する必要がある、そのうち 1 科目以上は理科基礎や理科総合といった総合科目を履修しなければならないこととしているが、物理、化学、生物、地学の 4 領域の中から 3 領域以上を学ぶという理念は維持<sup>\*1</sup> した

\*1 現行学習指導要領は、例えば、理科総合 A (物理分野と化学分野) と生物 を選択するなど生徒が 3 領域以上を履修することが適当との考え方で構想された。

上で、学校の裁量を拡大し、生徒のニーズに応じた科目履修の柔軟性を高める観点から、3領域以上の科目を履修する場合には総合科目の履修を不要とすることが適当である。

また、総合科目について、学問レベルや教師の専門分野が分化している実態を踏まえた改善が必要である。

普通教科「情報」については、高等学校に入学してくる生徒の知識・技能に大きな差が見られることなどを踏まえ、義務教育段階における指導内容を見通した検討を含め、その内容の改善を図る必要がある。

保健体育、芸術、家庭については、これまでの成果を踏まえ、現行の必修科目の枠組みを維持した上で、その内容の改善を図る必要がある。

また、特別活動や総合的な学習の時間などについては、様々な場面において、教科等を横断した課題解決的な学習や探究的な活動、体験活動といった知識に裏打ちされた経験を積むことができる活動を重視する必要がある。

なお、総合的な学習の時間については、各教科・科目において知識・技能を活用する学習活動が充実されることを踏まえると、その授業時数等については弾力的な取扱いを検討することが適当である。その一方で、総合的な学習の時間は、思考力・判断力・表現力等をはぐくむ上で大きな役割を果たすものであることから、総合的な学習の時間において、教科を横断した課題解決的な学習や探究活動等の一層の充実が図られるよう、改善が必要である。

#### (専門学科及び総合学科について)

農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉の専門学科においては、我が国の産業経済の発展を担う人材を育成するため、職業に関する専門教育の充実に努めている。一定の専門性を確保するため、専門学科については、現状では引き続き、専門教科・科目を25単位以上履修させることが適当である。

総合学科は、幅広い選択科目の中から生徒が自ら科目を選択し学ぶことを特色としており、将来の職業選択など自己の進路への自覚を深める学習が重視されている。このため、総合学科については、引き続き、「産業社会と人間」を履修させることが適当である<sup>\*1</sup>。

---

\*1 総合学科の教育課程の編成に当たっては、普通教育及び専門教育に関する多様な各教科・科目から生徒が主体的に選択履修できるようにする観点から、「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上開設することとなっている。

## ( 定時制課程及び通信制課程について )

定時制課程及び通信制課程は、様々な動機で学びたいと考える生徒に対し、多様で、柔軟な教育の機会を確保するものとして、重要な意義を有するものである。このため、上述のような教育課程の基本的な枠組みを踏まえつつ、必要な弾力的な扱いを継続することが適当である。

## ( 3 ) 学校週 5 日制の下での土曜日の活用

小・中・高等学校に共通する教育課程の枠組みとして学校週 5 日制の下での土曜日の活用についての検討状況は以下のとおりである。

学校週 5 日制は、学校、家庭及び地域の三者が互いに連携し、役割分担しながら社会全体で子どもを育てるという基本理念のもと、社会全体の週休 2 日制の導入とともに、長い時間をかけて段階的に導入された社会システムである。また、国際的にもほとんどの国々で学校週 5 日制が導入されており、これを維持することが適当である。

文部科学省の調査では、10%を超える公立小・中学校において、土曜日に、地域等と連携しつつ、希望する子どもたちを対象に自然体験などの集団宿泊活動や文化、スポーツなどの体験的な学習機会の提供を行っている。また、中学校では基礎学力向上や補充・発展的学習等のための学習機会の提供を行っているところもある<sup>\*1</sup>。

さらに、公立高等学校では、普通科、専門学科及び総合学科ともに、50%程度の学校で、進学や資格取得のための学習の機会の提供が、10%程度の学校で自然体験などの体験的な学習の機会の提供がなされている<sup>\*2</sup>。

他方、10.(1)のとおり、平成19年度から「放課後子どもプラン」事業が始まり、土曜日も含む放課後の学習や体験の場の整備が進んでいる。内閣府の調査でも、近所のお祭りや児童館・公民館の講座や教室など地元の活動への子どもの参加率は上昇している。

学校週 5 日制の下、このような取組がますます活発に行われることが重要である。また、地域全体で学校教育を支援するための学校と地域との連携体制の構築を図ることも必要である。

---

\*1 公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査（平成18年度）によれば、土曜日に、自然体験などの集団宿泊活動や文化、スポーツなどの体験的な学習の機会を提供している学校は、小学校では13.6%、中学校では、10.4%である。

また、土曜日に、基礎学力向上や補充・発展的学習等のための学習の機会を提供している学校は、小学校では2.5%、中学校では、5.6%である。

\*2 公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査（平成18年度）によれば、土曜日に、進学や資格取得等のための学習の機会を提供している高等学校は、普通科で52.0%、専門学科で46.0%、総合学科で58.3%である。

また、土曜日に、自然体験などの集団宿泊活動や文化、スポーツなどの体験的な学習の機会を提供している高等学校は、普通科で12.0%、専門学科で13.2%、総合学科で12.4%である。

なお、子どもたちが、自ら課題を見だし、課題解決的に考えたり、探究したりすることや体験的な学習活動などは、そのすべてを学校教育のみが担うのではなく、地域の教育力との連携・協力を重視してこそ高い教育効果を期待することができる。

現在でも、学校においては、地域や保護者に開かれた学校づくりなどの観点から、運動会や学校公開などの行事を土曜日等を授業日にすることにより実施している<sup>\*1</sup>。これと同様に、地域と連携したり外部人材などを活用して、総合的な学習の時間の一環として課題解決型の学習や探究活動、体験活動などを行う場合には土曜日を活用することが考えられる。

#### (4) 発達の段階に応じた学校段階間の円滑な接続

平成19年6月の学校教育法の一部改正において改められた各学校段階の目的や目標等を踏まえ、各学校段階の教育が果たすべき役割は、次のとおりである。

- ・ 幼稚園教育は、子どもの基本的な生活習慣や態度を育て、規範意識、思考力、豊かな感性と表現力等の芽生えを養うなど、義務教育及びその後の教育の基礎を培う上で重要な役割を担っている。
- ・ 義務教育は、子どもの有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培うとともに、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うという極めて重要な役割を果たしている。このため、義務教育においてはすべての子どもに一定水準以上の教育を保証することが求められる。
- ・ 高等学校教育は、義務教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性等を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うという役割を担っている。現在、高校進学率は約98%となり、生徒の興味・関心、能力・適性、進路等は多様化しているが、このように国民的な教育機関となっている高等学校は、これからの我が国の社会・経済・文化の水準の維持・向上に極めて大きな役割を果たすものである。
- ・ 特別支援教育は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている。平成19年度から新しい学校制度と位置付けられた特別支援学校を中心に行われており、その機能の充実が求められている。

\*1 学校教育法施行規則

第四十七条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日



それぞれの学校段階において、その役割をしっかりと果たすことが何よりも重要であるが、それに加え、教育課程の改善に当たっては、発達の段階<sup>\*1</sup>に応じた教育課程上の工夫の観点から、学校段階間の円滑な接続に留意する必要がある。

まず、幼児教育と小学校教育の接続については、幼児教育では、規範意識の確立などに向けた集団とのかかわりに関する内容や小学校低学年の各教科等の学習や生活の基盤となるような体験の充実が必要である。他方、小学校低学年では、幼児教育の成果を踏まえ、体験を重視しつつ、小学校生活への適応、基本的な生活習慣等の育成、教科等の学習への円滑な移行などが重要であり、いわゆる小1プロブレムが指摘される中、各教科等の内容や指導における配慮のみならず、生活面での指導や家庭との十分な連携・協力が必要である。

子どもたちが思春期に入り、学習内容も高度化する中学校は、小学校段階に比べ、授業の理解度が低下したり、問題行動等が増加するといった多くの教育課題を抱えている。このため、生徒が順調に中学校生活を始めることができるよう小学校と中学校の円滑な接続を図ることが極めて重要であり、小学校段階では、5.(6)のとおり、低・中学年において学習習慣の確立を重視するとともに、高学年において外部人材なども活用した専科教員による教育の充実を検討する必要がある。また、中学校段階においては、小学校段階で身に付けた知識・技能の活用といった観点から、単元に応じて小学校段階の教育内容を中学校教育の視点で再度取り上げて指導するといった工夫や教師の相互交流の一層の促進を通し、学習と生活の両面にわたる小・中学校を見渡した効果的な指導が求められる。

なお、義務教育で一貫した教育を行う義務教育学校については、平成17年の中央教

---

\*1 知的な面での発達の段階については、5.(3)でも述べたが、個人差はあるものの一般的に見られる子どもたちの成長の過程における主な特徴については、

- ・ 幼児期は体験活動が中心の時期であり、その特徴として、周りの人や物、自然などの環境に身体ごとにかかわり全身で感じるなど、活動と場、体験と感情が密接に結び付いており、体験活動から学びの芽生えをとらえることができることなどが挙げられる。
- ・ 小学校低学年の時期は、幼児期的な特性を残しながらも、言葉と認識の力が広がり、ある程度、時間と空間を越えた見通しがもてるようになる。例えば、算数の時間なら、数の問題に集中できるというように、数や言葉についての発達が進み、半具体物(タイルなど)を使って抽象的に考えていくことも多少は可能になる。
- ・ 小学校中学年以降になると、幼児期を離れ、物事をある程度対象化して認識することが可能となっていく。対象との間に距離をとって分析できるようになり、知的な活動も分化した追究が可能になる。自分のことも距離をもってとらえられるようになることから、自分と対象とのかかわりが新たな意味をもつようになる。
- ・ 中学生になるころに、思春期に入り、親や周りの友達と異なる自分独自の内面の世界があることに気付いていく。また、内面の世界が周りの友達にもあることに気付き、友人との関係が自分に意味を与えてくれると感じる。さらに、未熟ながらも大人に近い心身の力をもつようになる。大人の社会とかがかわる中で、大人もそれぞれ自分の世界をもちつつ、社会で責任を果たしていることへの気付きへと広がっていく。
- ・ 高校生になると、思春期の混乱から脱しつつ、大人の社会を展望するようになる。自分は大人の社会でどのように生きるかという課題に出会う。進学や就職といったそれぞれの人生を左右する重大な岐路に立って、進学を過度に意識してその準備に追われたり、自らの将来について真剣に考えることを放棄して目の前の楽しさだけを追い求めたりすることに陥る者もいる。大きく力が伸びる高校生の時期において、例えば体験活動は、その視野を広げ、社会の中で責任をもって生きることへの自覚を促していくものであることが期待される。

育審議会答申<sup>\*1</sup>において、「設置者の判断で9年制の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて」検討するとされており、引き続き中央教育審議会において検討することが必要である<sup>\*2</sup>。

中学校と高等学校の接続については、中学校において義務教育段階で身に付けるべき国民としての素養である基礎・基本をしっかりと定着させるとともに、高等学校においては、必要に応じこの基礎・基本を補いながら、高等学校段階の学習に円滑に移行することを重視する必要がある。このため、学習指導要領上、例えば、高等学校の数学において中学校の数学の内容との関連を考慮するとともに、外国語では中学校教育からの円滑な移行をねらいとした基礎科目を置くなどの工夫が必要である。

高校生の約4割が平日に学校の授業以外に全く、またはほとんど勉強していないという状況<sup>\*3</sup>を踏まえ、中学校段階から継続して語学や漢字などの各種検定に挑戦させたり、中学校での職場体験と一貫性・連続性をもったキャリア教育などにより、学習意欲を高める必要がある。

また、中学校までの道徳教育との接続の観点から、高等学校の公民科やホームルームなどの特別活動の充実が必要である。

なお、中学校と高等学校との円滑な接続の観点から、中等教育の多様化を一層推進し、生徒の個性をより重視した教育を実現するため、平成11年度から中高一貫教育制度が開始されている<sup>\*4</sup>。中高一貫教育校のうち中等教育学校については、前期課程・後期課程の目的・目標がそれぞれ中学校・高等学校の目的・目標と同様であることから、基本的にそれぞれ中学校・高等学校の学習指導要領を準用している。学校教育法の一部改正においてもこの点に変更はないことから、このような基本的な枠組みは今後とも維持することが適切と考える。

一方、中高一貫教育については、その利点を生かすために特例措置が設けられており、この特例措置は、平成16年度に拡充が図られた。今後とも、この特例措置の趣旨を生かして、それぞれの学校において、更に特色ある教育活動に取り組むことが期待される。

---

\*1 中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」(平成17年10月26日)

\*2 なお、小・中学校を通じた円滑な接続については、研究開発学校で162校(平成19年度)、いわゆる特区研發で67自治体(平成19年度)で取り組まれている。これらの学校では、例えば、小・中学校9年間の一貫した系統的な教育課程や指導方法、小学校高学年からの教科担任制の導入に関する研究などを行っている。

\*3 「高等学校教育課程実施状況調査」(平成17年度実施)によれば、平日に学校の授業時間以外に全く、またはほとんど勉強していない高校生は39.3%となっている。

\*4 中学校教育と高等学校教育を接続し、6年間の計画的・継続的な教育課程及び学習環境の下で一貫した教育を行う中等教育学校などの中高一貫教育校は年々増加しており、平成19年4月現在、中等教育学校32校、併設型(同一の設置者による中学校及び高等学校で中高一貫教育を実施)147校、連携型(異なる設置者による中学校及び高等学校で中高一貫教育を実施)78校、計257校となっている。

## (5) 教育課程編成・実施に関する各学校の責任と現場主義の重視

これまで述べてきたとおり、学習指導要領は、全国的な教育の機会均等や教育水準の維持・向上のために、すべての子どもに対して指導すべき内容を示す基準であり、具体的には、各教科等の目標やおおまかな内容を定めている（学習指導要領の「基準性」）。さらに、平成15年の学習指導要領の一部改正により、この「基準性」を踏まえ、各学校は子どもたちの実態に応じ、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができることが明確になった。

このように、各学校は、大綱的な基準であるこの学習指導要領に従い、地域や学校の実態、子どもたちの心身の発達の段階や特性を十分考慮して適切な教育課程を編成し、創意工夫を生かした特色ある教育活動が展開可能な裁量と責任を有している。

### (「はじめ規定」の見直し)

今回の学習指導要領改訂に当たっては、このように各学校がそれぞれの創意工夫を生かした特色ある授業を実施できることが更に明確になるように、学習指導要領の記述を見直すことが求められる。

具体的には、現行学習指導要領において、「(…の)事項は扱わないものとする」等と定める、いわゆる「はじめ規定」は、これらの発展的な内容を教えてはならないという趣旨ではなく、すべての子どもに共通に指導すべき事項ではないという趣旨であるが、この点の周知が不十分であり、趣旨がわかりにくいため、記述の仕方を改める必要がある。

### (新たな研究開発学校制度の創設)

他方、学校教育法施行規則や学習指導要領に規定されていない新たな教科の創設など学習指導要領等について特例措置を講じなければ実施できない構想について、一定の要件の下、所定の手続きを経て認められた場合に限り、学習指導要領によらない教育課程編成が可能となる仕組みもあり、具体的には、研究開発学校制度や構造改革特別区域研究開発学校設置事業（いわゆる「特区研発」）などがある。

このうち、研究開発学校制度<sup>\*1</sup>は、学習指導要領等の改善に資する実証的資料を得るため、文部科学大臣が学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施を認める制度であり、今後とも学習指導要領の改善に資するために充実することが必要である。

<sup>\*1</sup> 研究開発学校制度は、中央教育審議会のいわゆる46答申（「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（昭和46年6月））を受け、あらかじめ文部科学省が示した研究課題等を踏まえて申請を行った学校について、文部科学大臣が学習指導要領によらない教育課程の編成・実施を認め、その実践研究を通して学習指導要領等の改善に資する実証的資料を得るための仕組みとして、昭和51年度から開始された。これまでその研究成果は、「生活科」や「総合的な学習の時間」の創設などの学習指導要領の改訂に生かされている。

他方、特区研発<sup>\*1</sup>は、構造改革特別区域制度を活用し、内閣総理大臣の認定により、学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施を可能とする制度であり、結果として教育課程の編成・実施についての学校自身の意識を変えるとともに、地方自治体や社会の教育課程への関心を高める効果が生じている。この特区研発については、平成18年4月の閣議決定において、特区として内閣府に申請し、内閣総理大臣が認定するという手続きを経なくとも、文部科学省が直接申請を受け付け、審査、認定することにより、このような特例措置が可能となるよう求められている。

このため、公教育を担う学校が学校教育法や同法に基づく学習指導要領等にのっとって教育を行うことは当然であるが、新たな教科の創設などの創意工夫を、特例措置を講じてでも図りたいという構想とそれを実現する具体的な手段を有する学校や設置者からの申請について、学校教育法に規定するそれぞれの学校段階の目標や学習指導要領の定める各教科等の目標や内容等との適合性など一定の要件を満たす場合には、文部科学大臣の認定を経て特例措置を認める仕組みを検討する必要がある<sup>\*2</sup>。

#### (各学校の責任と現場主義)

このような現場主義の重視は各学校がその責任を全うすることを求めるものであり、各学校の創意工夫の成果の検証が不可欠である。そのため、全国学力・学習状況調査や学校評価などを活用して、成果を確かめ、更に改善を図ることが求められる。また、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)<sup>\*3</sup>を活用し、地域や保護者、有識者などより多くの視点で検証を深めることも有効である。

---

\*1 特区研発は、構造改革特別区域制度の一つとして、地方自治体が、憲法、教育基本法上の理念及び学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえつつ、新たな教科の創設など学習指導要領によらない教育課程の編成・実施を申請する場合には、文部科学大臣の同意を経て、内閣総理大臣が認定する制度として、平成15年度から開始された。平成19年9月現在、99自治体が認定されており、その8割以上は小学校段階の英語教育を行うものである。また、小・中学校間の円滑な接続(例：東京都品川区の「小中一貫特区」)や日本語教育に関する特例措置(例：世田谷区の「日本語教育特区」)を講じているものもある。

なお、「構造改革特別区域基本方針」別表1(平成18年4月閣議決定)は、「この特例措置については、教育課程の基準全体の見直しの進捗状況を見つつ、平成19年度中の制度改正、平成20年度当初からの実施を目途に、全国展開される予定」とした。その際、全国展開後に文部科学大臣がこのような特例措置を認めるか否かといった関与を行うに当たっては、憲法、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領上の観点から必要最小限のものであることが求められている。

\*2 なお、今回の学習指導要領改訂においては、具体的な指導内容は各学校に委ねられている総合的な学習の時間の授業時数を縮減し、おおまかな指導内容が学習指導要領に定められている国語、社会、算数・数学、理科、外国語及び体育・保健体育の授業時数を増やすなど現行学習指導要領よりも共通性が高められることから、このような特例措置が求められる。

\*3 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)とは、保護者や地域住民等が、一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、学校と一体となって、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを実現するための仕組みであり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、平成16年9月に制度化された。制度化以降、年々着実に増加しており、平成19年7月1日現在、全国で213校がコミュニティ・スクールに指定されている。

## 7. 教育内容に関する主な改善事項

以上のような改訂の基本的な考え方や教育課程の基本的な枠組みの下に、各教科・科目等の内容の改善を行う必要があると考えるが、各教科・科目等ごとの具体的な改善を示す前に、

5. で示した学習指導要領改訂の基本的な考え方を踏まえ、今回の改訂で充実すべき重要事項、

社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項、  
についての審議を整理した。

については、6点にわたって検討を行った。

第一は、各教科等における言語活動の充実である。5.(4)で述べたとおり、子どもたちの思考力・判断力・表現力等をはぐくむためには、レポートの作成や論述といった知識・技能を活用する学習活動を各教科で行い、言語の能力を高める必要がある。言語の能力は、5.(7)のとおり子どもたちが他者や社会とかかわる上でも必要な力である。

第二は、科学技術の土台である理数教育の充実である。知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる「知識基盤社会」の時代にあって、5.(3)のとおり、特に理数教育の教育課程の国際的通用性が問われている。

第三は、伝統や文化に関する教育の充実である。2.で示したとおり、グローバル化の中で、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々との共存のため、自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることが重要になっている。このことは、5.(1)のとおり、教育基本法第2条(教育の目標)等においても重視されている。

第四は、道徳教育の充実である。道徳性の涵養については家庭の果たす役割が大きいことを前提にしつつ、学校教育においては、発達段階に応じた指導や体験活動などを通じた生活習慣や最低限の規範意識の確立、民主主義における法やルールの意義の理解など5.(7)で示した基本的な考え方に従って道徳教育を充実する必要がある。

第五は、体験活動の充実である。体験活動も学校がすべてを提供することはできないが、他者や社会、自然や環境の中での直接体験のきっかけづくりを行うことが求められている。5.(7)を踏まえた体験活動の充実が必要である。

第六は、小学校段階における外国語活動(仮称)についてである。知識には国境がなく、グローバル化が一層進む「知識基盤社会」の時代にあって、学校教育において外国語教育の充実が求められており、小学校段階において、新たに外国語活動(仮称)を導入する必要がある。

については、社会や子どもたちを取り巻く環境の変化の中で、新たに生じたり、時々刻々変容している課題への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項として、情報教育、環境教育、ものづくり、キャリア教育、食育、安全教育及び心身の成長発達

についての正しい理解の7点について検討を行った。

これらに共通するのは、分野や対象の違いはあれ、子どもたちが、社会や自分たちを取り巻く環境の変化の中で、自らの責任を十分自覚した上で、積極的に情報を得て、教科等で得た知識・技能を活用して自分なりに判断し、行動できることが求められている点である。このため、学校は、関連の深い特定の教科等を中心しつつ教科等を横断して知識・技能を指導するとともに、これらを素材に子どもたちが考えたり、実践しようとするきっかけを与えることが求められる。

なお、10.(1)にあるとおり、現代社会で生起しているあらゆる課題を学校が指導することはできない。時代の変化等により共通に指導する意義が乏しくなった内容は見直すとともに、家庭や地域、企業等との連携・協力を進めることも必要である。

特に、上記7点の課題は、社会全体の関心の高い事項であり、学校が家庭、地域と連携・協力しながらこれらの課題についての教育に取り組むことは、学校・家庭・地域の結び付きを深める上でも重要である。

## (1) 言語活動の充実

各教科等における言語活動の充実は、今回の学習指導要領の改訂において各教科等を貫く重要な改善の視点である。

それぞれの教科等で具体的にどのような言語活動に取り組むかは8.で示しているが、国語をはじめとする言語は、知的活動（論理や思考）だけではなく、5.(7)の第一で示したとおり、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもある。

このため、国語科において、これらの言語の果たす役割に応じ、的確に理解し、論理的に思考し表現する能力、互いの立場や考えを尊重して伝え合う能力を育成することや我が国の言語文化に触れて感性や情緒をはぐくむことを重視する。具体的には、特に小学校の低・中学年において、漢字の読み書き、音読や暗唱、対話、発表などにより基本的な国語の力を定着させる。また、古典の暗唱などにより言葉の美しさやリズムを体感させるとともに、発達の段階に応じて、記録、要約、説明、論述といった言語活動を行う能力を培う必要がある。

各教科等においては、このような国語科で培った能力を基本に、知的活動の基盤という言語の役割の観点からは、例えば、

- ・ 観察・実験や社会見学のレポートにおいて、視点を明確にして、観察したり見学したりした事象の差異点や共通点をとらえて記録・報告する（理科、社会等）
  - ・ 比較や分類、関連付けといった考えるための技法、帰納的な考え方や演繹的な考え方などを活用して説明する（算数・数学、理科等）
  - ・ 仮説を立てて観察・実験を行い、その結果を評価し、まとめて表現する（理科等）
- など、それぞれの教科等の知識・技能を活用する学習活動を充実することが重要である。また、コミュニケーションや感性・情緒の基盤という言語の役割に関しては、例えば、
- ・ 体験から感じ取ったことを言葉や歌、絵、身体などを使って表現する（音楽、図

画工作、美術、体育等)

- ・ 体験活動を振り返り、そこから学んだことを記述する(生活、特別活動等)
- ・ 合唱や合奏、球技やダンスなどの集団的活動や身体表現などを通じて他者と伝え合ったり、共感したりする(音楽、体育等)
- ・ 体験したことや調べたことをまとめ、発表し合う(家庭、技術・家庭、特別活動、総合的な学習の時間等)
- ・ 討論・討議などにより意見の異なる人を説得したり、協同的に議論して集団としての意見をまとめたりする(道徳、特別活動等)

などを重視する必要がある。

5.(2)でも述べたとおり、各教科等におけるこのような言語活動の充実に当たっては、特に教科担任制の中・高等学校の国語科以外の教師が、その必要性を十分に理解することが重要である。そのためには、学校が各教科等の指導計画にこれらの言語活動を位置付け、各教科等の授業の構成や進め方自体を改善する必要がある。

なお、このように各教科等における言語活動を行うに当たっては、これらの学習活動を支える条件として次のような点に特に留意する必要がある。

第一は、語彙を豊かにし、各教科等の知識・技能を活用する学習活動を各教科等で行うに当たっては、教科書において、このような学習に子どもたちが積極的に取り組み、言語に関する能力を高めていくための工夫が凝らされることが不可欠である。また、特に国語科においては、言語の果たしている役割に応じた適切な教材が取り上げられることが重要である。

第二に、読書活動の推進である。言語に関する能力をはぐくむに当たっては、読書活動が不可欠である。学校教育においては、例えば、国語科において、小学校では、児童が日常的に読書に親しむための指導内容を、中学校においては生徒の読書をより豊かなものにするための指導内容をそれぞれ位置付けるなど、各教科等において、発達の段階を踏まえた指導のねらいを明確にし、読書活動を推進することが重要である。もちろん、読書習慣の確立に当たっては家庭の役割が大きい。学校、家庭、地域を通じた読書活動の一層の充実が必要である。

第三は、学校図書館の活用や学校における言語環境の整備の重要性である。言語に関する能力の育成に当たっては、辞書、新聞の活用や図書館の利用などについて指導し、子どもたちがこれらを通して更に情報を得、思考を深めることが重要である。また、様々なメディアの働きを理解し、適切に利用する能力を高めることも必要である。

## (2) 理数教育の充実

「知識基盤社会」の時代においては、科学技術は競争力と生産性向上の源泉となっている。特に、第3期科学技術基本計画<sup>\*1</sup>が指摘しているとおり、1990年代半ば以降、ライフサイエンスやナノテクノロジー、情報科学等の分野を中心に学術研究や科学技術をめぐる世界的な競争が激化した。このような競争を担う人材の育成が各国において国力の基盤として認識され、国際的な人材争奪競争も現実のものとなっている。

他方、少子・高齢化といった我が国の人口構造の変化のほか、環境問題やエネルギー問題といった地球規模での課題については、次世代へ負の遺産を残さず、人類社会の持続可能な発展のために科学技術に何ができるかが問われている。

このため、次代を担う科学技術系人材の育成がますます重要な課題になっているとともに、科学技術の成果が社会全体の隅々にまで活用されるようになってきている今日、国民一人一人の科学に関する基礎的素養の向上が喫緊の課題となっている。

学校教育においては、科学技術の土台である理数教育の充実が求められているが、3.で示したとおり、国際的な比較において、我が国の子どもたちは算数・数学や理科について、学習に対する積極性が乏しく、得意だと思ふ子どもたちが少ないなど学習意欲が必ずしも十分ではない<sup>\*2</sup>。また、希望の職業につくために数学や理科で良い成績を取る必要があると思ふ子どもが国際的に見て少ないことなど職業とのかかわりに関する意識も大きな課題である<sup>\*3</sup>。

また、今回の学習指導要領改訂においては、思考力・判断力・表現力等の育成の観点から知識・技能の活用を重視し、各教科等における言語活動の充実を図ることとしている。上記(1)のとおり、論理や思考といった知的活動の基盤という言語の役割に着目した場合、

- ・ 比較や分類、関連付けといった考えるための技法、帰納的な考え方や演繹的な考え方などを活用して説明する、
  - ・ 仮説を立てて観察を行い、その結果を評価し、まとめ表現する、
- といった言語活動が重要であり、これらの活動を行う算数・数学や理科の役割は大きい。

以上のような観点から、理数教育の充実を行うことが必要であり、具体的には8.で

<sup>\*1</sup> 科学技術基本法の規定に基づき、政府が定める科学技術の推進に関する基本的な計画。第1期(平成8～12年)第2期(平成13～17年)第3期(平成18～22年)と5年ごとに定められている。

<sup>\*2</sup> 文部科学省においては、理数教育の充実のため、例えば、小学校の理科の授業を支援するため、研究者や技術者等の外部人材を配置する「理科支援員等配置事業」、小・中・高等学校の理科教育等設備の整備のための国庫補助、理数教育に重点を置いた高等学校(スーパーサイエンスハイスクール)の指定事業などの様々な理数教育関係施策を実施している。

<sup>\*3</sup> IEA(国際教育到達度評価学会)が実施したTIMSS(国際数学・理科教育動向調査)において、「将来、自分が望む仕事につくために良い成績を取る必要があるかどうか」という質問に対して、「強くそう思う」、「そう思う」と回答した生徒(中学校第2学年)の割合は、数学については国際平均が73%であるのに対して、我が国は47%である。同様に、理科については、国際平均が66%であるのに対して、我が国は39%である。(2003年)



示すとおりであるが、その基本的な考え方は以下のとおりである。

第一は、算数・数学や理科については、授業時数を増加し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着のための学年間や学校段階間での反復学習などの繰り返し学習、思考力や表現力等の育成のための観察・実験やレポートの作成、論述、数量や図形に関する知識・技能を実際の場面で活用する活動などを行う時間を十分確保する必要がある。これらを通じ、分かる喜びや学ぶ意義を実感することが算数・数学や理科に対する関心や学習意欲を高めることにつながる。また、関心や意欲を高める上では、総合的な学習の時間において、例えば、博物館等との連携による体験的な学習や、科学的な知識を活用したものづくりや探究的な活動を行うことも効果的である。

第二は、同時に、これまで述べてきたとおり、科学技術の進展などの中で、理数教育の国際的な通用性が一層問われてきたことを踏まえて、指導内容についても見直す必要がある。学術研究や科学技術を担う人材の育成と社会的な自立に必要な科学に関する基礎的素養の確立の双方の観点から、算数・数学、理科のそれぞれについて内容の系統性や小・中・高等学校での学習の円滑な接続を踏まえた検討が重要である。具体的には、例えば、理科においては、「エネルギー」、「粒子」、「生命」、「地球」などの科学の基本的な見方や概念を柱として、小・中・高等学校を通じた理科の内容の構造化を行うこととしているが、その際、内容の系統性を確保することや小・中・高等学校での学習の円滑な接続を図る観点から必要な指導内容については充実を図る必要がある。

第三に、このような理数教育の充実にあたっては、教育内容の充実に加え、それを支える教育条件の整備を図ることが重要である。具体的には、例えば、習熟度別・少人数指導の充実のための教職員定数の改善、外部人材なども活用した小学校高学年における専科教員による教育の充実や理科支援員の配置、観察・実験のための理科教育設備の整備、繰り返し学習や自ら発展的な学習に取り組むことを促す教科書の充実などに留意する必要がある。

### (3) 伝統や文化に関する教育の充実

国際社会で活躍する日本人の育成を図る上で、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、そのよさを継承・発展させるための教育を充実することが必要である。世界に貢献するものとして自らの国や郷土の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けてこそ、グローバル化社会の中で、自分とは異なる文化や歴史に敬意を払い、これらに立脚する人々と共存することができる。

また、伝統や文化についての深い理解は、他者や社会との関係だけではなく、自己と対話しながら自分を深めていく上でも極めて重要である。

このため、伝統や文化の理解についても、発達の段階を踏まえ、各教科等で積極的に指導がなされるよう充実することが必要である。

まず、国語は、長い歴史の中で形成されてきた我が国の文化の基盤を成すものであり、また、文化そのものである。国語の一つ一つの言葉には、我々の先人の情感や感動が集

積されており、伝統的な文化を理解・継承し、新しい文化を創造・発展させるためには、国語は欠くことのできないものである。

このような観点から、具体的には 8 . で示すが、( 1 ) で示したとおり国語科では、小学校の低・中学年から、古典などの暗唱により言葉の美しさやリズムを体感させた上で、我が国において長く親しまれている和歌・物語・俳諧、漢詩・漢文などの古典や物語、詩、伝記、民話などの近代以降の作品に触れ、理解を深めることが重要である。

我が国の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度は、我が国や郷土の発展に尽くした先人の働きや、伝統的な行事、芸能、文化遺産について調べるなど、社会科、とりわけ歴史に関する学習の中ではぐくまれるものであり、その充実を図ることが望まれる。具体的には、例えば、小学校においては、縄文時代の人々のくらしや、我が国の代表的な文化遺産を取り上げたりすることが考えられる。また、中学校においては、地理的分野、歴史的分野、公民的分野のそれぞれの特質に応じて、様々な伝統や文化に関する学習を重視した改善を図ることが重要である。

音楽、美術、工芸、書道など、芸術文化に親しみ、自ら表現、創作したり、鑑賞したりすることが、伝統や文化の継承・発展に重要であることは言うまでもない。特に、伝統的な文化にかかわっては、音楽科や図画工作科、美術科では、唱歌や民謡、郷土に伝わる歌、和楽器、我が国の美術文化などについての指導を充実し、これらの継承と創造への関心を高めることが重要である。また、保健体育科では、武道の指導を充実し、我が国固有の伝統や文化に、より一層触れることができるようにすることが重要である。

#### ( 4 ) 道徳教育の充実

教育は、人格の完成を目指すものであり、自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性をはぐくむことは学校教育の基本である。このため、現在においても学校教育では豊かな心の育成が重要な課題となっている。教育基本法や学校教育法の改正においても、義務教育をはじめとした教育の目標として、豊かな情操と道徳心、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力、公共の精神、社会の形成に参画する態度、生命及び自然を尊重する精神、伝統や文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなどが規定された。

すなわち、道徳教育は、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に生かすことなどを通して、主体性のある日本人を育成するため、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うことを目標とし、学校の教育活動全体を通じて行われるものである。

特に小・中学校においては、道徳教育のかなめとして道徳の時間を設け、特別活動をはじめとした各教科等における道徳教育との密接な関連を図りながら、計画的、発展的

に道徳的価値や人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成することとされている。また、高等学校における道徳教育については、公民科や特別活動のホームルーム活動を中心に、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うこととされている。

このように道徳教育は、学校の教育活動全体で行っているが、4.(2)第五で述べたとおり、学校、家庭及び地域の役割分担と連携が重要であり、特に家庭の果たすべき役割は大きい。しかしながら、3.のとおり、今日、社会規範自体が大きく揺らぐといった社会の大きな変化や家庭や地域の教育力の低下、親や教師以外の地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流の場や自然体験等の体験活動の減少などを背景として、生命尊重の心や自尊感情が乏しいこと、基本的生活習慣の確立が不十分、規範意識の低下、人間関係を築く力や集団活動を通じた社会性の育成が不十分などといった指摘がなされている。

また、小・中学校の道徳の時間については、指導が形式化している、学年の段階が上がるにつれて子どもたちの受け止めがよくない<sup>\*1</sup>との指摘がなされており、何よりも実効性が上がるよう改善を行うことが重要である<sup>\*2</sup>。

これらの点を踏まえ、道徳教育の充実を図る必要がある。

このような観点から、道徳教育については、まず子どもたちの実態を踏まえ、幼稚園・小・中・高等学校の学校段階や小学校の低・中・高学年のそれぞれの段階ごとに取り組むべき重点を明確にし、より効果的な指導が行われるようにする必要がある。その際、

- ・ 幼稚園においては規範意識の芽生えを培うこと、
- ・ 小学校においては生きる上で基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導を徹底するとともに自己の生き方についての指導を充実すること、
- ・ 中学校においては思春期の特質を考慮し、社会とのかかわりを踏まえ、人間としての生き方を見つめさせる指導を充実すること、
- ・ 高等学校においては社会の一員としての自己の生き方を探求するなど人間としての在り方生き方についての自覚を一層深める指導を充実すること、

にそれぞれ配慮する必要がある。

とりわけ、基本的生活習慣や人としてしてはいけないことなど社会生活を送る上で人間としてもつべき最低限の規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信などの

\*1 平成17年3月の文部科学省「道徳教育推進状況調査」では、道徳の時間を「楽しい」あるいは「ためになる」と感じている子どもが「ほぼ全員」又は「3分の2くらい」いると考えられる学校の割合を合わせると、小学校の低学年では87.9%、中学年では76.8%、高学年では60.7%となっており、中学校の第1学年では49.8%、第2学年では40.8%、第3学年では39.7%となっている。

\*2 「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月閣議決定)では、「小学校で1週間の自然体験、中学校で1週間の社会体験を実施し、高等学校で奉仕活動を必修化する。また、徳育を「新たな枠組み」により、教科化し、多様な教科書・教材を作成する」とされた。

なお、「教科」について法制上定義がなされている訳ではないが、一般的に、免許(中・高等学校においては、当該教科の免許)を有した専門の教師が、教科書を用いて指導し、数値等による評価を行う、ものと考えられている。

自尊感情や他者への思いやりなどの道徳性を養うとともに、それらを基盤として、法やルール<sup>1)</sup>の意義やそれらを遵守することなどの意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てることが大切である。

教材については、現在、文部科学省が作成した「心のノート」や民間の教材会社、教育委員会等が作成した多様な読み物資料や視聴覚教材等が使用されている<sup>\*)</sup>。これらの教材について、学校や学年の段階ごとの道徳教育の内容の重点化を踏まえ、それぞれの段階にふさわしい最低限の規範意識、人間関係、生き方、法やルールなどの内容に関する教材を工夫するとともに、先人の生き方、自然、伝統や文化などといった人に感動を与える美しさや強さを浮き彫りにした題材を活用することを促進することが必要である。

なお、このように道徳教育に関する教材の充実を図り、各学校においてこれらを活用した道徳教育の改善を図られるためには、国や教育委員会等による十分な条件整備が必要である。

次に、5.(7)の第一で示したとおり、子どもたちの発達の段階に応じて、親や教師以外の地域の大人や子どもたちとの交流、自然の中での集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動などの体験活動は、他者、社会、自然・環境との直接的なかかわりという点で極めて重要であり、道徳性の育成にも大いに資するものである。このため、(5)に示すとおり、特別活動や総合的な学習の時間などにおいて、これらの体験活動を推進することが必要である。

また、前述のとおり、子どもたちは学校だけではなく、家庭や地域社会における教育によってはぐくまれるほか、社会の変化や風潮からも影響を受ける。このため、道徳教育の充実にあたっては、学校・家庭・地域の連携・協力が不可欠であり、三者が一体となった取組を進めていくことが重要である。例えば、「早寝早起き朝ごはん」といった生活習慣や礼儀、マナーなどを身に付けるための取組の推進、「殺すな、盗むな、うそを言うな」といった最も根源的な課題を学校・家庭・地域社会を含めた社会全体で考えていくことが大切である。

このように道徳教育の内容面の充実を図るにあたっては、小・中学校の道徳の時間の教育課程上の位置付けなども重要な課題であり、この点についても専門的な観点から検討を行っている。その中においては、

- ・ 道徳の時間を現在の教科とは異なる特別の教科として位置付け、教科書を作成す

<sup>\*)</sup> 平成17年3月の文部科学省「道徳教育推進状況調査」では、道徳の時間で使用する教材について、すべての子どもたちに配布されている「文部科学省が作成した心のノート」が小学校では97.1%、中学校では90.4%と最も多い。次いで、「民間の教材会社で開発・刊行した読み物資料」が小学校では81.5%、中学校では70.8%と多い。また、「都道府県や市町村教育委員会において開発・刊行した読み物資料」が小学校では58.8%、中学校では48.8%、「映像コンテンツ(テレビ放送など)」が小学校では66.8%、中学校では66.3%となっている。

ることが必要、

- ・ 多様な教材の活用が重要であり、学校や教育委員会が購入する副読本等に補助するなどの支援策が必要、
- ・ 授業時数が確保されず、十分な指導が行われていないことから、教科への位置付けが議論されていることを踏まえれば、教科と同様に、十分に時数が確保され、しっかりと指導されるよう内容の充実を考えるべき、
- ・ 道徳の時間は現在の教育課程上の取扱いを前提にその充実を図ることが適当、
- ・ 学校では、地域ごとに特色ある多様な教材が使用されており、教科書を用いることは困難、

といった種々の意見が出されていることから、引き続き検討する必要がある。

## ( 5 ) 体験活動の充実

子どもたちは、他者、社会、自然・環境の中での体験活動を通して、自分と向き合い、他者に共感することや社会の一員であることを実感することにより、思いやりの心や規範意識がはぐくまれる。また、自然の偉大さや美しさに出会ったり、文化・芸術に触れたり、広く物事への関心を高め、問題を発見したり、困難に挑戦し、他者との信頼関係を築いて共に物事を進めたりする喜びや充実感を体得することは、社会性や豊かな人間性、基礎的な体力や心身の健康、論理的思考力の基礎を形成するものである。

このように、親や教師以外の地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流、自然の中での集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動、文化芸術体験活動といった体験活動は、他者、社会、自然・環境との直接的なかかわりという点で極めて重要である。これらの体験活動の充実に当たっては家庭や地域の果たす役割が大きいことを前提としつつも、核家族化や都市化の進行といった社会の変化やそれを背景とした家庭や地域の教育力の低下等を踏まえ、学校教育における体験活動の機会を確保し、充実することが求められている。

このため、現在、特別活動や総合的な学習の時間などにおいて行われている様々な体験活動の一層の充実を図ることが必要である。その際、体験活動をその場限りの活動で終わらせることなく、事前に体験活動を行うねらいや意義を子どもに十分に理解させ、活動についてあらかじめ調べたり、準備したりすることなどにより、意欲をもって活動できるようにするとともに、事後に感じたり気付いたりしたことを自己と対話しながら振り返り、文章でまとめたり、伝え合ったりすることなどにより他者と体験を共有し、広い認識につなげる必要がある。これらの活動は、国語をはじめとする言語の能力をはぐくむことにもつながるものである。

また、体験活動についても、子どもたちの発達の段階に応じた充実が必要である。6 . ( 4 ) で示したとおり、子どもたちの発達の段階として、個人差はあるものの一般的に

見られる主な特徴については、例えば、

- ・ 小学校においては、学年が上がるにつれて、自分のことも距離をもってとらえられるようになることから、自分と対象とのかかわりが新たな意味をもつ、
- ・ 中学校になると、未熟ながらも大人に近い心身の力をもつようになり、大人の社会とかかわる中で、大人もそれぞれ自分の世界をもちつつ、社会で責任を果たしていることへの気付きへと広がっていく、
- ・ 高校生になると、思春期の混乱から脱しつつ、大人の社会を展望するようになり、自分は大人の社会でどのように生きるかという課題に出会う、

といったことが挙げられる。

このような発達段階のほか、親や教師以外の地域の大人などとの交流の場や自然体験の減少といった子どもたちを取り巻く状況の変化を踏まえれば、学校教育においては、

- ・ 自己が明確になり、自覚されるようになる小学校の時期においては、自然の偉大さや美しさに出会ったり、身近な学校の仲間とのかかわりを深めたりする自然の中での集団宿泊活動、
- ・ 大人が社会で責任を果たしていることに気付き、進路を自分の問題として考え始める中学校の時期においては、職場での体験を通して社会の在り方を垣間見ることにより勤労観・職業観をはぐくむ職場体験活動、
- ・ 自分と他者や社会との関係について考えを深める高等学校の時期においては、人に尽くしたり社会に役立つことのやりがいを感じることで、自分の将来展望や社会における自分の役割について考えを深めることが期待できる奉仕体験活動や就業体験活動、

をそれぞれ重点的に推進することが適当である。特に、職場体験活動や就業体験活動は、キャリア教育の視点からも重要な役割を果たすものである。

このため、現在においても、学習指導要領上、小・中・高等学校の特別活動において「旅行（遠足）・集団宿泊的行事」や「勤労生産・奉仕的行事」を行うこととなっているが、今回の学習指導要領の改訂において、体験活動の重要性を一層明確にし、その内容に即して小・中・高等学校でそれぞれ重点的に行う体験活動について記述することが必要である。また、必要に応じ、各学校において体験活動を総合的な学習の時間に位置付けて充実を図ることができることを学習指導要領上明確にすることが求められる<sup>\*1</sup>。

特に、これらの体験活動は、学期中や長期休業期間中に一定期間（例えば、1週間（5日間）程度）にわたって行うことにより、一層意義が深まるとともに、高い教育効果が期待されるものであり、学校や保護者等の負担を招かないよう、受け入れ先の確保、宿泊等に要する費用などについて、国や教育委員会等の支援・援助の充実を図る必要がある。

<sup>\*1</sup> 現行の学習指導要領においても、各教科等の授業は年間35週以上にわたって行うよう計画することを前提としつつも、各教科等の学習活動の特質に応じ効果的な場合には、これらの授業を特定の期間に行うことができるとされている。自然の中での集団宿泊活動や職場体験活動等は一定期間にわたって行うことにより高い教育効果が期待されることであり、学期内外を問わず、総合的な学習の時間などにおいて体験活動を特定の期間において集中的に行うことができることを明確化することが必要である。

る。また、教育委員会や学校において自然の家などの社会教育施設や関係団体、企業、自治会等との連携を日頃から図ることが必要である。

なお、これらの体験活動を総合的な学習の時間において行うに当たっては、体験活動を通して、どのような問題解決や探究的な活動を行うのか、目的やねらいを明確にし、総合的な学習の時間の趣旨等に沿ったものとする必要がある。その際、その効果として、学習指導要領上、特別活動（学校行事）として掲げられている旅行（遠足）・集団宿泊的行事や勤労生産・奉仕的行事などと同様の成果が期待できることが考えられる。その場合には、総合的な学習の時間における体験活動をもって相当する特別活動に替えることができるといった弾力的な取扱いが必要である。

## （６） 小学校段階における外国語活動（仮称）

社会や経済のグローバル化が急速に進展し、異なる文化の共存や持続可能な発展に向けて国際協力が求められるとともに、人材育成面での国際競争も加速していることから、学校教育において外国語教育を充実することが重要な課題の一つとなっている。

国際的には、国家戦略として小学校段階における英語教育を実施する国が急速に増加している。例えば、アジアの非英語圏を見ると、1996年にタイ、97年には韓国、2005年には中国が必修化を行っている。また、フランスにおいては2007年から必修化されている。

我が国においては、外国語教育は中学校から始まることとされており、現在、中学校においてあいさつ、自己紹介などの初歩的な外国語に初めて接することとなる。しかし、こうした活動はむしろ小学校段階での活動になじむものと考えられる。また、中学校外国語科では、指導において聞くこと及び話すことの言語活動に重点を置くこととされているが、同時に、読むこと及び書くことも取り扱うことから、中学校に入学した段階で4技能を一度に取り扱う点に指導上の難しさがあるとの指摘もある。

こうした課題等を踏まえれば、小学校段階で外国語に触れたり、体験したりする機会を提供することにより、中・高等学校においてコミュニケーション能力を育成するための素地をつくることが重要と考えられる。

一方、外国語のいわゆるスキルの習得に関しては、例えば、聞くことなどの音声面でのスキルの高まりはある程度期待できるが、実生活で使用する必要性が乏しい中で多くの表現を覚えたり、細かい文構造に関する抽象的な概念について理解したりすることを通じて学習への興味・関心を持続することは、小学生にとっては難しいことから、むしろ

ろ、ALT<sup>\*1</sup>の活用等を通して積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成等を基本とすべきとの指摘がある。

このため、小学校段階では、小学生のもつ柔軟な適応力を生かして、言葉への自覚を促し、幅広い言語に関する能力や国際感覚の基盤を培うため、中学校段階の文法等の英語教育を前倒しするのではなく、国語や我が国の文化を含めた言語や文化に対する理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ることを目標として、外国語活動（仮称）を行うことが適当と考えられる<sup>\*2</sup>。

また、アジア圏においても国際的な共通語としては英語が使われていることなど、国際的な汎用性の高さを踏まえれば、中学校における外国語は英語を履修することが原則とされていると同様、小学校における外国語活動（仮称）においても、英語活動を原則とすることが適当と考えられる。なお、小学校段階においては、幅広い言語に触れることが国際感覚の基盤を培うことに資するものと考えられることから、英語を原則としつつも、他の言語にも触れるように配慮することが望ましい。

このような外国語活動（仮称）を行うに当たっては、身近な場面やそれに適した言語や文化に関するテーマを設定し、ALTの活用等を通して、英語でのコミュニケーションを体験させるとともに、場面やテーマに応じた基本的な単語や表現を用いて、音声面を中心とした活動を行い、言語や文化について理解させることを基本とすることが適当である。

なお、日本語とは異なる英語の音声や基本的な表現に慣れ親しませることは、言葉の大切さや豊かさ等に気付かせたり、言語に対する関心を高め、これを尊重する態度を身に付けさせることにつながるものであり、国語に関する能力の向上にも資するものと考えられる。

小学校段階における英語活動については、現在でも多くの小学校で総合的な学習の時間等において取り組まれているが、各学校における取組には相当のばらつきがある。このため、外国語活動（仮称）を義務教育として小学校で行う場合には、教育の機会均等の確保や中学校との円滑な接続等の観点から、国として各学校において共通に指導する

\*1 Assistant Language Teacherの略。外国語指導助手。教師と協力してティーム・ティーチング（協同授業）等を行う外国人のこと。平成18年度、JETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）によるALTは5,057人（うち、小学校専属ALTは137人）各地方公共団体が主として小学校に配置するために独自に採用・雇用したALTは2,796人。

\*2 小学校段階における外国語教育は、その目的と全教育課程に占める授業時数の割合により、

Immersion（イマージョン）…実用的な外国語の習得が目的。週当たりの授業時数の概ね50%以上で外国語を使う教育。

FLES（Foreign Language in the Elementary School、フレス）…スキル学習を直接的な目標とする。教科としての外国語教育。

FLEX（Foreign Language Experience/Exploration、フレックス）…外国語体験活動。目的は広い意味での外国語学習の導入であって、何のために外国語を学ぶのかという動機付け、母語とは違う言葉でコミュニケーションをする重要性、母語に対する認識を深めるといったことが目的。週当たりの授業時数の概ね1%から5%の時間を占める。

の三つのタイプに分類することができる。この分類によれば、我が国の小学校における外国語活動（仮称）は FLEX に該当することとなる。



内容を示すことが必要である。

この場合、目標や内容を各学校で定める総合的な学習の時間とは趣旨・性格が異なることとなる。また、小学校における外国語活動（仮称）の目標や内容を踏まえれば一定のまとまりをもって活動を行うことが適当であるが、教科のような数値による評価にはなじまないものと考えられる。これらのことから、総合的な学習の時間とは別に高学年において一定の授業時数（年間35単位時間、週1コマ相当）<sup>\*1</sup>を確保する一方、教科とは位置付けないことが適当と考えられる。

指導者に関しては、当面は各学校における現在の取組と同様、学級担任（学校の実情によっては担当教員）を中心に、ALTや英語が堪能な地域人材等とのチーム・ティーチングを基本とすべきと考えられる。これを踏まえ、国においては、今後、教員研修や指導者の確保に関して一層の充実を図ることが必要である。

また、外国語活動（仮称）の質的水準を確保するためには、まず第一に、国として共通教材を提供することが必要と考えられる。さらに、音声面の指導におけるCDやDVD、電子教具等の活用、へき地や離島等の遠隔教育及び国際交流におけるテレビ会議システムの利用など、ICTの活用による指導の充実を図ることも重要と考えられる。

小学校段階における外国語活動（仮称）の導入に当たっては、小学校と中学校とが緊密に連携を図ることが重要である。例えば、中学校においては、小学校における外国語活動（仮称）の内容や指導の実態等を十分に踏まえた上で、中学校における外国語教育への円滑な移行と、指導内容の一層の充実・改善を図ることが求められる。

さらに、中学校の学習指導要領の改訂を行うに当たり、小学校における外国語活動（仮称）を通じて培われた一定の素地を踏まえて、中学校における外国語教育では、「聞く」「話す」「読む」「書く」という4技能のバランスのとれた育成がなされるよう見直しを図る必要がある。

## （7） 社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項

### （情報教育）

急速に進展する社会の情報化により、ICTを活用して誰でも膨大な情報を収集することが可能となるとともに、様々な情報の編集や表現、発信などが容易にできるようになった。学校においては、ICTは調べ学習や発表など多様な学習のための重要な手段の一つとして活用されている。学習のためにICTを効果的に活用することの重要性を理解させるとともに、情報教育が目指している情報活用能力をはぐくむことは、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とともに、発表、記録、要約、報告といった知識・技能を活用して行う言語活動の基盤となるものである。

<sup>\*1</sup> この授業時数は、前頁の脚注の分類上、我が国の外国語活動（仮称）が該当するのFLEXにおける一般的な授業時数とも整合的である。

他方、こうした情報化の光の部分のほか、情報化の影の部分も子どもたちに大きな影響を与えている。インターネット上の「掲示板」への書き込みによる誹謗中傷やいじめ、個人情報の流出やプライバシーの侵害、インターネット犯罪や有害情報、ウィルス被害に巻き込まれるなど様々な問題が挙げられる。これらの問題への対応については、家庭の果たすべき役割も大きく、学校では家庭と連携しながら、情報モラルの育成、情報安全等に関する知識の習得などについて指導することが重要である。

このような観点から、情報教育について、その課題<sup>\*1</sup>も踏まえた上で、子どもたちの発達の段階に応じた改善を図る必要がある。特に、小学校の低学年段階からこれらを実に身に付けさせるため、情報モラル等を中心に、文部科学省が情報教育に関する指導の手引きや指導資料を作成することも考えられる。

- ・ 小学校段階では、各教科等において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの積極的な活用を通じて、その基本的な操作の習得や、情報モラル等<sup>\*2</sup>にかかわる指導の充実を図る。

特に、総合的な学習の時間において、情報に関する学習を行う際には、問題解決的な学習や探究活動を通して、情報を受信し、収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるよう配慮することとする。また、道徳においても、その指導に当たって、発達の段階に応じて情報モラルを取り扱うよう配慮する。

- ・ 中学校段階では、各教科等において、小学校段階の基礎の上に、コンピュータや情報通信ネットワークなどを主体的に活用するとともに、情報モラル等に関する指導の充実を図る。

特に、技術・家庭科の内容としては、マルチメディアの活用やプログラミングと計測・制御などに関する基本的な内容をすべての生徒に学習させる。

- ・ 高等学校段階では、各教科等において、小学校及び中学校段階の基礎の上に、コンピュータや情報通信ネットワークなどを実践的に活用するとともに、情報モラル等についての指導の充実を図る。

特に、普通教科「情報」については、将来、いずれの進路を選択した場合でも必要となる情報活用能力を身に付けさせるため、現行の科目構成を見直す。

---

\*1 課題として、

- ・ 小学校：各教科等の指導を通じて、情報手段に慣れ親しみ、適切に活用する学習活動を充実することとしているが、各学校においては、情報手段に慣れ親しませることに主眼が置かれている場合が多く、学校によって情報教育への取組にばらつきが大きく、情報モラルに関する指導が十分ではない
- ・ 中学校：技術・家庭科の「情報とコンピュータ」の中で、「マルチメディアの活用」、「プログラムと計測・制御」に関する内容が学校選択項目であり、中学校卒業時の生徒の情報活用能力に差が見られる
- ・ 高等学校：入学する生徒の情報に関する知識、技能に大きな差が見られる
- ・ 小学校、中学校及び高等学校の段階を通じて、情報モラルに関する指導が十分ではないことなどが指摘されている。

\*2 情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」(高等学校学習指導要領解説 情報編)のこと。ここでは、ネットワーク上のルールやマナー、危険回避、個人情報・プライバシー、人権侵害、著作権等に対する対応や、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりなどを含めて「情報モラル等」としている。

なお、諸外国に比べて我が国では学校におけるICT環境整備が遅れている現状<sup>\*1</sup>も踏まえ、学校における情報機器や教材の整備や支援体制等、ICT環境に関する条件整備も必要である。

## (環境教育)

地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少などの地球的規模の環境問題や、都市化、生活様式の変化に伴うゴミの増加、水質汚濁、大気汚染などの都市・生活型公害問題は世界各国共通の課題となっている。その解決に向けて、有限な地球環境の中で、環境負荷を最小限にとどめ、資源の循環を図りながら地球生態系を維持できるよう、一人一人が環境保全に主体的に取り組むようになること、そして、それを支える社会経済の仕組みを整えることにより、持続可能な社会を構築することが強く求められている。

エネルギー・環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとってはもちろんのこと、資源の乏しい我が国にとって重要な課題である。21世紀に生きる子どもたちに環境や自然と人間とのかかわり、環境問題と社会経済システムの在り方や生活様式とのかかわりなどについて理解を深めさせ、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力を育成することが求められている。また、エネルギー・環境問題は、その原因においても、また、その解決のためにも、科学技術と深くかかわっており、その意味で、科学的なものの見方や考え方をもたなければならないことを学ぶことは重要である。さらに、豊かな自然や身近な地域の中での様々な体験活動を通して、自然に対する豊かな感受性や生命を尊重する精神、環境に対する関心等を培うことが必要である。

このような状況を踏まえ、これまでも、国際的<sup>\*2</sup>にも、我が国<sup>\*3</sup>においても、持続可能な社会の構築のために、教育の果たす役割の重要性が認識され、様々な取組が進めら

\*1 学校におけるICT環境整備の諸外国との比較は次のとおり。(日本は2007年3月現在、アメリカは2005年現在、韓国は2005年12月現在)

・コンピュータ1台当たりの児童生徒数	: 日本7.3人	アメリカ3.8人	韓国5.7人
・校内LAN整備率	: 日本56.2%	アメリカ94%	韓国100%

\*2 2004年(平成16年)の国連総会では、持続可能な開発のためには、教育が極めて重要な役割を担うとの認識の下、2005年(平成17年)より始まる10年間で「国連持続可能な開発のための教育の10年」(ESD: Education for Sustainable Development)とすることが全会一致で決議された。なお、「持続可能な開発」とは、「環境と開発に関する世界委員会」が1987年(昭和62年)に公表した報告書で取り上げられた概念であり、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」を指し、環境の保全、経済の開発、社会の発展を調和の下に進めていくことを目指している。

\*3 平成15年7月には、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定された。また、平成16年9月には、この法律に基づき、環境教育の推進や環境の保全に向けた意欲を高めていくための措置などを盛り込んだ「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定された。

平成18年12月に改正された教育基本法第2条4号には、教育の目標に「生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新たに規定された。また、教育基本法の改正を受けて、平成19年6月に改正された学校教育法第21条2号には、義務教育の目標として、「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新たに規定された。

また、文部科学省においては、環境教育の充実のため、米国の提唱する地球環境学習プログラム(GLOBE)への参加、環境教育に関する実践発表大会(環境学習フェア)の開催等からなる「環境教育推進グリーンプラン」等の環境教育関係施策を実施している。

れてきている。

今後は、現行に引き続き、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間それぞれの特質等に応じ、環境に関する学習が行われるようにする必要がある。具体的には、8 . で示すとおり、例えば、社会科、地理歴史科、公民科において、環境、資源・エネルギー問題などの現代社会の諸課題についての学習の充実を図ること、理科において、野外での発見や気付きを学習に生かす自然観察や、「科学技術と人間」や「自然と人間」についての学習の充実を図ること、家庭科、技術・家庭科において、資源や環境に配慮したライフスタイルの確立、技術と社会・環境とのかかわりに関する内容の改善・充実を図ることなどを行う。さらに、幼児教育の段階から、発達の段階に応じて自然体験活動などの体験活動を引き続き進めていく必要がある。

### (ものづくり)

我が国の経済は、ものづくり分野の強い競争力によって支えられていることは言うまでもない。しかし、近年、子どもたちが実際にものをつくるという経験が減少しているとの指摘がある。

ものづくりの重要性は、単に作り手としてのものをつくる技術を習得するという観点だけではない。むしろ緻密さへのこだわりや忍耐強さ、ものの美しさを大切にする感性、持続可能な社会の構築へとつながる「もったいない」という我が国の伝統的な考え方のほか、ものづくりで大切なチームワークや自発的に工夫や改善に取り組む態度も重要である。これらは図画工作科や家庭科、技術・家庭科だけではなく、体育科での球技や音楽科での合唱、社会科における文化財への理解などを通して培われるものである。また、地域での体験活動や読書活動などを通して伝統工芸などを支えてきた人々の生き方や考え方を知ることなども重視する必要がある。

### (キャリア教育)

2 . で示したとおり、「生きる力」という考え方は、社会において子どもたちに必要となる力をまず明確にし、そこから教育の在り方を改善するという視点を重視している。近年の産業・経済の構造的な変化や雇用の多様化・流動化等を背景として、就職・進学を問わず子どもたちの進路をめぐる環境は大きく変化している。このような変化の中で、将来子どもたちが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくためには、子どもたち一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実する必要がある。

他方、4 .(1) で示したとおり、特に、非正規雇用者が増加するといった雇用環境の変化や「大学全入時代」が到来する中、子どもたちが将来に不安を感じたり、学校での学習に自分の将来との関係で意義が見出せずに、学習意欲が低下し、学習習慣が確立

しないといった状況が見られる。さらに、勤労観・職業観の希薄化、フリーター志向の広まり、いわゆるニートと呼ばれる若者の存在が社会問題化している。

これらを踏まえ、現在においても、

- ・ 中・高等学校における進路指導の改善、
- ・ 職場体験活動、就業体験活動等の職業や進路に関する体験活動の推進、

などの取組を行っているところであるが、今後更に、子どもたちの発達の段階に応じて、学校の教育活動全体を通じた組織的・系統的なキャリア教育の充実に取り組む必要がある。

すなわち、８．で示すとおり、生活や社会、職業や仕事との関連を重視して、特別活動や総合的な学習の時間をはじめとした各教科等の特質に応じた学習が行われる必要がある。特に、学ぶことや働くこと、生きることを実感させ将来について考えさせる体験活動は重要である。具体的には、例えば、

- ・ 特別活動における望ましい勤労観・職業観の育成の重視、
- ・ 総合的な学習の時間、社会科、特別活動における、小学校での職場見学、中学校での職場体験活動、高等学校での就業体験活動等を通じた体系的な指導の推進、などを図る必要がある。

#### （食育）

４．（１）で指摘したとおり、食生活の改善や睡眠時間の確保といった生活習慣の確立は「生きる力」の基盤であり、その第一義的な責任は家庭にある。しかしながら、家庭の教育力が低下する中で、近年、子どもたちに偏った栄養摂取、朝食欠食等の食生活の乱れや肥満傾向の増大などが見られ、食生活の乱れが生活習慣病を引きおこす一因であることも懸念されており、学校教育においても、子どもたちの生活や学習の基盤としての食に関する指導の充実が求められている。

食に関する指導については、食事の重要性、心身の成長や健康の保持・増進の上で望ましい栄養や食事の摂り方、正しい知識・情報に基づいて食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力、食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心、望ましい食習慣の形成、各地域の産物、食文化等を理解することなどを総合的にはぐくむという観点から推進することが必要である。

そのため、食育<sup>\*1</sup> という概念を明確に位置付け、発達の段階を踏まえつつ、各学年を通して一貫した取組を推進するとともに、給食の時間や家庭科、技術・家庭科などの関連する教科等において、食に関する指導の内容の充実を図り、学校の教育活動全体で取

\*1 平成17年には、食育基本法が成立し、「食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進する」ことが求められている。

り組むことが重要である。その際、各教科等の指導に当たっては、子どもたちが実際に食する学校給食を教材として積極的に活用することが重要である。

また、学校における食育の推進には、家庭、地域と連携を図ることが重要である。

#### (安全教育)

近年、子どもが被害者となる痛ましい事件・事故が発生するなど生活の安全・安心に対する懸念が広まっており、子どもたちの安全は家庭を含め社会全体で守ることが必要であるが、とりわけ学校については、身の回りの生活の安全、交通安全、災害に対する総合的な安全教育の充実が課題となっている。

安全教育については、子どもが安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けることができるようにすること、すなわち、自他の危険予測・危険回避の能力を身に付けることができるようにする観点から、発達の段階を踏まえつつ、学校の教育活動全体で取り組むことが重要である。その際、安全を確保するためには、自己の心身の状態や行動の仕方に気を付けることを理解させる必要がある。また、人々が安全に安心して暮らすためには一人一人が責任をもって、社会全体で生活環境を整えていくことが大切であることを理解させる必要がある。

さらに、学校における安全教育の推進には、家庭や地域と連携を図ることが重要である。また、このような連携・協力は、学校・家庭・地域の結び付きを深めることにつながる。

#### (心身の成長発達についての正しい理解)

学校教育においては、何よりも子どもたちの心身の調和的発達を重視する必要がある、そのためには、子どもたちが心身の成長発達について正しく理解することが不可欠である。しかし、近年、性情報の氾濫など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化してきている。このため、特に、子どもたちが性に関して適切に理解し、行動することができるようにすることが課題となっている。また、若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶も問題となっている。

このため、学校全体で共通理解を図りつつ、体育科、保健体育科などの関連する教科、特別活動等において、発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付けること、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連付けて指導することが重要である。

また、家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことが重要である。

## 8 . 各教科・科目等の内容

以上のような審議を踏まえ、各学校段階における各教科・科目等は以下のとおり改善することが適当である。

なお、検討に当たっては、特に、

当該教科・科目等において、幼稚園、小・中・高等学校を通じ、発達や学年の段階を踏まえた円滑な接続を図ること、

国語科だけではなく各教科等において、レポートの作成や推敲、論述、発表・討論といった当該教科等の知識・技能を活用する言語活動を充実すること、を重視した。

### ( 1 ) 幼稚園

#### ( ) 改善の基本方針

幼稚園教育<sup>\*1</sup>については、その課題<sup>\*2</sup>を踏まえ、近年の子どもの育ちの変化や社会の変化に対応し、発達や学びの連続性及び幼稚園での生活と家庭などでの生活の連続性を確保し、計画的に環境を構成することを通じて、幼児の健やかな成長を促す。

子育ての支援と預かり保育については、その活動の内容や意義を明確化する。また、預かり保育については、幼稚園における教育活動として適切な活動となるようにする。

#### ( ) 改善の具体的事項

#### ( 発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実 )

##### a ) 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続

---

\*1 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、幼稚園教育は、計画的に環境を構成し、遊びを中心とした生活を通して体験を重ね、一人一人に応じた総合的な指導を行うものである。また、幼稚園教育については、幼稚園教育要領でその内容等が規定されており、幼稚園修了までに幼児に育つことが期待される心情、意欲、態度などを「ねらい」として示し、その「ねらい」を達成するために幼児が経験し、教師が指導する事項を「内容」として示している。この「ねらい」と「内容」は、幼児の発達の側面から「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域にまとめ、15の「ねらい」と50の「内容」で示している。幼稚園と保育所の関係については、これまでも幼稚園教育要領と保育所保育指針の作成に当たり教育内容の整合性を図ってきており、また、平成18年度には認定こども園制度が創設された。今後も、引き続き、幼稚園と保育所との連携を進めていく必要がある。

\*2 幼稚園教育については、

- ・ 近年子どもの育ちが変化しており、基本的な生活習慣の欠如、食生活の乱れ、自制心や規範意識の希薄化、運動能力の低下、コミュニケーション能力の不足、小学校生活にうまく適応できないなどの課題が指摘されている。
- ・ また、社会状況の変化による家庭や地域の教育力の低下の中、保護者の子育てに対する不安を解消し、親がその喜びを感じることができるよう、幼稚園の機能を生かした子どもよりよい育ちを実現する子育ての支援が求められている。また、いわゆる預かり保育を実施する幼稚園が増加しており、幼稚園の教育活動としての適切な実施が求められている。

幼稚園教育は、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的として、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものである。この幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活により、義務教育及びその後の教育の基礎が培われることを明確にする。

小学校での学習や生活への適応の課題を含め、小学校教育との円滑な接続を図り、幼稚園における教育の成果が小学校につながっていくことが大切であることから、教師が意見交換などを通じて幼児と児童の実態や指導の在り方について相互理解を深めたり、幼児と児童が交流するなど、小学校との連携や交流を図る。

集団生活の中で自発性や主体性等を育てるとともに、人間関係の深まりに沿って、幼児同士が共通の目的を生み出し、協力し、工夫して実現していくという協同する経験を重ねる。

集団生活を通して、幼児が人とのかかわりを深め、規範意識の芽生えを培うことが大切である。このため、幼児と教師の信頼関係を基盤に、自分の思いを主張し合い、受け入れられたり、受け入れられなかったりする体験を重ねながら、友達と共に生活するためには、きまりが必要であることに気付くようにする。

#### b) 体験と言葉の重視など子どもや社会の変化に対応した幼稚園教育の充実

教師や他の幼児と共に様々な出来事に出会ったり、活動したりして、多様な体験を重ねる中で、幼児の調和のとれた発達を援助していくようにする。その際、幼児の心が動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、ひとつひとつの体験の関連性を図るようにする。

幼児が、心動かされる体験をして、その感動や思い、考えを言葉に表し、そのことが教師や友達などに伝わる喜びを味わうとともに、相手の話を聞き、その内容を理解し、言葉による伝え合いができるようにする。

幼児が友達と共に遊ぶ中で、好奇心や探究心を育て、思考力の芽生えを培うことが大切であることを考慮し、幼児一人一人の興味や関心を生かしつつ、友達と共に試したり、工夫したりして、周囲の環境に対する新たな視点に気付いたり、新しい考えが生まれたりするようにする。

いろいろな遊びの中で十分に体を動かし、その楽しさを感じることや友達と楽しく食事をするなどの食に関する活動を通して、幼児の心身の健やかな成長を増進する。

幼稚園での生活の中で、音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と自分なりの表現を培うことが大切であることから、表現する過程など、表現に



関する指導を充実する。

日々の活動の中で、教師や友達に自分の言動を認められたりしながら、自分のよさに気付くことで、一人一人の幼児が自信をもって行動できるようにする。

(幼稚園での生活と家庭などでの生活の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実)

幼稚園での生活の中で、幼児が自己を十分に発揮し発達に必要な体験を得ていくためには、心のよりどころとしての家族とのつながりが大切であることから、自分が家族から愛されていることを感じられるようにするとともに、その愛情を感じることで、家族を大切にしようとする気持ちが育つようにする。

教師は家庭と連携しながら、個々の幼児の発達の実情等に配慮して、基本的な生活習慣が身に付けられるようにする。

保護者との信頼関係を深め、保護者と共に幼児の成長の喜びを共有し、幼児が充実した幼稚園生活を送るためには、保護者の理解と協力が大切であることから、家庭との連携に当たっては、保護者と幼児との活動の機会を設けるなどして、幼児教育に関する理解がより深まるようにする。

(子育ての支援と預かり保育の充実)

平成19年6月の学校教育法の一部改正により、子育ての支援及び地域の実態や保護者の要請等により希望者に対し行う教育活動である預かり保育が位置付けられたことを踏まえ、幼稚園教育要領における位置付けを見直す。

保護者の子育てについての理解を深め、家庭や地域の教育力の向上を図る観点から、子育ての支援については、相談に応じたり、情報を提供したり、保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供するなど、保護者や地域の人々に機能や施設を開放するとともに、園内体制の整備に配慮しつつ、関係機関との連携を図り、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすよう努めることなどについて、教育課程その他の保育内容に関連する事項として位置付けるものとする。

預かり保育については、幼児の心身の負担に配慮することが必要である。その上で、次の点に留意するようにする。

- ・ 教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとし、教育課程に係る活動の担当者と預かり保育担当者が緊密な連携を図ること
- ・ 家庭や地域での幼児の生活を考慮し、預かり保育の計画を作成するとともに、地域資源を活用した体験ができるようにすること
- ・ 家庭との緊密な連携を図り、保護者が幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるよう、情報交換に努めること

- ・ 地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムを踏まえつつ、実施日数や時間等の弾力的な運用に配慮すること
- ・ 適切な指導体制を整備した上で、幼稚園の教師の責任と指導の下に行うこと  
なお、地域の実態等に応じて、長期休業中などの休業日においても活動が行われる場合もあることに留意する。

(その他)

学校教育法における幼稚園の目標規定の改正を踏まえ、幼稚園教育要領における幼稚園教育の目標の規定の必要性を見直す。

## (2) 小学校、中学校及び高等学校

### 国語

( ) 改善の基本方針

国語科<sup>\*1</sup>については、その課題<sup>\*2</sup>を踏まえ、小学校、中学校及び高等学校を通じて、言語の教育としての立場を一層重視し、国語に対する関心を高め、国語を尊重する態度を育てるとともに、実生活で生きてはたらき、各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を身に付けること、我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てることに重点を置いて内容の改善を図る。

特に、言葉を通して的確に理解し、論理的に思考し表現する能力、互いの立場や考えを尊重して言葉で伝え合う能力を育成することや、我が国の言語文化に触れて感性や情緒をはぐくむことを重視する。

そのため、現行の「話すこと・聞くこと」、「書くこと」及び「読むこと」からなる領域構成は維持しつつ、基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を探究することので

\*1 小・中・高等学校の国語科は、国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにし、国語を尊重する態度を育てることをねらいとしている。このねらいを実現するため、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」及び「読むこと」の各領域と漢字や言葉のきまり、書写などの〔言語事項〕から内容を構成し、子どもたちの発達の段階を踏まえた具体的な言語活動を通して国語の能力を育成している。

\*2 課題として、

- ・ 国際的な学力調査の結果から、読解力において低下傾向が見られる。具体的には、文章や資料の解釈、熟考・評価や、論述形式の設問に課題がある。
- ・ 教育課程実施状況調査においては、全体として正答率は高くなっているが、記述式の問題については低下するなどの課題が見られる。比較的自由に自分の気持ちを表現する設問は正答率が上昇しているのに対し、文章を深く読んで分析的に理解してその上で論理的に記述する設問では正答率が低下している。高等学校では、古典に親しむ態度や読む能力、文語や訓読のきまりの理解に課題がある。
- ・ 特定課題に関する調査結果から、漢字の習得については、実生活や学習場面での使用頻度が高い漢字は定着しているが、使用頻度が低いものや使用範囲が狭い漢字については定着が十分でないという課題がある。
- ・ 敬語については、文化庁の世論調査において、敬語の使い方に間違いが多くなってきていると回答した者が80%を超えており、子どもたちが敬語を生活の中で適切に使うことができるようにする必要がある。

きる国語の能力を身に付けることに資するよう、実生活の様々な場面における言語活動を具体的に内容に示す。また、現行の〔言語事項〕の内容のうち各領域の内容に関連の深いものについては、実際の言語活動において一層有機的にはたらくよう、それぞれの領域の内容に位置付けるとともに、必要に応じてまとめて取り上げるようにする。

また、〔言語文化と国語の特質に関する事項〕を設け、我が国の言語文化に親しむ態度を育てたり、国語の役割や特質についての理解を深めたり、豊かな言語感覚を養ったりするための内容を示す。

子どもたちの発達の段階を踏まえた学習の系統性を重視し、学校段階・学年段階ごとに、具体的に身に付けるべき能力の育成を目指し、重点的な指導が行われるようにする。その際、小学校においては日常生活に必要な国語の能力の基礎を、中学校においては社会生活に必要な国語の能力の基礎を、高等学校においては社会人として必要な国語の能力の基礎をそれぞれ確実に育成するようにする。

古典の指導については、我が国の言語文化を享受し継承・発展させるため、生涯にわたって古典に親しむ態度を育成する指導を重視する。

漢字の指導については、実生活や他教科等の学習における使用や、読書活動の充実に資するため、確実な習得が図れるよう、指導を充実する。書写の指導については、実生活や学習場面に役立つよう、内容や指導の在り方の改善を図る。

敬語の指導については、人間関係を円滑にし、日常の言語生活を豊かにするため、相手や場に応じた言葉遣いが適切にできるようにすることを重視する。言葉のきまりの指導については、系統的に指導するとともに、実際に文章を書いたり読んだりするときなどに役立つよう、指導の改善を図る。

読書の指導については、読書に親しみ、ものの見方、感じ方、考え方を広げたり深めたりするため、読書活動を内容に位置付ける。教材については、我が国において継承されてきた言語文化に親しむことができるよう、長く読まれている古典や近代以降の作品などを、子どもたちの発達の段階に応じて取り上げるようにする。

## ( ) 改善の具体的事項

### (小学校)

日常生活に必要な基礎的な国語の能力を身に付けることができるよう、次のような改善を図る。

- (ア) 「話すこと・聞くこと」、「書くこと」及び「読むこと」の各領域では、日常生活に必要とされる対話、記録、報告、要約、説明、感想などの言語活動を行う能力を確実に身に付けることができるよう、継続的に指導することとし、課題に応じて必要な文章や資料等を取り上げ、基礎的・基本的な知識・技能を活用し、相互に思考を深めたりまとめたりしながら解決していく能力の育成を重視する。

例えば、低学年では、見たことや知らせたいことを記録し説明や紹介をしたり、体験

したことを報告したりすることができる、中学年では、調べたことや観察・実験したことを記録・整理し、説明や報告にまとめて書き、資料を提示しながら発表することができる、高学年では、目的に応じて自分の立場から解説や意見、報告を書き、理由や根拠を示しながら説明することができるとともに、自らの言語活動を振り返ることができる能力などの育成を図る。

〔言語文化と国語の特質に関する事項〕では、物語や詩歌などを読んだり、書き換えたり、演じたりすることを通して、言語文化に親しむ態度を育成することを重視する。また、認識や思考及び伝え合いなどにおいて果たす言語の役割や、相手に合わせた言葉の使い方や方言など、言語の多様な働きについての理解を重視する。なお、発音・発声、文字、表記、語彙、文及び文章の構成、言葉遣い、書写などについては、実際の言語活動において有機的にはたらくよう、関連する領域の内容に位置付けるとともに、必要に応じてまとめて取り上げるようにする。

- (イ) 言語文化としての古典に親しむ態度を育成する指導については、易しい古文や漢詩・漢文について音読や暗唱を重視する。
- (ウ) 漢字の指導については、日常生活や他教科等の学習における使用や、読書活動の充実に資するため、上の学年に配当されている漢字や学年別漢字配当表以外の常用漢字についても、必要に応じて振り仮名を用いるなど、児童が読む機会を多くもつようにする。また、日常生活において確実に使えることを重視し、実際の文章や表記の中で繰り返し学習させるなど、児童の習得の実態に応じた指導を充実する。
- (エ) ローマ字の指導については、情報機器の活用や他の学習活動等との関連を考慮し、より早い段階から指導する。
- (オ) 書写の指導については、手紙を書いたり記録をとったりするなどの実際の日常生活や学習活動に役立つよう、内容や指導の在り方の改善を図る。
- (カ) 敬語の指導については、基本的な知識を理解し、実際の場面において使い慣れるようにすることを重視する。
- (キ) 言葉のきまりの指導については、基本的な知識を理解し、実際に文章を推敲したり、表現の工夫をまとめたりするときに役立つよう、書くことや読むことなどと関連付けた指導に改善を図る。
- (ク) 読書の指導については、目標をもって読書し、日常的に読書に親しむようにすることや図書館の利用の仕方などを内容に位置付ける。
- (ケ) 教材については、我が国において継承されてきた言語文化に親しむことができるよう、長く親しまれている和歌・物語・俳諧、漢詩・漢文などの古典や、物語、詩、伝記、民話などの近代以降の作品を取り上げるようにする。

(中学校)

小学校までに培われた国語の能力を更に伸ばし、社会生活に必要な国語の能力の基礎を身に付けることができるよう、次のような改善を図る。

(ア) 「話すこと・聞くこと」、「書くこと」及び「読むこと」の各領域では、小学校で身に付けた技能に加え、社会生活に必要な発表、討論、解説、論述、鑑賞などの言語活動を行う能力を確実に身に付けることができるよう、継続的に指導することとし、小学校で習得した能力の定着を図りながら、中学校段階にふさわしい文章や資料等を取り上げ、自ら課題を設定し、基礎的・基本的な知識・技能を活用し、他者と相互に思考を深めたりまとめたりしながら解決していく能力の育成を重視する。

例えば、社会的な事柄を含む広い範囲から課題を見付け、根拠を明確にしながら自分の考えを簡潔にまとめて記述したり、多様な文章や資料の形にまとめ、分かりやすく発表したりすることができる能力などの育成を図る。

〔言語文化と国語の特質に関する事項〕では、古典をはじめとする伝統的な文章や作品を読んだり、書き換えたり、演じたりすることを通して、言語文化を享受し継承・発展させる態度を育成することを重視する。また、他の言語と比べた国語の特質や、社会生活で使用されている敬語の特質など言語の多様な働きについての理解を重視する。なお、音声、文字、語彙、単語、文及び文章の構成、言葉遣い、書写などについては、実際の言語活動において有機的にはたらくよう、関連する領域の内容に位置付けるとともに、必要に応じてまとめて取り上げるようにする。

(イ) 古典の指導については、言語の歴史や、作品の時代的・文化的背景とも関連付けながら、古典に一層親しむ態度を育成することを重視する。

(ウ) 漢字の指導については、社会生活や他教科等の学習における使用や、読書活動の充実に資するため、常用漢字の大体を読めるようにするとともに、学年別漢字配当表に配当された漢字を使い慣れるようにする。また、社会生活において確実に使えることを重視し、生徒の習得の実態に応じた指導を充実する。

(エ) 書写の指導については、社会生活に役立つことを引き続き重視するとともに、文字文化に親しむようにするため、内容や指導の在り方の改善を図る。

(オ) 敬語の指導については、社会生活において使用されている敬語の役割を知り、体系的な知識を得ながら、適切に使えるようにすることを引き続き重視する。

(カ) 言葉のきまりの指導については、国語の特質を理解し、実際に文章を書いたり読んだりするときなどに役立つよう、指導の改善を図る。

(キ) 読書の指導については、自分の読書生活を振り返り、日常的な読書をより豊かなものにすることや図書・資料の検索に図書館や情報機器を効果的に利用する仕方などを内容に位置付ける。

(ク) 教材については、我が国において継承されてきた言語文化に親しむことができるよう、長く読まれている古典や近代以降の代表的な作品を取り上げるようにする。

(高等学校)

中学校までに培われた国語の能力を更に伸ばし、社会人として必要とされる国語の能力の基礎を身に付けることができるようにするとともに、生徒一人一人の能力・適性、興味・関心に応じた多様な学習が行われるよう、各科目の構成及び内容を次のように改善する。

(ア) 「国語総合」は、現行の「国語総合」の内容を改善したものとする。実社会で活用できる国語の能力を身に付けるため、話すこと・聞くこと、書くこと及び読むことの学習が総合的に行われるよう、内容を改善する。

その際、特に、文章や資料等を的確に理解し、論理的に考え、話したり書いたりする能力を育成することや、我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度の育成を通して、感性や情緒をはぐくむことを重視する。

(イ) 「国語表現」は、現行の「国語表現」及び「国語表現」の内容を再構成したものとする。「国語総合」の学習を踏まえ、文章や資料等を的確に理解し、論理的に考え、適切に話したり書いたりする力など、実社会で活用することのできる表現の能力を確実に育成するとともに、進んで表現する意欲や現代の国語の向上を図る態度をはぐくむようにする。

(ウ) 「現代文A」は、近代以降の文章を対象とし「古典A」と対をなす科目として新設する。「国語総合」の学習を踏まえ、生涯にわたって日常的に読書に親しむ態度をはぐくむ。関連して、言語生活の在り方、言語の役割、国語の特質等についても指導し、我が国の言語文化に対する理解ができるようにする。

(エ) 「現代文B」は、現行の「現代文」の内容を改善したものとする。「国語総合」の学習を踏まえ、近代以降の様々な種類の文章や資料を教材として取り上げ、話すこと・聞くこと、書くこと及び読むことの言語活動を通して、読む能力のみならず、読んだことをもとにして考え、判断・評価し、それをまとめて論理的に表現する能力を育成するとともに、文字・活字文化に対する理解が深まるようにする。

(オ) 「古典A」は、現行の「古典講読」の内容を改善したものとする。「国語総合」の学習を踏まえ、古典の原文(近代以降の文語調の文章を含む)のみならず、古典についての解説文や小説、随筆なども教材として幅広く取り上げ、古典の世界に親しむ態度をはぐくむ。関連して、言語の役割、国語の成り立ちや特質についても指導し、我が国の言語文化に対する理解ができるようにする。

(カ) 「古典B」は、現行の「古典」の内容を改善したものとする。「国語総合」の学習を踏まえ、古典の原文や、古典についての評論文などを教材として取り上げ、話すこと・聞くこと、書くこと及び読むことの言語活動を通して、系統的に古典に接することができるようにし、古典に対する関心と知識を高め、古典を読む能力を育成する。

## 社会、地理歴史、公民

### ( ) 改善の基本方針

社会科、地理歴史科、公民科<sup>\*1</sup>においては、その課題<sup>\*2</sup>を踏まえ、小学校、中学校及び高等学校を通じて、社会的事象に関心をもって多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と態度を養い、社会的な見方や考え方を成長させることを一層重視する方向で改善を図る。

社会的事象に関する基礎的・基本的な知識、概念や技能を確実に習得させ、それらを活用する力や課題を探究する力を育成する観点から、各学校段階の特質に応じて、習得すべき知識、概念の明確化を図るとともに、コンピュータなども活用しながら、地図や統計など各種の資料から必要な情報を集めて読み取ること、社会的事象の意味、意義を解釈すること、事象の特色や事象間の関連を説明すること、自分の考えを論述することを一層重視する方向で改善を図る。

我が国及び世界の成り立ちや地域構成、今日の社会経済システム、様々な伝統や文化、宗教についての理解を通して、我が国の国土や歴史に対する愛情をはぐくみ、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きるとともに、持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成することを重視する方向で改善を図る。

### ( ) 改善の具体的事項

#### (小学校)

---

\*1 小・中学校の社会科、高等学校の地理歴史科、公民科は、小学校、中学校及び高等学校を通じて、日本や世界の諸事象に関心をもって、多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力や態度、我が国の国土や歴史に対する理解と愛情、国際協力、国際協調の精神など、日本人としての自覚をもち、国際社会の中で主体的に生きる資質や能力を育成することをねらいとしている。このねらいを実現するため、小学校では、学年進行に応じて、地域社会や我が国の国土、産業、歴史や政治などに関する内容について、中学校では、地理、歴史、公民の三分野に分化して系統的に学習している。高等学校では、地理歴史科と公民科に分かれ、世界史、日本史、地理、現代社会、倫理、政治・経済の科目によって専門性を重視した学習を行っている。

\*2 課題として、

- ・ 子どもたちの学習状況については、基礎的・基本的な知識、概念が十分に身に付いていない状況が見られる。さらに、知識・技能を活用することの重要性が指摘されている。
- ・ 現行学習指導要領においては、特に、中学校社会科の各分野や高等学校公民科において文化の扱いが少なく、我が国の伝統や文化等に関する教育の充実が求められている。
- ・ 小学校社会科において諸外国についての基礎的な知識が不足していること、中学校社会科の地理的分野において国々のうち二つ又は三つの事例地域に限定していること、歴史的分野において世界の歴史にかかわる内容が少ないことから、世界の地理や歴史に関する内容の充実も求められている。
- ・ グローバル化や規制緩和の進展、司法の役割の増大など、社会経済システムの在り方が変化する中で、将来の社会を担う子どもたちには、新しいものを創り出し、よりよい社会の形成に向け、主体性をもって社会に積極的に参加し課題を解決していくことができる力を身に付けさせることの重要性が指摘されている。

生活科の学習を踏まえ、児童の発達の段階に応じて、地域社会や我が国の国土、歴史などに対する理解と愛情を深め、社会的な見方や考え方を養い、身に付けた知識、概念や技能などを活用し、よりよい社会の形成に参画する資質や能力の基礎を培うことを重視して改善を図る。

その際、作業的、体験的な学習や問題解決的な学習を一層充実させることにより、学習や生活の基盤となる知識・技能を習得させるとともに、それらを活用して観察・調査したり、各種の資料から必要な情報を集めて読み取ったりしたことを的確に記録し、比較・関連付け・総合しながら再構成する学習や考えたことを自分の言葉でまとめ伝え合うことによりお互いの考えを深めていく学習の充実を図る。

(ア) 広い視野から地域社会や我が国の国土に対する理解を一層深め、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きていくための基盤となる知識・技能を身に付けることを重視して改善を図る。例えば、地図帳や地球儀の活用を一層重視する。また、47都道府県の名義と位置、世界の主な大陸や海洋、主な国の名義と位置などを調べる学習を新たに加え、自分たちの住む県（都、道、府）の位置、世界の中での我が国の位置及び領土をとらえることができるようにする。

(イ) 我が国の歴史や文化を大切にし、日本人としての自覚をもつようにするとともに、持続可能な社会の実現など、よりよい社会の形成に参画する資質や能力の基礎を培うことを重視して改善を図る。例えば、縄文土器が使われていたころの人々のくらしに関する内容を新たに加えたり、歴史的な事象との関連で取り上げる代表的な文化遺産を例示したりするなど、伝統や文化に関する内容の充実を図る。また、社会生活を営む上で大切なルールや法及び経済に関する基礎となる内容の充実を図るとともに、我が国の情報通信に関する内容について、高度情報化の進展を踏まえつつ学習のねらいを一層明確にする観点から改善を図る。さらに、我が国の国土や地域に関する内容について、環境保全、防災及び伝統や文化、景観、産物などの地域資源の保護・活用などの観点を重視して再構成する。

（中学校）

小学校社会科の学習を踏まえ、地理的分野、歴史的分野、公民的分野という三分野の構成は維持しながら、我が国や世界の地理や歴史、法や政治、経済等に関する基礎的・基本的な知識、概念や技能を習得し、社会的事象の意味、意義を解釈する学習や、事象の特色や事象間の関連を説明する学習などを通して、社会的な見方や考え方を養うことを一層重視して改善を図る。また、様々な伝統や文化、宗教に関する学習を重視して改善を図る。

各分野においては、それぞれの特質と相互の関連を考慮しながら、次のような改善を図る。

(ア) 地理的分野については、世界の地理的認識を深めるため、世界各地の人々の生活と環境とのかかわりや世界の諸地域の多様性について学ぶ項目を設けるとともに、我が国の



国土に対する認識を一層深めるため、日本の諸地域における特色ある事象を他の事象と有機的に関連付けて地域的特色をとらえることができるよう内容の改善を図る。また、内容の全体を通して、地図の読図や作図などの地理的技能を身に付けさせることを一層重視するとともに、身近な地域の調査の学習において、諸課題を解決し地域の発展に貢献しようとする態度を養うことができるようにする。

- (イ) 歴史的分野については、我が国の歴史の大きな流れを理解させ、歴史について考察する力や説明する力を育てるため、各時代の特色や時代の転換にかかわる基本的な内容の定着を図り、課題追究的な学習を重視して改善を図る。その際、現代社会についての理解が深まるよう、近現代の学習を一層重視する。また、例えば身近な地域の歴史学習などの中で、様々な伝統や文化について学習させるとともに、我が国の歴史の背景にある世界の歴史の扱いを充実させる。さらに、諸事象の意味や意義、事象間や地域間の関連などを追究して深く理解し自分の言葉で表現する学習を重視する。
- (ウ) 公民的分野については、現代社会の理解を一層深めさせるとともに、よりよい社会の形成に参画する資質や能力を育成するため、文化の役割を理解させる学習、ルールや通貨の役割などを通して、政治、経済についての見方や考え方の基礎を一層養う学習、納税者としての自覚を養うとともに、持続可能な社会という視点から環境問題や少子高齢社会における社会保障と財政の問題などについて考えさせる学習を重視して内容を構成する。その際、習得した概念を活用して諸事象の意義を解釈させたり事象間の関連を説明させること、自分の考えを論述させたり、議論などを通してお互いの考えを深めさせたりすることを重視する。

#### (高等学校)

中学校社会科の学習を踏まえ、各科目の特質と相互の関連性を考慮しながら、習得した知識、概念や技能を活用して、世界や日本の歴史的事象や地理的事象、現代社会の諸事象について考察し、その内容を説明したり自分の考えを論述したりすることを通して、社会的事象についての見方や考え方を成長させるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めることを重視して、次のような改善を図る。

- (ア) 地理歴史科については、我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を一層深めさせるよう科目間の関連を重視するとともに、各科目で専門的な知識、概念や技能を習得、定着させ、それらを活用できるよう改善を図る。その際、地図を活用した学習を一層重視する。
- ・ 「世界史A」については、地図、年表、資料などを活用し、地理的条件や日本の歴史との関連に一層留意しながら、諸文明の特質と現代世界の形成過程を理解させるとともに、人類の諸課題を追究する学習などを通して、現代世界に関する認識を深め、歴史的思考力を培うようにする。
  - ・ 「世界史B」については、地図、年表、資料などを活用し、諸地域の地理的条件や日本の歴史との関連に留意しながら、世界の歴史の大きな枠組みと流れを理解させ、

文化の多様性・複合性に関する認識を深めさせるとともに、適切な主題を設定して追究する学習を一層重視して、世界史の学び方や歴史的思考力を培うようにする。

- ・ 「日本史A」については、様々な資料を活用し、地理的条件や世界の歴史と関連させながら、課題を追究する学習を重視して、我が国の近現代の歴史や現代社会の成り立ちについて理解させ、歴史的思考力を培うようにする。
- ・ 「日本史B」については、様々な資料の活用を重視し、地理的条件や世界の歴史と関連させながら、適切な主題を設定して追究する学習などを通して、我が国の歴史の展開を総合的に理解させ、伝統や文化の特色についての認識を深めさせて、歴史的思考力を培うことを一層重視する。
- ・ 「地理A」については、防災などの生活圏の地理的課題に関する地図の読図・作図及び地域調査などの作業的、体験的な学習を充実し、実生活と結び付いた地理的スキルを身に付けさせるとともに、環境、資源・エネルギー問題などの現代世界の諸課題や持続可能な開発の在り方などについて地域性や歴史的背景を踏まえて考察させ、地理的な見方や考え方を培うことを一層重視する。
- ・ 「地理B」については、現代世界の自然環境、資源、産業、人口、都市・村落、人種・民族などに関する地理的事象の分布やその要因などについて体系的に考察させるとともに、それらの学習で習得した知識、概念や地理的スキルを活用して、世界諸地域の地域的特色を歴史的背景に留意して多面的・多角的に考察させ、地理的な見方や考え方を培うことを一層重視する。

(イ) 公民科については、よりよい社会の形成に自ら参画していく資質や能力を育成するため、各科目の専門的な知識、概念や理論及び倫理的な諸価値や先哲の考え方などについて理解させるとともに、それを手掛かりに各科目の特質に応じて取り上げた諸課題を考察させ、社会的事象に対する客観的で公正な見方や考え方と人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めることを重視して改善を図る。

- ・ 「現代社会」については、倫理、社会、文化、政治、法、経済にかかわる現代社会の諸課題を取り上げて、人間としての在り方生き方についての学習や、議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりするなど課題追究的な学習を一層重視する。
- ・ 「倫理」については、人間としての在り方生き方への関心を高めることを重視し、その手掛かりとして先哲の考え方を取り上げるとともに、自分自身の判断基準を形成するために必要な倫理的な諸価値について理解と思索を深めさせる。また、生命、環境、情報、文化などを取り上げて、課題追究的な学習や討論を行うことを一層重視し、社会の一員としての自己の生き方を探求できるようにする。
- ・ 「政治・経済」については、習得した知識、概念や理論などを活用し、課題を追究させる学習を一層充実させ、政治や経済についての見方や考え方を培うようにする。また、グローバル化や規制緩和の進展、司法の役割の増大などに対応して、法や金融などに関する内容の充実を図る。

## 算数、数学

### ( ) 改善の基本方針

算数科、数学科<sup>\*1</sup>については、その課題<sup>\*2</sup>を踏まえ、小・中・高等学校を通じて、発達の段階に応じ、算数的活動・数学的活動を一層充実させ、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付け、数学的な思考力・表現力を育て、学ぶ意欲を高めるようにする。

数量や図形に関する基礎的・基本的な知識・技能は、生活や学習の基盤となるものである。また、科学技術の進展などの中で、理数教育の国際的な通用性が一層問われている。このため、数量や図形に関する基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る観点から、算数・数学の内容の系統性を重視しつつ、学年間や学校段階間で内容の一部を重複させて、発達や学年の段階に応じた反復（スパイラル）による教育課程を編成できるようにする。

数学的な思考力・表現力は、合理的、論理的に考えを進めるとともに、互いの知的なコミュニケーションを図るために重要な役割を果たすものである。このため、数学的な思考力・表現力を育成するための指導内容や活動を具体的に示すようにする。特に、根拠を明らかにし筋道を立てて体系的に考えることや、言葉や数、式、図、表、グラフなどの相互の関連を理解し、それらを適切に用いて問題を解決したり、自分の考えを分か

---

\*1 小学校算数科、中学校及び高等学校数学科は、算数的活動・数学的活動を通して、数量や図形に関する知識・技能の定着を図り、数学的な思考力・表現力を育成するとともに、それらを進んで活用する態度を育てることをねらいとしている。このねらいを実現するため、小学校では「数と計算」、「量と測定」、「図形」、「数量関係」、中学校では「数と式」、「図形」、「数量関係」で内容を構成している。また、高等学校においては「数学基礎」、「数学」、「数学」、「数学」、「数学A」、「数学B」、「数学C」の7科目を設けている。

\*2 課題として、

- ・ 教育課程実施状況調査や国際的な学力調査によると、基礎的な計算技能の定着については低下傾向は見られなかったが、計算の意味を理解することなどに課題が見られた。また、身に付けた知識・技能を実生活や学習等で活用することが十分にできていない状況が見られた。
- ・ 教育課程実施状況調査や国際的な学力調査によると、事柄や場面を数学的に解釈すること、数学的な見方や考え方を生かして問題を解決すること、自分の考えを数学的に表現することなどに課題が見られた。
- ・ 特定の課題に関する調査によると、具体的な場面を設けて問題解決の指導をすることや、計算などで複数の学年で継続して指導することの重要性が明らかになった。
- ・ 算数的活動・数学的活動については、数量や図形についての作業的活動や体験的活動などを取り入れる授業が学校現場において次第に増えてきているが、より多くの実践例を開発したり、活動のねらいをより明確にしたりすることが必要である。
- ・ PISA調査では、数学で学ぶ内容に興味のある生徒の割合が国際平均値より低く、数学の学習に対する不安を感じる生徒の割合が国際平均値より高かった。また、TIMSS調査では、算数・数学の勉強を楽しんでいる子どもの割合が国際平均値より低かった。
- ・ 算数・数学の好き嫌いについては、国内調査において小学校第6学年から中学校第1学年にかけて、「好き」と回答する子どもの割合が低下している状況が見られた。
- ・ 算数・数学を学ぶことの意義や有用性、社会全般における数学の果たす役割についての認識を高めることが課題であるという指摘や、ねばり強く考え抜き問題を解決することによって得られる達成感や自信をもとに自尊感情や主体性をはぐくむことが必要であるという意見もある。

りやすく説明したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったりすることなどの指導を充実する。

子どもたちが算数・数学を学ぶ意欲を高めたり、学ぶことの意義や有用性を実感したりできるようにすることが重要である。そのために、

- ・ 数量や図形の意味を理解する上で基盤となる素地的な学習活動を取り入れて、数量や図形の意味を実感的に理解できるようにすること
- ・ 発達や学年の段階に応じた反復（スパイラル）による教育課程により、理解の広がりや深まりなど学習の進歩が感じられるようにすること
- ・ 学習し身に付けたものを、日常生活や他教科等の学習、より進んだ算数・数学の学習へ活用していくこと

を重視する。

算数的活動・数学的活動は、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けるとともに、数学的な思考力・表現力を高めたり、算数・数学を学ぶことの楽しさや意義を実感したりするために、重要な役割を果たすものである。算数的活動・数学的活動を生かした指導を一層充実し、また、言語活動や体験活動を重視した指導が行われるようにするために、小・中学校では各学年の内容において、算数的活動・数学的活動を具体的に示すようにするとともに、高等学校では、必修科目や多くの生徒の選択が見込まれる科目に「課題学習」を位置付ける。

( ) 改善の具体的事項

(小学校：算数)

小学校においては、算数的活動を充実し、数量や図形について実感的に理解し豊かな感覚を育てながら、基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着させるとともに、数学的な思考力・表現力を高めることや学んで身に付けた算数を生活や学習に活用することを重視して、次のような改善を図る。

- (ア) 領域構成については、現行どおり「数と計算」、「量と測定」、「図形」及び「数量関係」とする。その際、言葉や数、式、表、グラフなどを用いた思考力・表現力を重視するため、低学年から「数量関係」の領域を設けるようにする。
- (イ) 数量や図形についての知識・技能の確実な定着や、数学的な思考力・表現力の育成を図るため、算数としての系統性を重視しつつ、学年間で指導内容の一部を重複させる。それによって、指導内容をなだらかに発展させたり、学び直しの機会を設けたりするなど、発達や学年の段階に応じた反復（スパイラル）による学習指導を進められるようにする。
- (ウ) 算数的活動を今後も一層重視していくため、各学年の内容において、算数的活動についての記述を位置付けるようにする。その際、小学校と中学校との接続に配慮する。

例えば、具体物を用いて数量や図形についての意味を理解する活動、知識・技能を実際の場面で活用する活動、問題解決の方法を考え説明する活動など、算数的活動を具体的に示していくようにする。

- (イ) 「数と計算」の領域では、整数、小数、分数の意味と表し方を理解すること、数についての感覚を豊かにすること、言葉や数による表現力を育てることを重視する。また、計算の意味を理解すること、計算の仕方を考えること、計算に習熟し活用することの三者をしっかりと指導することを一層重視する。

例えば、低学年で、分数の意味を理解する上で基盤となる素地的な学習活動を行う(例：紙を二つに折って $1/2$ をつくる)。発達や学年の段階に応じた反復(スパイラル)による教育課程により、低学年・中学年では整数の計算能力を確実に身に付け、中学年・高学年では小数、分数の計算能力をなだらかに発展させるように改善する。また、中学年で、計算の見積りを指導し、計算の仕方や結果について見通しをもったり、適切に判断したりできるようにする。

- (ロ) 「量と測定」の領域では、様々な量の単位と測定について理解すること、量の大きさについての感覚を豊かにすること、面積の求め方などを自分で考えたり説明したりすることを重視する。

例えば、低学年で、具体物の長さ、広さなどの量の大きさを直接に比較する内容を指導する。中学年・高学年で、量の単位の関係を調べたりまとめたりする内容を指導する。また、高学年で、既習の面積の求め方を活用してひし形や台形の面積の求め方を考え説明する内容を指導する。

- (カ) 「図形」の領域では、図形の意味と性質について理解すること、図形についての感覚を豊かにすること、図形の見方を生活や学習に活用できるようにすることを重視する。

例えば、低学年から高学年にわたって、様々な図形をかいたり、作ったり、敷き詰めたり、形や大きさを比べたりする内容を指導するとともに、平面図形と立体図形の両者をバランスよく指導する。また、高学年で、図形の合同や拡大図・縮図などの内容を指導する。

- (キ) 「数量関係」の領域では、数量についての事柄を、言葉や数、式、表、グラフなどによって表現すること、二つの数量の間の変化や対応を調べるなど関数の考えを育てることを重視する。

例えば、低学年においても、簡単な表やグラフを用いて、身の回りに起こる事柄や場合を調べたり表したりする内容を指導する。中学年・高学年では、 $\square$ や文字を用いた式を指導する。また、高学年で、比例と反比例の内容の指導を充実する。

#### (中学校：数学)

中学校においては、数学的活動に主体的に取り組み、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、数学的に考える力をはぐくむとともに、数学のよさを知り、数学が生活に役立つことや数学と科学技術との関係などについての理解を深め、事象を数理的に考察する

能力と態度を養うことを重視して、次のような改善を図る。

- (ア) 領域構成については、現行の「数と式」、「図形」、「数量関係」の3領域から、確率・統計に関する領域「資料の活用」(仮称)を新設するとともに、「数量関係」を「関数」と改め、「数と式」、「図形」、「関数」、「資料の活用」(仮称)の4領域とする。
- (イ) 生徒のつまずきに対応し、時間をかけてきめ細かな指導ができるようにする。また、新たな内容を学習する際に、一度学習した内容を再度学習できるようにするなど学び直しの機会を設定することを重視する。
- (ウ) 数学的活動を今後も一層重視していくため、各学年の内容において、数学的活動についての記述を位置付けるようにする。その際、小学校と中学校との接続に配慮する。  
例えば、数学を生み出す活動、数学を利用する活動、数学的に伝え合う活動、数学的に実感する活動など、数学的活動を具体的に示す。  
また、現行の課題学習については、数学的活動が実現される場面と位置付け、既習内容を総合して問題を解決する学習に取り組むことができるようにするなどの改善を図る。
- (エ) 「数と式」の領域では、文字を用いて一般的に考えることの必要性やよさについての理解を深めたり、身の回りの数量やその関係を数や文字を用いた式で表現したり、式を手順にしたがって能率的に処理したり、式の意味を積極的に読み取り自分なりに説明したりすることを重視する。  
例えば、不等式を用いて数量の大小関係を表すことや比例式、有理数・無理数の用語と概念、二次方程式の解の公式などを指導する。
- (オ) 「図形」の領域では、体験に基づく実感的な理解をもとに、身の回りにあるものを図形としてとらえてその性質や関係などを明らかにすることや、図形の性質などを根拠を明らかにして筋道を立て説明したり、その説明から新たな性質や関係を読み取ったりすることを重視する。  
例えば、図形の移動、投影図、球の表面積や体積、図形の面積比・体積比などを指導する。
- (カ) 「関数」の領域では、身の回りで起こることを関数としてとらえ、表、式、グラフなどを用いて変化や対応の様子を調べてその特徴を説明したり、表、式、グラフなどから新たな関係や特徴を読み取って、それを具体的な場面で解釈したりすることを重視する。  
例えば、関数という概念のもとで比例や反比例などを理解することができるよう、第1学年から「関数」の用語と概念を指導する。また、いろいろな事象と関数を指導する。
- (キ) 「資料の活用」(仮称)の領域では、資料に基づいて集団の傾向や特徴をとらえ、それをもとに判断することを重視する。  
例えば、従来から指導している確率に加え、ヒストグラムや代表値を用いて全体の傾向をとらえたり、標本を取り出して調べることで母集団の傾向をとらえたりすることを指導する。

(高等学校：数学)

高等学校においては、目標について、高等学校における数学学習の意義や有用性を一層重視し改善する。また、科目構成及びその内容については、数学学習の系統性と生徒選択の多様性、生徒の学習意欲や数学的な思考力・表現力を高めることなどに配慮し改善する。

- (ア) 科目構成は、「数学Ⅰ」、「数学Ⅱ」、「数学Ⅲ」、「数学A」、「数学B」及び「数学活用」とする。
- (イ) 「数学Ⅰ」、「数学Ⅱ」、「数学Ⅲ」は、内容を見直し、次のような内容に再構成する。  
「数学Ⅰ」は、高等学校数学における基礎的・基本的な知識や技能及びそれらを活用する能力などを身に付けることをねらいとし、中学校数学の内容との関連などを考慮して、例えば、数と集合、図形と計量、二次関数などの内容で構成する。  
「数学Ⅱ」は、数学的な資質・能力を伸ばすことをねらいとし、「数学Ⅰ」に引き続く科目として内容の系統性に配慮して、例えば、いろいろな式(式と証明・高次方程式など)、図形と方程式、三角関数などの内容で構成する。  
「数学Ⅲ」は、数学に対する興味や関心から、より深く数学を学習したり、将来数学を専門的に扱うために必要な知識・技能を身に付けたりすることをねらいとし、例えば、極限、微分法、積分法などの内容で構成する。
- (ウ) 「数学A」及び「数学B」は、生徒の能力・適性、興味・関心、進路などに応じていくつかの項目を選択して履修する科目とし、例えば、確率、数列、ベクトルなどの内容で構成する。
- (エ) 「数学活用」は、「数学基礎」の趣旨を生かし、その内容を更に発展させた科目として設け、数学と人間とのかかわりや、社会生活において数学が果たしている役割について理解させ、数学への興味や関心を高めるとともに、具体的な事象への活用を通して数学的な見方や考え方のよさを認識し数学を活用する態度を育てることをねらいとする。
- (オ) 「数学Ⅰ」及び「数学A」には、実生活と関連付けたり、学習した内容を発展させたりして、生徒の関心や意欲を高める課題を設け、数学的活動を特に重視して行う課題学習を内容に位置付ける。
- (カ) 「数学Ⅱ」、「数学Ⅲ」、「数学Ⅳ」はこの順に履修するものとする。また、「数学A」は「数学Ⅰ」と並行履修またはその後の履修、「数学B」は「数学Ⅱ」の後に履修するものとする。

## 理科

### ( ) 改善の基本方針

理科<sup>\*1</sup> については、その課題<sup>\*2</sup> を踏まえ、小・中・高等学校を通じ、発達の段階に応じて、子どもたちが知的好奇心や探究心をもって、自然に親しみ、目的意識をもった観察・実験を行うことにより、科学的に調べる能力や態度を育てるとともに、科学的な認識の定着を図り、科学的な見方や考え方を養うことができるよう改善を図る。

理科の学習において基礎的・基本的な知識・技能は、実生活における活用や論理的な思考力の基盤として重要な意味をもっている。また、科学技術の進展などの中で、理数教育の国際的な通用性が一層問われている。このため、科学的な概念の理解など基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る観点から、「エネルギー」、「粒子」、「生命」、「地球」などの科学の基本的な見方や概念を柱として、子どもたちの発達の段階を踏まえ、小・中・高等学校を通じた理科の内容の構造化を図る方向で改善する。

科学的な思考力・表現力の育成を図る観点から、学年や発達の段階、指導内容に応じて、例えば、観察・実験の結果を整理し考察する学習活動、科学的な概念を使用して考えたり説明したりする学習活動、探究的な学習活動を充実する方向で改善する。

科学的な知識や概念の定着を図り、科学的な見方や考え方を育成するため、観察・実験や自然体験、科学的な体験を一層充実する方向で改善する。

---

\*1 小学校、中学校及び高等学校の理科は、自然に親しみ、自然の事物・現象に対する関心を高め、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に調べる能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な見方や考え方を養うことをねらいとしている。このねらいを実現するため、小学校では、「生物とその環境」「物質とエネルギー」「地球と宇宙」、中学校では、「第1分野」(物理的領域及び化学的領域)、「第2分野」(生物的領域及び地学的領域)から内容を構成している。また、高等学校では、「理科基礎」「理科総合A」「理科総合B」「物理」「物理」「化学」「化学」「生物」「生物」「地学」「地学」の11科目を設けている。

\*2 課題として、

- ・ 理科の学習に対する意欲は他の教科と比較して高いといえるが、それが大切だという意識が高くないという両者の乖離が課題である。また、国際的に見ると、我が国の子どもたちの理科の学習に対する意欲は低い状況が見られる。
- ・ 国民の科学に対する関心が低いことを踏まえ、理科教育については生涯にわたって、科学に関心をもち続けられるようにするという観点から、見直す必要があるのではないかと指摘がある。
- ・ 子どもの体験の状況については、過去に比べて、理科の学習の基盤となる自然体験、生活体験が乏しくなっている状況が見られる。
- ・ 教育課程実施状況調査において、過去同一問題の比較から全体としては上昇傾向が見られたものの、てこのつり合いや衝突、人体の構造や働き、物質の状態変化や化学変化における質量の保存、植物の生活と種類などの内容の基礎的な知識・理解が十分ではない状況がある。
- ・ 教育課程実施状況調査において、地層のでき方を推論する問題、意味付けや関係付けを伴う説明活動に関する問題、グラフを読み取り考察する問題、実験の途中経過を考察する問題などにおいて、科学的な思考力・表現力が十分ではない状況がある。また、PISA調査において、科学的に解釈する力や表現する力に課題が見られる。



理科を学ぶことの意義や有用性を実感する機会をもたせ、科学への関心を高める観点から、実社会・実生活との関連を重視する内容を充実する方向で改善を図る。また、持続可能な社会の構築が求められている状況に鑑み、理科についても、環境教育の充実を図る方向で改善する。

( ) 改善の具体的事項

(小学校)

生活科の学習を踏まえ、身近な自然について児童が自ら問題を見だし、見通しをもった観察・実験などを通して問題解決の能力を育てるとともに、学習内容を実生活と関連付けて実感を伴った理解を図り、自然環境や生命を尊重する態度、科学的に探究する態度をはぐくみ、科学的な見方や考え方を養うことを重視して、次のような改善を図る。

(ア) 領域構成については、児童の学び方の特性や二つの分野で構成されている中学校との接続などを考慮して、現行の「生物とその環境」、「物質とエネルギー」、「地球と宇宙」を改め、「物質・エネルギー」、「生命・地球」とする。

(イ) 「物質・エネルギー」については、児童が物質の性質やはたらき、状態の変化について観察・実験を通して探究したり、物質の性質などを活用してものづくりをしたりすることについての指導に重点を置いて内容を構成する。また、「エネルギー」や「粒子」といった科学の基本的な見方や概念を柱として内容が系統性をもつように留意する。

その際、例えば、風やゴムの働き、物と重さ、電気の利用などを指導する。また、現行で課題選択となっている振り子と衝突については、振り子は引き続き小学校で指導し、衝突は中学校に移行する。

(ウ) 「生命・地球」については、児童が生物の生活や成長、体のつくり及び地表、大気圏、天体に関する諸現象について観察やモデルなどを通して探究したり、自然災害などの視点と関連付けて探究したりすることについての指導に重点を置いて内容を構成する。また、「生命」や「地球」といった科学の基本的な見方や概念を柱として内容が系統性をもつように留意する。

その際、例えば、自然の観察、人の体のつくりと運動、太陽と月などを指導する。また、現行で課題選択となっている、卵の中の成長と母体内の成長、地震と火山はいずれも指導する。

(エ) 児童の科学的な見方や考え方が一層深まるように、観察・実験の結果を整理し考察し表現する学習活動を重視する。また、各学年で重点を置いて育成すべき問題解決の能力については、現行の考え方を踏襲しつつ、中学校との接続も踏まえて見直す。

(オ) 生活科との関連を考慮し、ものづくりなどの科学的な体験や身近な自然を対象とした自然体験の充実を図るようにする。

(カ) 環境教育の一層の推進の観点から、地域の特性を生かし、その保全を考えた学習や、

環境への負荷に留意した学習の充実を図る。

(中学校)

身近な自然の事物・現象について生徒が自ら問題を見だし解決する観察・実験などを一層重視し、自然を探究する能力や態度を育成するとともに、科学的な知識や概念を活用したり実社会や実生活と関連付けたりしながら定着を図り、科学的な見方や考え方、自然に対する総合的なものの見方を育てることを重視して、次のような改善を図る。

(ア) 第1分野(物理的領域及び化学的領域)、第2分野(生物的領域及び地学的領域)という現行の基本的枠組みは維持しつつ、内容については、科学的思考力や科学に関する基本的概念の形成を目指して、次のような改善を行う。

a 第1分野については、「エネルギー」「粒子」などの科学の基本的な見方や概念を柱として内容を構成し、科学に関する基本的概念の一層の定着を図る。さらに科学技術と人間、エネルギーと環境など総合的な見方を育てる学習になるよう内容を構成する。

その際、例えば、電力量、力の合成と分解、仕事と仕事率、水溶液の電導性、原子の成り立ち、イオンなどを指導する。

b 第2分野については、「生命」「地球」などの科学の基本的な見方や概念を柱として、内容を構成し、科学に関する基本的概念の一層の定着を図る。さらに、生命、環境、自然災害など総合的なものの見方を育てる学習になるよう内容を構成する。

その際、例えば、生物の多様性と進化、遺伝の規則性、DNAの存在、日本の天気、月の動きと見え方、地球の変動と災害などを指導する。

(イ) 科学的な思考力・表現力の育成を図る観点から、生徒が目的意識をもって観察・実験を主体的に行うとともに、観察・実験の結果を考察し表現するなどの学習活動を一層重視する。その際、小学校で身に付けた問題解決の力を更に高めるとともに、観察・実験の結果を分析し、解釈するなどの科学的探究の能力の育成に留意する。

(ウ) 科学的な知識や概念の定着を図り、科学的な見方や考え方を育成するために、原理や法則の理解等を目的としたものづくり、理科で学習したことを野外で確認し、野外での発見や気づきを学習に生かす自然観察など、科学的な体験や自然体験の充実を図る。

(エ) 理科を学ぶことの意義や有用性を実感する機会をもたせる観点から、実社会・実生活との関連を重視する内容を充実する。また、持続可能な社会の構築が求められている状況に鑑み、環境教育の充実を図る方向で内容を見直す。これらを踏まえ、例えば、第1分野の科学技術と人間、第2分野の自然と人間についての学習の充実を図る。

(オ) 学習の内容の順序に関する規定については、内容の系統性に配慮しつつ地域の特性等を生かした学習ができるよう、各学年ごとに標準的な内容を示すこととする。

(高等学校)

探究的な学習を重視し、中学校理科の学習の成果を踏まえて自然科学の複数の領域を学び、基礎的な科学的素養を幅広く養い、科学に対する関心をもち続ける態度を育てるとともに、生徒一人一人の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じて深く学び、自然を探究する能力や態度を高めることができるよう、科目の構成及び内容等を次のように改善する。

- (ア) 科学技術が発展し、実社会・実生活を豊かにしてきたことについて、身近な事物・事象に関する観察・実験などを通して理解させ、科学的な見方や考え方を養うとともに、自然や科学に関する興味・関心を高める新たな科目「科学と人間生活」を設ける。

「科学と人間生活」は、科学の発展、生活の中の科学、科学と人間生活などで構成する。

- (イ) 現行の「を付した科目」<sub>1</sub>、「を付した科目」<sub>2</sub>のうち、中学校と高等学校との接続を考慮しながら、より基本的な内容で構成し、観察・実験、探究活動などを行い、基本的な概念や探究方法を学習する科目として「物理基礎」<sub>1</sub>、「化学基礎」<sub>1</sub>、「生物基礎」<sub>1</sub>、「地学基礎」<sub>1</sub>(「基礎を付した科目」<sub>1</sub>)を設ける。その際、実社会・実生活とのかかわりを考慮するものとする。

「物理基礎」は、物体の運動と力、物理現象とエネルギーなど、「化学基礎」は、化学と人間生活、物質の構成、物質の変化など、「生物基礎」は、細胞と遺伝子、生物の多様性と生態系など、「地学基礎」は、宇宙における地球、変動する地球などで構成する。

- (ウ) 「基礎を付した科目」<sub>2</sub>の内容を基礎に、観察・実験、探究活動などを行い、より発展的な概念や探究方法を学習する科目「物理」<sub>2</sub>、「化学」<sub>2</sub>、「生物」<sub>2</sub>、「地学」<sub>2</sub>を設ける。

「物理」<sub>2</sub>は、運動、波、電気と磁気、物質と原子など、「化学」<sub>2</sub>は、物質の状態や変化と平衡、無機物質、有機化合物及び高分子化合物の性質と利用など、「生物」<sub>2</sub>は、生物現象と物質、生物の生活と反応、生物の集団、生物の進化など、「地学」<sub>2</sub>は、地球の概観、地球の活動と歴史、地球の大気と海洋、宇宙の構成などで構成する。

- (エ) 現行の「を付した科目」<sub>3</sub>の中の課題研究については、自然を探究する能力や態度を育て、創造的な思考力を高める観点から、一層の充実が求められており、研究を継続して実施できるようにするため、新たな科目「課題研究」<sub>3</sub>を設ける。

「課題研究」<sub>3</sub>では、「基礎を付した科目」<sub>3</sub>や「物理」<sub>3</sub>、「化学」<sub>3</sub>、「生物」<sub>3</sub>、「地学」<sub>3</sub>での探究活動の成果を踏まえ、特定の自然事象や科学を発展させた実験に関する研究、自然環境の調査などの中から、課題を設定し研究を行うものとする。

- (オ) 「物理」<sub>3</sub>、「化学」<sub>3</sub>、「生物」<sub>3</sub>、「地学」<sub>3</sub>はそれぞれの「基礎を付した科目」<sub>3</sub>を履修した後に履修させるようにする。

- (カ) 「課題研究」<sub>3</sub>は一つ以上の「基礎を付した科目」<sub>3</sub>を履修した後に履修させるようにする。

(キ) 科学的な思考力・表現力の育成を図る観点から、観察・実験、探究活動などにおいて、結果を分析し解釈して自らの考えを導き出し、それらを表現するなどの学習活動を一層重視する。

(ク) 生命科学などの科学の急速な進展に伴って変化した内容については、実社会・実生活との関連や、高等学校と大学の接続を円滑にする観点から見直しを図る。

## 生活

(小学校)

( ) 改善の基本方針

生活科<sup>\*1</sup>については、その課題<sup>\*2</sup>を踏まえ、具体的な活動や体験を通して、人や社会、自然とのかかわりに関心を持ち、自分自身について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせるといったその趣旨の一層の実現を図るため、人や社会、自然とのかかわる活動を充実し、自分自身についての理解などを深めるよう改善を図る。

気付きの質を高め、活動や体験を一層充実するための学習活動を重視する。また、科学的な見方・考え方の基礎を養う観点から、自然の不思議さや面白さを実感する学習活動を取り入れる。

児童を取り巻く環境の変化を考慮し、安全教育を充実することや自然の素晴らしさ、生命の尊さを実感する学習活動を充実する。また、小学校における教科学習への円滑な接続のための指導を一層充実するとともに、幼児教育との連携を図り、異年齢での教育活動を一層推進する。

---

\*1 小学校低学年の生活科は、児童の身近な生活圏を学習の対象や場とし、児童が具体的な活動や体験を通して「自立への基礎を養う」ことをねらいとしている。このため、「(1)学校と生活」、「(2)家庭と生活」、「(3)地域と生活」、「(4)公共物や公共施設の利用」、「(5)季節の変化と生活」、「(6)自然や物を使った遊び」、「(7)動植物の飼育・栽培」、「(8)自分の成長」の八つの内容で構成している。

\*2 課題として、

- ・ 指定校の調査などによると、学習活動が体験だけで終わっていることや、活動や体験を通して得られた気付きを質的に高める指導が十分に行われていないこと
- ・ 表現の出来映えのみを目指す学習活動が行われる傾向があり、表現によって活動や体験を振り返り考えるといった、思考と表現の一体化という低学年の特質を生かした指導が行われていないこと
- ・ 児童の知的好奇心を高め、科学的な見方・考え方の基礎を養うための指導の充実を図る必要があること
- ・ 児童の生活の安全・安心に対する懸念が広まる中、安全教育を充実することや、自然事象に接する機会が乏しくなっている状況を踏まえ、生命の尊さや自然事象について体験的に学習することを重視すること
- ・ 小1プロブレムなど、学校生活への適応を図ることが難しい児童の実態があることを受け、幼児教育と小学校教育との具体的な連携を図ること

などが指摘されている。

( ) 改善の具体的事項

- (ア) 自分の特徴や可能性に気付き、自らの成長についての認識を深めたり、気付きをもとに考えたりすることなどのように、児童の気付きを質的に高めるよう改善を図る。その際、例えば、見付ける、比べる、たとえるなどの多様な学習活動の充実に配慮する。
- (イ) 身の回りの人とのかかわりや自分自身のことについて考えるために、活動や体験したことを振り返り、自分なりに整理したり、そこでの気付き等を他の人たちと伝え合ったりする学習活動を充実する。その際、活動や体験したことを言葉や絵で表す表現活動を一層重視する。
- (ウ) 中学年以降の理科の学習を視野に入れて、児童が自然の不思議さや面白さを実感するよう、遊びを工夫したり遊びに使うものを工夫して作ったりする学習活動を充実する。例えば、動くおもちゃを工夫して作って遊ぶ活動、ものを水に溶かして遊ぶ活動、風を使って遊ぶ活動などを行うよう配慮する。
- (エ) 通学路の様子を調べ、安全を守ってくれる人々に関心をもつなど、安全な登下校に関する指導の充実に配慮する。また、自然に直接触れる体験や動物と植物の双方を自分たちで継続的に育てることを重視するなど、自然の素晴らしさや生命の尊さを実感する指導の充実に配慮する。
- (オ) 幼児教育から小学校への円滑な接続を図る観点から、入学当初をはじめとして、生活科が中心的な役割を担いつつ、他教科等の内容を合わせて生活科を核とした単元を構成したり、他教科等においても、生活科と関連する内容を取り扱ったりする合科的・関連的な指導の一層の充実に配慮する。また、児童が自らの成長を実感できるよう低学年の児童が幼児と一緒に学習活動を行うことなどに配慮するとともに、教師の相互交流を通じて、指導内容や指導方法について理解を深めることも重要である。

## 音楽、芸術（音楽）

### （ ）改善の基本方針

音楽科、芸術科（音楽）<sup>\*1</sup> については、その課題<sup>\*2</sup> を踏まえ、音楽のよさや楽しさを感じるとともに、思いや意図をもって表現したり味わって聴いたりする力を育成すること、音楽と生活とのかかわりに関心をもって、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度をはぐくむことなどを重視する。

このため、子どもの発達の段階に応じて、各学校段階の内容の連続性に配慮し、歌唱、器楽、創作、鑑賞ごとに指導内容を示すとともに、小・中学校においては、音楽に関する用語や記号を音楽活動と関連付けながら理解することなど表現と鑑賞の活動の支えとなる指導内容を〔共通事項〕として示し、音や音楽を知覚し、そのよさや特質を感じ取り、思考・判断する力の育成を一層重視する。

創作活動は、音楽をつくる楽しさを体験させる観点から、小学校では「音楽づくり」、中・高等学校では「創作」として示すようにする。また、鑑賞活動は、音楽の面白さやよさ、美しさを感じ取ることができるようにするとともに、根拠をもって自分なりに批評することのできるような力の育成を図るようにする。

国際社会に生きる日本人としての自覚の育成が求められる中、我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を基盤として、我が国の音楽文化に愛着をもつとともに他国の音楽文化を尊重する態度等を養う観点から、学校や学年の段階に応じ、我が国や郷土の伝統音楽の指導が一層充実して行われるようにする。

### （ ）改善の具体的事項

#### （小学校：音楽）

---

\*1 小学校及び中学校の音楽科、高等学校の芸術科（音楽）は、表現及び鑑賞にかかわる幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育て、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、豊かな情操を養うことをねらいとしている。このねらいを実現するため、小学校、中学校、高等学校を通じて、「A表現」と「B鑑賞」で内容を構成している。このうち「A表現」については、小学校及び中学校は「歌唱」「器楽」「創作」から成るが、個々の指導事項は小学校と中学校で示し方が異なっている。また、高等学校は「歌唱」「器楽」「創作」の3分野で構成している。

\*2 課題として、

- ・ 感性を高め、思考・判断し、表現する一連のプロセスを働かせる力、生涯にわたって音楽に親しみ、音楽文化のよさを味わったり、生活や社会に生かしたり豊かにしたりする態度の育成
- ・ 音楽を表現する技能と鑑賞する能力の育成においては、音や音楽を知覚し、感性を働かせて感じ取することを重視すること
- ・ 歌唱の活動に偏る傾向があり、表現の他の分野と鑑賞の学習が十分でない状況が見られるため、創作と鑑賞の充実を図ること
- ・ 我が国の音楽文化に愛着をもち、そのよさを感じ取って理解し、他国の文化を尊重する態度等を養うため、長く歌い継がれ親しまれてきた日本のうたや、和楽器などの伝統音楽の学習の充実などが求められている。

音楽のよさを感じ取り、思いや意図をもって表現したり音楽全体を味わって鑑賞したりする力の育成や、音楽文化を理解し、豊かな情操を養うことを重視し、次のような改善を図る。

- (ア) 表現領域（「歌唱」、「器楽」、「音楽づくり」の三分野）、鑑賞領域及び〔共通事項〕で内容を構成する。〔共通事項〕については、例えば、音楽を特徴付けている要素や音楽の仕組みを聴き取り、それらの働きによって生み出される音楽的な面白さやよさを感じ取ること、音楽に関する用語や記号などを音楽活動と関連付けながら理解することなどを具体的に示す。
- (イ) 「音楽づくり」については、生活の中にある音に耳を傾けたり様々な音を探したり音をつくったりして音の面白さに気付くとともに、音を音楽へと構成する音楽の要素や音楽の仕組みの面白さに触れるようにする。
- (ウ) 鑑賞領域においては、音楽を特徴付けている要素や音楽の仕組みを聴き取る力を育て、それによって音楽の面白さやよさ、美しさを感じ取ることができるようにする。さらに、鑑賞領域と表現領域の指導内容との関連が明確になるようにする。
- (エ) 唱歌や民謡、郷土に伝わるうたについて、更に取り上げられるようにするとともに、歌唱共通教材<sup>\*1</sup>の扱いについて充実を図る。鑑賞教材の選択の観点については、現行で高学年で位置付けられている我が国の音楽について中学年でも取り扱うなどの改善を図る。
- (オ) 斉唱や簡単な合唱・合奏など全員で一つの音楽をつくっていく体験を通して、協同する喜びを感じたりする指導を重視する。音楽学習が児童の生活とかかわりのあるものとなるように、児童が身の回りの音に親しむようにし、児童の生活の中でよく耳にする音や音楽とのかかわりを大切にしたい指導内容を示す。

#### （中学校：音楽）

多様な音や音楽を感じ取り、創意工夫して表現したり味わって鑑賞したりする力の育成や、音楽文化についての理解を深め、豊かな情操を養うことを重視し、次のような改善を図る。

- (ア) 表現領域（「歌唱」、「器楽」、「創作」の三分野）、鑑賞領域及び〔共通事項〕で内容を構成する。〔共通事項〕については、例えば、音楽を形づくっている様々な要素を知覚

<sup>\*1</sup> 現行の小学校学習指導要領の音楽においては、日本のよき音楽文化を世代を超えて歌い継ぐため、各学年ごとに4曲ずつ曲名を示し、低・中学年では4曲中3曲を、高学年では4曲中2曲を扱うこととしている。（例えば、第6学年では共通教材として「越天楽今様」（日本古謡）、「おぼろ月夜」（文部省唱歌）、「ふるさと」（文部省唱歌）、「われは海の子」（文部省唱歌）を学習指導要領に示している。）

なお、平成元年告示の学習指導要領においては、小・中学校ともに歌唱共通教材及び鑑賞共通教材を示していたが、平成10年の学習指導要領の改訂において、各学校が創意工夫ある指導を進め、地域や学校の実態等を生かした多様な音楽活動が展開できるようにする観点から、小学校の鑑賞共通教材、中学校の歌唱共通教材及び鑑賞共通教材については示さないこととした。

し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じること、音楽に関する用語や記号などを音楽活動と関連付けながら理解することなどを具体的に示す。

- (イ) 「創作」については、生徒が、音のつながり方を試しながら短い旋律をつくったり、音素材を選びまとまりを工夫して音楽をつくったりするなど、音を音楽へと構成していく体験を重視するようにする。
- (ウ) 鑑賞領域においては、音楽に関する言葉などを用いながら、音楽に対して、生徒が、根拠をもって自分なりに批評することのできるような力を育成するようにする。
- (エ) 我が国の伝統文化に関する学習を充実する観点から、和楽器については、簡単な曲の表現を通して、伝統音楽のよさを一層味わうことができるようにするとともに、我が国の伝統的な歌唱の指導も重視するようにする。  
また、我が国の音楽文化に親しみ一層の愛着をもつ観点から、我が国の自然や四季、文化、日本語のもつ美しさなどを味わうことのできる歌曲を更に取り上げるようにする。
- (オ) 合唱や合奏など全員で一つの音楽をつくっていく体験を通して、表現したいイメージを伝え合ったり、協同する喜びを感じたりする指導を重視する。学習全体を通じて、音楽文化の多様性を理解する力の育成を図るとともに、音環境への関心を高めたり、音や音楽が生活に果たす役割を考えたりするなど、音楽と生活や社会とのかかわりを実感できるように指導するようにする。

(高等学校：芸術(音楽))

生徒の個性を生かした創造的な活動を行い、生涯にわたって音楽を愛好する心情を育て、芸術としての音楽を理解し、我が国の伝統音楽を含めた音楽文化についての理解を一層深め尊重する態度を養うことを重視して、次のような改善を図る。

- (ア) 「音楽」においては、中学校での学習内容を踏まえ、表現領域を「歌唱」、「器楽」、「創作」の三分野で構成することとし、表現領域全体を通じて創造的な表現力を高めるとともに、音楽に対する総合的な理解を深める観点から、表現領域のすべての分野と鑑賞領域を学習するようにする。
- (イ) 「音楽」においては、個性を生かした創造的な活動を行い、音楽の表現力を一層高める観点から、表現領域の三つの分野のうちから一つ以上を選択して学習するとともに鑑賞領域を学習することとし、特に、我が国の伝統音楽を含む多様な音楽文化について、それぞれの価値をとらえることができる力を育成する観点から、鑑賞に充てる授業時数を十分確保するようにする。
- (ウ) 「音楽」においては、個性を生かした学習を一層深める観点から、表現領域の三つの分野及び鑑賞領域のうちから一つ以上を選択して学習することとし、いずれの学習においても我が国の伝統音楽の学習を含めるようにして、我が国の音楽文化を継承し創造していく態度を養うようにする。



(I) 現行と同様に、「音楽」は「音楽」を履修した後に、「音楽」は「音楽」を履修した後に履修させることを原則とする。

## 図画工作、美術、芸術（美術、工芸）

### （ ）改善の基本方針

図画工作科、美術科、芸術科（美術、工芸）<sup>\*1</sup>については、その課題<sup>\*2</sup>を踏まえ、創造することの楽しさを感じるとともに、思考・判断し、表現するなどの造形的な創造活動の基礎的な能力を育てること、生活の中の造形や美術の働き、美術文化に関心をもって、生涯にわたり主体的にかかわっていく態度をはぐくむことなどを重視する。

このため、子どもの発達の段階に応じて、各学校段階の内容の連続性に配慮し、育成する資質や能力と学習内容との関係を明確にするとともに、小学校図画工作科、中学校美術科において領域や項目などを通して共通に働く資質や能力を整理し、「共通事項」として示す。

創造性をはぐくむ造形体験の充実を図りながら、形や色などによるコミュニケーションを通して、生活や社会と豊かにかかわる態度をはぐくみ、生活を美しく豊かにする造形や美術の働きを実感させるような指導を重視する。

よさや美しさを鑑賞する喜びを味わうようにするとともに、感じ取る力や思考する力を一層豊かに育てるために、自分の思いを語り合ったり、自分の価値意識をもって批評し合ったりするなど、鑑賞の指導を重視する。

美術文化の継承と創造への関心を高めるために、作品などのよさや美しさを主体的に味わう活動や、我が国の美術や文化に関する指導を一層充実する。

\*1 小学校の図画工作科、中学校の美術科、高等学校の芸術科（美術、工芸）は、表現及び鑑賞にかかわる幅広い活動を通して、美術を愛好する心情と美に対する感性を育て、造形的な創造活動の基礎的な能力を伸ばし、豊かな情操を養うことをねらいとしている。このねらいを実現するため、小学校、中学校、高等学校を通じて「A表現」と「B鑑賞」で内容を構成している。また、「A表現」は、小学校では「楽しい造形活動（造形遊び）」、「絵や立体、つくりたいものをつくる」、中学校では「絵や彫刻など」、「デザインや工芸など」、高等学校芸術の美術では「絵画・彫刻」、「デザイン」、「映像メディア表現」、工芸では「工芸制作」、「プロダクト制作」から構成している。

\*2 課題として、

- ・ 感性を働かせて思考・判断し、創意工夫をしながら表現したり作品を鑑賞したりするという一連のプロセスを働かせる力を育成すること
- ・ 子どもたちの興味や関心の高まりを資質や能力の向上に生かすような指導の改善を図ること
- ・ 生涯にわたって美術に親しみ、生活や社会に生かしたり、豊かにしたりする態度の育成
- ・ 感じ取ったことをもとに、自分の思いや考えを大切にしながら、自分なりの意味を発見するなどの鑑賞の学習の充実
- ・ 我が国の文化等にかかわる学習を通して、その継承や創造への関心を高めるとともに、諸外国の文化のよさを理解することなどが求められている。

( ) 改善の具体的事項

(小学校：図画工作)

表現や鑑賞の活動を通して、自らつくりだす喜びを味わうようにするとともに、感性や想像力、手や体全体の感覚などを働かせながら造形的な創造活動の基礎的な能力を高め、生活や社会と主体的にかかわる態度を育て、豊かな情操を養うことを重視して、次のような改善を図る。

- (ア) 育成する資質や能力を整理し、表現や鑑賞の過程で働く力を明確にするとともに、それらが関連して働くように内容の改善を図る。また、児童が自らの行為や感覚をもとに形や色、イメージなどを活用して活動することができるように、領域や項目などを通して共通に働く資質や能力を〔共通事項〕として示す。
- (イ) 生活や社会とのかかわり、ものをつくる楽しさなどの観点から、手や体全体の感覚を働かせて材料や用具などを活用してつくったり、身の回りの形や色、環境などから感じ取ったことを伝え合ったりする活動を児童の発達に応じて整理して示す。
- (ウ) 鑑賞においては、よさや美しさを鑑賞する喜びを味わうようにするとともに、自分の思いを語る、友達と共に考える、感じたことを確かめるなどを通して、自分自身で意味を読み取り、よさや美しさなどを判断する活動の充実を図る。
- (エ) 暮らしの中の造形や我が国や諸外国の親しみある表現などに関する学習では、作品などのよさや美しさを主体的に味わったり感じたりすることを重視する。

(中学校：美術)

表現や鑑賞の幅広い活動を通して、美術の創造活動の喜びを味わわせ美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を豊かに働かせて美術の基礎的能力を伸ばし、生活の中の美術の働きや美術文化についての理解を深め、豊かな情操を養うことを重視して、次のような改善を図る。

- (ア) 育成する資質や能力を整理し、「A表現」を発想や構想に関する項目と、表現の技能に関する項目に分けて示し、柔軟な発想力や形・色・材料で表す技能などが関連して働くように内容の改善を図る。また、形や色、材料などから性質や感情、イメージなどを豊かに感じ取る力を育成するため、領域や項目などを通して共通に働く資質や能力を〔共通事項〕として示す。
- (イ) 生活や環境の中の造形のよさや美しさなどを感じ取る学習や、自分の気持ちや伝えたい内容などを形や色、材料などを生かして他者や社会に表現する学習を一層重視する。その際、身近な環境について、安らぎや自然との共生などの視点から心豊かなデザインをする学習については、鑑賞の視点からの充実を図る。
- (ウ) 鑑賞においては、よさや美しさを鑑賞する喜びを味わうようにするとともに、感じ取

ったことや考えたことなどを自分の価値意識をもって批評し合うなどして、自分なりの意味や価値をつくりだしていくことができるように指導の充実を図る。また、鑑賞に充てる授業時数を十分確保するようにする。

- (I) 我が国の美術についての学習を重視し、美術文化の継承と創造への関心を高める。また、諸外国も含めた美術文化や表現の特質などについての関心や理解、作品の見方を深める鑑賞の指導が一層充実して行われるようにする。

(高等学校：芸術(美術、工芸))

生徒の個性を生かした創造的な活動を行い、生涯にわたって美術や工芸を愛好する心情を育て、芸術としての美術や工芸を理解し、美術文化についての理解を一層深め尊重する態度を養うことを重視して、次のような改善を図る。

a ) 芸術(美術)

- (ア) 「美術」においては、芸術としての美術への関心や理解を高めるとともに、我が国の美術や文化についての学習を重視し、美術文化に関する鑑賞が充実して行われるようにする。また、鑑賞に充てる授業時数を十分確保するようにする。

- (イ) 「美術」においては、豊かな美的体験を通して実感をもって美術についての理解を深めるとともに、個性を生かした創造的な美術の活動をしていくための資質や能力を高める。そのため、現行では表現領域の各分野と鑑賞領域のいずれかを選択して学習することとしているが、表現領域のいずれか一つ以上の分野と鑑賞領域を学習するようにする。

- (ウ) 「美術」においては、個性を更に伸ばすことができるようにするため、現行と同様に表現領域の各分野及び鑑賞領域から一つ以上を選択して学習する。

- (I) 現行と同様に、「美術」は「美術」を履修した後に、「美術」は「美術」を履修した後に履修させることを原則とする。

b ) 芸術(工芸)

- (ア) 「工芸」においては、芸術としての工芸への関心や理解を高めるとともに、我が国の美術や文化についての学習を重視し、美術文化に関する鑑賞が充実して行われるようにする。また、鑑賞に充てる授業時数を十分確保するようにする。

- (イ) 「工芸」においては、豊かな美的体験を通して実感をもって工芸についての理解を深めるとともに、個性を生かした創造的な工芸の活動をしていくための資質や能力を高める。そのため、現行では表現領域の各分野と鑑賞領域のいずれかを選択して学習することとしているが、表現領域のいずれか一つ以上の分野と鑑賞領域を学習するようにする。

(ウ) 「工芸」においては、個性を更に伸ばすことができるようにするため、現行と同様に表現領域の各分野及び鑑賞領域から一つ以上を選択して学習する。

(I) 現行と同様に、「工芸」は「工芸」を履修した後に、「工芸」は「工芸」を履修した後に履修させることを原則とする。

## 芸術（書道）

（高等学校）

（ ）改善の基本方針

芸術科（書道）<sup>\*1</sup>については、その課題<sup>\*2</sup>を踏まえ、中学校国語科の書写との関連を考慮し、書の文化の継承と創造への関心を一層高めるために、書の文化に関する学習の充実を図るとともに、豊かな情操を養い、感性や想像力を働かせながら考えたり判断したりするなどの資質や能力の育成を図るようとする。

また、感じ取る力や思考する力を一層豊かにするために、自分の思いを語り合ったり、自分の価値意識をもって批評したりするなどして、自分なりの意味や価値を作り出していくような鑑賞の指導を重視する。

（ ）改善の具体的事項

中学校国語科の書写の学習との円滑な接続を図りながら、生徒の個性を生かした創造的な活動を行い、生涯にわたって書を愛好する心情を育て、芸術としての書を理解し、書の文化についての理解を一層深め尊重する態度を養うことを重視して、次のような改善を図る。

(ア) 「書道」においては、中学校国語科の書写との関連をより一層明確にする観点から、「漢字仮名交じりの書」の内容の改善を図るとともに、総合的に書道に対する理解を深められるようとする。表現領域については、書の伝統文化としての位置付けからも、篆刻<sup>\*3</sup>

\*1 高等学校の芸術科（書道）では、表現及び鑑賞にかかわる幅広い活動を通して、書を愛好する心情と書に対する感性を育て、書写能力を高め、豊かな情操を養うことをねらいとしている。このねらいを実現するため、内容は「A表現」、「B鑑賞」で構成され、「A表現」では「漢字仮名交じりの書」、「漢字の書」、「仮名の書」の三分野で構成している。なお、小学校及び中学校では、国語科において書写を指導することとなっている。

\*2 課題として、

- ・ 豊かな人生を形成していくために、想像力を働かせて自分の思いをかたちにしていくこと
- ・ 書に親しんだり芸術文化のよさを味わったり、生活や社会に生かしたり豊かにしたりする態度を育成すること
- ・ 小・中学校の国語科の書写からの一層の円滑な接続を図ること

などが求められている。

\*3 篆刻とは、最も古い漢字の書体である篆書を主に用いて、石や木などの印材に文字を刻することをいう。

や刻字<sup>\*1</sup>等の立体に対する視点を重視するようにする。また、書の文化の継承と創造への視野を広げ、理解を深めるとともに、感じ取る力や思考する力を一層豊かにする観点から、鑑賞の学習が充実して行われるようにする。

(イ)「書道」においては、芸術としての書についての理解を深めるとともに、書の文化に関する鑑賞の学習が充実して行われるようにするため、表現領域については「漢字仮名交じりの書」を含め二つ以上の分野を選択して学習するとともに、鑑賞領域を学習する。

(ウ)「書道」においては、現行と同様に表現領域の各分野及び鑑賞領域から一つ以上を選択して学習する。

(I) 現行と同様に、「書道」は「書道」を履修した後に、「書道」は「書道」を履修した後に履修させることを原則とする。

## 家庭、技術・家庭

### ( ) 改善の基本方針

家庭科、技術・家庭科<sup>2</sup>については、その課題<sup>3</sup>を踏まえ、実践的・体験的な学習活動を通して、家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業等についての基礎的な理解と技能を養うとともに、それらを活用して課題を解決するために工夫し創造できる能力と実践的な態度の育成を一層重視する観点から、その内容の改善を図る。

その際、他教科等との連携を図り、社会において子どもたちが自立的に生きる基礎を培うことを特に重視する。

(ア) 家庭科、技術・家庭科家庭分野については、自己と家庭、家庭と社会とのつながりを

---

\*1 刻字とは、木の板などに文字を刻することや、その作品をいう。

\*2 小学校及び高等学校の家庭科、中学校の技術・家庭科は、実践的・体験的な活動を通じ、生活と技術とのかかわりについて理解を深め、生活に必要な知識と技術の習得や生活を工夫し創造する能力を育て、よりよい生活を築いていく意欲と実践的な態度を育てることをねらいとしている。このねらいを実現するため、

- ・ 小学校の家庭科では「家庭生活と家族」、「食事への関心」などの日常生活に身近な活動を重視した八つの内容
- ・ 中学校の技術・家庭科では、技術分野は、「A技術とものづくり」「B情報とコンピュータ」、家庭分野は、「A生活の自立と衣食住」「B家族と家庭生活」で内容を構成している。
- ・ 高等学校の家庭科では「家庭基礎」、「家庭総合」、「生活技術」から必ず1科目を履修することとなっている。

\*3 課題として、

- ・ 自己と家庭、家庭と社会とのつながりに目を向け、生涯の見通しをもって、よりよい生活を追求できる実践力の育成
- ・ 家庭の在り方や家族の人間関係、子育てについて学習し、生活における自立とともに、他の人と連携し共に生きるための知識と技術の習得
- ・ 食育や消費者教育の推進
- ・ 持続可能な社会の構築の観点から、資源や環境に配慮したライフスタイルの確立とともに、エネルギー資源や森林資源の有効利用など、社会で活用される様々な技術を評価・管理できる力の育成を目指した教育の充実
- ・ 日本のものづくりを支える能力や技術を安全に活用できる力の育成

などが求められている。

重視し、生涯の見通しをもって、よりよい生活を送るための能力と実践的な態度を育成する視点から、子どもたちの発達の段階を踏まえ、学校段階に応じた体系的な目標や内容に改善を図る。

- (イ) 技術・家庭科技術分野については、ものづくりを支える能力などを一層高めるとともに、よりよい社会を築くために、技術を適切に評価し活用できる能力と実践的な態度の育成を重視し、目標や内容の改善を図る。

社会の変化に対応し、次のような改善を図る。

- (ア) 少子高齢化や家庭の機能が十分に果たされていないといった状況に対応し、家族と家庭に関する教育と子育て理解のための体験や高齢者との交流を重視する。

心身ともに健康で安全な食生活のための食育の推進を図るため、食事の役割や栄養・調理に関する内容を一層充実するとともに、社会において主体的に生きる消費者をはぐくむ視点から、消費の在り方及び資源や環境に配慮したライフスタイルの確立を目指す指導を充実する。

- (イ) 持続可能な社会の構築や勤労観・職業観の育成を目指し、技術と社会・環境とのかかわり、エネルギー、生物に関する内容の改善・充実を図る。また、情報通信ネットワークや製品の安全性に関するトラブルの増加に対応し、安全かつ適切に技術を活用する能力の育成を目指す指導を充実する。

体験から、知識と技術などを獲得し、基本的な概念などの理解を深め、実際に活用する能力と態度を育成するために、実践的・体験的な学習活動をより一層重視する。また、知識と技術などを活用して、学習や実際の生活において課題を発見し解決できる能力を育成するために、自ら課題を見だし解決を図る問題解決的な学習をより一層充実する。

家庭・地域社会との連携という視点を踏まえつつ、学校における学習と家庭や社会における実践との結び付きに留意して内容の改善を図る。

## ( ) 改善の具体的事項

### (小学校：家庭)

生活を工夫する楽しさやものをつくる喜び、家族の一員としての自覚をもった生活を実感するなど、実践的・体験的な学習活動、問題解決的な学習を通して、自分の成長を理解し家庭生活を大切にしている心情をはぐくむとともに、生活を支える基礎的・基本的な能力と実践的な態度を育成することを重視し、次のような改善を図る。

- (ア) 中学校の内容との体系化を図り、生涯の家庭生活の基盤となる能力と実践的な態度を育成する視点から、家庭生活と家族、食事のとり方や調理の基礎、快適な衣服と住まい方、身近な生活と消費・環境に関する内容で構成する。

- (イ) 社会の変化に対応し、次のような改善を図る。
- a 家族の一員として成長する自分を自覚し、家庭生活を大切にすることを旨とした学習活動を一層充実する。
  - b 食事の役割や栄養を考えた食事のとり方、調理などの学習活動を一層重視するとともに、身の回りの生活における金銭の使い方や物の選び方、環境に配慮した物の活用などの学習について、他の内容との関連を明確にし、実践的な学習活動を更に充実する。
- (ウ) 家庭生活を総合的にとらえる視点から、家族の生活と関連させながら衣食住などの内容を取り扱うことを一層重視する。また、小学校第4学年までの学習を踏まえた2学年間の学習のガイダンス的な内容を設定するとともに、他教科等との関連を明確にし、連携を図る。

(中学校：技術・家庭)

これからの生活を見通し、よりよい生活を創造するとともに、社会の変化に主体的に対応する観点から、次のような改善を図る。

(技術分野)

ものづくりなどの実践的・体験的な学習活動を通して、材料、加工、エネルギー、生物、情報に関する基礎的な知識と技術を習得させるとともに、技術と社会・環境とのかわりについて理解を深め、よりよい社会を築くために技術を適切に評価・活用する能力と態度の育成を重視することとし、次のような改善を図る。

- (ア) 現代社会で活用されている多様な技術を、材料と加工に関する技術、エネルギーの変換に関する技術、生物育成に関する技術、情報活用に関する技術等の観点から整理し、すべての生徒に履修させる。その際、小学校や中学校の他教科等における情報教育及び高等学校における情報教育との接続に配慮し、従来の「B情報とコンピュータ」の内容を再構成する。

なお、ものづくりなどを通して基礎的・基本的な知識と技術を習得させるとともに、これらを活用する能力や社会において実践する態度を旨とする観点から、各内容は、それぞれの技術についての「基礎的な知識、重要な概念等」、「技術を活用した製作・制作・育成」、「社会・環境とのかわり」に関する項目で構成する。

- (イ) ものづくりを支える能力などの育成を重視する観点から、創造・工夫する力や緻密さへのこだわり、他者とかわる力（製作を通じた協調性・責任感など）及び知的財産を尊重する態度、勤労観・職業観などの育成を旨とした学習活動を一層充実する。また、技術を評価・活用できる能力などの育成を重視する観点から、安全・リスクの問題も含めた技術と社会・環境との関係の理解、技術にかかわる倫理観の育成などを旨とした学習活動を一層充実する。

- (ウ) 技術に関する教育を体系的に行う観点から、小学校での学習を踏まえた中学校での学

習のガイダンス的な内容を設定するとともに、他教科等との関連を明確にし、連携を図る。

#### (家庭分野)

衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動、問題解決的な学習を通して、中学生としての自己の生活の自立を図り、子育てや心の安らぎなどの家庭の機能を理解するとともに、これからの生活を展望し、課題をもって主体的によりよい生活を工夫できる能力と態度の育成を重視することとし、次のような改善を図る。

(ア) 小学校の内容との体系化を図り、中学生としての自己の生活の自立を図る視点から、家族・家庭と子どもの成長、食生活の自立、衣生活と住生活の自立、家庭生活と消費・環境に関する内容で構成し、すべての生徒に履修させる。

その際、学習した知識と技術などを活用し、これからの生活を展望する能力と実践的な態度をはぐくむ視点から、家族・家庭や衣食住などの内容に生活の課題と実践に関する指導事項を設定し、選択して履修させるようにする。

(イ) 社会の変化に対応し、次のような改善を図る。

a 家庭の機能を理解し、人とよりよくかかわる能力の育成を目指した学習活動を一層充実する。また、幼児への理解を深め、子どもが育つ環境としての家族と家庭の役割に気付く幼児触れ合い体験などの学習活動を更に充実する。

b 食生活の自立を目指し、中学生の栄養と献立、調理や食文化などに関する学習活動を一層充実する。家庭生活と消費・環境に関する学習については、他の内容との関連を明確にし、中学生の消費生活の変化を踏まえた実践的な学習活動を更に充実する。

(ウ) 家庭に関する教育を体系的に行う視点から、小学校での学習を踏まえた中学校での学習のガイダンス的な内容を設定するとともに、他教科等との関連を明確にし、連携を図る。

#### (高等学校：家庭)

人間の発達と生涯を見通した生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、家庭や地域の生活を創造する能力と主体的に実践する態度を育てることを重視し、次のような改善を図る。

(ア) 家庭を築くことの重要性、食育の推進、子育て理解や高齢者の肯定的な理解や支援する行動力の育成など少子高齢社会への対応、日本の生活文化にかかわる内容を重視する。

(イ) 高校生の発達課題と生涯生活設計、キャリアプランニングなどの学習を通して、次世代を担うことや生涯を見通す視点を明確にするとともに、生涯賃金や働き方、年金などとの関係に関する指導などを加え、生活を総合的にマネジメントする内容を充実する。

その際、生涯にわたる生活経済や多重債務等の深刻な消費者問題、衣食住生活と環境



とのかかわりなどを科学的に理解させるとともに、社会の一員として生活を創造する意思決定能力を習得させることを明確にする。

(ウ) 家庭科の学習を実際の生活と結び付け、課題解決学習を行うホームプロジェクトや学校家庭クラブ活動については一層充実させる。

(エ) 「家庭基礎」においては、青年期の課題である自立と共生の能力をはぐくみ、生活設計の学習を通して、衣食住の科学的な理解を深め、家庭や地域の生活を主体的に創造する能力や態度を育てることを重視する。

(オ) 「家庭総合」においては、生命の誕生から死までの生涯を見通し、親の役割や子育て支援、人間の尊厳や高齢者の肯定的理解、介護、衣食住生活と生活文化や消費生活と資源・環境などについて総合的に扱い、実験・実習を通して科学的に理解を深めるとともに、主体的に家庭や地域の生活をマネジメントする力を育てることを重視する。

(カ) 「生活デザイン」においては、実験・実習を通して生活の技術的、文化的な意味や価値への理解を深め、将来の生活を設計し創造する力を育てるとともに、食育を推進するための実践力を高めることを重視した上で、一部の項目については選択して履修できるように構成する。

## 体育、保健体育

### ( ) 改善の基本方針

体育科、保健体育科<sup>\*1</sup> については、その課題<sup>\*2</sup> を踏まえ、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視し改善を図る。その際、心と体をより一体としてとらえ、健全な成長を促すことが重要であることから、引き続き保健と

\*1 小学校の体育、中学校及び高等学校の保健体育は、心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、積極的に運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てることをねらいとしている。

体育は、体づくり運動、器械運動、陸上競技（陸上運動）、水泳、球技（ボール運動）、武道（中学校・高等学校のみ）、ダンス（表現運動）及び体育に関する知識（中学校・高等学校のみ）等を主な内容としている。

保健は、心身の機能の発達と心の健康、傷害の防止、疾病の予防、健康と環境、健康な生活の仕方等を主な内容としている。

\*2 課題として、体育では、

- ・ 運動する子どもとそうでない子どもの二極化
- ・ 子どもの体力の低下傾向が依然深刻
- ・ 運動への関心や自ら運動する意欲、各種の運動の楽しさや喜び、その基礎となる運動の技能や知識など、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成が十分に図られていない例も見られること
- ・ 学習体験のないまま領域を選択しているのではないかなどが指摘されている。

また、保健では、

- ・ 今後、自らの健康管理に必要な情報を収集して判断し、行動を選択していくことが一層求められることから、生涯にわたって自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成するために、保健の内容の体系化を図ること
- ・ 生活習慣の乱れが小学校低学年にも見られるとの指摘があることから、小学校低学年における健康に関する学習について、学ぶ内容やその開始時期も含めて改善を図ること

などが求められている。

体育を関連させて指導することとする。

また、学習したことを実生活、実社会において生かすことを重視し、学校段階の接続及び発達の段階に応じて指導内容を整理し、明確に示すことで体系化を図る。

体育については、体を動かすことが、身体能力を身に付けるとともに、情緒面や知的な発達を促し、集団的活動や身体表現などを通じてコミュニケーション能力を育成することや、筋道を立てて練習や作戦を考え、改善の方法などを互いに話し合う活動などを通じて論理的思考力をはぐくむことにも資することを踏まえ、それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて、基礎的な身体能力<sup>\*1</sup>や知識を身に付け、生涯にわたって運動に親しむことができるように、発達の段階のまとまりを考慮し、指導内容を整理し体系化を図る。

また、武道については、その学習を通じて我が国固有の伝統と文化に、より一層触れることができるよう指導の在り方を改善する。

保健については、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成するため、一層の内容の改善を図る。その際、小・中・高等学校を通じて系統性のある指導ができるように、子どもたちの発達の段階を踏まえて保健の内容の体系化を図る。また、生活習慣の乱れやストレスなどが健康に影響することを学ぶことが重要であり、健康の概念や課題などの内容を明確に示すとともに、心身の発育・発達と健康、生活習慣病などの疾病の予防、保健医療制度の活用、健康と環境、傷害の防止としての安全などの内容の改善を図る。特に、小学校低学年においては、運動を通して健康の認識がもてるよう指導の在り方を改善する。

## ( ) 改善の具体的事項

### (小学校：体育)

基礎的な身体能力を身に付け、実生活において運動を豊かに実践していくための資質や能力の基礎を培うとともに、身近な生活における健康・安全に関する内容を実践的に理解できるようにすることを重視して、次のような改善を図る。

(ア) 運動領域については、幼児教育との円滑な接続を図ること、体力の低下傾向が深刻な問題となっていることや積極的に運動する子どもとそうでない子どもの二極化への指摘があること、各学年の系統性を図ることなどを踏まえ、低学年を「体づくり運動」、「器械・器具を使ったの運動遊び」、「走・跳の運動遊び」、「水遊び」、「ゲーム」及び「表現リズム遊び」で構成し、中学年を「体づくり運動」、「器械運動」、「走・跳の運動」、「浮く・泳ぐ運動」、「ゲーム」及び「表現運動」で構成する。高学年については現行どおり<sup>\*2</sup>

<sup>\*1</sup> 身体能力とは、体力及び運動の技能により構成されるものである。知識は、意欲、思考力、運動の技能などと相互に関連しながら、身に付いていくものであり、動きの獲得の過程を通して一層知識の大切さを実感できるような指導が求められる。

<sup>\*2</sup> 現在、高学年は、「体づくり運動」、「器械運動」、「陸上運動」、「水泳」、「ボール運動」及び「表現運動」で構成している。

の構成とする。

(イ) 生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を培う観点から、それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて指導することができるようにするとともに、低学年、中学年及び高学年において、児童に身に付けさせたい具体的な内容を明確に示すこととする。その際、指導内容の確実な定着を図ることができるよう、運動の取り上げ方を一層弾力化し、低学年、中学年及び高学年に示されている「体づくり運動」以外のすべての指導内容について、2学年のいずれかの学年で取り上げ指導することもできるようにする。

(ウ) 「体づくり運動」については、一層の充実が必要であることから、すべての学年において発達の段階に応じた指導内容を取り上げ指導するものとし、学習したことを家庭などで生かすことができるよう指導の在り方を改善する。また、「体づくり運動」以外の領域においても、学習した結果としてより一層の体力の向上を図ることができるよう指導の在り方を改善する。

(エ) 保健領域<sup>\*1</sup>については、身近な生活における健康・安全に関する基礎的な内容を重視するという観点から、指導内容を改善する。その際、けがの防止としての生活の安全に関する内容について取り上げ、体の発育・発達については、発達の段階を踏まえて指導の在り方を改善する。また、健康な生活を送る資質や能力の基礎を培う観点から、中学校の内容につながる系統性のある指導ができるよう健康に関する内容を明確にし、指導の在り方を改善する。

低学年は、運動領域との関係を踏まえ、健康と運動のかかわりなど、運動領域の運動を通して健康の認識がもてるよう指導の在り方を改善する。

(中学校：保健体育)

健やかな体の基礎となる身体能力と知識を定着させ、身に付けた段階に応じ運動を豊かに実践していくための資質や能力を育てるとともに、主として個人生活における健康・安全に関する内容を科学的に理解できるようにすることを重視して次のような改善を図る。

(ア) 体育分野については、小学校高学年からの接続及び発達の段階のまとまりを踏まえ、体育分野として示していた目標及び内容を、「第1学年及び第2学年」と「第3学年」に分けて示すこととする。また、多くの領域の学習を十分させた上で、その学習体験をもとに自らが更に探求したい運動を選択できるようにするため、第1学年及び第2学年で、「体づくり運動」、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」、「ダンス」及び知識に関する領域をすべて履修させ、第3学年では「体づくり運動」及び知識に関する領域を履修させるとともに、それ以外の領域を対象に選択して履修させることを開始する。第3学年における選択のまとまりについては、運動に共通する特性

\*1 現在、小学校体育の保健領域は、中学年については健康によい生活及び体の発育・発達、高学年についてはけがの防止と心の健康及び病気の予防で構成している。

や魅力に応じて、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「ダンス」及び、「球技」、「武道」とし、それぞれから選択して履修することができるようにする。その際、「球技」については、取り扱う運動種目は原則として現行どおりとするが、特性や魅力に応じて、ゴール型、ネット型、ベースボール型に分類し示すこととする。

なお、すべての生徒に履修させることとなる「武道」と「ダンス」については、これまで以上に安全の確保に留意するとともに、必要な条件整備に努めるなどの取組が必要である。

(イ) 生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成する観点から、各領域における身に付けさせたい具体的な内容を明確に示すとともに、指導内容の確実な定着を図ることができるよう「体づくり運動」、知識に関する領域以外のすべての領域は、第1学年及び第2学年のいずれかの学年で取り上げ指導することもできるようにする。

(ウ) 「体づくり運動」については、心身ともに成長の著しい時期であることを踏まえ、体を動かす楽しさや心地よさを味わわせるとともに、健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性を認識させ、学校の教育活動全体や実生活で生かすことができるよう指導内容を改善し、取り扱う時間数の目安を示すこととする。また、「体づくり運動」以外の領域においても、学習した結果としてより一層の体力の向上を図ることができるよう指導の在り方を改善する。

(エ) 知識に関する領域については、基礎的な知識を確実に定着させることが求められることから、発達の段階を踏まえて指導内容を明確に示し、取り扱う時間数の目安を示すこととする。

(オ) 保健分野<sup>\*1</sup>については、個人生活における健康・安全に関する内容を重視する観点から、医薬品に関する内容について取り上げるなど、指導内容を改善する。また、自らの健康を適切に管理し改善していく思考力・判断力などの資質や能力を育成する観点から、小学校の内容を踏まえた系統性のある指導ができるよう健康の概念や課題に関する内容を明確にし、指導の在り方を改善する。

#### (高等学校：保健体育)

生涯にわたって健やかな体を培うための身体能力と知識を定着させ、個人に応じた豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育成するとともに、個人生活及び社会生活における健康・安全に関する内容を総合的に理解できるようにし、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育てることを重視して、次のような改善を図る。

(ア) 科目「体育」については、生徒の運動経験、能力、興味、関心等の多様化の現状を踏

---

\*1 現在、中学校保健体育の保健分野は、心身の機能の発達と心の健康、健康と環境、傷害の防止、健康な生活と疾病の予防で構成している。

まえ、各学校が生徒の実情に応じて、自ら運動に親しむ能力を高め、卒業後に少なくとも一つの運動やスポーツを継続することができるようにするため、第1学年においては、中学校第3学年との接続を踏まえ、「体づくり運動」及び知識に関する領域を履修させるとともに、それ以外の領域については「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「ダンス」及び、「球技」、「武道」からそれぞれ選択して履修することができるようにする。また、第2学年及び第3学年においては、それぞれの運動が有する特性や魅力に深く触れることができるよう「体づくり運動」及び知識に関する領域を履修させるとともに、それ以外の領域については「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」、「ダンス」から選択して履修することができるようにする。その際、「球技」については、取り扱う運動種目は原則として現行どおりとするが、特性や魅力に応じて、ゴール型、ネット型、ベースボール型に分類し示すこととする。

- (イ) 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育成する観点から、各領域において身に付けさせたい具体的な内容を明確に示すよう改善する。
- (ウ) 「体づくり運動」については、生徒の運動経験、能力、興味、関心等の多様化の現状を踏まえ、体を動かす楽しさや心地よさを味わわせるとともに、健康や体力の状況に応じて自ら体力を高める方法を身に付けさせ、地域などの実社会で生かせるよう指導の在り方を改善する。また、「体づくり運動」以外の領域においても、学習した結果としてより一層の体力の向上を図ることができるよう指導の在り方を改善する。
- (エ) 知識に関する領域については、運動やスポーツについての総合的な理解を深め、実践に生かすことが求められていることから、中学校の内容を踏まえた系統性のある指導ができるよう指導内容を明確に示し、取り扱う時間数の目安を示すこととする。
- (オ) 科目「保健」<sup>\*1</sup>については、個人生活及び社会生活における健康・安全に関する内容を重視する観点から、指導内容を改善する。その際、様々な保健活動や対策などについて内容の配列を再構成し、医薬品に関する内容について改善する。また、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく思考力・判断力などの資質や能力を育成する観点から、小学校、中学校の内容を踏まえた系統性のある指導ができるよう健康の概念や課題に関する内容を明確にし、指導の在り方を改善する。

---

\*1 現在、高等学校の教科「保健体育」の科目「保健」は、現代社会と健康、生涯を通じる健康及び社会生活と健康で構成している。

## 外国語

### ( ) 改善の基本方針

外国語科<sup>\*1</sup>については、その課題<sup>\*2</sup>を踏まえ、「聞くこと」や「読むこと」を通じて得た知識等について、自らの体験や考えなどと結び付けながら活用し、「話すこと」や「書くこと」を通じて発信することが可能となるよう、中学校・高等学校を通じて、4技能を総合的に育成する指導を充実するよう改善を図る。

指導に用いられる教材の題材や内容については、外国語学習に対する関心や意欲を高め、外国語で発信しうる内容の充実を図る等の観点を踏まえ、4技能を総合的に育成するための活動に資するものとなるよう改善を図る。

「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」の4技能の総合的な指導を通して、これらの4技能を統合的に活用できるコミュニケーション能力を育成するとともに、その基礎となる文法をコミュニケーションを支えるものとしてとらえ、文法指導を言語活動と一体的に行うよう改善を図る。また、コミュニケーションを内容的に充実したものとすることができるよう、指導すべき語数を充実する。

中学校における「聞くこと」、「話すこと」という音声面での指導については、小学校段階での外国語活動（仮称）を通じて、音声面を中心としたコミュニケーションに対する積極的な態度等の一定の素地が育成されることを踏まえ、指導内容の改善を図る。あわせて、「読むこと」、「書くこと」の指導の充実を図ることにより、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」の四つの領域をバランスよく指導し、高等学校や

---

\*1 中学校及び高等学校の外国語科は、外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くことや話すことなどの実践的コミュニケーション能力を養うことをねらいとしている。このねらいを実現するため、「言語活動」、「言語活動の取扱い」、「言語材料」等により内容を構成し、生徒の発達の段階を踏まえ、具体的な言語活動を通して外国語の力を育成している。生徒の学習状況については、例えば、中学校においては「聞くこと」、「話すこと」に重点を置いた指導が行われており、全体として聞くことについては比較的良好である。また、高等学校においては、概要や要点を適切に把握するなど、読むことについては比較的良好である。

\*2 課題としては、

- ・ 社会や経済のグローバル化の急速な進展に伴い、単に受信した外国語を理解することにとどまらず、コミュニケーションの中で自らの考えなどを相手に伝えるための「発信力」の育成がより重要となっている。
- ・ 中学校・高等学校を通じて、コミュニケーションの中で基本的な語彙や文構造を活用する力が十分身に付いていない、内容的にまとまりのある一貫した文章を書く力が十分身に付いていない状況なども見られる。
- ・ 英語が大切、普段の生活や社会に出て役に立つと考えている生徒は、他の教科に比べて多いのに対して、学年が進むにつれて英語が好きな生徒は減少する傾向が見られるとともに、中学校において、授業が分からない生徒の割合が他の教科と比べて高い傾向が見られる。
- ・ 高等学校については、「英語」において、文法・訳読が中心となっている、また、「オーラル・コミュニケーション」において「聞くこと」「話すこと」を中心とした指導が十分になされていない実態があるなど、4技能の指導において偏りがあるとの指摘がある。

その後の生涯にわたる外国語学習の基礎を培う<sup>\*1</sup>。

高等学校においては、中学校における学習の基礎の上に、聞いたことや読んだことを踏まえた上で、コミュニケーションの中で自らの考えなどについて内容的にまとまりのある発信ができるようにすることを目指し、「聞くこと」や「読むこと」と、「話すこと」や「書くこと」とを結び付け、四つの領域の言語活動の統合を図る。

高等学校において、中学校における学習が十分でない生徒に対応するため、身近な場面や題材に関する内容を扱い、中学校で学習した事柄の定着を図り、高等学校における学習に円滑に移行させるために必要な改善を図る。

( ) 改善の具体的事項

(中学校)

義務教育修了段階として中学校において身近な事柄についてコミュニケーションを図ることができるようにするとともに、高等学校やその後の生涯にわたる英語学習の基礎を培うこととして、次のような改善を図る。

- (ア) 小学校段階での外国語活動（仮称）を通じて育成された素地を踏まえ、「聞くこと」、「話すこと」に関して、簡単な話しかけに対して正しく応答したり、身の回りの出来事などについて、事実関係を伝え合ったり、自分の考えを述べ合ったりすることができるよう、指導の改善を図る。
- (イ) 「読むこと」に関して、内容的にまとまりのある文章を読み、情報を整理して正確に読み取ったり、書き手の意図をとらえたりすることができるよう、指導の充実を図る。
- (ウ) 「書くこと」に関して、自分の考えや気持ちなどを読み手に正しく伝えられるよう、内容的にまとまりのある一貫した文章を書けるように、指導の充実を図る。
- (エ) コミュニケーション能力を高めるため、言語の使用場面と言語の働き、言語材料を効果的に関連付けた言語活動を充実し、文法指導の改善を図るとともに、コミュニケーションにおける使用頻度の高い慣用表現や指導すべき語数を充実する方向で見直す。また、語彙や文構造を定着させ、実際に活用できるようにするために必要な指導の改善を図る。
- (オ) 日本語とは異なる言語の運用についての理解や、自国や郷土についての理解、国際理解などを通して、言語や文化に対する理解を一層深められるよう、指導の充実を図る。
- (カ) 自発的・持続的な学習を推進するため、辞書の使い方、音声と文字との関係などに関する指導の充実を図る。

---

<sup>\*1</sup> 四つの領域をバランスよく指導し、高等学校やその後の生涯にわたる外国語学習の基礎を培う観点から、重点指導事項例として、例えば、「中学校第3学年で指導される内容について自然な速さで話される英語を聞きとることができること」、「与えられたテーマについてまとまりのあるスピーチができること」、「ある程度の長さの英文を読んで概要をとらえることができること」、「短時間でまとまりのある英文を書くことができること」などを提示することが考えられる。

(高等学校)

四つの領域の言語活動の統合を図るとともに、発信力の向上や、中学校との円滑な接続を図る観点から、科目の構成及び内容等を次のように改善する。

- (ア) 「コミュニケーション英語基礎」は、身近な場面や題材に関する内容を扱い、日常的な事柄についてコミュニケーションを図る活動等を行うことを通して4技能を総合的に育成することにより、高等学校での学習に円滑に移行させることをねらいとして内容を構成する。
- (イ) 「コミュニケーション英語」は、4技能を総合的に育成することをねらいとして内容を構成し、統合的な活動が行われるようにするとともに、そうした活動に適した題材や内容を扱うこととする。その際、例えば、社会科や理科など他教科で学習する内容、自国や郷土の風俗・習慣、歴史、その他の様々な伝統や文化に関する内容、発明や発見などの科学技術や自然に関する内容、異文化コミュニケーションに関する内容等、コミュニケーションへの関心・意欲・態度の育成にも資する題材や内容を選択的に取り上げ、体系立てて扱うものとする。
- (ウ) 「コミュニケーション英語」は、「コミュニケーション英語」の基礎の上に、総合的な英語力の向上を図る指導を行うことをねらいとして内容を構成する。
- (エ) 「コミュニケーション英語」は、「コミュニケーション英語」及び「コミュニケーション英語」の基礎の上に、総合的な英語力の向上を図る指導を行うことをねらいとして内容を構成する。
- (オ) 「英語会話」は、身近な場面や題材に関する内容を扱い、音声を中心にコミュニケーションを図る活動等を行うことを通して、必要な情報や考えを聞いたり、話したりすることができる力の向上を図るような指導を行うことをねらいとして内容を構成する。
- (カ) 「英語表現」は、基本的な言語規則に基づいて、様々な場面に応じて適切に話すことや書くことができるようにし、あわせて論理的思考力や批判的思考力を養うことをねらいとして内容を構成する。
- (キ) 「英語表現」は、スピーチやプレゼンテーション、ディスカッション、ディベートなど高度なコミュニケーションを行うことができるようにすることや複雑な文構造を用いて正確に内容的なまとまりのある多様な文章が書けるようにすること、あわせて論理的思考力や批判的思考力を養うことをねらいとして内容を構成する。
- (ク) 言語活動、言語材料、教材、指導上の工夫及び配慮事項については、各科目のねらいに配慮しつつ、中学校と同様の趣旨で改善を図る。また、ICTなどを指導上有効に活用することに配慮する。
- (ケ) コミュニケーション英語・・・は、それぞれの科目において扱う題材や内容、言語材料の難易度によって分類したものであることから、「コミュニケーション英語」



は、「コミュニケーション英語」を履修した後に、「コミュニケーション英語」は「コミュニケーション英語」を履修した後に、履修させるようにする。

## 情報

(高等学校)

( ) 改善の基本方針

普通教科「情報」<sup>\*1</sup>については、その課題<sup>\*2</sup>を踏まえ、高校生の発達の段階や多様な実態に応じて、情報化の進む社会に積極的に参画することができる能力・態度をはぐくむとともに、情報に関する科学的な見方・考え方を確実に定着させる指導を重視し、科目やその目標・内容の見直しを図る。

情報を適切に活用する上で必要とされる倫理的態度、安全に配慮する態度等の育成については、情報モラル、知的財産の保護、情報安全等に対する実践的な態度をはぐくむ指導を重視する。

生徒の多様な学習要求に応えるとともに、進路希望等を実現させたり、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力や態度をはぐくむために、より広く、より深く学習することを可能にする内容を重視する。

( ) 改善の具体的事項

社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力や態度をはぐくむために、情報教育の目標の3観点<sup>\*3</sup>をより一層重視することとし、次のような改善を図る。

(ア) 高校生の実態は多様化している一方で、情報及び情報機器等の活用が社会生活に必要

---

\*1 高等学校の普通教科「情報」は、情報及び情報技術を活用するための知識と技能の習得を通して、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てることをねらいとしている。このねらいを実現するため、「情報A」、「情報B」、「情報C」から必ず1科目を履修することとなっている。

\*2 課題として、

- ・ 情報及び情報機器・情報通信ネットワークやソフトウェア等の活用により、様々な知識や技能が実際に生きて働き実用に結び付くため、生徒一人一人が社会の急速な変化に主体的に対応できる情報活用能力を確実に身に付けさせる指導を一層重視すること、
- ・ 情報機器等の操作の方法等、情報技術の習得に重点を置いた指導に多くの時間が割かれており、情報をコミュニケーションなどに活用する力や情報の主体的な選択、処理、発信や問題の発見、解決に欠かせない創造的思考力や合理的判断力の育成にかかわる指導を充実すること、
- ・ 情報通信ネットワーク等を使用した犯罪が多発する中、ネット被害防止等の情報安全や情報モラル、知的財産の保護等の情報を適切に扱うための基本的な態度をはぐくむ指導について、より一層の充実を図ることなどが求められている。

\*3 情報教育の目標の3観点とは、情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度のことである。

不可欠な基盤として発展する中、これらを活用して高い付加価値を創造することができる人材の育成が求められている。これらを踏まえ、情報活用の実践力の確実な定着や情報に関する倫理的態度と安全に配慮する態度や規範意識の育成を特に重視した上で、生徒の能力や適性、興味・関心、進路希望等の実態に応じて、情報や情報技術に関する科学的あるいは社会的な見方や考え方について、より広く、深く学ぶことを可能とするよう現行の科目構成を見直し、「社会と情報」、「情報の科学」の2科目を設ける。

- ・ 「社会と情報」については、情報が現代社会に及ぼす影響を理解させるとともに、情報機器等を効果的に活用したコミュニケーション能力や情報の創造力・発信力等を養うなど、情報化の進む社会に積極的に参画することができる能力・態度を育てることに重点を置く。
- ・ 「情報の科学」については、現代社会の基盤を構成している情報にかかわる知識や技術を科学的な見方・考え方で理解し、習得させるとともに、情報機器等を利用して情報に関する科学的思考力・判断力等を養うなど、社会の情報化の進展に主体的に寄与することができる能力・態度を育てることに重点を置く。

(イ) また、上記の科目を通じて、情報通信ネットワークやメディアの特性・役割を十分に理解し、安全に配慮し、情報を適切に活用できる能力をはぐくむ指導をより一層重視する。また、情報通信ネットワークや様々なメディアを活用して、新たな情報を創り出したり、分かりやすく情報を表現したり、正しく伝達したりする活動を通して、合理的判断力や創造的思考力、問題を発見・解決することができる能力をはぐくむ指導をより一層重視する。

## 専門教育に関する各教科・科目

### (ア) 職業に関する各教科・科目

#### ( ) 改善の基本方針

これまで、幅広い分野で産業・社会を支える人材を輩出してきた専門高校は、今後も経済社会の様々な情勢の変化に対応し、職業人として必要とされる力を身に付けた人材を育成するとともに、地域や産業社会の発展に貢献するために、引き続き重要な役割を果たすことが求められている。

このため、専門高校における職業に関する各教科・科目<sup>\*1</sup>については、その課題<sup>\*2</sup>や改正教育基本法等で示された職業にかかわる規定等<sup>\*3</sup>を踏まえ、将来のスペシャリストの育成という観点から専門分野の基礎的・基本的な知識、技術及び技能を身に付けるための教育とともに、社会に生き、社会的責任を担う職業人としての規範意識や倫理観等を醸成し、豊かな人間性の涵養等にも配慮した教育を行うことが重要である。

また、産業構造の変化、科学技術の進歩等の情勢の変化に対応し、それぞれの専門分野で真に必要とされる教育内容に精選するとともに、新たに求められる教育内容・方法を取り入れることが重要である。

さらに、専門高校における職業教育の充実のためには、小学校・中学校段階におけるキャリア教育や進路指導との接続、専門高校生に産業社会や大学等が求める能力・資質との関連、社会や大学等の専門高校生への積極的評価、次代を担う人材の育成という観点から、関係各界・各機関等との連携強化なども重要な視点である。このような基本的考え方の下、各教科について科目の構成及び内容の改善を図る。

\*1 専門高校における職業教育に関する教科は、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉で構成している。さらに、それぞれの教科に属する科目が定められており、例えば、農業については「農業科学基礎」、「環境科学基礎」など29の科目で構成している。これらは、学校教育法施行規則別表第3において定められている。

\*2 課題としては、経済のグローバル化や国際競争の激化、規制緩和等に伴う産業構造の変化、技術革新・国際化・情報化等に伴う産業社会の高度化、就業形態の多様化などに見られる就業構造の変化等により、我が国の産業社会や企業の専門高校に対する期待や、専門高校の生徒に求める資質・能力は変化してきている。また、専門高校の生徒の意識の変化や進路の多様化が進んでいる中で、「大学全入時代」の到来等も相まって、これまで以上に明確な目的意識をもった進路選択が促進されるよう、適切な対応が求められている。

\*3 具体的には、以下のとおり。

- ・ 教育基本法第二条（教育の目標）：「職業との関連を重視すること」
- ・ 学校教育法第二十一条（義務教育の目標）：「職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと」
- ・ 学校教育法第五十一条（高等学校の目標）：高等学校教育で目指すべき人間像として「豊かな人間性」、「専門的な知識、技術及び技能の習得」、「社会の発展に寄与する態度」等

( ) 改善の具体的事項

(教科横断的な事項)

次の三つの視点を基本とし、各教科を通して以下の横断的な改善を図る。

第一は、将来のスペシャリストの育成に必要な専門性の基礎・基本を一層重視し、専門分野に関する基礎的・基本的な知識、技術及び技能の定着を図るとともに、ものづくりなどの体験的学習を通して実践力を育成する。

さらに、資格取得や有用な各種検定、競技会への挑戦等、目標をもった意欲的な学習を通して、知識、技術及び技能の定着、実践力の深化を図るとともに、課題を探究し解決する力、自ら考え行動し、適応していく力、コミュニケーション能力、協調性、学ぶ意欲、働く意欲、チャレンジ精神などの積極性・創造性等を育成する。

第二は、将来の地域産業を担う人材の育成という観点から、地域産業や地域社会との連携・交流を通じた実践的教育、外部人材を活用した授業等を充実させ、実践力、コミュニケーション能力、社会への適応能力等の育成を図るとともに、地域産業や地域社会への理解と貢献の意識を深めさせる。

第三は、人間性豊かな職業人の育成という観点から、人と接し、自然やものとかかわり、命を守り育てるといった職業教育の特長を生かし、職業人として必要な人間性を養うとともに、生命・自然・ものを大切にする心、規範意識、倫理観等を育成する。

また、上記を踏まえた改善に当たり、産業構造の変化、技術の進捗等に柔軟に対応できる人材の育成のため、専門分野に関する基礎的・基本的な知識、技術等の定着を特に重視するとともに、就業体験等、実社会や職業とのかかわりを通じて、高い職業意識・職業観と規範意識、コミュニケーション能力等に根ざした実践力を高めることを一層重視し、例えば、職業の現場における長期間の実習を取り入れるなどにより、教育活動を充実すべきである。

上記の他、生徒の意識の変化や進路の多様化<sup>\*1</sup> 等に対応するため、弾力的な教育課程を編成することに加えて、より実践的な職業教育や就業体験等を通じて、職業選択能力や人生設計能力を身に付けさせる教育が可能となるよう配慮することも必要である。

(各教科・科目に関する事項)

上記を踏まえた職業に関する専門教育に関する各教科・科目の改善については以下のとおりである。

a) 農 業

国際化や情報化が進む中、農林業における生産・流通・経営の多様化、技術の高度化

\*1 職業学科の高等学校卒業者の進路状況については、大学等への進学率は平成8年度には12.2%であったが、平成18年度には19.8%となった。また、就職率は平成8年度には58.2%であったが、平成18年度には48.9%となった。

や精密化、安全な食料の安定的供給への要請や地球規模での環境保全の必要性の高まり、動植物や地域資源を活用したヒューマンサービスの拡大等に対応し、新たな時代の持続可能な農林業を支える人材等を育成する観点から、科目の新設を含めた再構成、内容の見直しなど次のような改善を図る。

(ア) 教科の目標については、産業として多様化した農業への関心を高めるとともに、農業や社会の発展は持続的で安定的になされなければならないという趣旨を明確にする。

(イ) 科目構成については、上記の改善の視点に立ち、現行の29科目を次の30科目とする。

農業と環境、課題研究、総合実習、農業情報処理、作物、野菜、果樹、草花、畜産、農業経営、農業機械、食品製造、食品化学、微生物利用、植物バイオテクノロジー、動物バイオテクノロジー、農業経済、食品流通、森林科学、森林経営、林産物利用、農業土木設計、農業土木施工、水循環、造園計画、造園技術、環境緑化材料、測量、生物活用、グリーンライフ

(ウ) 以下のとおり、科目を再構成する。

- ・環境学習の重要性の増大に鑑み、農業生物の育成と環境の保全、創造についての学習を一貫して学習する必要があるため、「農業科学基礎」と「環境科学基礎」を整理統合して「農業と環境」とする。
- ・従前の「動物・微生物バイオテクノロジー」に関する動物と微生物の二つの分野は別々の科目として学習する方が効果的であり、微生物分野に関しては既存の「微生物基礎」との重複があるため、動物バイオテクノロジー分野は「動物バイオテクノロジー」とし、微生物バイオテクノロジー分野は「微生物基礎」と統合し、「微生物利用」とする。
- ・林産物の生産(木材は除く)・加工・利用に関して系統的に学ぶことから「林産加工」の名称を変更し、「林産物利用」とする。
- ・地球環境における水の循環や生物とのかかわりを含め、水に関して一体的に学ばせるため、「農業土木設計」の水と土の性質と「農業土木施工」の農業水利を合わせて「水循環」とする。
- ・「造園技術」に含まれている造園緑化材料の内容を基に、庭園、建物周辺などを含めて広く環境緑化等に役立つ材料の開発、利用、維持及び管理のために必要な知識・技術を体系的に学ばせるために「環境緑化材料」を整理分類し、「造園技術」と「環境緑化材料」の2科目とする。

## b) 工業

国際分業の進展と国際競争の激化が進む中、工業技術の高度化、環境・エネルギー制約の深刻化、情報化とネットワーク化の進展、技術者倫理の要請と伝統技術の継承の高まり等に対応し、新たな時代のものづくり産業を支える人材を育成する観点から、科目の新設を含めた再構成、内容の見直しなど次のような改善を図る。

(ア) 教科の目標については、従前の目標に加えて、環境及びエネルギーに配慮し、技術者倫理を確実に身に付け、実践的な技能をあわせもった技術者を育成するという趣旨を明

確にする。

(イ) 科目構成については、上記の改善の視点に立ち、現行の60科目を次の61科目とする。

工業技術基礎、課題研究、実習、製図、工業数理基礎、情報技術基礎、材料技術基礎、生産システム技術、工業技術英語、工業管理技術、環境工学基礎、機械工作、機械設計、原動機、電子機械、電子機械応用、自動車工学、自動車整備、電気基礎、電気機器、電力技術、電子技術、電子回路、電子計測制御、通信技術、電子情報技術、プログラミング技術、ハードウェア技術、ソフトウェア技術、コンピュータシステム技術、建築構造、建築施工、建築構造設計、建築計画、建築法規、設備計画、空気調和設備、衛生・防災設備、測量、土木施工、土木基礎力学、土木構造設計、社会基盤工学、工業化学、化学工学、地球環境化学、材料製造技術、工業材料、材料加工、セラミック化学、セラミック技術、セラミック工業、繊維製品、繊維・染色技術、染織デザイン、インテリア計画、インテリア装備、インテリアエレメント生産、デザイン技術、デザイン材料、デザイン史

(ウ) 新設する科目については、以下の1科目とする。

- ・「環境工学基礎」：環境工学に関する基礎的な知識と技術を習得させ、工業の各分野に活用する能力と態度を育てることをねらいとする。

(I) (ウ)のほか、以下のとおり、科目を再構成する。

- ・コンピュータシステムに関する学習内容の充実を図るため、「マルチメディア応用」の名称を変更し、「コンピュータシステム技術」とする。

## c) 商 業

経済のサービス化・グローバル化、ICTの急速な進展、知識基盤社会の到来に対応し、ビジネスの諸活動を主体的・合理的に行う実践力、遵法精神や起業家精神等を身に付けた創造性豊かな人材を育成する観点から、科目の新設を含めた再構成、内容の見直しなど次のような改善を図る。

(ア) 教科の目標については、生徒の進路の多様化に対応する観点から、商業の各分野で学習する内容と関連する職業とのつながりに着目し、将来の職業を見通し学び続ける力を育成するという趣旨を明確にする。

(イ) 科目構成については、上記の改善の視点に立ち、現行の17科目を次の20科目とする。

ビジネス基礎、課題研究、総合実践、ビジネス・コミュニケーション、マーケティング、商品開発、広告と販売促進、ビジネス経済、経済活動と法、ビジネス経済、簿記、財務会計、原価計算、財務会計、管理会計、情報処理、ビジネス情報、電子商取引、プログラミング、ビジネス情報管理

(ウ) 新設する科目については、以下の4科目とする。

- ・「商品開発」：顧客満足の視点に立った商品開発の流れについて体験的に理解させ、新商品を企画、開発、提案する能力と態度を育てることをねらいとする。
- ・「ビジネス経済」：経済理論としてミクロ・マクロ経済学の基礎的な知識を習得させ、サービス経済社会に主体的に対応する能力と態度を育てることをねらいとする。
- ・「管理会計」：経営管理に必要な情報を活用して意思決定する知識と技術を習得させ、

ビジネスの諸問題を探究する能力と態度を育てることをねらいとする。

- ・「ビジネス情報管理」：ビジネス情報システム開発に関する知識と技術を習得させ、コンピュータシステムを適切に導入、管理する能力と態度を育てることをねらいとする。

(I) (ウ)のほか、以下のとおり、科目を再構成する。

- ・オフィスにおけるコミュニケーションや外国人とのコミュニケーションに関する知識と技術に重点を置くため、「英語実務」と「商業技術」を整理統合し、「ビジネス・コミュニケーション」とする。
- ・「商品と流通」及び「マーケティング」の内容を分類整理し、主として市場調査や商品の流通等を系統的に学習する内容を「マーケティング」にまとめるとともに、広告や商品の販売促進等に関する基礎的・基本的な知識と技術に重点を置く「広告と販売促進」とする。
- ・サービス経済に関する基礎的・基本的な知識と技術に重点を置くため、「国際ビジネス」の名称を変更し、「ビジネス経済」とする。
- ・財務会計に関する基礎的・基本的な知識と技術に重点を置くため、「会計」の名称を変更し、「財務会計」とする。
- ・財務会計に関する法規や基準の変更に迅速に対応する能力に重点を置くため、「会計実務」の名称を変更し、「財務会計」とする。
- ・情報通信ネットワーク等を活用した電子商取引や、ICT技術を活用した広報に関する基礎的・基本的な知識と技術を身に付けるため、「文書デザイン」の内容を再構成し、「電子商取引」とする。
- ・「ビジネス経済」は「ビジネス経済」を履修した後に、「財務会計」は「財務会計」を履修した後に履修させることを原則とする。

#### d) 水産

水産物の世界的需要の拡大、水産資源管理や水産物の安定供給の必要性の高まり、水産物の流通経路の変化、消費者ニーズの変化など水産業を取り巻く状況の変化に対応するとともに、海洋環境の保全や海洋の多面的活用など海洋に関する国際的関心の高まりを踏まえ、新たな時代の水産業や海洋関連産業を支える人材を育成する観点から、科目の新設を含めた再構成、内容の見直しなど次のような改善を図る。

(ア) 教科の目標については、海を取り巻く情勢の変化等に着目し、水産・海洋資源の持続的・有効的利用、魚食文化、環境保全など、水産や海洋を幅広く学習に取り入れる趣旨を明確にする。

(イ) 科目構成については、上記の改善の視点に立ち、現行の20科目を次の22科目とする。

水産海洋基礎、課題研究、総合実習、海洋情報技術、ダイビング、漁業、航海・計器、船舶運用、小型船舶、水産流通、船用機関、機械設計工作、電気理論、海洋環境、移動体通信工学、資源増殖、海洋生物、食品製造、食品管理、マリンスポーツ、水産海洋科学、海洋通信技術

(ウ) 新設する科目については、以下の2科目とする。

- ・「マリンスポーツ」: マリンスポーツを通じて、海洋や河川での諸活動や生活を円滑かつ安全に行うために必要となる基礎的・基本的な知識、技術等を身に付けるとともに、法やマナーを遵守し、海等の安全の確保に貢献する態度を育てることをねらいとする。
- ・「水産海洋科学」: 「水産海洋基礎」の知識と技術を基に、発展的な学習を通じて、水産及び海洋を幅広く、科学的にとらえる能力と態度を育てることをねらいとする。

(I) 以下のとおり、科目を整理統合する。

- ・「電気工学」と「電気通信理論」は、半導体、回路、自動制御など、指導内容の重複が多いことから、内容を整理統合し、「電気理論」とする。

(オ) (ウ)、(I)のほか、以下のとおり、科目を再構成する。

- ・これまで以上に海洋の内容を取り入れ、水産及び海洋における基礎的な学習内容とするため、「水産基礎」の名称を変更し、「水産海洋基礎」とする。
- ・より広く海洋における情報も扱うため、「水産情報技術」の名称を変更し、「海洋情報技術」とする。
- ・漁船に限定せず、船舶全般の内容を取り扱うため、「漁船運用」の名称を変更し、「船舶運用」とする。
- ・小型船舶の内容を学習することを明確にするため、「操船」の名称を変更し、「小型船舶」とする。
- ・衛星等を用いた陸船間における移動体通信並びにデータ通信や光ファイバー通信など船内LANに関する内容も取り扱うため、「通信工学」の名称を変更し、無線通信に関する理論や基礎的な機器の操作を取り扱う「移動体通信工学」と、有線通信、通信業務に伴う関係法規、メンテナンス等を取り扱う「海洋通信技術」の2科目に整理分類する。
- ・水産増養殖に関する学習内容の充実を図るため、沿岸漁業の資源管理を取り入れ、「栽培漁業」の名称を変更し、「資源増殖」とする。
- ・海洋に生息する生物を幅広く取り扱うため、「水産生物」の名称を変更し、「海洋生物」とする。
- ・水産における食品素材を基本としつつ、必要に応じ様々な食品を取り扱うことができるということを明確にするため、「水産食品製造」の名称を変更し、「食品製造」とする。
- ・水産における食品素材を基本としつつ、必要に応じ様々な食品を取り扱うことができるということを明確にするため、「水産食品管理」の名称を変更し、「食品管理」とする。

e) 家庭

少子高齢社会の進展やライフスタイルの多様化、食育の推進などの社会の要請に対応



し、衣食住、ヒューマンサービスなどにかかわる生活産業への消費者ニーズの的確な把握や必要なサービス提供等を行う企画力・マネジメント能力を身に付け、生活文化を伝承し創造する人材を育成する観点から、科目の新設を含めた再構成、内容の見直しなど次のような改善を図る。

(ア) 教科の目標については、衣食住、ヒューマンサービスなどにかかわる生活産業の各分野で職業人として必要とされる資質や能力とともに、生活文化の伝承と創造に寄与する能力と態度を育成することを明確にする。

(イ) 科目構成については、上記の改善の視点に立ち、現行の19科目を次の20科目とする。

生活産業基礎、課題研究、生活産業情報、消費生活、子どもの発達と保育、子ども文化、生活と福祉、リビングデザイン、服飾文化、ファッション造形基礎、ファッション造形、ファッションデザイン、服飾手芸、フードデザイン、食文化、調理、栄養、食品、食品衛生、公衆衛生

(ウ) 以下のとおり、科目を再構成する。

- ・コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を通して生活産業の各分野で情報を適切に処理し、活用することを重視し、「家庭情報処理」の名称を変更し、「生活産業情報」とする。
- ・高齢者の健康と福祉、介護に関する知識と技術を習得し、高齢者の生活の質を高め、地域における高齢者の自立生活支援と介護の充実に資する人材育成を目指し、「家庭看護・福祉」の名称を変更し、「生活と福祉」とする。
- ・乳幼児期に加えて小学生までの発達の特徴や生活、保育に関する知識と技術を習得し、子どもの健全な発達を支える能力と地域の子育て支援にかかわる人材育成を目指し、「発達と保育」の名称を変更し、「子どもの発達と保育」とする。
- ・子どもの遊びや児童文化財などに関する知識や技術を広くとらえ、内容を再構成し、子どもとかかわる人材育成を目指して「児童文化」の名称を変更し、「子ども文化」とする。
- ・「被服製作」は、被服製作に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得し、デザインや着用目的に適した被服材料を選択して被服を製作する能力と実践的な態度を育てる「ファッション造形基礎」と、その知識と技術を応用発展させ、高度な縫製技術を習得するとともに創造的に製作する能力と態度を育て、ファッション産業やアパレル産業にかかわる人材育成を目指す「ファッション造形」の2科目に整理分類する。

#### f) 看護

医療の高度化、患者の高齢化・重症化等に対応し、フィジカルアセスメント等に関する専門性の高い看護判断能力、安全管理技術や医療機器等に関する安全で確実な看護技術を有し、看護倫理・コミュニケーション能力・人権を尊重する態度などの豊かな人間性を身に付けた人材を育成する観点から、科目の新設を含めた再構成、内容の見直しなど次のような改善を図る。

(ア) 教科の目標については、看護教育としての基本的なねらいに変更はないので、現行ど

おりとする。

(イ) 科目構成については、上記の改善の視点に立ち、現行の6科目を13科目とする。

基礎看護、看護基礎A、看護基礎B、看護基礎C、成人看護、老年看護、精神看護、在宅看護、母性看護、小児看護、看護臨地実習、看護情報活用、看護の統合と実践

(ウ) 新設する科目については、以下の1科目とする。

- ・「看護の統合と実践」：看護に関する各科目で学習した内容を臨床で実際に活用していくことができるよう、知識・技術を統合する。

(I) 以下のとおり、科目を再構成する。

- ・看護に関する専門分野の学習の基礎となる科目として教育内容を充実するため、「看護基礎医学」の内容を以下の3科目に整理分類する。

「看護基礎A」：人体の構造と機能、栄養、感染と免疫

「看護基礎B」：疾病の成り立ちと回復の過程、薬物と薬理

「看護基礎C」：精神保健、生活と健康、社会保障制度と福祉

- ・高齢化の進展等に伴い、対象の様々な状態や状況に適切に対応するため、それぞれの専門領域の教育内容を充実することとし、「成人・老人看護」の教育内容を「成人看護」、「老年看護」、「精神看護」及び「在宅看護」の4科目に整理分類する。
- ・母性看護学及び小児看護学の分野の専門性に応じて、それぞれの専門領域の教育内容を充実するため、「母子看護」の教育内容を「母性看護」及び「小児看護」の2科目に整理分類する。
- ・臨床での看護実習に限らず、様々な看護実践の場で実習することにより内容を充実するため、「看護臨床実習」の名称を変更し、「看護臨地実習」とする。
- ・看護・医療の分野における情報及び情報手段を活用する能力の育成について内容を充実するため、「看護情報処理」の名称を変更し、「看護情報活用」とする。

## g) 情報

情報技術の進展による新たな情報産業の創出等、情報産業の構造の変化や、情報産業が求める人材の多様化、細分化、高度化に対応し、創造力、考察力、問題解決力、統合力、職業倫理等を身に付けた人材を育成する観点から、科目の新設を含めた再構成、内容の見直しなど次のような改善を図る。

(ア) 教科の目標については、情報産業の構造の変化や情報産業が求める人材の多様化、細分化、高度化に対応する観点から、情報の各分野における応用的・発展的な知識・技術や職業倫理等を身に付けた人材を育成するという趣旨を明確にする。

(イ) 科目構成については、上記の改善の視点に立ち、現行の11科目を13科目とする。

情報産業と社会、課題研究、情報の表現と管理、情報と問題解決、情報テクノロジー、アルゴリズムとプログラム、ネットワークシステム、データベース、情報システムの開発、情報デザイン、情報メディア、メディアの編集と表現、情報コンテンツの開発

(ウ) 新設する科目については、以下の4科目とする。

- ・「情報と問題解決」：高度情報人材に求められる、問題の発見力・解決力や自立した行動力をはぐくむことをねらいとする。
- ・「情報テクノロジー」：高度情報人材に求められる、情報技術の理論と技術の習得をねらいとする。
- ・「データベース」：システム設計・管理分野を担う高度情報人材に求められる、データベースにかかわる知識や技術の習得をねらいとする。
- ・「情報メディア」：コンテンツの制作・発信分野を担う高度情報人材に求められる、様々なメディアの特性の理解と処理技術の習得をねらいとする。

(I) 整理統合する科目については、以下の2科目とする。

- ・「情報実習」：現行の内容である各種の実習は、各専門科目の内容に盛り込んでいく。
- ・「モデル化とシミュレーション」：現行の内容については、新設科目「情報と問題解決」に移す。

(オ) (ウ)、(I)のほか、以下のとおり、科目を再構成する。

- ・高度情報人材の基礎的な能力である、情報の表現力と管理能力をはぐくむことに重点を置くこととし、「情報と表現」の名称を変更し、「情報の表現と管理」とする。
- ・システム設計・管理分野を担う高度情報人材に求められる、アルゴリズムにかかわる知識や技術の習得に重点を置くこととし、「アルゴリズム」の名称を変更し、「アルゴリズムとプログラム」とする。
- ・コンテンツの制作・発信分野を担う高度情報人材に求められる、情報デザインにかかわる理論や技術の習得に重点を置くこととし、「コンピュータデザイン」の名称を変更し、「情報デザイン」とする。
- ・コンテンツの制作・発信分野を担う高度情報人材に求められる、情報メディアの編集と表現にかかわる理論と技術の習得をねらいとし、「図形と画像の処理」と「マルチメディア表現」とを整理統合し、「メディアの編集と表現」とする。
- ・コンテンツの制作・発信分野を担う高度情報人材に求められる、様々なメディアと各種ソフトウェアを活用するとともに、知的財産に配慮しつつコンテンツを開発、発信できる能力や態度をはぐくむことに重点を置くこととし、「マルチメディア表現」の名称を変更し、「情報コンテンツの開発」とする。

## h) 福祉

少子高齢化の急速な進展に伴い、地域における自立生活支援への志向や福祉ニーズへの多様化など社会福祉に対する国民意識の変化に対応し、多様で質の高い福祉サービスを提供できる人材を育成する観点から、介護福祉士の資格等にも配慮して、科目の新設を含めた再構成、内容の見直しなど次のような改善を図る。

(ア) 教科の目標については、福祉教育としての基本的なねらいに変更はないので、現行どおりとする。

(イ) 科目構成については、上記の改善の視点に立ち、現行の7科目を9科目とする。

人間と社会、介護概論、コミュニケーション技術、生活援助技術、介護過程、介護総合演習、介護実習、こころとからだのしくみ、福祉情報活用

(ウ) 新設する科目については、以下の3科目とする。

- ・「生活援助技術」：自立に向けた状態別の介護として、適切な介護技術を用いて、安全に援助できる知識や技術について習得することをねらいとする。
- ・「介護過程」：福祉に関する他の科目で学習した知識や技術を統合し、介護過程の展開、介護計画の立案、介護サービスの提供ができる能力を養うことをねらいとする。
- ・「こころとからだのしくみ」：介護技術の根拠となる人体の基礎構造や機能・心理及び介護サービスの提供における安全への留意点を理解し、心理的・社会的ケアの提供ができる能力を養うことをねらいとする。

(イ) 以下のとおり、科目を整理統合する。

- ・福祉に関する専門分野の学習の基礎となる科目として教育内容を充実するため、「社会福祉基礎」と「社会福祉制度」の内容を整理統合し、「人間と社会」とする。

(オ)(ウ)(イ)のほか、以下のとおり、科目を再構成する。

- ・介護の考え方を理解するとともに、対象者を生活の観点からとらえる科目として内容を整理し、「基礎介護」の名称を変更し、「介護概論」とする。
- ・対人関係の基本やコミュニケーションの技術、対象者や援助的关系を理解する科目として内容を整理し、「社会福祉援助技術」の名称を変更し、「コミュニケーション技術」とする。
- ・介護実習に必要な知識や技術、介護過程の展開等について、総合的に学習する科目として内容を整理し、「社会福祉演習」の名称を変更し、「介護総合演習」とする。
- ・福祉に関する他の科目で学習した知識や技術を総合し、介護サービスを提供する実践力を習得する科目として内容を整理し、「社会福祉実習」の名称を変更し、「介護実習」とする。
- ・介護実践において活用できる記録・情報収集等の能力を育てる科目として整理し、「福祉情報処理」の名称を変更し、「福祉情報活用」とする。

(カ) 介護福祉士にかかる制度改正等を踏まえつつ、今後、教科「福祉」の科目構成及び内容について検討する必要がある。

(イ) その他の専門教育に関する各教科・科目

職業以外の専門教育に関する各教科・科目については、専門教育を主とする学科(例えば、理数、体育、音楽、美術、英語に関する学科など)の特色が一層生かされるよう、また、社会の変化に対応し、生徒一人一人の興味・関心、能力・適性等を一層伸長する観点から、例えば、新たな科目を設けたり、内容を選択して学習したり、重点的に学習したりすることを拡充して、主体的・問題解決的な学習を充実するなどの見直しを行うことが適当である。

## 道徳教育

### ( ) 改善の基本方針

道徳教育<sup>\*1</sup>については、その課題<sup>\*2</sup>を踏まえ、小・中・高等学校の道徳教育を通じ、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培い、自立し、健全な自尊感情をもち、主体的、自律的に生きるとともに、他者とかかわり、社会の一員としてその発展に貢献することができる力を育成するために、その基盤となる道徳性を養うことを重視する。

また、発達の段階や社会とのかかわりの広がりなどの子どもたちの実態や指導上の課題を踏まえ、学校や学年の段階ごとに、道徳教育で取り組むべき重点を明確にする。

道徳の時間における子どもの受け止めは、小学校と中学校では相当に異なっていることから、幼児期や高等学校段階での改善を視野に入れつつ、より効果的な教育を行うために、小学校と中学校の指導の重点や特色を明確にする。

高等学校においては、道徳の時間は設定されていないが、社会の急激な変化に伴い、人間関係の希薄化、規範意識の低下が見られる中で、高等学校でも、知識等を教授するにとどまらず、その段階に応じて道徳性を養い、人間としての成長を図る教育の充実を進める。

学校全体で取り組む道徳教育の実質的な充実を図る視点から、道徳教育の推進体制等の充実を図る。

また、子どもの道徳性の育成に資する体験活動を一層推進するとともに、学校と家庭や地域社会が共に取り組む体制や実践活動の充実を図る。

---

\*1 道徳教育は、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に生かすことなどを通して主体性のある日本人を育成するため、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うことを目標とし、学校の教育活動全体を通じて行うこととしている。

- ・ 小・中学校においては、そのかなめとしての道徳の時間を設け、各教育活動における道徳教育との密接な関連を図りながら、計画的、発展的に道徳的価値（及び人間としての生き方：中学校）の自覚を深め、道徳的実践力を育成することを目標としている。道徳の内容は、主として「自分自身」「他の人とかかわり」「自然や崇高なものとかかわり」「集団や社会とかかわり」の四つの視点からとらえ、小学校第1・2学年15項目、第3・4学年18項目、第5・6学年22項目、中学校23項目の内容を整理して示している。
- ・ 高等学校においては、公民科や特別活動のホームルーム活動を中心に人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことに重点を置いている。

\*2 課題として、

- ・ 子どもの心の成長にかかわる現状を見るとき、子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域社会の教育力の低下、体験の減少等の中、生命尊重の心の不十分さ、自尊感情の乏しさ、基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、子どもの心の活力が弱っている傾向が指摘されている。また、社会参画への意欲や態度の形成が求められている。
- ・ 道徳の時間については、その指導が形式化して実効が上がっていないとの指摘や、学年が上がるにつれて子どもの受け止めがよくない。
- ・ 学校や学年の段階等を踏まえた道徳教育の重点が見えにくく、教育活動全体を通じた指導や、道徳の時間を含めた相互の関連が十分でない、教師が理解しにくいものや指導しにくい内容があるとの指摘がある。
- ・ 高等学校の道徳教育は、在り方生き方に関する教育を教育活動全体を通じて行うこととされているが、そのことを意識した指導が十分にはなされていないとの指摘がある。
- ・ 道徳教育に取り組む体制を一層充実し、家庭や地域社会と一体となって推進することが求められている。

( ) 改善の具体的事項

(ア) 道徳教育の指導内容について、子どもの自立心や自律性、生命を尊重する心の育成をいずれの段階においても共通する重点として押さえるとともに、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度、伝統や文化を尊重する態度などを育成するといった観点から、学校や学年の段階ごとに取り組むべき重点を示す。特に人間関係や集団の一員としての役割や責任などを実践を通して学ぶ特別活動をはじめとして各教科等がそれぞれの特質を踏まえ担うものについても明確にする。

また、道徳教育の内容項目について、学校や学年の接続や系統性を踏まえて、分かりやすくする。

(イ) 小学校における道徳の時間においては、自己の生き方及びその基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導を徹底する観点から、低学年では、幼児教育との接続に配慮し、例えば、基本的な生活習慣や善悪の判断、きまりを守るなど、日常生活や学習の基盤となる道徳性の指導や感性に働きかける指導を重視する。

また、中学年では、例えば、集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合うなど、体験や人間関係の広がりにも配慮した指導を重視する。

さらに高学年では、中学校段階との接続も視野に入れ、他者との人間関係や社会とのかかわりに一層目を向け、相手の立場の理解と支え合い、集団の一員としての役割と責任などに関する多様な経験を生かし、夢や希望をもって生きることの指導を重視する。特に高学年段階から同じテーマを複数の時間にわたって指導するなど、指導上の工夫を促進する。

(ウ) 中学校における道徳の時間においては、思春期の特質を考慮し、社会とのかかわりを踏まえ、人間としての生き方や社会とのかかわりを見つめさせる指導を充実する観点から、道徳的価値に裏打ちされた人間としての生き方について自覚を深める指導を重視する。その際、法やきまり、社会とのかかわりなどに目を向ける、人物から生き方や人生訓を学んだり自分のテーマをもって考え討論したりするなど、多様な学習を促進する。

また、中学校は教科担任制であり、複数の教師が生徒の教科等の指導にかかわることを生かして、学年や学校において協力し合う指導体制による展開を重視する。

(エ) 高等学校においては、高等学校のすべての教育活動を通じて道徳教育が効果的に実践されるようにするため、学校としての指導の重点や方針を明確にし、道徳教育の全体計画の作成を必須化するとともに、各教科や特別活動、総合的な学習の時間がそれぞれの特質を踏まえて担うものについて明確にする。

また、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、生徒が人間としての在り方生き方にかかわる問題について議論し考えたりしてその自覚を一層深めるようにする観点から、中核的な指導場面となる「倫理」や「現代社会」(公民科)、「ホームルーム活動」(特別活動)などについて内容の改善を図る。

- (オ) 特に小学校高学年や中学校の段階で、法やきまり、人間関係、生き方など社会的自立に関する学習において、より効果的な指導を行うため、道徳の時間及び各教科等それぞれで担うものや相互の関連を踏まえ、役割演技など具体的な場面を通じた表現活動を生かすといった指導方法や教材等について工夫することが必要である。
- (カ) 道徳的価値観の形成を図る観点から、書く活動や語り合う活動など自己の心情・判断等を表現する機会を充実し、自らの道徳的な成長を実感できるようにする。
- (キ) 社会における情報化が急速に進展する中、インターネット上の「掲示板」への書き込みによる誹謗中傷やいじめといった情報化の影の部分に対応するため、発達の段階に応じて情報モラルを取り扱う。
- (ク) 学校教育全体で取り組む道徳教育の実質的な充実の観点から、道徳教育主担当者を中心とした体制づくり、実際に活用できる有効で具体性のある全体計画の作成、小・中学校における授業公開の促進を図る。
- (ケ) 子どもの道徳性の育成に資する体験活動や実践活動として、例えば、幼児等と触れ合う体験、生命の尊さを感じる体験、小学校における自然の中での集団宿泊活動、中学校における職場体験活動、高等学校における奉仕体験活動などを推進する。
- (コ) 道徳教育にとっても家庭や地域社会の果たす役割は重要であり、様々な学校教育活動について学校、家庭、地域が相互に結び付きを深める中で、道徳教育については、例えば、生活習慣や礼儀、マナーを身に付けるための取組などが家庭や地域社会において積極的に行われるようにその促進を図ることが重要である。

## 特別活動

### ( ) 改善の基本方針

特別活動<sup>\*1</sup> については、その課題<sup>\*2</sup> を踏まえ、特別活動と道徳、総合的な学習の時間

\*1 小・中・高等学校における特別活動は、望ましい集団活動を通して、学級（ホームルーム）や学校の生活を豊かなものにするともに、よりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を養い、社会性の育成を目指すことをねらいとしている。このねらいを実現するため、小学校の特別活動は、学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事の四つの内容で構成し、また、中学校及び高等学校は、学級活動（高等学校ではホームルーム活動）、生徒会活動、学校行事の三つの内容で構成している。

\*2 課題として、

- ・ 特別活動の充実が学校生活の満足度や楽しさと深くかかわっているが、他方、それらが子どもたちの資質や能力の育成に十分つながっていない状況も指摘されている。
- ・ 学校段階の接続の問題としては、小1プロブレム、中1ギャップなど集団への適応にかかわる問題が指摘されている。
- ・ 情報化、都市化、少子高齢化などの社会状況の変化を背景に、生活体験の不足や人間関係の希薄化、集団のために働く意欲や生活上の諸問題を話し合っ解決する力の不足、規範意識の低下などが顕著になっており、好ましい人間関係を築けないことや、望ましい集団活動を通じた社会性の育成が不十分な状況も見られる。
- ・ 特別活動について、全体の目標は示しているが、各内容ごとの目標は示していない。このため、活動を通して何を育てるかが明確でないことや、総合的な学習の時間などとの教育活動の重なりも指摘されている。
- ・ 特別活動の中でも、その基盤的な役割を担う学級活動やホームルーム活動の内容については、小学校では6年間を通じた活動内容をまとめて示しているため、発達や学年の課題に対応した適切な活動が行われにくいとの指摘がある。また、中学校及び高等学校では、内容が網羅的になっているため、重点を置きたい内容の指導に力が注ぎにくいとの指摘がある。

のそれぞれの役割を明確にし、望ましい集団活動や体験的な活動を通して、豊かな学校生活を築くとともに、公共の精神を養い、社会性の育成を図るといふ特別活動の特質を踏まえ、特によりよい人間関係を築く力、社会に参画する態度や自治的能力の育成を重視する。また、道徳的実践の指導の充実を図る観点から、目標や内容を見直す。

特別活動の各内容のねらいと意義を明確にするため、各内容に係る活動を通して育てたい態度や能力を、特別活動の全体目標を受けて各内容の目標として示す。

子どもの自主的、自発的な活動を一層重視するとともに、子どもの実態に適切に対応するため、発達や学年の段階や課題に即した内容を示すなどして、重点的な指導ができるようにする。その際、道徳や総合的な学習の時間などとの有機的な関連を図ったり、指導方法や教材を工夫したりすることが必要である。

自分に自信がもてず、人間関係に不安を感じていたり、好ましい人間関係を築けず社会性の育成が不十分であったりする状況が見られたりすることから、それらにかかわる力を実践を通して高めるための体験活動や生活を改善する話し合い活動、多様な異年齢の子どもたちからなる集団による活動を一層重視する。

特に体験活動については、体験を通して感じたり、気付いたりしたことを振り返り、言葉でまとめたり、発表し合ったりする活動を重視する。

#### ( ) 改善の具体的事項

##### (小学校)

(ア) 学級活動については、学級・学校生活充実活動(仮称)、適応・生徒指導(仮称)の内容で構成することとする。また、学級集団育成上の課題や発達の段階に応じた課題に即して計画的に指導をするため、低・中・高学年ごとに、重点化を図って内容を示す。

学級・学校生活充実活動(仮称)については、自らよりよい生活を築くために合意形成をする話し合い活動や自分たちでルールをつくって守る活動などを一層重視する。また、自らよりよい学級生活の実現に取り組む意欲をはぐくむとともに、集団の一員としての自覚や責任感を高め、勤労を重視する観点から係活動とともに、日常の清掃などの当番活動も計画的に指導できるようにする。

適応・生徒指導(仮称)については、いわゆる小1プロブレムなどの集団の適応にかかわる問題を重視し、よりよい人間関係を築くための社会的スキルを身に付けるための活動を効果的に取り入れる。特に小学校入学時には、幼児教育との接続、高学年では自己の生き方を取り上げるなど中学校における教育との接続に配慮して、指導の重点化を図る。

(イ) 児童会活動については、よりよい学校生活を主体的に築くための話し合い活動や集団への寄与など、異年齢の子どもたちからなる集団による自治的能力の育成を重視する観点



から、具体的な内容を示す。

(ウ) クラブ活動については、個性を伸長し、異年齢の子どもたちからなる集団による共通の興味・関心を追求する活動を通して、楽しい学校生活やよりよい人間関係を築く力の育成の充実を図る観点から、具体的な内容を示す。

(I) 学校行事については、集団への所属感や連帯意識を深めつつ、学校の仲間や地域の人々とのかかわり、協同の意義、本物の自然や文化の価値や大切さを実感する機会をもつことが重要である。これらのことを踏まえ、自然の中での集団宿泊体験や異年齢交流なども含む多様な人々との交流体験、文化的な体験などを重視する観点から、学校行事の内容について改善を図る。

(中学校)

(ア) 学級活動については、学級・学校生活充実活動(仮称)、適応・生徒指導(仮称)、学業・進路指導(仮称)の三つの内容から構成することとする。その際、発達段階を踏まえて、自らよりよい学校生活の実現に取り組む意欲の向上、集団や社会の一員としての守るべきルールやマナーの習得、望ましい勤労観・職業観の育成、将来への希望と自立といった人間としての生き方の自覚などにかかわる事項に重点を置き、内容を整理する。

また、いわゆる中1ギャップが指摘されるなど集団の適応にかかわる問題や思春期の心の問題の重要性に鑑み、よりよい人間関係を築くための社会的スキルを身に付けるための活動を効果的に取り入れる。特に中学校入学時には、小学校との接続に配慮して、指導の重点化を図る。

(イ) 生徒会活動については、学校内外における異年齢の子どもたちからなる集団による健全な人間関係の広がり、よりよい学校生活を主体的に築こうとする自治的能力や責任感の育成を重視する観点から、具体的な内容を示す。

(ウ) 学校行事については、集団への所属感や連帯意識を深めつつ、学校や社会の中での様々な人々とのかかわり、生きること働くことの尊さを実感する機会をもつことが重要である。また、本物の文化に触れ、文化の継承に寄与する視点をもつことが必要である。これらのことを踏まえ、職場体験、奉仕体験、文化的な体験などの体験活動を重視する観点から、学校行事の内容について改善を図る。

(高等学校)

(ア) ホームルーム活動については、ホームルーム・学校生活充実活動(仮称)、適応・生徒指導(仮称)、学業・進路指導(仮称)の三つの内容から構成することとする。その際、自らよりよい学校生活の実現に取り組む意欲をはぐくむとともに、社会的自立を主体的に進める観点から、集団や社会の一員として守るべきルールやマナー、社会生活上のスキルの習得、望ましい勤労観・職業観の育成、人間形成や将来設計といった人間としての在り方生き方の自覚などにかかわる事項に重点を置き、内容を整理する。

また、学校生活への適応や社会的自立の重要性に鑑み、ガイダンスの充実を図る。

(イ) 生徒会活動については、よりよい学校生活を主体的に築こうとする自治的能力や責任感の育成を重視するとともに、さらに、地域の大人や社会とのかかわりを深める社会貢献活動を重視する観点から、具体的な内容を示す。

(ウ) 学校行事については、集団への所属感や連帯意識を深めつつ、社会的自立や社会貢献を念頭に置いた体験活動、実社会の中で共に生きること働くことの意義と尊さを実感する機会をもつことが重要である。また、本物の文化に触れ、文化の継承、創造に寄与する視点をもつことが重要である。これらのことを踏まえ、奉仕体験、就業体験、文化的な体験などの体験活動を重視する観点から、学校行事の内容について改善を図る。

## 総合的な学習の時間

### ( ) 改善の基本方針

総合的な学習の時間<sup>\*1</sup>は、変化の激しい社会に対応して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることなどをねらいとすることから、思考力・判断力・表現力等が求められる「知識基盤社会」の時代においてますます重要な役割を果たすものである。

総合的な学習の時間については、その課題<sup>\*2</sup>を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の定着やこれらを活用する学習活動は、教科で行うことを前提に、体験的な学習に配慮しつつ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な活動となるよう充実を図る。このような学習活動は、子どもたちの思考力・判断力・表現力等をはぐくむとともに、各教科における基礎的・基本的な知識・技能の習得にも資するなど教科と一体となって子どもたちの力を伸ばすものである。

\*1 小・中・高等学校における総合的な学習の時間は、その趣旨として、各学校が、地域や学校、子どもたちの実態等に応じて、横断的・総合的な学習や子どもたちの興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うこととしている。また、そのねらいとしては、

- (1) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること
- (2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方(高等学校は「在り方生き方」)を考えることができるようにすること
- (3) 各教科、道徳及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすることとしている。

こうした趣旨及びねらいを踏まえた上で、目標、内容、育てようとする資質や能力及び態度などは各学校で設定することとしている。

\*2 課題として、

- ・ 総合的な学習の時間の実施状況を見ると、大きな成果を上げている学校がある一方、当初の趣旨・理念が必ずしも十分に達成されていない状況も見られる。また、小学校と中学校とで同様の学習活動を行うなど、学校種間の取組の重複も見られる。
- ・ こうした状況を改善するため、総合的な学習の時間のねらいを明確化するとともに、子どもたちに育てたい力(身に付けさせた力)や学習活動の示し方について検討する必要がある。
- ・ 総合的な学習の時間においては、補充学習のような専ら特定の教科の知識・技能の習得を図る教育が行われたり、運動会の準備などと混同された実践が行われたりしている例も見られる。そこで、関連する教科内容との関係の整理、中学校の選択教科との関係の整理、特別活動との関係の整理を行う必要がある。

総合的な学習の時間の教育課程における位置付けを明確にし、各学校における指導の充実を図るため、総合的な学習の時間の趣旨等について、総則から取り出し新たに章立てをする。

総合的な学習の時間において、補充学習のような専ら特定の教科の知識・技能の習得を図る教育が行われたり、運動会の準備などと混同された実践が行われたりしている例も見られることや学校間・学校段階間の取組の実態に差がある状況を改善する必要がある。そのため、教科において、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得やその活用を図るための時間を確保することを前提に、総合的な学習の時間と各教科、選択教科、特別活動のそれぞれの役割を明確にし、これらの円滑な連携を図る観点から、総合的な学習の時間におけるねらいや育てたい力を明確にすることが求められる。なお、総合的な学習の時間が適切に実施されるためには、効果的な事例の情報提供や人材育成などの十分な条件整備と教師の創意工夫が不可欠であることは言うまでもない。

学校段階間の取組の重複の状況を改善するため、子どもたちの発達の段階を考慮し、各学校における実践を踏まえ、各学校段階の学習活動の例示を見直す。また、近接する小・中・高等学校間で情報交換を行うなど、学校段階間の連携について配慮する。

#### ( ) 改善の具体的事項

(ア) 総合的な学習の時間のねらいについては、小・中・高等学校共通なものとし、子どもたちにとっての学ぶ意義や目的意識を明確にするため、日常生活における課題を発見し解決しようとするなど、実社会や実生活とのかかわりを重視する。また、総合的な学習の時間においては、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な活動を行うことをより明確にする。

(イ) 学校間・学校段階間の取組の実態に差がある状況を改善するため、総合的な学習の時間において育てたい力の視点を例示する。その際、例示する視点は、学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなどとする<sup>\*1</sup>。

\*1 「学習方法に関すること」、「自分自身に関すること」、「他者や社会とのかかわりに関すること」のそれぞれの視点から、考えられる育てたい力の例としては、次のようなものが考えられる。

- ・ 学習方法に関すること：情報を収集し分析する力、分かりやすくまとめ表現する力など
  - ・ 自分自身に関すること：自らの行為について意思決定する力、自らの生活の在り方を考える力など
  - ・ 他者や社会とのかかわりに関すること：他者と協同して課題を解決する力、課題の解決に向けて社会活動に参加する態度など
- こうした力をより具体化すると、例えば、地域の川を対象として環境問題について探究する活動では、次のように考えられる。
- ・ 学習方法に関すること：生息している生物を採取し、他の川と比較するなどして分析する、分かったことなどをグラフや地図に表すなど
  - ・ 自分自身に関すること：日常生活において、川にゴミを捨てない、生活排水を少なくするなど、自らの生活を見直し身の回りの環境問題に関して意思決定し行動しようとするなど
  - ・ 他者や社会とのかかわりに関すること：他の子どもと協力して調査したり、地域の人々から話を聞いたりして探究する、地域の人々と協力して川を守る活動に参画しようとするなど

- (ウ) 各学校において、総合的な学習の時間における育てたい力や取り組む学習活動や内容を、子どもたちの実態に応じて明確に定め、どのような力が身に付いたかを適切に評価する。
- (エ) 学習活動の例示については、小学校では地域の人々の暮らし、伝統や文化に関する学習活動、中学校では職業や自己の将来に関する学習活動などを例示として加える。
- (オ) 小学校において、国際理解に関する学習を行う際には、問題の解決や探究的な活動を通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるように配慮する。
- (カ) 小学校において、情報に関する学習を行う際には、問題の解決や探究的な活動を通して、情報を受信し、収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるよう配慮する。
- (キ) 中学校において、職業や自己の将来に関する学習を行う際には、問題の解決や探究的な活動を通して、自己の生き方を考えるなどの学習活動が行われるよう配慮する。
- (ク) 互いに教え合い学び合う活動や地域の人との意見交換など、他者と協同して課題を解決しようとする学習活動を重視するとともに、言語により分析し、まとめ・表現する問題の解決や探究的な活動を重視する。その際、中学校修了段階において、学習の成果を論文としてまとめることなどにも配慮する。
- (ケ) 各学校における総合的な学習の時間の学習活動が一層適切に行われるよう、効果的な事例の情報提供やコーディネートの役割を果たす人材の育成、地域の教育力の活用などの支援策の充実を図り、十分な条件整備を行う必要がある。
- (コ) 教育委員会の指導、助言の下、各学校においては、総合的な学習の時間の趣旨やねらいを踏まえた適切な学習活動が行われるよう、学校全体として組織的に取り組み、指導計画や指導体制、実施状況について、点検・評価することを推進する。

### ( 3 ) 特別支援教育

#### ( ) 改善の基本方針

特別支援教育<sup>\*1</sup>については、その課題<sup>\*2</sup>を踏まえ、社会の変化や子どもの障害の重度・重複化、多様化、複数の障害種別に対応した教育を行うことのできる特別支援学校制度の創設、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の制度化などに対応し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した適切な教育や必要な支援を行う観点から、教育課程の基準の改善を図る。

#### ( ) 改善の具体的事項

##### 特別支援学校

##### a ) 教育目標について

学校教育法における特別支援学校の目的の改正を踏まえ、特別支援学校の学習指導要領等の目標を見直す。

---

\*1 特別支援学校の教育課程は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科（知的障害者を教育する場合は独自の教科）等のほか、障害に基づく種々の困難の改善・克服を目的とした領域である「自立活動」で編成している。さらに、障害の状態等に応じた教育を行うため、種々の教育課程の特例が設けられている。

小・中学校の特別支援学級の教育課程は、小・中学校の学習指導要領によることとなるが、特に必要がある場合には、特別の教育課程を編成することができる。その場合、特別支援学校の学習指導要領を参考として、実情に合った教育課程を編成することとしている。また、通級による指導は、障害の状態に応じた特別の指導（自立活動の指導等）を特別の指導の場（通級指導教室）で行うもので、通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた教育課程を編成することができる。その場合、特別支援学校の学習指導要領を参考として編成することとしている。幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の通常の学級に在籍する障害のある子どもについては、その実態に応じ、指導内容や指導方法を工夫することとしている。

また、障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、平成19年度から、従前の盲・聾・養護学校は、複数の障害種別を教育の対象とすることのできる「特別支援学校」に転換された。

\*2 特別支援教育の課題としては、

- ・ 特別支援学校の小・中学部では、平成18年度において、42.8%（肢体不自由者を教育する特別支援学校では75.3%）の子どもが重複障害学級に在籍するなど、障害の重度・重複化、多様化が進んでいる。複数の障害を教育の対象とすることができる「特別支援学校」の制度を生かし、一人一人に応じたきめ細かな指導が一層求められている。
- ・ 地域における特別支援教育を推進する上で、「特別支援学校」がその専門性を生かしながら、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の要請に応じて支援などを行う特別支援教育のセンター的機能を果たすことが求められている。
- ・ 特別支援学校卒業者の企業等への就職は依然として厳しい状況にあり、障害者の自立と社会参加を促進するため、企業や労働関係機関等との連携を図った職業教育や進路指導の一層の改善が求められている。
- ・ 特別支援学校では、福祉、医療、保健、労働等の関係機関等との連携を図り、障害のある子ども一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別的教育支援計画）を策定することとされており、その効果的な活用が課題となっている。
- ・ 小・中学校の通常の学級において、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等の子どもが約6%程度の割合で存在する可能性が示されている。これらの子どもも含め、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等における障害のある子どもに対し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められている。
- ・ 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習について、今後一層の促進を図るとともに、その効果的な実施が求められている。

## b) 自立活動について

自立活動の内容は、5区分(健康の保持、心理的な安定、環境の把握、身体の動き、コミュニケーション)の下に22項目が示されているが、社会の変化や子どもの障害の重度・重複化、自閉症、LD(学習障害)<sup>\*1</sup>、ADHD(注意欠陥多動性障害)<sup>\*2</sup>等も含む多様な障害に応じた適切な指導を一層充実させるため、他者とのかかわり、他者の意図や感情の理解、自己理解と行動の調整、集団への参加、感覚や認知の特性への対応などに関する内容を項目に盛り込む。

現行の5区分に加え、新たな区分として「人間関係の形成(仮称)」を設け、それぞれの区分と項目の関連を整理する。

自立活動の指導に当たっては、実践を踏まえた評価を行い、指導の改善に生かすことを明確にするとともに、指導計画の作成の手順がより理解されやすい示し方とする。

子どもの主体的な活動を一層進めるとともに、子どもが活動しやすいよう、自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人の支援を求めたりするような指導についても配慮することを明確にする。

## c) 重複障害者等の指導について

二つ以上の障害を併せ有する者(重複障害者)等については、一人一人の実態に応じ、より弾力的な教育課程を編成することができるようにする。

学校全体の組織的な対応の下で、複数の教師等の協力により適切な指導を行うことはもとより、必要に応じて、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学の専門家等の助言や知見などを指導に生かすことを明確にする。

家庭や病院等に教師を派遣して教育を行う訪問教育については、個々の実態に応じて、指導内容・方法等の工夫・改善を図ることを明確にする。

## d) 知的障害のある子どもに対する教育を行う特別支援学校の各教科について

各教科の内容等について、社会の変化や子どもたちの実態を踏まえた見直しを行うとともに、より分かりやすい表記とする。

高等部において、生徒の実態や卒業後の就労の状況等を踏まえた職業教育を一層進める観点から、福祉に関する基礎的・基本的な内容で構成する新たな専門教科として「福祉」を新設する。

指導に当たっては、子どもが習得した知識・技能等を、実際の生活の中で活用できるよう工夫する旨をより明確にする。

\*1 Learning Disabilities の略。学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。

\*2 Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder の略、注意欠陥多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす。

e ) 職業に関する教科等について

高等部の専門教科については、社会の変化や時代の進展、近年の障害者の就業状況などを踏まえ、必要な見直しを行う。

職業に関する教科については、現場実習等の体験的な学習を一層重視すること、地域や産業界との連携を図り、企業関係者など外部の専門家を積極的に活用することを明確にする。

進路指導に当たっては、関係機関との連携を図りながら、生徒が自分に合った進路を主体的に選択できるよう、早い段階からの進路指導を充実する。

f ) 指導方法等の改善について

情報機器の活用などによる効果的・効率的な教科指導や、個別の指導計画に基づき、授業形態や集団の構成などを工夫した一層の効果的な指導の必要性を明確にする。

幼稚部の留意事項や小・中・高等部の各教科の配慮事項について、障害の特性や子どもを取り巻く社会の状況の変化等を踏まえた見直しを行う。

g ) 個別の指導計画について

現在、自立活動及び重複障害者の指導に当たっては、個別の指導計画を作成することとしているが、個々の子どもの多様な実態に応じた適切な指導を一層進めるため、各教科等における配慮事項なども含めた個別の指導計画を作成することを明確にする。

個別の指導計画については、実践を踏まえた評価を行い、指導の改善に生かすことを明確にする。

h ) 個別の教育支援計画について

現在、家庭、児童福祉施設、医療機関等との連携を密にし、指導の効果を上げるよう努めることとしており、これを更に進め、家庭や、福祉、医療、保健、労働関係機関等との緊密な連携を図り、一人一人のニーズに応じた適切な支援を行うための個別の教育支援計画の策定やその活用を図ることを明確にする。

個別の教育支援計画の策定に当たっては、家庭との連携を図った取組を一層進めることを明確にする。

i ) 特別支援教育のセンター的機能について

現在、教育相談に係る地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めることとしており、これを更に進め、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう次の事項について、教育課程に関連する事項として位置付けるものとする。

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の要請により、障害のある子ども又はその教師に対し必要な助言、援助を行うことを明確にする。

地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、障害のある幼児等の保護者に対する早期からの相談など、関係機関等とも連携しつつ、早期支援にも努めることを明確にする。

組織的に取り組むための校内体制を整備することを明確にする。

他の特別支援学校や幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等との連携を図ることを明確にする。

#### j) 交流及び共同学習について

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の子どもたちとの交流及び共同学習については、双方の子どもたちの教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施するよう努める。

#### k) ICFの視点について

ICF（国際生活機能分類）<sup>\*1</sup> の考え方を踏まえ、自立と社会参加を目指した指導の一層の充実を図る観点から、子どもの的確な実態把握、関係機関等との効果的な連携、環境への配慮などを盛り込む。

#### l) 教師の専門性の向上や教育条件の整備等について

特別支援学校の教師の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状の取得の促進、国や都道府県等における研修や校内研修の充実などの施策を一層推進する。

特別支援学校が地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たしていくためには、必要な教職員定数の改善を進める必要がある。

### 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育

#### a) 小・中学校の特別支援学級及び通級による指導について

小・中学校の特別支援学級や通級による指導は、小・中学校における教育の一形態であることを、すべての教職員が十分認識し、その指導が学校全体で行われるようにするため、次のような改善を図る。

- ・ 特別支援学級、通級による指導に係る特別の教育課程の編成に当たっては、特別支援学校学習指導要領に定める事項を取り入れた教育課程を編成することができることを明確にする。

<sup>\*1</sup> International Classification of Functioning, disability and Healthの略。人間の生活機能と障害に関する状況を記述することを目的とした分類であり、健康状態、心身機能、身体構造、活動と参加、環境因子、個人因子から構成される。2001年にWHO（世界保健機関）において採択された。



- ・ 学校内の支援体制を整備するとともに、学校全体で取り組むこととする。
- ・ 個々の子どもの実態を的確に把握し、それに応じたきめ細かな指導を行うため、個別の指導計画の作成に努めること。
- ・ 一人一人に応じた適切な支援を行うためには、家庭や関係機関等との連携が重要であることから、必要に応じて、個別の教育支援計画の策定やその活用を図ること。

b) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の通常の学級における指導の充実について

小・中学校の通常の学級において、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等の子どもが約6%程度の割合で存在する可能性が示されており、これらの子どもの障害特性などを十分に理解し、各教科等において適切な指導を行う必要がある。そこで、幼稚園、高等学校等も含め、障害のある子どもに対する理解と適切な指導を充実するため、次のような改善を図る。

- ・ 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の通常の学級に在籍する障害のある子どもに対し、必要に応じて、個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定を行うこと、特別支援学校や特別支援学級における指導方法を参考とした指導を行うようにすることなど、個々の障害に応じて必要な配慮が適切に行われるようにすることを明確にする。
- ・ 早期からの適切な指導を実施することは、その後の教育を進めていく上で大きな効果が期待できることから、認定こども園制度の創設なども考慮しつつ、障害のある子どもが在籍する幼稚園に対する支援の充実を図る。また、幼稚園段階における障害の状態に応じた指導の充実方策について、更に検討する。
- ・ 後期中等教育段階において、障害のある生徒に対する適切な教育や必要な支援を行うことは重要な課題であることから、高等学校等における障害の状態に応じた指導の充実方策について、更に検討する。

c) センターの機能の活用について

特別支援学校が、地域の特別支援教育のセンターとしての機能を生かし、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の要請に応じて支援などを行うことは、子どものニーズに応じた教育を進めていく上で、大きな効果が期待される。そのため、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等においても、特別支援学校のセンター的機能を活用し、障害のある子どもへの適切な指導及び必要な支援を行うための校内支援体制の整備に努める。

d) 交流及び共同学習について

障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習については、双方の子どもたちの教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施するよう努める。

障害のない子どもが、障害のある子どもについての理解と認識を深めることが重要

であることから、理解と認識を深めるための指導を充実する。

e ) 教師の専門性の向上や教育条件の整備等について

特別支援教育についての教師の資質の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状の取得を通じた専門性の向上、国や都道府県等における研修や校内研修の充実などの施策を一層推進する。

すべての教師の特別支援教育に対する理解と一定程度の専門性を定着させるため、教員養成段階における特別支援教育に関する内容の充実を図ることなどの施策を推進する。

子どもの障害の状態に応じた適切な指導を行うためには、必要な教職員定数の改善を進めるとともに、特別支援教育支援員を含めた教職員の専門性の向上、スクールカウンセラーや学校医、外部の専門家の一層の活用、バリアフリーに対応した施設・設備の整備など、特別支援教育を推進する観点に立ち、きめ細かな教育条件の整備を進める必要がある。

## 9. 教師が子どもたちと向き合う時間の確保などの教育条件の整備等

これまで述べてきたとおり、「生きる力」をはぐくむという理念を実現するに当たっては、個々の子どもたちの理解や習熟度に応じたきめの細かい教科指導、観察・実験やレポートの作成、論述といった知識・技能を活用する学習活動、職場体験活動といった体験活動などの充実に学校全体で取り組むことが求められる。

そのためには、教師が子どもたちと向き合う時間を確保することが必要である。このため、それに要する教師数を確保する観点から、教職員定数の改善が重要である。また、外部人材の活用や地域全体で学校を支援する体制の構築なども求められる。さらに、指導方法の改善や教科書の充実などを図り、子どもたちと向き合う時間を効果的・効率的に活用する必要がある。

このように、国と地方が協力して、教職員配置、教科書・教材、学校の施設・設備など教育を支える条件整備を確固たるものとする必要があり、教育基本法第17条の規定により新たに政府が定める「教育振興基本計画」の作成に当たっても、この点を重視すべきである。

また、学校が、地域と連携を深めながら、人材や時間を有効に活用し、一人一人の子どもたちに対してきめの細かい指導ができるかどうかは、学校の組織力にかかっている。学校におけるマネジメントを確立し、組織力を高めることや、そのための教育行政の支援も重要な課題である。

### (1) 教職員定数の改善

教師が子どもたちと向き合う時間を確保するに当たっては、何よりも教職員定数の改善が必要である。特に、学校が組織力を高めながら、一人一人の子どもたちにきめの細かい指導を行う上で、主幹教諭による学校マネジメント機能の一層の強化や教師の事務負担の軽減、習熟度別・少人数指導の充実、特別支援教育の充実などが重要であり、このような観点から、必要な定数の改善を進めることが喫緊の課題である。

また、確かな学力を確立するために、年間授業時数の増加を図る場合には、定数改善をはじめ指導体制の整備を進める必要がある。

### (2) 教師が子どもたちと向き合う時間の確保のための諸方策

#### (外部人材の活用)

教職員定数の改善のほか、教師が子どもたちと向き合う時間の確保のためには、いわゆる小1プロブレム、不登校等への対応や小学校高学年での専科教員による教育の充実等のための外部人材の活用も重要である。

## （教師の事務負担の軽減等）

学校や教師が、授業時数の確保を図りつつ、各教科等の指導や生徒指導をはじめとした本来の職務と使命を十分に果たすことができるようにするためには、教師の事務負担の軽減等が不可欠である。

このため、事務職員の配置などの教職員定数の改善のほか、学校と地域との連携体制の構築により多様な形態の教員支援を可能とし、事務の外部化等を図る必要がある。

また、学校が作成する事務的な調査資料等の量が増加しているとの指摘がある。文部科学省を含め、教育行政においては、調査が真に必要なものであるかを見直すとともに、ICTの活用、調査の実施時期・調査期間などの実施方法を工夫することによって、学校の事務負担の軽減を図ることが望まれる。

子どもの状況の変化や保護者や社会からの要請が多様化・高度化する中で、教師の仕事はこれまで以上に多岐にわたっている。社会全体の価値観が多様化する中で、子どもの教育をめぐって学校の指導の在り方について、説明を求められる場面が多くなり、教師が相当のエネルギーを傾けているとの指摘もある。審議の過程においては、教育委員会に学校に対する意見申立てのための第三者機関を設けるという取組などが提案されたところであり、このような体制の整備が重要である。

## （ICT環境の整備）

学校の組織力を高め、効果的・効率的な教育を行うことにより確かな学力を確立するとともに、情報活用能力など社会の変化に対応するための子どもの力をはぐくむため、ICT環境の整備、教師のICT指導力の向上、校務のICT化等の教育の情報化が重要である。

しかし、文部科学省が行った「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」によれば、2005年度末において、高速インターネット接続率、校内LAN整備率、コンピュータを使って指導できる教師の割合などについて、「e-Japan 戦略」<sup>\*1</sup>等の目標を下回る結果となった。文部科学省としても、「IT新改革戦略」における新たな目標の策定など一層の推進を期しており、今後、各地方公共団体における積極的な取組が期待される。

---

<sup>\*1</sup> 5年以内に日本を世界最先端のIT国家にすることを目指して、平成13年1月に政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）が決定した国家戦略。同戦略の具体化のために決定された e-Japan 重点計画等においては、学校のIT環境の整備や、教師のIT指導力の向上など教育の情報化を推進するための諸施策が掲げられている。

## （学校の組織力の向上）

学校における校長を中心としたマネジメントを確立し、学校の組織力を高めることは、校内の役割分担と責任が明確になり、教師が子どもたちと向き合う時間が確保されるだけでなく、地域や保護者などへの対応を学校として組織的に行い、これらとの連携により学校教育活動を充実させたり、個々の教師が個別に子どもたちに対応するだけでなく、教師同士の連携と協力を強化したりする上でも極めて重要である。また、小学校段階の外国語活動（仮称）の導入など新しい取組を行うに当たってもマネジメントの在り方が問われる。

平成19年6月に成立した学校教育法等の一部を改正する法律が平成20年4月から施行され、学校に、副校長、主幹教諭、指導教諭を置くことができることとなる。学校の組織力を高め、教師の創意工夫を一層生かすために、外部人材の活用や事務の外部化、同法に規定された学校評価や情報提供の積極的な実施などとともに、これらの制度を活用することが重要である。

## （3） 効果的・効率的な指導のための諸方策

### （指導方法の改善）

確かな学力を育成するためには、従来の一斉指導の方法を重視することに加えて、習熟度別指導や少人数指導、発展的な学習や補充的な学習などの個に応じた指導を積極的かつ適切に実施する必要がある。これらの指導形態における指導方法の確立が望まれる。

また、家庭での学習課題（宿題や予習・復習）を適切に課すなど家庭学習を視野に入れた指導方法も重視する必要がある。

文部科学省の研究開発学校制度等も活用して指導方法の事例蓄積や分析を行い、優れた指導方法を教師の間で共有化したり、教師が日常の指導で体験的に認識している、子どもがどこでつまづくのかなどの情報を研究者の分析も交えつつ、学校、教職員、行政と研究者の間で共有し、広く保護者や社会に対して情報発信する必要がある。

その際、ICTの活用や各地の教育センターによる教師への支援体制の充実なども重要である。

### （教師の資質向上）

教育基本法第9条は教員の使命や職責、待遇の適正等に加え、教員の養成と研修の充実等について新たに規定している。意欲をもった優秀な人材が、教師という職業に魅力を感じ、教職に就くようになるためには、教員の勤務の実態を踏まえた適切な処遇とメリハリのある給与体系の実現や教員評価の処遇への反映などの教育条件の整備とともに、教員の養成や研修の改善が求められる。

この点、平成19年6月に成立した教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律において、教員免許更新制が導入された。教員免許更新制により、教師に必要な最新の知識・技能を習得し、教師として自信をもって教壇に立つことが期待される。

また、教材研究や授業研究、教師同士の相互評価といった取組は、教師の資質の不断の向上にとって極めて重要である。

なお、社会の激しい変動や学校教育が抱える課題の複雑化・多様化等の中で、教師に対する揺るぎない信頼を確立していくためには、大学における養成段階が重要であることは言うまでもない。まず、教員養成大学・学部をはじめとする大学が、子どもたちの思考力・判断力・表現力等をはぐくむための観察・実験やレポートの作成、論述といった体験的な学習や知識・技能を活用する学習活動を重視するといった学校教育の改善の方向性や動向を十分に踏まえる必要がある。その上で、学部段階で、教師として必要な資質・能力を身に付けさせ、今回創設された「教職大学院」では、より高度な専門性を備えた力量のある教師を養成することが求められる。大学は、このような使命を十分自覚し、国民や社会の要請に応える必要がある。

#### (教科書や学校図書館の充実)

主たる教材として重要な役割を果たす教科書については、その質・量両面での充実が求められる。子どもが学習内容について十分に理解を深め、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けるとともに、それらを活用する力をはぐくむように、繰り返し学習や知識・技能を活用する学習、発展的な学習に自ら取り組み、知識・技能の定着や思考を深めることを促すような工夫が凝らされた読み応えのある教科書が提供されるような諸条件が整えられることが重要である。そのため、例えば、子どもの学習意欲を高め、教師が子どもにより教えやすくするようにするとともに、子どもが学ぶにあたって必要な学習内容が質的にも量的にも十分に確保されるよう記述内容を工夫しつつ、教科書のページ数を増加させるようにしたり、発展的な学習に関する記述の一層の充実が図られるようにすることなどが必要である。

7.(1)のとおり、子どもたちの言語活動を充実するとともに、自ら学習に取り組む上で、学校図書館における図書や視聴覚教材などの図書資料の整備・充実が重要である。学校の規模に応じて整備すべき蔵書数の目標について定めた「学校図書館図書標準」<sup>\*1</sup>の達成に向けて蔵書の計画的な整備が求められる。

また、学校図書館を活用した教育活動や読書活動の中心的な役割を担う司書教諭<sup>\*2</sup>が

<sup>\*1</sup> 平成16年度末において「学校図書館図書標準」を達成している学校の割合は、小学校で37.8%、中学校で32.4%にとどまっている。

<sup>\*2</sup> 平成15年4月以降、12学級以上の学校には必ず司書教諭を置かなければならないこととされている。

各学校でその役割を十分に果たしていくためには、校長のリーダーシップのもと、司書教諭が中心となって、学校図書館担当職員や他の教師と連携しつつ、ボランティアなどの協力も得ながら、それぞれの立場から学校図書館の機能の充実を図ることが必要である。

## (学習評価の改善)

学習評価については、教育課程審議会答申「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」(平成12年12月4日)を踏まえ、現行学習指導要領の実施と同時に、小・中学校の各教科の評定を相対評価から絶対評価<sup>\*1</sup>に転換した。

文部科学省は指導要録<sup>\*2</sup>の参考様式を改め、それを受けて国立教育政策研究所は、小・中・高等学校ごとに「評価規準の作成、評価方法の工夫改善のための参考資料」を作成し、各学校において評価規準<sup>\*3</sup>の作成等の取組が行われた。

しかしながら、1単位時間の授業において評価の4観点(関心・意欲・態度、思考・判断、技能・表現、知識・理解)のすべてを評価しようとしたり、授業冒頭に「進んで取り組んでいるかどうか」をチェックし、チェック終了後授業に入ったりするなど評価のための評価となっている不適切な事例も見られる。

評価の仕方が変わったことについては、小・中学校の教師は多くが「日頃から、児童生徒一人一人をよく見るようになった」(小学校65.7%、中学校61.8%)としている反面、「評価活動が複雑になり余裕がなくなった」(同69.4%、78.1%)との捉え方がなされている<sup>\*4</sup>。

また、現在の評価の方法が、保護者や広く社会に対して十分分かりやすいものとなっていないのではないかと、との指摘もなされている。

このため、指導と評価の一体化により、学校や教師は指導の説明責任だけでなく、指導の結果責任も問われていることを前提としつつ、評価の観点並びにそれぞれの観点の評価の考え方、設定する評価規準、評価方法及び評価時期等について、今回の学習指導要領改訂の基本的な考え方を踏まえ、より一層簡素で効率的な学習評価が実施できるような枠組みについて、更に専門的な観点から検討を行うこととしたい。

\*1 教育課程審議会答申(平成12年12月4日)において、いわゆる相対評価とは、「集団の中での相対的な位置付けによって児童生徒の学習の状況の評価するもの」、いわゆる絶対評価とは、「学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況の評価するもの」とされている。同答申は、現行学習指導要領が基礎的・基本的な内容の確実な習得を図ることを目指していることから、いわゆる絶対評価を重視することを提言した。その結果、文部科学省において指導要録の参考様式が改められ、小・中学校の教科の評定は相対評価から絶対評価に基づくものとなった。

\*2 それぞれの子どもの学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び学校外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるもの。学校教育法施行規則第12条の3及び第15条により、学校には指導要録の作成及び保存が義務づけられ、教育委員会が指導要録の様式を定めている。文部科学省は指導要録に記載する事項等を示すとともに、様式を参考として示している。

\*3 学習指導要領に基づき、子どもの学習状況の評価するよりどころ。現行学習指導要領の下では、「知識・理解」だけでなく、「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」にわたる学力の4観点から、これらの定着・育成状況を判断するため、各学校において評価規準を作成することとしている。このため、国立教育政策研究所は各学校で評価規準を作成する際の参考資料を示している。

\*4 「学校教育に関する意識調査」(平成15年6月文部科学省実施)

## (全国学力・学習状況調査の活用)

3. のとおり、平成19年4月に全国学力・学習状況調査が実施された。各教科の重点指導事項例を明確にし、その確実な習得のための指導を充実していく上で、子どもたちの学力・学習状況を把握し検証することは極めて重要である。客観的なデータを得ることにより、指導方法の改善に向けた手掛かりを得ることが可能となり、子どもたちの学習に還元できることとなる。このため、引き続き継続して調査を行う必要がある。

全国学力・学習状況調査等を通じた教育成果についての様々な評価は、それを受けて学校や設置者、都道府県教育委員会が改善計画等を作成し、課題を抱えた子どもたちへのきめの細かい指導を行うなどといった形で、教師の指導方法の改善や教育条件の整備などによる教育活動の改善に活用され、教育の質の向上に役立てられることに重要な意味がある。

## (教育課程におけるPDCAサイクルの確立)

これまで述べてきた教育課程や指導についての評価とそれに基づく改善に向けた取組は、学校評価と十分な関連を図りながら行われることが重要である。学校評価等を通じて、学校や設置者がそれぞれの学校の教育の成果や課題を把握し、それを改善へとつなげることが求められる。

このように、学校教育の質を向上させる観点から、教育課程行政において、  
学習指導要領改訂を踏まえた重点指導事項例の提示  
教師が子どもたちと向き合う時間の確保などの教育条件の整備  
教育課程編成・実施に関する現場主義の重視  
教育成果の適切な評価  
評価を踏まえた教育活動の改善

といった、Plan ( ) - Do ( ) - Check ( ) - Action ( ) のPDCAサイクルの確立が重要である。

## (4) 教育行政の在り方の改善

教育行政については、学校教育の現場をどの程度把握し迅速な対応を行っているか、各学校の校長を中心としたマネジメントを支える教育行政が効果的・効率的に機能しているか、地域や保護者をはじめ国民や住民に対して十分な説明責任を果たしているか、学校を支えるための条件整備を十分に行っているかなどの課題を抱えており、その取組状況を評価し、改善することが必要である。特に、学校教育の現場の把握や国民や住民に対する説明責任は極めて重要である。また、学校教育活動が、それ以外の子どもたちの様々な活動と相まって効果をあげるためには、学校教育の改善向上を支える生涯学習施策や社会教育の充実も重要である。



平成19年6月に成立した地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律では、地方分権の理念を尊重しつつ、改正教育基本法に基づき、教育委員会の責任体制の明確化、教育委員会の体制の充実、教育における国の責任の果たし方、私立学校に関する教育行政などについて所要の規定の整備を行った。

この制度改正を踏まえ、「全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施」(教育基本法第16条第2項)する国と「その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施」(同条第3項)する地方公共団体との適切な役割分担と相互の協力の下、緊張感をもって教育行政を展開することが何よりも重要である。

## 10. 家庭や地域との連携・協力の推進と企業や大学等に求めるもの

4.(1)で述べたとおり、現在の子どもたちが学習意欲や生活習慣、自分への自信や自らの将来や職業についての関心、体力などについて課題を抱えている背景・原因には、家庭や地域、社会の変化がある。

### (1) 家庭や地域との連携・協力の推進

これまで、家庭や地域の教育力の低下を前提に、学校教育がそれにどのように対応するかについて述べてきたが、本来、家庭や地域で果たすべき役割のすべてを学校が補完することはできず、仮にできたとしても、子どもの心の満足は得られないなど、家庭の教育力は学校で代替できる性質のものではないと考えられる。

このため、特に、豊かな心や健やかな体の育成については、家庭が第一義的な責任をもつものであり、その自覚が強く求められる。「早寝早起き朝ごはん」といった取組を通して、家庭教育の充実を求めていく必要がある。

なお、平成19年度予算において「放課後子どもプラン」事業が計上され、土曜日も含む放課後の学習や体験の場の整備が進んでいる。さらに、地域全体で学校教育を支援するため、学校と地域との連携体制の構築を図ることも重要である。また、平成19年2月の内閣府の調査では、平成12年9月に比べ、近所のお祭り、子供会・町内会等の行事、清掃・避難訓練、児童館・公民館の講座や教室といった地元の活動への子どもたちの参加率はそれぞれについてすべて上昇している<sup>\*1</sup>。このような親や教師以外の地域の大人とのかかわりの充実などの取組が引き続き着実に進展することを期待したい。

また、教師と保護者の協力を通じ、学校、家庭、地域が連携した子育てを推進するとともに、保護者の学びの場も提供しているPTAが果たしてきた役割は非常に大きく、今後とも、PTA活動の一層の充実が求められる。

さらに、現在、学校教育は、勤労観・職業観の育成や道徳教育、環境教育、伝統や文化に関する教育、体験活動の充実など多岐にわたる課題に直面している。

このため、まず、時代の変化等により共通に指導する意義が乏しくなった内容を見直したり、教職員定数といった教育条件の有効な活用を考慮する必要があるが、それとともに、すべてを学校で抱え込むのではなく、学校の教育活動と家庭や地域、企業、NPOなどによる学校外の教育活動の役割を明確にした上で、例えば、職場体験活動の実施などを連携して行う必要がある。

\*1 内閣府「低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書」(平成19年2月)

なお、「放課後子どもプラン」事業により、土曜日も含む放課後の学習や体験の場の整備が進んでいるが、このような学校外の教育活動を活用することによって、学校や教師の負担を大きく増加させることなく、子どもの学習や体験活動の機会の質・量両面にわたる充実を図ることも考えられる。

そのためには、学校や教育委員会等が子どもに学習や体験活動の機会を提供する学校外の教育活動との連携を積極的に行うことが必要である。

なお、将来的な課題として、子どもに対する学習や体験活動の提供についての教育委員会等の責任を明確化することや、地域、企業、大学などの高等教育機関、NPOなどによる学習や体験活動の提供といった取組を奨励する仕組みの構築などについて検討することが必要である。

## (2) 企業や大学等に求めるもの

4.(1)で指摘したとおり、非正規雇用が増大するといった雇用環境の変化は、子どもたちの学習意欲などにも大きな影響を及ぼしている。企業等にとっては、子どもたちが将来を見通して希望をもって学習に取り組むことができるよう、人材を育てることを重視した雇用環境の整備を強く求めたい。

また、メディアやインターネット、携帯電話などは子どもたちに大きな影響を及ぼしている。これらを通じて提供される情報の中には有害なものも含まれており、子どもたちが犯罪に巻き込まれたり、場合によっては加害者になるなど、その弊害は計り知れない。企業等が、子どもたちをはぐくむという立場に立って、メディアの有害情報の除去や携帯電話のフィルタリングなど子どもたちに有害情報に触れさせない方策の充実といった子どもたちを取り巻く環境に配慮した行動をとることを強く要請したい。

(1)で示した職場体験活動などの学校外での学習や体験活動の実施には、企業等の協力が欠かせない。さらに、大人が家庭や地域で子どもたちの教育や安全の確保に十分役割を果たせるようにするためには、大人の働き方の問題がかかわっており、この点についても企業等の協力が必要である。男女共同参画社会において、子育てと職業が両立できるようにするための行政や企業等の取組や環境づくりが求められる。

次に、大学については、子どもたちの学習だけではなく、社会の在り方にも大きな影響を与える大学入学者選抜の改善に取り組むよう強く求めたい。

第一に、入学者選抜において、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力等についてもバランスよく問い、これらの力を高等学校教育と大学教育が連携してはぐくむことが重要である。このことは大学教育の改善にとっても極めて重要であると考えられる。記述式など思考力・判断力・表現力等を問う出題の充実を求めたい。

また、学校教育において子どもたちの社会的な自立を重視する観点から、志願者のポ

ランティア活動などの社会参加の状況を評価するなどの取組も重要である。

第二に、18歳人口の減少による「大学全入時代」における大学入学者選抜の現状は、高校生の学習意欲などに大きな影響を及ぼしている。中央教育審議会全体で、高等学校の教育課程、大学入学者選抜、学士課程教育を見通し、学力の水準を確保するとともに、生徒・学生が目標をもって学習に取り組むことができるような改善・工夫について検討することが必要であると考える。

(参考資料1)

## 小学校の標準授業時数について(案)

[ 現 行 ]

[ 改 訂 案 ]

学年 教科等	学年						計
	1	2	3	4	5	6	
国語	272 (8)	280 (8)	235 (6.7)	235 (6.7)	180 (5.1)	175 (5)	1377
社会	- -	- -	70 (2)	85 (2.4)	90 (2.6)	100 (2.9)	345
算数	114 (3.4)	155 (4.4)	150 (4.3)	150 (4.3)	150 (4.3)	150 (4.3)	869
理科	- -	- -	70 (2)	90 (2.6)	95 (2.7)	95 (2.7)	350
生活	102 (3)	105 (3)	- -	- -	- -	- -	207
音楽	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
図画 工作	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
家庭	- -	- -	- -	- -	60 (1.7)	55 (1.6)	115
体育	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	540
道徳	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
特別 活動	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
総合的な 学習の時間	- -	- -	105 (3)	105 (3)	110 (3.1)	110 (3.1)	430
合計	782 (23)	840 (24)	910 (26)	945 (27)	945 (27)	945 (27)	5367

学年 教科等	学年						計
	1	2	3	4	5	6	
国語	306 (9)	315 (9)	245 (7)	245 (7)	175 (5)	175 (5)	1461
社会	- -	- -	70 (2)	90 (2.6)	100 (2.9)	105 (3)	365
算数	136 (4)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	1011
理科	- -	- -	90 (2.6)	105 (3)	105 (3)	105 (3)	405
生活	102 (3)	105 (3)	- -	- -	- -	- -	207
音楽	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
図画 工作	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
家庭	- -	- -	- -	- -	60 (1.7)	55 (1.6)	115
体育	102 (3)	105 (3)	105 (3)	105 (3)	90 (2.6)	90 (2.6)	597
道徳	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
特別 活動	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
総合的な 学習の時間	- -	- -	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	280
外国語活動 (仮称)	- -	- -	- -	- -	35 (1)	35 (1)	70
合計	850 (25)	910 (26)	945 (27)	980 (28)	980 (28)	980 (28)	5645

注:( )内は週当たりのコマ数。

( 参考資料 2 )

## 中学校の標準授業時数について ( 案 )

〔 現 行 〕

〔 改 訂 案 〕

学年 教科等	1	2	3	計	学年 教科等	1	2	3	計
国 語	140 (4)	105 (3)	105 (3)	350	国 語	140 (4)	140 (4)	105 (3)	385
社 会	105 (3)	105 (3)	85 (2.4)	295	社 会	105 (3)	105 (3)	140 (4)	350
数 学	105 (3)	105 (3)	105 (3)	315	数 学	140 (4)	105 (3)	140 (4)	385
理 科	105 (3)	105 (3)	80 (2.3)	290	理 科	105 (3)	140 (4)	140 (4)	385
音 楽	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)	115	音 楽	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)	115
美 術	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)	115	美 術	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)	115
保健体育	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	270	保健体育	105 (3)	105 (3)	105 (3)	315
技術・家庭	70 (2)	70 (2)	35 (1)	175	技術・家庭	70 (2)	70 (2)	35 (1)	175
外国語	105 (3)	105 (3)	105 (3)	315	外国語	140 (4)	140 (4)	140 (4)	420
道 徳	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105	道 徳	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105
特別活動	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105	特別活動	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105
選択教科等	0~30 (0~0.9)	50~85 (1.4~2.4)	105~165 (3~4.7)	155~280	総合的な 学習の時間	50 (1.4)	70 (2)	70 (2)	190
総合的な 学習の時間	70~100 (2~2.9)	70~105 (2~3)	70~130 (2~3.7)	210~335	合 計	1015 (29)	1015 (29)	1015 (29)	3045
合 計	980 (28)	980 (28)	980 (28)	2940					

：改訂案における選択教科等の扱いについては、第2・3学年において総合的な学習の時間の一部を充て得るとすることについて引き続き検討。

注：( )内は週当たりのコマ数。

(参考資料3)

## 高等学校の教科・科目について(案)

〔 現 行 〕

〔 改 訂 案 〕

教科	科 目	標準 単位数	必履修 科目
国語	国語表現	2	}
	国語表現	2	
	国語総合	4	
	現代文	4	
	古典	4	
	古典講読	2	
地理 歴史	世界史A	2	}
	世界史B	4	
	日本史A	2	
	日本史B	4	
	地理A	2	
	地理B	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」又は 「倫理」、「政治・経 済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学基礎	2	}
	数学	3	
	数学	4	
	数学	3	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学C	2	
理科	理科基礎	2	} 2科目 (「理科基 礎」「理科総 合A」又は 「理科総合 B」を少なく とも1科目 含む。)
	理科総合A	2	
	理科総合B	2	
	物理	3	
	物理	3	
	化学	3	
	化学	3	
	生物	3	
	生物	3	
	地学	3	
地学	3		
保健 体育	体育	7~8	
	保健	2	
芸術	音楽	2	}
	音楽	2	
	音楽	2	
	美術	2	
	美術	2	
	美術	2	
	美術	2	
	工芸	2	
	工芸	2	
	工芸	2	
	工芸	2	
	書道	2	
	書道	2	
書道	2		
外国語	オーラル・コミュニケーション	2	}
	オーラル・コミュニケーション	4	
	英語	3	
	英語	4	
	リーディング	4	
	ライティング	4	
家庭	家庭基礎	2	}
	家庭総合	4	
	生活技術	4	
情報	情報A	2	}
	情報B	2	
	情報C	2	

教科	科 目	標準 単位数	必履修 科目
国語	国語総合	4	2単位まで 減可
	国語表現	3	
	現代文A	2	
	現代文B	4	
	古典A	2	
	古典B	4	
地理 歴史	世界史A	2	}
	世界史B	4	
	日本史A	2	
	日本史B	4	
	地理A	2	
	地理B	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」又は 「倫理」、「政治・経 済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学	3	2単位まで 減可
	数学	4	
	数学	5	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学活用	2	
理科	科学と人間生活	2	} 「科学と人 間生活」を 含む2科目 又は 基礎を付し た科目を3 科目
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	
	課題研究	1	
保健 体育	体育	7~8	
	保健	2	
芸術	音楽	2	}
	音楽	2	
	音楽	2	
	美術	2	
	美術	2	
	美術	2	
	美術	2	
	工芸	2	
	工芸	2	
	工芸	2	
	工芸	2	
	書道	2	
	書道	2	
書道	2		
外国語	コミュニケーション英語基礎	2	2単位まで 減可
	コミュニケーション英語	3	
	コミュニケーション英語	4	
	コミュニケーション英語	4	
	英語会話	2	
	英語表現	2	
	英語表現	4	
家庭	家庭基礎	2	}
	家庭総合	4	
	生活デザイン	4	
情報	社会と情報	2	}
	情報の科学	2	

# 関 連 資 料

( 1 ) 第 4 期教育課程部会の検討体制	・ ・ ・ ・ ・	1 5 1
( 2 ) 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会委員	・ ・ ・ ・	1 5 2
( 3 ) 教育課程部会のこれまでの検討状況 ( 第 3 期 ~ 第 4 期 )	・ ・ ・	1 6 3



# 第4期教育課程部会の検討体制

中央教育審議会教育課程部会

小学校部会

中学校部会

高等学校部会

教育課程企画特別部会

国語専門部会

小学校・中学校社会専門部会

高等学校地理歴史・公民専門部会

算数・数学専門部会

小学校・中学校理科専門部会

高等学校理科専門部会

外国語専門部会

芸術専門部会

家庭、技術・家庭、情報専門部会

健やかな体をはぐくむ教育の在り方に関する専門部会

豊かな心をはぐくむ教育の在り方に関する専門部会

生活・総合的な学習の時間専門部会

幼稚園教育専門部会

特別支援教育専門部会

産業教育専門部会

## 第4期中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会委員

部会長	梶田 叡 一	兵庫教育大学長
副部会長	木村 孟	独立行政法人大学評価・学位授与機構長
副部会長	田村 哲 夫	学校法人渋谷教育学園理事長、渋谷教育学園幕張中学校・高等学校長
	阿刀田 高	小説家
	安彦 忠彦	早稲田大学教育学部教授
	天笠 茂	千葉大学教育学部教授
	荒瀬 克己	京都市立堀川高等学校長
	生駒 俊 明	東京大学名誉教授、 独立行政法人科学技術振興機構研究開発戦略センター長
	石井 紫 郎	東京大学名誉教授、独立行政法人日本学術振興会学術システム研究センター副所長
	市川 伸 一	東京大学大学院教育学研究科教授
	井上 孝 美	財団法人放送大学教育振興会理事長
	岩崎 洋 子	滋賀県栗東市教育委員会教育長
	宇佐美 聰	三菱電機株式会社顧問、 社団法人日本経済団体連合会教育問題委員会企画部会長
	梅田 昭 博	社団法人日本PTA全国協議会前会長
	衛藤 隆	東京大学大学院教育学研究科教授、 教育学部附属中等教育学校長
	? 山 英 男	立命館大学大学教育開発・支援センター教授、 立命館小学校副校長
	加藤 裕 治	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	草野 一 紀	東京都新宿区立牛込第二中学校長、全日本中学校長会会長
	黒須 隆 一	東京都八王子市長
	甲田 充彦	東京都教職員研修センター研修部授業力向上課教授
	佐々木 かをり	株式会社イー・ウーマン代表取締役社長、 株式会社ユニカルインターナショナル代表取締役社長
	角田 元 良	聖徳大学人文学部教授
	土井 真 一	京都大学大学院法学研究科教授
	渡久山 長 輝	財団法人全国退職教職員生きがい支援協会理事長
	中村 正彦	東京都教育委員会教育長
	増田 明 美	スポーツジャーナリスト、大阪芸術大学芸術学部教授
	松川 禮 子	岐阜県教育委員会教育長
	無藤 隆	白梅学園大学教授
	毛 利 衛	日本科学未来館館長

平成19年10月10日現在

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会

小学校部会委員名簿

	池田 芳和	東京都公立小学校長会会長、東京都港区立御成門小学校長
	伊東 富士雄	東京都杉並区立三谷小学校長
主査代理	井上 孝美	財団法人放送大学教育振興会理事
	岩崎 洋子	滋賀県栗東市教育委員会教育長
	衛藤 隆	東京大学大学院教育学研究科教授・教育学部附属中等教育学校長
	？ 山 英 男	立命館大学大学教育開発・支援センター教授、立命館小学校副校長
	加藤 明	京都ノートルダム女子大学心理学部長
	河村 久	渋谷区立富谷小学校長
	河邊 貴子	聖心女子大学文学部准教授
	児島 邦宏	東京学芸大学教育学部教授
	崎田 隆	北九州市立日明小学校長
	佐々木 かをり	株式会社イー・ウーマン代表取締役社長、株式会社ユニカルインターナショナル代表取締役社長
	角田 元良	聖徳大学人文学部教授
	中西 進	京都市立芸術大学名誉教授
	藤間 文隆	さいたま市教育委員会教育長
	松川 禮子	岐阜県教育委員会教育長
主査	無藤 隆	白梅学園大学教授

計 17 名

平成 19 年 10 月現在

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会

中学校部会委員名簿

	浅井 夏美	静岡市立美和中学校長
	阿刀田 高	小説家
	天笠 茂	千葉大学教育学部教授
主査	市川 伸一	東京大学大学院教育学研究科教授
	梅田 昭博	社団法人日本 P T A 全国協議会前会長
	小椋 郁夫	岐阜県美濃市教育委員会学校教育課長
	柿塚 純男	熊本県教育委員会教育長
	加藤 裕治	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	草野 一紀	東京都新宿区立牛込第二中学校長、全日本中学校長会長
	黒須 隆一	東京都八王子市長
	小泉 英明	株式会社日立製作所フェロー（役員待遇）
	河野 真理子	株式会社キャリアネットワーク代表取締役会長
	斎藤 俊信	滋賀県教育委員会教育長
主査代理	田村 哲夫	学校法人渋谷教育学園理事長、渋谷教育学園幕張中学校・高等学校長
	土井 真一	京都大学大学院法学研究科教授
	渡久山 長輝	財団法人全国退職教職員生きがい支援協会理事長
	中許 善弘	ジュニア・アチーブメント日本専務執行役理事
	野原 晃	埼玉県熊谷市教育委員会教育長
	毛利 衛	日本科学未来館館長

計 19 名

平成 19 年 8 月現在

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会  
高等学校部会委員名簿

主査	安彦忠彦	早稲田大学教育学部教授
主査代理	荒瀬克己	京都市立堀川高等学校長
	生駒俊明	東京大学名誉教授、独立行政法人科学技術振興機構研究開発戦略センター長
	石井紫郎	東京大学名誉教授、独立行政法人日本学術振興会学術システム研究センター副所長
	宇佐美聡	三菱電機株式会社顧問、社団法人日本経済団体連合会教育問題委員会企画部会長
	甲田充彦	東京都教職員研修センター研修部授業力向上課教授
	佐藤紘昭	弘前大学教育学部附属教員養成学研究開発センター教授
	佐藤順彦	愛知工業大学基礎教育センター教授
	田中統治	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
	寺田盛紀	名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授
	中村正彦	東京都教育委員会教育長
	平野啓子	語り部・カタリスト、武蔵野大学非常勤講師
	堀田力	弁護士、財団法人さわやか福祉財団理事長
	前田雅英	首都大学東京都市教養学部長
	増田明美	スポーツジャーナリスト、大阪芸術大学芸術学部教授
	耳塚寛明	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
	村田敬一	群馬県立前橋工業高等学校長
	森山良一	福岡県教育委員会教育長
	山田研治	東京都立芝商業高等学校長
	山本文雄	鹿児島県教育委員会教育次長

計20名  
平成19年7月現在

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会  
教育課程企画特別部会委員名簿

主査	安彦忠彦	早稲田大学教育学部教授
	天笠茂	千葉大学教育学部教授
	雨宮博之	神奈川県相模原市教育委員会教育長
	市川伸一	東京大学大学院教育学研究科教授
	伊東富士雄	東京都杉並区立三谷小学校長
	梅田昭博	社団法人日本PTA全国協議会前会長
	大橋直子	東京都世田谷区立千歳小学校長
	梶田正己	椋山女子大学教育学部教授、愛知県教育委員会教育委員
	加藤明	京都ノートルダム女子大学心理学部長
	川本裕康	社団法人日本経済団体連合会労政第一本部長
	小泉英明	株式会社日立製作所フェロー（役員待遇）
	河野真理子	株式会社キャリアネットワーク代表取締役会長
	児島邦宏	東京学芸大学教育学部教授
	佐藤順彦	愛知工業大学基礎教育センター教授
	田中統治	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
	中許善弘	ジュニア・アチーブメント日本専務執行役理事
	野原晃	埼玉県熊谷市教育委員会教育長
	平野啓子	語り部・カタリスト、武蔵野大学非常勤講師
	前田雅英	首都大学東京都市教養学部長
	耳塚寛明	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
主査代理	無藤隆	白梅学園大学・短期大学長
	吉野直行	慶應義塾大学経済学部教授

計22名  
平成19年10月現在

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会  
国語専門部会委員名簿

	阿 辻 哲 次	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
	阿刀田 高	小説家
	内 田 伸 子	お茶の水女子大学理事・副学長
	尾 崎 靖 二	大阪府四条畷市立田原小学校長
主査	甲 斐 睦 朗	京都橘大学文学部教授
	上 月 敏 子	兵庫県芦屋市立山手小学校長
	阪 本 安 生	野村證券株式会社投資情報部長
	佐 藤 喜美子	山梨県笛吹市立浅川中学校教頭
	杉 戸 清 樹	独立行政法人国立国語研究所長
主査代理	高 木 展 郎	横浜国立大学教育人間科学部教授・学長補佐
	高 木 まさき	横浜国立大学教育人間科学部教授
	田 沼 良 宣	埼玉県本庄市立本庄東中学校教諭
	二 石 朝 子	鹿児島県鹿児島市立鹿児島玉龍高等学校教諭
	堀 江 祐 爾	兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授
	三 橋 規 宏	千葉商科大学政策情報学部教授
	宮 澤 正 明	山梨大学教育人間科学部教授
	本 川 達 雄	東京工業大学大学院生命理工学研究科教授

計 17 名

平成 19 年 7 月現在

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会  
小学校・中学校社会専門部会委員名簿

	伊 東 富士雄	東京都杉並区立三谷小学校長
主査	岩 田 一 彦	兵庫教育大学大学院教授、兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科長
	岩 谷 俊 行	東京都杉並区立向陽中学校長
	沖 野 眞 己	一橋大学大学院法学研究科教授
	川 本 隆 史	東京大学大学院教育学研究科教授
	木 村 滋 洸	社団法人日本 P T A 全国協議会専務理事
	後 藤 直 樹	みとみらい法律事務所弁護士
	小 原 友 行	広島大学大学院教育学研究科教授
主査代理	佐 伯 眞 人	前富山大学人間発達科学部教授
	高 橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト
	竹 内 誠	東京都江戸東京博物館長
	寺 島 実 郎	株式会社三井物産戦略研究所所長、財団法人日本総合研究所会長
	はざま 裕 茂 樹	千葉市立幕張中学校教頭
	星 埜 由 尚	社団法人地図協会理事長、社団法人日本測量協会副会長
	三 谷 博	東京大学大学院総合文化研究科教授
	山 内 昌 之	東京大学大学院総合文化研究科教授
	吉 野 直 行	慶應義塾大学経済学部教授

計 17 名

平成 19 年 8 月現在

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会  
高等学校地理歴史・公民専門部会委員名簿

	浅子 和美	一橋大学経済研究所教授
	新井 明	東京都立西高等学校教諭
	石井 紫郎	東京大学名誉教授
	大杉 昭英	岐阜大学教育学部教授
	越智 貢	広島大学大学院文学研究科教授
	川北 稔	京都産業大学文化学部客員教授
	櫻井 明久	駒澤大学文学部教授
主査代理	佐藤 信	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	須原 洋次	京都府教育委員会高校教育課総括指導主事
	千田 稔	人間文化研究機構国際日本文化研究センター教授
	高島 元洋	お茶の水女子大学文教育学部教授
主査	土井 真一	京都大学大学院法学研究科教授
	永松 靖典	埼玉県教育委員会県立学校部副参事
	原田 紀久子	NPO法人アントレプレナーシップ開発センター事務局長
	福井 憲彦	学習院大学文学部教授
	宮崎 正勝	前北海道教育大学教育学部教授
	山本 博文	東京大学史料編纂所教授
	吉川 泰子	京都府立高等学校PTA連合会顧問

計 18 名

平成 19 年 8 月現在

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会  
算数・数学専門部会委員名簿

	赤羽 健次	長野県教育委員会教学指導課教育主幹兼義務教育指導係長
	今岡 光範	広島大学大学院教育学研究科教授
	内田 洋一	埼玉県蓮田市立蓮田中学校長
	大橋 志津江	東京都立戸山高等学校教諭
	小西 豊文	大阪成蹊短期大学児童教育学科教授
	斉藤 規子	東京都板橋区立志村第三小学校長
	芝田 秀和	大阪府立咲洲高等学校長
	清水 静海	筑波大学大学院人間総合科学研究科准教授
主査	中原 忠男	環太平洋大学次世代教育学部教授、学長特別補佐
	中村 享史	山梨大学教育人間科学部教授
	浪川 幸彦	名古屋大学大学院多元数理科学研究科教授
主査代理	橋本 吉彦	横浜国立大学教育人間科学部教授
	福島 順一	大成建設株式会社設計本部企画部部長
	藤本 禎男	和歌山県海草郡紀美野町立野上小学校長
	山岡 道男	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
	山口 武志	福岡教育大学教育学部教授
	米谷 悟	三井住友海上火災保険株式会社保険計理人リスク管理部部長専門役
	渡邊 公夫	早稲田大学教育・総合科学学術院教授

計 18 名

平成 19 年 7 月現在

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会

小学校・中学校理科専門部会委員名簿

	池上 正	財団法人岡山県産業振興財団産業人材育成支援室長
	稲葉 肇	ファンック株式会社常勤顧問、知的財産調査役兼社長補佐
主査	大高 泉	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
	角屋 重樹	広島大学大学院教育学研究科教授
	金沢 緑	広島県安芸郡海田町立海田東小学校長
	熊野 善介	静岡大学教育学部教授
主査代理	清水 誠	埼玉大学教育学部教授
	高畠 勇二	東京都練馬区立八坂中学校長
	中村 道治	株式会社日立製作所フェロー
	福田 哲也	奈良教育大学附属中学校教諭
	松香 光夫	玉川大学農学部教授
	松本 誠	埼玉県教育局教育総務部文教政策室主査
	村山 哲哉	東京都墨田区教育委員会統括指導主事
	矢野 英明	独立行政法人科学技術振興機構理数学習支援部主任研究員
	山口 晃弘	東京都品川区立小中一貫校日野学園主幹

計 15 名

平成 19 年 8 月現在

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会

高等学校理科専門部会委員名簿

	青木 清隆	千葉県総合教育センターカリキュラム開発部科学技術教育 班主任指導主事
	穴澤 秀治	協和発酵工業株式会社科学技術戦略室 R&D 評価担当部長
	荒船 次郎	独立行政法人大学評価・学位授与機構特任教授
主査	生駒 俊明	東京大学名誉教授、 独立行政法人科学技術振興機構研究開発戦略センター長
	伊藤 卓	株式会社アド技術顧問、横浜国立大学名誉教授
	大山 光晴	千葉県立稲毛高等学校教頭
	清水 政義	東京都立多摩工業高等学校副校長
	下條 隆嗣	東京学芸大学教育学部教授
主査代理	富岡 康夫	東京都立富士森高等学校長
	林 誠一	富山県教育委員会教育企画課教育改革推進班研究主事
	兵頭 俊夫	東京大学総合文化研究科教授
	平野 弘道	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
	古田 ゆかり	ことば工房 ライター/エディター
	松浦 克美	首都大学東京大学院理工学研究所教授
	三浦 淳子	広島県立広島国泰寺高等学校教諭
	見上 一幸	宮城教育大学副学長、教授

計 16 名

平成 19 年 8 月現在

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会  
外国語専門部会委員名簿

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会  
芸術専門部会委員名簿

池田 芳和 東京都公立小学校長会会長、東京都港区立御成門小学校長  
大城 賢 琉球大学教育学部教授  
岡 秀夫 東京大学大学院総合文化研究科教授  
影浦 攻 鹿児島純心女子大学国際人間学部長  
金谷 憲 東京学芸大学教育学部教授  
金森 強 松山大学大学院言語コミュニケーション研究科長  
島 幸子 山口東京理科大学基礎工学部教授  
杉本 義美 京都外国語大学外国語学部准教授  
田村 哲夫 学校法人渋谷教育学園理事長、渋谷教育学園幕張中学校・高等学校校長  
太郎良 博 東京都教職員研修センター研修部教育経営課教授  
仲野 友子 国際教育交換協議会（CIEE）日本代表部エグゼクティブ・アドバイザー  
西原 鈴子 東京女子大学現代文化学部教授  
萩原 裕子 首都大学東京大学院人文科学研究科教授  
本名 信行 青山学院大学国際政治経済学部教授  
松川 禮子 岐阜県教育委員会教育長  
松本 茂 立教大学経営学部教授  
無藤 隆 白梅学園大学教授  
山岡 憲史 立命館大学大学教育開発・支援センター教授  
山本文雄 鹿児島県教育委員会教育次長  
吉田 研作 上智大学外国語学部長

主査 榎原 弘二郎 埼玉大学教育学部教授  
加藤 祐司 東京学芸大学教育学部教授  
重田 明彦 大阪府立西浦高等学校教頭  
田部 晴美 株式会社NHKエデュケーショナル営業企画部エグゼクティブプロデューサー  
土田 英三郎 東京芸術大学音楽学部教授  
坪能 由紀子 日本女子大学家政学部教授  
中島 信也 株式会社東北新社専務取締役、CMディレクター  
長田 謙一 首都大学東京システムデザイン学部教授  
西園 芳信 鳴門教育大学学校教育学部教授  
根木 昭 東京芸術大学音楽学部教授  
長谷川 祐子 神奈川県横浜市立西金沢中学校長  
畑 順子 千葉県立松戸南高等学校教頭  
東良 雅人 京都市教育委員会指導部学校指導課指導主事  
福岡 知子 大阪府守口市立錦小学校教頭  
藤江 充 愛知教育大学教育学部教授  
本郷 寛 彫刻家、東京芸術大学美術学部教授  
三浦 尚之 NPOミュージック・フロム・ジャパン理事長、福島学院大学教授  
宮下 伸 箏演奏家、作曲家、創造学園大学副学長  
森本 芳男 東京都墨田区立両国中学校長  
主査代理 吉田 孝 弘前大学教育学部教授

: 主査 : 主査代理

計 20 名  
平成 19 年 10 月現在

計 20 名  
平成 19 年 7 月現在



中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会  
家庭、技術・家庭、情報専門部会委員名簿

井手和憲	佐賀県伊万里市立伊万里中学校教頭
今成昭	東京学芸大学教育実践研究支援センター教授
今山延洋	静岡大学教育学部教授
上原正子	愛知県教育委員会健康学習課主任主査
内野紀子	日本女子大学家政学部教授
金子佳代子	横浜国立大学教育人間科学部教授
上市善章	千葉県総合教育センターカリキュラム開発部研究指導主事
小泉力一	尚美学園大学芸術情報学部教授
坂口一美	社団法人日本PTA全国協議会常務理事
佐藤文子	千葉大学教育学部教授
佐藤万寿美	兵庫県立西宮今津高等学校教諭
塩入睦夫	東京都中央区立教育センター適応教室専門員
主査代理 清水康敬	独立行政法人メディア教育開発センター理事長
杉山恵子	岐阜県教育委員会社会教育文化課社会教育対策監
筒井恭子	石川県加賀市立庄小学校教頭
中原秀樹	武蔵工業大学環境情報学部教授
西村隆男	横浜国立大学教育人間科学部教授
主査代理 牧野カツコ	お茶の水女子大学名誉教授
主査 間田泰弘	広島国際学院大学工学部教授
松原伸一	滋賀大学教育学部教授
和田敏明	ルーテル学院大学大学院総合人間学研究科主任教授

計 21 名  
平成 19 年 7 月現在

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会  
健やかな体をはぐくむ教育の在り方に関する専門部会委員名簿

主査 浅見俊雄	東京大学名誉教授
伊藤久仁	名古屋市立八王子中学校教頭
牛山佳久	財団法人ボーイスカウト日本連盟リーダートレーナー
主査代理 衛藤隆	東京大学大学院教育学研究科教授
勝野真吾	兵庫教育大学理事・副学長
加藤秀次	社団法人日本PTA全国協議会副会長
川畑徹朗	神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授
神戸美恵子	群馬県太田市教育委員会学校管理課課長補佐
三枝啓己	山口県障害者スポーツ協会専務理事
斉藤けさ子	山梨県北杜市立泉小学校看護教諭
杉山重利	桐蔭横浜大学文化政策研究所教授・学長補佐
高橋健夫	日本体育大学大学院体育科学研究科教授
辻敬三	愛媛県スポーツ少年団指導者協議会顧問
中村和彦	山梨大学教育人間科学部准教授
中村康弘	千葉市立寒川小学校教頭
成田國英	日本体育大学体育学部教授
野津有司	筑波大学大学院人間総合科学研究科准教授
ヒックス・ジョーゼフ	桜美林大学国際交流センター長・教授
堀内比佐子	新宿区立教育センター教育相談室相談員
増田明美	スポーツジャーナリスト、大阪芸術大学芸術学部教授
三木四郎	大阪教育大学教育学部教授
和唐正勝	新潟医療福祉大学健康科学部健康スポーツ学科長

計 22 名  
平成 19 年 7 月現在

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会  
豊かな心をはぐくむ教育の在り方に関する専門部会委員名簿

石川 哲也	神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授
石隈 利紀	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授・附属学校教育局次長
伊藤 伸子	神奈川県立海老名高等学校長
小倉 滋朗	湘南リネンサプライ代表
押谷 由夫	昭和女子大学人間社会学部教授
桑原 知子	京都大学大学院教育学研究科教授
小林 真一	独立行政法人国立青少年教育振興機構教育事業部企画・推進課長
曾我 邦彦	社団法人日本PTA全国協議会常務理事
中西 進	京都市立芸術大学名誉教授
日比 美彦	日本放送協会編成局ソフト開発センターエグゼクティブ・プロデューサー
檜 山 哲雄	広島県立三原高等学校長
藤 永 芳純	大阪教育大学教育学部教授・附属天王寺小学校長
堀 田 力	弁護士、財団法人さわやか福祉財団理事長
堀 田 龍也	独立行政法人メディア教育開発センター研究開発部准教授
主査 本 田 和子	前お茶の水女子大学学長
峯 川 一義	東京都荒川区立諏訪台中学校長
宮 川 保之	東京都教育委員会参事（指導企画課長事務取扱）
森 徹	神奈川県横浜市立末吉小学校長
諸 富 祥彦	明治大学文学部教授
山 折 哲雄	国際日本文化研究センター名誉教授
主査代理 山 口 満	筑波大学名誉教授、びわこ成蹊スポーツ大学教授
鷺 田 清一	大阪大学総長
渡 部 邦雄	東京農業大学教職・学術情報課程教授

計 23 名  
平成 19 年 8 月現在

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会  
生活・総合的な学習の時間専門部会委員名簿

阿 部 侃 壽	前神奈川県立歴史博物館主事
池 田 芳 和	東京都公立小学校長会会長、東京都港区立御成門小学校長
上 野 健 爾	京都大学大学院理学研究科教授
岡 田 修 二	静岡産業大学経営学部教授
小 川 正 賢	神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授
亀 田 邦 子	日本大学文学部教授、NPO法人図書館の学校理事長
興 梶 寛	社団法人世田谷ボランティア協会理事長、日本ボランティア学習協会代表理事
小久保 茂 昭	社団法人日本ウォーキング協会常務理事
嶋 野 道 弘	文教大学教育学部教授
竹 田 惇 子	横浜市立大岡小学校長
主査 谷 川 彰 英	筑波大学理事・副学長
主査代理 寺 尾 慎 一	福岡教育大学教育学部教授・附属学校部長
寺 西 和 子	千里金蘭大学生活科学部教授
中 岡 章	財団法人電力中央研究所理事待遇
中 許 善 弘	ジュニア・アチーブメント日本専務執行役理事
奈 須 正 裕	上智大学総合人間科学部教授
西 泰 弘	熊本県教育委員会高校教育課指導主事
平 井 敏 孝	滋賀県伊香郡木之本町立木之本小学校教頭
藤 井 誠	NPO国際理解教育情報センター代表、教育プロデューサー
町 井 富 子	栃木県芳賀郡茂木町立茂木小学校教諭
松 本 美代子	神奈川県相模原市立緑が丘中学校長
宗 像 昭 男	東京都昭島市立拝島中学校長
村 上 美智子	京都市立御所南小学校長
村 川 雅 弘	鳴門教育大学学校教育学部教授
吉 田 博 彦	NPO法人教育支援協会代表理事

計 25 名  
平成 19 年 7 月現在

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会  
幼稚園教育専門部会委員名簿

	赤石元子	東京学芸大附属幼稚園副園長
	秋田喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
	浅田学	新宿区立早稲田小学校長・早稲田幼稚園長
	岩田純一	京都教育大学教授
	榎沢良彦	淑徳大学総合福祉学部教授
	大竹節子	品川区二葉すこやか園長
	大西理花子	滋賀県教育委員会学校教育課指導主事
	小川博久	聖徳大学教授
	小田豊	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
	柏女霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
	神長美津子	東京成徳大学こども学部准教授
	河邊貴子	聖心女子大学文学部准教授
	小枝達也	鳥取大学地域学部教授
	塩美佐枝	聖徳大学教授
	汐見稔幸	白梅学園大学副学長
主査代理	柴崎正行	大妻女子大学家政学部附属児童臨床研究センター長
	杉原隆	東京学芸大学教育学部教授
	仙田晃	江東区立川南幼稚園副園長
	田中雅道	光明幼稚園長
	野波健彦	エリザベト音楽大学音楽文化学科教授
	平田智久	十文字学園女子大学人間生活学部教授
主査	無藤隆	白梅学園大学教授
	渡邊郁美	東京特別区人事・厚生事務組合教育委員会副参事
	渡邊英則	港北幼稚園副園長、ゆうゆうのもり幼保園長

計 24 名  
平成 19 年 10 月現在

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会  
特別支援教育専門部会委員名簿

	浅井夏美	静岡市立美和中学校長
	安藤隆男	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
	太田正己	皇學館大学社会福祉学部教授
	大塚玲	静岡大学教育学部教授
主査	大南英明	帝京大学文学部教授
主査代理	香川邦生	健康科学大学健康科学部教授
	加藤忠明	国立成育医療センター研究所成育政策科学研究部長
	神尾裕治	長野大学社会福祉学部教授
	河村久	渋谷区立富谷小学校長
	君塚葵	心身障害児総合医療療育センター所長
主査代理	齋藤佐和	目白大学保健医療学部教授
	酒井幸子	愛育幼稚園長
	佐藤紘昭	弘前大学教育学部附属教員養成学研究開発センター教授
	關宏之	広島国際大学医療福祉学部教授
	高山恵子	NPO法人えじそんくらぶ代表
	竹林地毅	広島県教育委員会教育部指導第二課特別支援教育室長
	中井滋	宮城教育大学教育学部教授
	野見山光	横須賀市立常葉中学校教諭
	原広治	島根県教育委員会高校教育課特別支援教育室企画幹
	箕輪優子	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課就労支援専門官
	宮崎英憲	東洋大学文学部教授

計 21 名  
平成 19 年 7 月現在

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会

産業教育専門部会委員名簿

	稲葉 肇	ファンック株式会社常勤顧問知的財産調査役兼社長補佐
	大橋 謙策	日本社会事業大学長
主査代理	鹿嶋 研之助	千葉商科大学商経学部教授
	川合 慧	放送大学教授
	川本 裕康	社団法人日本経済団体連合会労政第一本部長
	斎藤 聖美	ジェイ・ボンド証券株式会社代表取締役社長
	下山田 伸一郎	神奈川県教育委員会教育局学校教育担当部長
	田嶋 八千代	岡山大学教育学部教授
	谷合 明雄	東京都新宿区立四谷中学校長
主査	寺田 盛紀	名古屋大学大学院教育発達科学研究科長
	長谷川 勝治	静岡県立焼津水産高等学校長
	箕輪 光博	東京農業大学地球環境学部教授
	村田 敬一	群馬県立前橋工業高等学校長
	山田 研治	東京都立芝商業高等学校長
	横山 仁美	岐阜県立大垣桜高等学校長
	吉本 圭一	九州大学大学院人間環境学研究院准教授

計 16 名

平成 19 年 8 月現在

## 教育課程部会のこれまでの開催状況

### 【教育課程部会】

平成16年12月17日 中央教育審議会総会（第45回）  
義務教育の在り方について

平成17年2月15日 中央教育審議会総会（第47回）  
教育課程の基準全体の見直しについて審議要請

平成17年3月16日 義務教育特別部会（第2回）  
子どもの現状，学力，教育内容について

平成17年4月27日 教育課程部会（第3期第1回：第15回）  
教育課程の在り方について（自由討議）

平成17年5月30日 教育課程部会（第3期第2回：第16回）  
教育課程の在り方について（自由討議）

平成17年6月8日 教育課程部会（第3期第3回：第17回）  
各教科等の成果と課題の検証について  
・国語，理数，社会

平成17年6月13日 教育課程部会（第3期第4回：第18回）  
各教科等の成果と課題の検証について  
・社会，外国語，総合的な学習の時間

平成17年6月27日 教育課程部会（第3期第5回：第19回）  
各教科等の成果と課題の検証について  
・生活科，総合的な学習の時間，道徳，特別活動

平成17年7月11日 教育課程部会（第3期第6回：第20回）  
各教科等の成果と課題の検証について  
・道徳，特別活動，体育，保健体育

平成17年7月19日 教育課程部会（第3期第7回：第21回）  
各教科等の成果と課題の検証について  
・芸術，家庭，技術・家庭，情報  
有識者からのヒアリング  
・義務教育に関する意識調査の結果について  
（苅谷剛彦・東京大学大学院教育学研究科教授）

平成17年7月25日 教育課程部会（第3期第8回：第22回）  
教育課程の基準等の在り方について  
・現行の学習指導要領の理念・目標  
・教育水準（質）の維持向上のための方策  
・学習指導要領等の教育課程の基準等の在り方

平成17年8月22日 教育課程部会（第3期第9回：第23回）  
教育課程の基準等の在り方について  
・教育水準（質）の維持向上のための方策  
・学習指導要領等の教育課程の基準等の在り方

平成17年8月29日 教育課程部会（第3期第10回：第24回）  
有識者からのヒアリング  
・食育について  
（服部幸應・学校法人服部学園服部栄養専門学校理事長・校長）  
・キャリア教育について  
（玄田有史・東京大学社会科学研究所助教授）  
・金融を含む経済教育について  
（高橋伸子・生活経済ジャーナリスト）

平成17年9月7日 教育課程部会（第3期第11回：第25回）  
現行学習指導要領の成果と課題について

平成17年9月8日 義務教育特別部会（第33・34回）  
教育課程部会からの審議状況の報告  
・学習指導要領の見直しの基本的方向について  
・全国的な学力調査の在り方について

平成17年9月15日 教育課程部会（第3期第12回：第26回）  
教育課程部会の当面の検討課題について  
子どもたちの変化に対応した教育課程の在り方について  
社会の変化に対応した教育課程の在り方について

平成17年9月26日 教育課程部会（第3期第13回：第27回）  
国としての人材育成の在り方  
・国際的に質の高い教育水準を実現するための手立てについて  
・科学技術教育，小学校の英語教育などの在り方について

平成17年10月17日 教育課程部会（第3期14回：第28回）  
国としての人材育成の在り方  
・教師の指導方法の改善について  
地方や学校の特色を生かす教育の在り方  
・地方や学校の特色を生かす教育の在り方について

平成17年10月24日 教育課程部会（第3期15回：第29回）  
地方や学校の特色を生かす教育の在り方  
「基礎・基本」の徹底，自ら学び自ら考える「力」の育成について

平成17年10月26日 中央教育審議会総会（第52回）  
新しい時代の義務教育を創造する（答申）の決定

平成17年10月31日 教育課程部会（第3期16回：第30回）  
「基礎・基本」の徹底，自ら学び自ら考える「力」の育成について  
教育課程部会の当面の検討課題（例）についてのヒアリング  
・全国連合小学校長会

平成17年11月7日 教育課程部会（第3期17回：第31回）  
教育課程部会の当面の検討課題（例）についてのヒアリング  
・全日本中学校長会  
・全国高等学校長協会

平成17年11月18日 教育課程部会（第3期18回：第32回）  
教育課程の基準の見直しについて  
・「生きる力」の育成を目指す教育内容・目標の構造について

平成17年11月30日 教育課程部会（第3期19回：第33回）  
これからの高等学校教育の在り方について  
幼稚園教育と小学校教育の接続・連携について  
「これまでの審議の整理」に盛り込む項目について

平成17年12月5日 初等中等教育分科会（第35回）  
教育課程部会の審議状況の報告

平成17年12月8日 中央教育審議会総会（第53回）  
教育課程部会の審議状況の報告

平成17年12月12日 教育課程部会（第3期第20回：第34回）  
「これまでの審議の整理」に盛り込む項目について

平成18年1月23日 教育課程部会（第3期第21回：第35回）  
教育課程部会におけるこれまでの審議の整理について  
・審議経過報告（素案たたき台）

平成18年1月31日 教育課程部会（第3期第22回：第36回）  
教育課程部会におけるこれまでの審議の整理について  
・審議経過報告（素案たたき台）

平成18年2月8日 教育課程部会（第3期第23回：第37回）  
教育課程部会におけるこれまでの審議の整理について  
・審議経過報告（素案）

平成18年2月13日 教育課程部会（第3期第24回：第38回）  
教育課程部会におけるこれまでの審議の整理について  
・審議経過報告（案）

平成18年2月27日 初等中等教育分科会（第37回）  
教育課程部会「審議経過報告」について（報告）

平成18年3月31日 教育課程部会（第3期第25回：第39回）  
「審議経過報告」に対する意見募集の結果について  
外国語専門部会における審議の状況について  
全国的な学力調査の具体的な実施方法等に関する中間まとめについて

平成18年4月17日 中央教育審議会総会（第54回）  
初等中等教育分科会教育課程部会「審議経過報告」について

平成18年7月6日 教育課程部会（第3期第26回：第40回）  
小学校部会，中学校部会での審議について

平成18年7月14日 教育課程部会（第3期第27回：第41回）  
高等学校部会での審議について

平成18年7月24日 教育課程部会（第3期第28回：第42回）  
国語専門部会での審議について  
生活・総合的な学習の時間専門部会での審議について  
家庭，技術・家庭，情報専門部会での審議について

平成18年8月11日 教育課程部会（第3期第29回：第43回）  
家庭，技術・家庭，情報専門部会での審議について  
算数・数学専門部会での審議について  
理科専門部会での審議について  
芸術専門部会での審議について

平成18年8月29日 教育課程部会（第3期第30回：第44回）  
芸術専門部会での審議について  
健やかな体をはぐくむ教育の在り方に関する専門部会での審議について  
外国語専門部会での審議について

平成18年9月4日 教育課程部会（第3期第31回：第45回）  
外国語専門部会における審議について  
特別支援教育専門部会における審議について

平成18年9月12日 教育課程部会（第3期第32回：第46回）  
幼稚園教育専門部会における審議について  
産業教育専門部会における審議について

平成18年9月21日 教育課程部会（第3期第33回：第47回）  
社会，地理歴史，公民専門部会における審議について  
豊かな心をはぐくむ教育の在り方に関する専門部会における審議について

平成18年9月29日 教育課程部会（第3期第34回：第48回）  
教育課程企画特別部会における審議について

平成18年12月22日 教育課程部会（第3期第35回：第49回）  
【合同開催】 初等中等教育分科会（第45回）  
教育基本法の改正等について（報告）  
各学校種の目標等これまでの議論を踏まえた全体討議  
教育課程に関する諸課題について

平成19年1月10日 教育課程部会（第3期第36回：第50回）  
教育課程に関する諸課題について  
・教育基本法改正を踏まえた教育内容  
・第3期教育課程部会の審議の状況について（項目案）

平成19年1月16日 教育課程部会（第3期第37回：第51回）  
教育課程に関する諸課題について  
・第3期教育課程部会の審議の状況について（素案）

平成19年1月23日 教育課程部会（第3期第38回：第52回）  
教育課程に関する諸課題について  
・第3期教育課程部会の審議の状況について（案）

平成19年1月26日 教育課程部会（第3期第39回：第53回）  
【合同開催】 初等中等教育分科会（第46回）  
第3期教育課程部会の審議の状況について  
各学校種の目標等これまでの議論を踏まえた全体討議  
教職員給与の在り方に関するワーキンググループにおける審議経過報告（案）  
について

平成19年3月16日 教育課程部会（第4期第1回：第54回）  
部会長の選任等について  
教育課程部会運営規則等について

平成19年4月27日 教育課程部会（第4期第2回：第55回）  
高等学校の教育課程について

平成19年5月24日 教育課程部会（第4期第3回：第56回）  
国語力の育成について  
小・中学校の教育課程の枠組みについて

平成19年6月25日 教育課程部会（第4期第4回：第57回）  
到達目標の明確化，学習評価の在り方について  
道徳教育と体験学習の在り方について

平成19年7月2日 教育課程部会（第4期第5回：第58回）  
教育再生関連3法に関する国会審議の状況について  
教育課程の基準の見直しと併せて検討すべき事項について

平成19年7月13日 教育課程部会（第4期第6回：第59回）  
教育課程の基準の見直しと併せて検討すべき事項について  
専門部会において特に検討すべき事項について

平成19年8月30日 教育課程部会（第4期第7回：第60回）  
教育課程部会におけるこれまでの審議の概要（検討素案）について

平成19年9月5日 教育課程部会（第4期第8回：第61回）  
【合同開催】 初等中等教育分科会（第54回）  
平成20年度概算要求について  
教育課程部会におけるこれまでの審議の概要（検討素案）について

平成19年9月10日 教育課程部会（第4期第9回：第62回）  
教育課程部会におけるこれまでの審議の概要（検討素案）について

平成19年9月18日 教育課程部会（第4期第10回：第63回）  
教育課程部会におけるこれまでの審議の概要（検討素案）について

平成19年9月25日 教育課程部会（第4期第11回：第64回）  
教育課程部会におけるこれまでの審議の概要（検討素案）について

平成19年10月5日 教育課程部会（第4期第12回：第65回）  
教育課程部会におけるこれまでの審議の概要（検討素案）について

平成19年10月24日 教育課程部会（第4期第13回：第66回）  
【合同開催】 初等中等教育分科会（第55回）  
平成19年度全国学力・学習状況調査の結果について  
教育課程部会におけるこれまでの審議の概要（検討素案）について

平成19年10月30日 教育課程部会（第4期第14回：第67回）  
教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ（案）について

平成19年11月7日 教育課程部会（第4期第15回：第68回）  
【合同開催】 初等中等教育分科会（第56回）  
教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ（案）について

#### 【小学校部会】

平成18年4月18日 小学校部会（第1回）  
小学校教育の現状と課題，改善の方向について

平成18年4月26日 小学校部会（第2回）  
小学校教育の現状と課題，改善の方向について

平成18年6月14日 小学校部会（第3回）  
小学校教育の現状と課題，改善の方向について

平成19年8月30日 小学校部会（第4回：第4期第1回）  
小学校教育の現状と課題，改善の方向について

#### 【中学校部会】

平成18年4月17日 中学校部会（第1回）  
中学校教育の現状と課題，改善の方向について

平成18年4月28日 中学校部会（第2回）  
中学校教育の現状と課題，改善の方向について

平成18年6月6日 中学校部会（第3回）  
中学校教育の現状と課題，改善の方向について

平成18年6月29日 中学校部会（第4回）  
中学校教育の現状と課題，改善の方向について

平成19年8月31日 中学校部会（第5回：第4期第1回）  
中学校教育の現状と課題，改善の方向について

平成19年9月11日 中学校部会（第6回：第4期第2回）  
中学校教育の現状と課題，改善の方向について

#### 【高等学校部会】

平成18年4月11日 高等学校部会（第1回）  
高等学校教育の現状と課題，改善の方向について

平成18年4月24日 高等学校部会（第2回）  
高等学校教育の現状と課題，改善の方向について

平成18年6月7日 高等学校部会（第3回）  
高等学校教育の現状と課題，改善の方向について

平成18年6月26日 高等学校部会（第4回）  
高等学校教育の現状と課題，改善の方向について

平成19年8月28日 高等学校部会（第5回：第4期第1回）  
高等学校教育の現状と課題，改善の方向について

平成19年9月14日 高等学校部会（第6回：第4期第2回）  
高等学校教育の現状と課題，改善の方向について



## 【教育課程企画特別部会】

平成17年5月20日 教育課程企画特別部会（第7回）  
教育課程及び指導の在り方について

平成17年6月7日 教育課程企画特別部会（第8回）  
教育課程及び指導の在り方について  
・学習内容の設定の在り方  
・各教科等の到達目標の明確化の在り方

平成17年6月14日 教育課程企画特別部会（第9回）  
教育課程及び指導の在り方について  
・各教科等の到達目標の明確化の在り方

平成17年6月28日 教育課程企画特別部会（第10回）  
教育課程及び指導の在り方について  
・学ぶ意欲を高め、理解を深める授業の実現など指導上の留意点  
・中学校の選択教科等の在り方

平成17年7月12日 教育課程企画特別部会（第11回）  
教育課程及び指導の在り方について  
・地域や学校の特色を生かす教育の推進について

平成17年10月7日 教育課程企画特別部会（第12回）  
教育課程に関する諸課題について  
・「基礎・基本」の徹底、自ら学び自ら考える「力」の育成について

平成17年11月8日 教育課程企画特別部会（第13回）  
教育課程に関する諸課題について  
・教育内容・目標の構造化について  
・地方や学校の特色を生かす教育の在り方について

平成18年 9月 5日 教育課程企画特別部会（第14回）  
教育課程に関する諸課題について  
・教科横断的に身に付けさせたい力について

平成18年 9月15日 教育課程企画特別部会（第15回）  
教育課程に関する諸課題について  
・到達目標について

平成18年 9月27日 教育課程企画特別部会（第16回）  
教育課程に関する諸課題について  
・教科と領域間の分担と連携及び教育成果の適切な評価について

## 【国語専門部会】

平成17年3月10日 国語専門部会（第5回）  
国語教育の改善充実について

平成17年4月28日 国語専門部会（第6回）  
国語教育の改善充実について

平成17年10月5日 国語専門部会（第7回）  
国語教育の改善充実について

平成18年7月18日 国語専門部会（第8回）  
国語教育の改善充実について

平成19年7月23日 国語専門部会（第9回：第4期第1回）  
国語教育の改善充実について

平成19年9月11日 国語専門部会（第10回：第4期第2回）  
国語教育の改善充実について

## 【社会・地理歴史・公民専門部会】

平成17年3月2日 社会・地理歴史・公民専門部会（第3回）  
社会科，地理歴史科，公民科教育の改善充実について

平成17年3月15日 社会・地理歴史・公民専門部会（第4回）  
社会科，地理歴史科，公民科教育の改善充実について

平成17年5月13日 社会・地理歴史・公民専門部会（第5回）  
社会科，地理歴史科，公民科教育の改善充実について

平成17年10月4日 社会・地理歴史・公民専門部会（第6回）  
社会科，地理歴史科，公民科教育の改善充実について

平成18年8月2日 社会・地理歴史・公民専門部会（第7回）  
社会科，地理歴史科，公民科の教育の改善充実について

### 【小学校・中学校社会専門部会】

平成19年8月28日 小学校・中学校社会専門部会（第1回）  
小学校・中学校社会科教育の改善充実について

平成19年9月12日 小学校・中学校社会専門部会（第2回）  
小学校・中学校社会科教育の改善充実について

平成19年9月20日 小学校・中学校社会専門部会（第3回）  
小学校・中学校社会科教育の改善充実について

### 【高等学校地理歴史・公民専門部会】

平成19年8月24日 高等学校地理歴史・公民専門部会（第1回）  
高等学校地理歴史科，公民科教育の改善充実について

平成19年9月11日 高等学校地理歴史・公民専門部会（第2回）  
高等学校地理歴史科，公民科教育の改善充実について

平成19年9月19日 高等学校地理歴史・公民専門部会（第3回）  
高等学校地理歴史科，公民科教育の改善充実について

### 【算数・数学専門部会】

平成17年3月7日 算数・数学専門部会（第5回）  
算数・数学教育の改善充実について

平成17年5月13日 算数・数学専門部会（第6回）  
算数・数学教育の改善充実について

平成17年9月26日 算数・数学専門部会（第7回）  
算数・数学教育の改善について

平成18年7月27日 算数・数学専門部会（第8回）  
算数・数学科教育の改善充実について

平成19年7月23日 算数・数学専門部会（第9回：第4期第1回）  
算数・数学教育の改善充実について

平成19年9月18日 算数・数学専門部会（第10回：第4期第2回）  
算数・数学教育の改善充実について

### 【理科専門部会】

平成17年3月14日 理科専門部会（第5回）  
理科教育の改善充実について

平成17年5月17日 理科専門部会（第6回）  
理科教育の改善充実について

平成17年9月29日 理科専門部会（第7回）  
理科教育の改善について

平成18年7月25日 理科専門部会（第8回）  
理科教育の改善充実について

### 【小学校・中学校理科専門部会】

平成19年8月27日 小学校・中学校理科専門部会（第9回：第4期第1回）  
小学校・中学校理科教育の改善充実について

平成19年9月14日 小学校・中学校理科専門部会（第10回：第4期第2回）  
小学校・中学校理科教育の改善充実について

### 【高等学校理科専門部会】

平成19年8月21日 高等学校理科専門部会（第9回：第4期第1回）  
高等学校理科教育の改善充実について

平成19年9月12日 高等学校理科専門部会（第10回：第4期第2回）  
高等学校理科教育の改善充実について

平成19年9月19日 高等学校理科専門部会（第11回：第4期第3回）  
高等学校理科教育の改善充実について

### 【外国語専門部会】

平成17年3月11日 外国語専門部会（第6回）  
外国語教育の充実改善について

平成17年4月27日 外国語専門部会（第7回）  
外国語教育の充実改善について

平成17年10月14日 外国語専門部会（第8回）  
外国語教育の改善充実について

平成17年11月11日 外国語専門部会（第9回）  
外国語教育の改善充実について

平成18年1月27日 外国語専門部会（第10回）  
外国語教育の改善充実について

平成18年2月21日 外国語専門部会（第11回）  
小学校における外国語教育について  
・条件整備について  
・ALT、留学生等の外国人の活用について  
・教材・教具について

平成18年2月28日 外国語専門部会（第12回）  
外国語教育の改善充実について  
有識者からのヒアリング（小学校段階における英語教育について）  
・渡邊 時夫 清泉女学院大学教授  
・大津 由紀雄 慶應義塾大学言語文化研究所教授

平成18年3月14日 外国語専門部会（第13回）  
小学校における英語教育について  
・現状と課題，目標と内容，国語力の育成との関係，中学校と高等学校の英語教育との関係について  
・条件整備，指導者，教材と教具について

平成18年3月27日 外国語専門部会（第14回）  
「小学校における英語教育について（外国語専門部会における審議の状況）（案）」  
について  
・小学校における英語教育の現状と課題について  
・小学校における英語教育の目標と内容について  
・小学校における英語教育に関する教育条件について  
・小学校における英語教育の教育課程上の位置付けについて

平成18年7月27日 外国語専門部会（第15回）  
外国語教育の改善充実について

平成19年7月17日 外国語専門部会（第16回：第4期第1回）  
外国語教育の改善充実について

平成19年8月27日 外国語専門部会（第17回：第4期第2回）  
外国語教育の改善充実について

平成19年9月14日 外国語専門部会（第18回：第4期第3回）  
外国語教育の改善充実について

### 【芸術専門部会】

平成17年7月29日 芸術専門部会（第1回）  
初等中等教育全体を通じた芸術教育の在り方について

平成17年8月30日 芸術専門部会（第2回）  
初等中等教育全体を通じた芸術教育の在り方について

平成17年9月28日 芸術専門部会（第3回）  
芸術教育の改善について

平成18年7月28日 芸術専門部会（第4回）  
芸術教育の改善充実について

平成19年7月19日 芸術専門部会（第5回：第4期第1回）  
芸術教育の改善充実について

平成19年9月4日 芸術専門部会（第6回：第4期第2回）  
芸術教育の改善充実について

### 【家庭，技術・家庭，情報専門部会】

平成17年8月8日 家庭，技術・家庭，情報専門部会（第1回）  
家庭科，技術・家庭科，情報科の教育の在り方について

平成17年8月17日 家庭，技術・家庭，情報専門部会（第2回）  
家庭科，技術・家庭科，情報科の教育の在り方について

平成17年9月22日 家庭，技術・家庭，情報専門部会（第3回）  
家庭科，技術・家庭科，情報科の教育の改善について

平成18年7月20日 家庭，技術・家庭，情報専門部会（第4回）  
家庭科，技術・家庭科，情報科の教育の改善充実について

平成19年7月20日 家庭，技術・家庭，情報専門部会（第5回：第4期第1回）  
家庭科，技術・家庭科，情報科の教育の改善充実について

平成19年9月12日 家庭，技術・家庭，情報専門部会（第6回：第4期第2回）  
家庭科，技術・家庭科，情報科の教育の改善充実について

#### 【健やかな体をはぐくむ教育の在り方に関する専門部会】

平成17年5月19日 健やかな体をはぐくむ教育の在り方に関する  
専門部会（第6回）

審議のまとめ  
・ 体育の目的の具体的内容について

平成17年5月27日 健やかな体をはぐくむ教育の在り方に関する  
専門部会（第7回）

審議のまとめ  
・ 保健の目的の具体的内容について

平成17年6月8日 健やかな体をはぐくむ教育の在り方に関する  
専門部会（第8回）

審議のまとめ  
・ 体育の目的の具体的内容について

平成17年6月20日 健やかな体をはぐくむ教育の在り方に関する  
専門部会（第9回）

審議のまとめ  
・ 保健の目的の具体的内容について

平成17年6月30日 健やかな体をはぐくむ教育の在り方に関する  
専門部会（第10回）

審議のまとめ  
・ 体育の目的の具体的内容について

平成17年7月14日 健やかな体をはぐくむ教育の在り方に関する  
専門部会（第11回）

審議のまとめ  
・ 審議経過の概要について

平成17年7月27日 健やかな体をはぐくむ教育の在り方に関する  
専門部会（第12回）

審議のまとめ  
・ これまでの審議の状況について

平成18年8月8日 健やかな体をはぐくむ教育の在り方に関する  
専門部会（第13回）

体育科及び保健体育科教育等の改善充実について

平成18年8月16日 健やかな体をはぐくむ教育の在り方に関する  
専門部会（第14回）

体育科及び保健体育科教育等の改善充実について

平成19年7月25日 健やかな体をはぐくむ教育の在り方に関する  
専門部会（第15回：第4期第1回）

体育科及び保健体育科教育等の改善充実について

平成19年8月28日 健やかな体をはぐくむ教育の在り方に関する  
専門部会（第16回：第4期第2回）

体育科及び保健体育科教育等の改善充実について

平成19年9月4日 健やかな体をはぐくむ教育の在り方に関する  
専門部会（第17回：第4期第3回）

体育科及び保健体育科教育等の改善充実について

#### 【豊かな心をはぐくむ教育の在り方に関する専門部会】

平成17年3月14日 豊かな心をはぐくむ教育の在り方に関する  
専門部会（第4回）

豊かな心をはぐくむ教育の改善充実について

平成17年5月10日 豊かな心をはぐくむ教育の在り方に関する  
専門部会（第5回）

豊かな心をはぐくむ教育の改善充実について

平成17年9月27日 豊かな心をはぐくむ教育の在り方に関する  
専門部会（第6回）

豊かな心をはぐくむ教育の改善充実について

平成18年7月31日 豊かな心をはぐくむ教育の在り方に関する  
専門部会（第7回）

豊かな心をはぐくむ教育の改善充実について

平成19年8月23日 豊かな心をはぐくむ教育の在り方に関する  
専門部会（第8回：第4期第1回）

豊かな心をはぐくむ教育の改善充実について

平成19年9月20日 豊かな心をはぐくむ教育の在り方に関する  
専門部会（第9回：第4期第2回）  
豊かな心をはぐくむ教育の改善充実について

平成19年10月15日 豊かな心をはぐくむ教育の在り方に関する  
専門部会（第10回：第4期第3回）  
豊かな心をはぐくむ教育の改善充実について

#### 【生活・総合的な学習の時間専門部会】

平成17年3月1日 総合的な学習の時間専門部会（第3回）  
総合的な学習の時間の改善充実について

平成17年3月16日 総合的な学習の時間専門部会（第4回）  
総合的な学習の時間の改善充実について

平成17年7月26日 生活・総合的な学習の時間専門部会（第5回）  
総合的な学習の時間の成果と課題の検証等  
生活科の成果と課題の検証等

平成17年8月30日 生活・総合的な学習の時間専門部会（第6回）  
総合的な学習の時間の改善充実について  
生活科の改善充実について

平成17年9月21日 生活・総合的な学習の時間専門部会（第7回）  
生活科，総合的な学習の時間の改善充実について

平成18年7月19日 生活・総合的な学習の時間専門部会（第8回）  
生活科，総合的な学習の時間の改善充実について

平成19年8月21日 生活・総合的な学習の時間専門部会（第9回：第4期第1回）  
生活科，総合的な学習の時間の改善充実について

平成19年9月14日 生活・総合的な学習の時間専門部会（第10回：第4期第2回）  
生活科，総合的な学習の時間の改善充実について

第4回までは，総合的な学習の時間についてのみ審議

#### 【幼稚園教育専門部会】

平成17年10月19日 幼稚園教育専門部会（第1回）  
幼稚園教育の改善充実について

平成18年1月24日 幼稚園教育専門部会（第2回）  
幼稚園教育と小学校教育の連携・接続について

平成18年3月17日 幼稚園教育専門部会（第3回）  
幼稚園教育と小学校教育の連携・接続について

平成18年6月5日 幼稚園教育専門部会（第4回）  
幼稚園における子育て支援の在り方について

平成18年6月30日 幼稚園教育専門部会（第5回）  
幼稚園における教育内容の改善について

平成18年7月14日 幼稚園教育専門部会（第6回）  
幼稚園における教育内容の改善について

平成18年8月16日 幼稚園教育専門部会（第7回）  
幼稚園における教育内容の改善について

平成18年8月28日 幼稚園教育専門部会（第8回）  
幼稚園における教育内容の改善について

平成19年7月20日 幼稚園教育専門部会（第9回：第4期第1回）  
幼稚園教育の改善充実について

平成19年8月27日 幼稚園教育専門部会（第10回：第4期第2回）  
幼稚園教育の改善充実について

#### 【特別支援教育専門部会】

平成18年3月14日 特別支援教育専門部会（第1回）  
特別支援教育に係る教育課程の改善充実について

平成18年4月14日 特別支援教育専門部会（第2回）  
特別支援学校の教育課程について

平成18年4月28日 特別支援教育専門部会（第3回）  
特別支援学校，特別支援学級，通級による指導等の教育課程について

平成18年5月15日 特別支援教育専門部会（第4回）  
自立活動について

平成18年5月29日 特別支援教育専門部会（第5回）  
ICFについて  
自閉症について  
重複障害者の教育課程について

平成18年6月12日 特別支援教育専門部会（第6回）  
知的障害養護学校の各教科について

平成18年6月26日 特別支援教育専門部会（第7回）  
特別支援教育に係る教育課程の改善の方向について

平成18年7月12日 特別支援教育専門部会（第8回）  
特別支援教育に係る教育課程の改善充実について

平成18年10月30日 特別支援教育専門部会（第9回）  
特別支援教育に係る教育課程の改善の方向について

平成19年1月12日 特別支援教育専門部会（第10回）  
特別支援教育に係る教育課程の改善の方向について

平成19年9月11日 特別支援教育専門部会（第11回：第4期第1回）  
特別支援教育に係る教育課程の改善の方向について

平成18年7月31日 産業教育専門部会（第5回）  
ヒアリング

平成18年8月7日 産業教育専門部会（第6回）  
論点整理

平成18年8月30日 産業教育専門部会（第7回）  
論点整理

平成19年8月31日 産業教育専門部会（第8回：第4期第1回）  
産業教育の改善充実について

平成19年9月7日 産業教育専門部会（第9回：第4期第2回）  
産業教育の改善充実について

平成19年9月20日 産業教育専門部会（第10回：第4期第3回）  
産業教育の改善充実について

#### 【産業教育専門部会】

平成18年4月24日 産業教育専門部会（第1回）  
産業教育の現状と課題，改善の方向について

平成18年6月2日 産業教育専門部会（第2回）  
産業教育の現状と課題，改善の方向について

平成18年6月22日 産業教育専門部会（第3回）  
各教科の現状と課題について

平成18年7月14日 産業教育専門部会（第4回）  
ヒアリング